

〔表紙〕

齊彬公史料

市來四郎編

嘉永二年

〔本文頭初に、「元国事歟掌史料（紙数三十一枚）」の記載あり〕

目録

大島大和浜沖ニ異国船通航発砲ス

長崎援兵準備

当時ノ概況

大島實久間切ニ異国船通航ノ報

水戸前中納言齊昭公齊彬公御囑託ノ額字揮毫ノ件水戸徳川家所蔵

右ニ対スル齊彬公御書牘全上

琉球事情及地図并洋銃御贈遺、御参邸御對話等ノ件全上

〔防海策及御詠歌・洋書・燧石製造・印影鏡等ノ件全上
右ニ対シタル水戸公御書簡全上

一 一万方及洋書貸借等ノ件全上

右ニ対スル水戸公御書牘全上

洋書・燧石・印影鏡并ニ尾州・越前・下曾根及琉球詠歌等ノ件全上

物品贈受ノ件全上

印影鏡伝書松前・琉球・尾張国相并人造燧石等ノ件全上

右ニ対スル水戸公御書翰全上

牛痘・鉄礮・洋品等ノ件全上

地図・牛痘種并御参邸日期等ノ件全上

牛痘ノ種御贈遺并御贈答御詠歌世評等ノ件全上

以上十八条

九四 大島大和浜沖ニ異国船通航発砲ス

正月六日、異国船一艘大島大和浜ノ洋三里許ヲ、西ヨリ東ノ方ニ向テ通航シ、大砲数発ス、何故ニ砲発シタルヲ知ラス、又何レノ国船ナルモ標旗分明ナラサリシ趣ヲ報告ス、

九五 長崎援兵準備

長崎出張人数御役々挑灯

一御使番御目付ハ上二十文字御紋付、脇ニ使番目付ト書ク、

一右之外輕役者自分紋所ニ、薩州小頭玉葉方役々何々ト書ク、

諸郷物主之挑灯

一馬上腰挑灯ニ自分紋所、左右ニ御紋付、前後ニ何方物

主ト書ク、

一弓張挑灯ハ常式之通自分紋所迄ニテ、物主之字不書、

私領物主小指旗

一浅黄地ニ三部一裾紺、何方物主ト書ク、

但寸尺御定之通、

諸郷目付

一馬上腰挑灯左右ニ自分紋所墨ニテ前後ニ何方目付ト朱

ニテ書ク、

御軍賦役

一同二引山道并前後ニ御軍賦役ト朱ニテ書ク、無紋、

右通被相定候条、向々へ可申渡候、

二月

御軍役方御家老座印

九六 當時ノ概況

(嘉永二年)

庚戌二月鍋島齊正、長崎港口高鋒香焼ノ島嶼散布、海門守備未タ全カラサルヲ以テ、砲台ヲ神島・伊王島ニ所ニ築カント請フ、聴サス、齊正以為ラク、幕府因循空ク歲月ヲ過ク、若シ此二島ヲ乞ヒ得レハ、一藩ノ力ヲ以テ之レニ備ント、幕府之ヲ許ス、乃チ山ヲ削リ海ヲ填メ、神島・四郎島二島ヲ埋統シ砲台ヲ築キ、戍兵ヲ置テ之ヲ守ル、

此役齊正地凶ヲ製シ意見ヲ書シ、之ヲ真田幸貫・伊達宗城ニ謀ル、幸貫曰ク、山ニ狩スル獵夫ニ問ヒ、水ニ漁スル釣者ニ問フヘシ、余ハ山中ノ人ナリ、何ソ其得失ヲ論セント、齊正強テ之ヲ要ス、乃チ宗城ト共ニ得失ヲ講究ス、齊正奮フテ從事スト云フ、

九七 大島實久間切ニ異国船通航ノ報

二月七日、異国船一艘同島實久ノ洋六七里ノ洋ヲ西ニ向テ通航シ、同地ノ洋ニ一時余碇泊セリ、是モ又標旗分明ナラサリシ趣ヲ報告セリ、

同月十三日、夕刻異国船一艘、大島ノ内與呂・宇計島洋凡三里余ノ所ヲ通航ス、

四月十一日、異国船一艘、大島比賀間切ノ洋凡五里北ヨリ南ニ向テ通航ス、非常ノ大船ニテ帆柱四本ナリシト、標旗分明ナラサリシト報告ス、

九八 水戸前中納言齊昭公齊彬公御囑託ノ額字

揮毫ノ件 嘉永二己酉年正月十八日

太平之朝儀、万里一和如春薰愛度申納候、御起居愈勇猛被致加年令抔賀候、隱棲依然御放棄可給候、右春詞如此候也、

孟春十又八 齊昭

修理大夫殿

参

二白、旧臘は寒中御尋問入御念候、兎角不時之暖氣御厭可被成候、御囑託之額字致一揮候処、于今腕痛

不致全快甚醜候、他へ御申付可被成候、不一、
〔篆書〕「慎 獨」

其身より

国民迄もし 誠を物の

のひなむ

はしめと

ハシて

九九 右ニ対スル齊彬公御書牘

先頃ハ尊書難有拜見仕候、追々暖和之節御座候得共、益御機嫌能恐悦奉存候、然ハ兼テ相願置候御書物早速頂戴被仰付、難有永重宝可仕万々難有奉存候、此品(何品ナルヤ詳ナラス)誠麓末之至ニ御座候得共、御礼ノ心迄進上仕候、甚タ延引恐入候得共、御請御礼迄奉申上候、恐惶頓首、

四月三日

猶々、時氣折角被遊御自愛候様奉存候、以上、

修理大夫

上 御請

〔島津齊彬文書には嘉永三年とあり〕

一〇〇 琉球事情及地図并洋銃御贈遺、御参邸御
対話等ノ件 薩侯答書

御別紙拜見仕候、琉球并ニ島々画図之儀、奉畏候へ共、
当地江は一切昔より取寄置不申極りゆへ無之候、若弥
御用ニも御座候ハ、運阿彌より御口上にて被仰下候
ハ、国元江申遣候うへ否可申上候、甚恐入候へ共、
此段奉申上候、

一此度之ゲペールは、品柄ゆへ封箱にて奉差上候、国元
にて追々出来仕候間、御笑草ニ奉入御覽候、

一伊達(宗城公)より内々承知仕候、御家政向も御相談被
為在候様被仰出候由、恐悦之至奉存候、何卒追々は天
下之御政事も御口入相成候様奉祈候、

一此度は御請別て延引恐入奉存候、和方一万方も差上候
間、寛々御留置にて御覽奉願候、

一最早御屋形にて拝顔等相願候御都合も御座候や、何卒
御目見も仕度、其内御都合も宜敷候ハ、願上候様仕
度、極内々奉申上候、

一此節通詞持越候蘭書、御手ニ入候事と奉存候、私も四

五部手ニ入候へ共、格別珍敷書も無御座候、

一崎陽御手当等之事も、筑・肥申立通ニも参兼、とかく
(黒田奇清・鍋島吉正)

御勘定辺(幕ノ御勘定奉行等ヲ云フ)むつかしく候由、今
少し崎陽・浦賀御手当無之候ては、国持(国主・大名)

初メ私領猶以行届キ兼候事と奉存候、雲上江貫き候被
(朝廷)

遊方は無之候や、恐入候へ共、御内々奉申上候、

一琉之事、当年は未タ便りも無之候、英人相変候事も無
(ベッテルハイム)

御座よし、当年は迎船も可参やと、日々存候事ニ御座
候、先は先日之御請旁奉申上候、以上、

四月三日 修理大夫

上 御請

一〇一 防海策及御詠歌・洋書・燧石製造・印影鏡
等ノ件 (島津斉彬文書にて校訂)

別紙御請奉申上候、琉国之儀其後何事も不申参候、別
紙御届書(此別紙送ス)之後、又々渡来仕候事と存候得
共、何事も不申参候、追々異船渡来甚タ心配之義ニ御
座候、浦賀江渡来之異船様子も内々承知仕候、誠可悪
事と奉存候、此度は何卒御所置被仰出度事と奉存候、

種々申上度儀も御座候へ共、其内可申上候、此度諸役人江も存寄（則海防策建言）書之事被仰出候よし、御前にも思召書被仰上候や、御内々同度奉存候、

一 蘭書目之儀、別紙奉差上候、外にも宜敷書物御座候へ共、高直にて余り無益ニ御座候間、乍残念買入不仕候、此義先日井戸〔覺弘、長崎奉行〕對馬江も申談候処、來春よりは相当之処ニ相成候様、折角骨折可申との事ニ御座候、御笑草ニ申上候、

一 煩鉄書未々全備不仕候、肥前家來玄朴方江度々申遣候へ共、いまだ不殘遣し不申候、一二冊にて宜敷御座候ハ、追々差上候様ニ可仕候、

一 燧石之道具、被仰下候通分り兼申候、則道具入御覽申候、御工夫奉願候、此義も承りニ遣置候間、当秋は可相分と奉存候間、知れ候ハ、早々可申上候、

一 印影鏡（写真鏡）之儀、少々道具もいたみ、其うへ仕かけ様不宜候や、十分ニ相成不申、其内十分ニ出来候ハ、可奉入御覽候、

一 市ヶ谷（尾州候）も此度は四ツ谷〔高須藩主松平義建子慶勝〕（松平撰津守）御相統被仰出、重疊之儀奉存候、小子にも兼て懇意にも仕候事故、暇乞旁先日罷越候間、誠ニ不入事ニは御座候得共、

若や国家御一助にも可相成やと、西洋諸国之光景并ニ海岸防禦一条、細々申上置候、御引移後も追々可申上候間、御都合宜敷節追々被仰立候て、寛猛之内御治定ニ相成、如当時其節計り御手当等無之、大丈夫ニ御所置有之候様ニとの事、何卒被仰立候様申上置、又攝津守（全上）江も細々申聞候処、同人にも厚引請候様子ニ御座候間、御前よりも市ヶ谷は勿論、攝津守江も被仰下候ハ、別て可然、御前并ニ市ヶ谷両公厚御沙汰御座候ハ、閣老初メ張込も可宜哉と、乍恐此段奉申上候、甚々延引恐入候へ共、先日之御請旁奉申上候、以上、

追て最早度々尊書被成下候ても、掛念之儀も薄く御座候間、恐入候得共、此段奉申上候、以上、

別紙

蘭書目録

- 〔花火術〕 ヒユウール・ウエルケン 一冊
- 〔鐵砲〕 ベキサンス・ボンベ・カノロン 一冊
- 〔築城術書〕 エンゲルベルト・ベヘスチングス・キユンスト 一冊
- 海岸防禦之書 ヒユキエニニコセツテール・スコテン趨射法 一冊

ランドルリフト・ウエーゲンスヘット・シキート・
エンセイド・ゲヴェール煩懣手銃之訓練 一冊
メルキユス強国新書 一冊

当時伊達遠江守(宗城公)へ遺置候

ケルケウエーキ

フェルステルキングス・キユンスト 一冊

ピユスコロイド 一冊

ホウキユンジヘレール・キユルシユステテン・ケプロ

イケ 二冊

テル・コーニンゲレーキ・ミルタイレ・アカデミー

(「島津斉彬文書にて校訂」)

一〇二 右ニ対シタル水戸公御書簡

令披閱候、疏国届書落手、模様も粗相分忝存候、此上
共申来候ハ、致一寛度候、浦賀之事ニ付、諸役人へ存
寄書(海防策建言ト唱フ)差出候様被仰付候由、右ニ付下
官も致建白候やとの御申聞、何も承り申候、下官儀ハ
幼年より異船之事憂居候故、必や使無訟乎之意味ニて
家督以来十ヶ年前より上書建議數十度ニ及候、其頃ハ
有志之大小名等も、於當中咄申候へハ、下官致過憂候

を笑ひ候程ニて、下官のミ区々之心底已むニやまれず、
数十度之建白ニ及候、実ニ天下之御為を存候余りせめ
ても之義、国中之武備整候ハ、非常之節一方之御
為ニも可相成と、種々心配致候耳にて、蒙 御勘気候
処、其年より追々異船渡来、先年より建白之通りニ相
成り、一人之先見此ニ至て驗ある様にて甚恐多存候、
乍然只今ニてハ有志之人々ハ勿論、其外ニも目を覚候
者不少、於
幕府も本文之通り、夫々之存寄被遊 御聞候程ニ相成
候上ハ、諸有司も手揃之事と存候へハ、定て良策も有
之、御決断ニ相成候半と存候、敗軍之将同様之下官、
何事も不及申候、

思ふ事いはてたゞにや止めへきといふ古歌抔思ひ
出て

今更に何をかいはんむさし野の

蓬か中のあさましの身は

とのミ存候、御一笑々々、呵々々乍略儀貴書へ認加申候御海怒可給候也

水戸隠士

修理殿

再答

此朱書ノ処ノミ切テ、先ヨリ来ル書中ニ朱ニテ書加ヘ遣ス、

別紙

別紙蘭書目忝存候、右之内

ベキサンス・ボンベ・カノヨン新製大
筒之番

右ハ下官方ニ有之候藤堂より和解書来ル

ヒユールウエルケン西六月七日和解書薩州より来ル

右原本ハ下官ニ御座候ヘ共、和解書ハ未所持不致候、

右之外ハ、原本並和解書未所持不致候故、ヒユールウ

エルケンを初、和解書御所持ニ候は、追々借覽致度

御頼申候、可相成ハ、ヒユキエニン云々、○ピユスコ

ロイド、○ヨンドルリフト云々、ヒユール・ウエルケ

ン等の中を先ニ借覽致度候、下官方ニても、一二取入

候ヘ共、御申聞之通り存外高直候故、乍残念見合申候、

尤未和解ハ不仕候、御用ニ候ハ、いつニても入御覽候

様可致候、右之外和漢書ニても手元所蔵ニ御座候分ハ、

御好之分入貴覽可申候故、無御遠慮被仰越候様ニと存

候、

〔島津斉彬文書にて校訂〕

一〇三 一万方及洋書貸借等ノ件

薄暑之節御座候処、御機嫌克被為入、恐悦奉存候、然

は一万方御写被仰付候由、寛々御留置候て宜敷御座候、

跡五千方も多紀樂真院江御座候由ニ、〔幕府奥医師、元堅〕近比承り候間奉

申上候、此品甚々龜末ニ御座候得共、国元ニて製候通

ニ申付候鮓ニ御座候間、御側迄差上候、松平越前守〔慶

永公〕事毎々於殿中咄合も仕候、余程志も御座候様ニ奉

存候、先は御内々御機嫌伺奉申上度如斯御座候、恐惶

頓首、

五月廿二日

修理大夫

上 御側中

猶々、時氣折角被遊御厭候様奉存候、以上、

〔島津斉彬文書にて校訂〕

一〇四 右ニ対スル水戸公御書牘

如諭不時之氣候候処、入土旺俄ニ炎暑ニ相成候、先々

無御障令扑躍候、一万方云々御教示忝存候、且佳製之

鮓預附贈令賞味候処、殊之外醇美ニて、不図致瀟腹候、

毎度品々御投惠御厚志之段紙上ニ難述尽、草々申進候也、

六月三日

水戸隠士

修理大夫殿却復

二白、為

天下隨時御加養專一ニ存候、此品如何敷候へ共、為御一笑進申候也、

(島津斉彬文書にて校訂)

一〇五 洋書・燧石・印影鏡并ニ尾州・越前・下曾根

及琉球詠歌等ノ件

一筆呈上仕候、甚暑之節御座候得とも、益御機嫌能御座被遊恐悦奉存候、此品庵末之至ニ御座候得とも、御側迄進上仕候、暑中ニ付、御機嫌伺可申上如斯ニ御座候、恐惶謹言、

六月七日

尚々、暑氣折角被遊御厭候様奉存候、以上、

別紙申上候、

和解書之儀奉畏候、

ヒユールウエルケン奉差上候、

其外は未タ和解皆成就不仕候、追々出来次第差上候様可仕候、和漢書之儀難有奉存候、追々相願候様可仕候、一御重之内難有奉存候、珍敷御品にて、暑氣之時分別して難有奉存候、

(山ヶ野金山)

一燧石之儀承知仕候、山出之石ニても、中々十分ニ細工出来兼申候、当年蘭人江承候様申遣置候間、相知れ候ハ、可申上候、

一市ヶ谷(尾州候)之儀云々、追々ニ松越(越前候)等申

合セ御進メ可申上と奉存候、乍然此間も、成瀬事大キ

ニ閉口仕候やニ薄々承申候、いつれ追々様子可申上候、

(尾張藩用人)

夫ニ津田縫殿等随分海岸等志も御座候やニ御座候、

一燧石国よりは宜敷品出来兼申候、余り堅過候間、細工六ヶ

しく、玉も宜敷品出来兼申候、此間外より承候ニは、

製造燧石之法御座候よし、蘭品も夫ニては無之やと申

事ニ御座候、

一印影鏡(写真鏡)は、先翫物と奉存候、乍然彼方ニては

画像取かハし申候風儀と承候間、夫らの為ニは宜敷品

と奉存候、十分出来候ハ、入貴覽候様可仕候、

(琉球)

一中山其後何も不申參候、去ル閏朔日、佐多之沖合異船東之方より参り、屋久島之方江通り候よし、多分中山

江参候やと奉存候、且又此度は別段何も不被仰上段承知仕候、此度最早諸役人書面(海防策)出揃之様子ニ聞得申候、近日ニ閣老中評議有之よし承申候、乍恐思召も被仰上候ハ、猶更閣老気分も引立可申やと奉存候、御詠歌も御尤之御儀ニは御座候得共、

武蔵野にしける蓬の白露を

君ならずして誰かはらハむ

恐入候得共、御笑草に申上候、

〔信惣〕
一 下曾根(砲術家)も、一 昨夕辰ノ口(阿部正弘)より浦賀

江罷越、与力等江師範仕候、且自分試も仕候様、年々夏秋は相話候様、又異船渡来之節は、罷越候様被仰付候段承り申候、先々少しは開け候小口かと奉存候、猶承候儀も御座候ハ、追々申上候様可仕候、
先は御請旁奉申上候、頓首百拜、

六月七日 修理大夫

上 申上

〔島津吉彬文書にて校訂〕

一〇六 物品贈受ノ件

一筆啓上仕候、冷気相増候処、益御機嫌克被遊御座、

恐悦奉存候、然は其後久々御機嫌不相同恐入奉存候、昨日始て大井下屋敷(大井村別邸)にて捉飼仕候ニ付、真鷹一羽致進上候、先は御機嫌伺旁可申上如斯御座候、恐惶謹言、

九月五日 修理大夫

上 申上

猶々、不順之時候、折角被遊御厭候様奉存候、
書添

別紙申上候、松前又々異人漂流之由承り申候、誠ニ以て可悪事と奉存候、一日も早く海岸御手当被仰出候様仕度、此間中内々承合候へ共、いまた急ニは被仰出ニも成ましき様子ニ伝承仕候、

一 五島・松前城主之儀、如尊命現事之為ニは、格別御益ニも相成まし、外間計之様奉存候、松前ニは十分御手当有之、千島不殘御徳化ニ服従いたし候様有之度事と奉存候、其外東海百里程之処ニ佐渡位之無人島有之、
〔小笠原島〕
獸類多き処有之、材木沢山成由ニ内々伝承仕候、是等も御処置無之、異人入手ニ相成候ハ、別度度々浦賀渡来無疑事かと奉存候、且又浦賀之儀、内々下曾根より申遣候、承及候より御手薄之由、とても防禦思ひも

よらぬ事と申遣候、当時右書可仕心得之由、内分申越候、

一 疏其後何事も無之候、中々当年英人(伯徳令)帰国可仕様子ニハ無之候、相知候ハ、早々可申上候、

一 市ヶ谷(尾州慶恕公)江も於宮中種々申上候、近々如何

ニ被仰出候やと、直ニ阿闍江御尋被遊候様ニ願置申候、

猶又先日は御用人津田縫殿江も委敷申談候処、同人は

兼て大砲之儀は所存も御座候ものにて、同意にて、よ

き折成瀬(隼人正)初メ江も談合いたし、工夫も可致旨

申聞候、其節此度四ツ谷(松平振津守)より余り色々申

出ニ相成困り候旨も申聞候間、五家之事等も何となく

申出候処、四之谷趣意尤之儀も御座候へ共、時節早く

何卒一度御下国にて、其うへ万事被仰出度、五家之儀

は、三代(家光公)様より御直ニ上意之旨も、御直筆ニ

て御留メニ相成候御書付も有之候間、夫らをも御覽被

遊候うへに、万事被仰出候様ニ相成候へはよろしく、

序之節も御座候ハ、四ツ谷并ニ宰相様江も、先々

御扣目之方可然と申上呉候様に、極内々申聞候事にて

御座候、津の守(義輝)(松平振津守)未タ不快ゆへ不申聞候得

共五家之儀被仰下候儀も御座候間、御内々奉申上候、

一 燧石拜見難有奉存候、余程よろしく、早速試も仕候処

火の出もよろしく、御沙汰之通り山出シ之石にて御座

候ハ、可然奉存候、私ニも種々試験へ共、十分ニ難

出来候処、此間事林廣記之中に、石を軟ニ仕候法見出

シ候間試験候処、少しは切安く相成申候間、右之石入御

覽候、御試奉願候、

一 製造燧石之儀は、尋常之青硝子を蒸焼ニ仕候よし伝承

仕候へ共、委細は承り不申候。○遺石ノコト災用ニ遺スヤ否ヤ

一 煩鉄之書誠ニ恐入奉存候、度々催促申遣候へ共、取揃

不遣候間、先ツ三冊差上申候、全部出来之様子ニ御座

候得共、校合出来兼候よし承り申候、

一 小石川(水戸本邸)御立寄之節、弥御対顔も被為在候や、

極内相同度奉存候、是迄之御都合之儀も極内宗益(伊

東)より拜承仕候、何卒中途邪物(中途邪物誰タルヲ知ル

ニ由ナシ)早く退散ニ相成候様仕度ものと奉存候、宗益

は毎度出会仕り候、至極頼母しき人と奉存候、先は極

内此段奉申上候、御火中奉願候、以上、

九月五日

追て奉申上候、無名之上書(何人之上書ナルヤ詳ナラス)如きもの、内々二通手ニ入申候、御内々入貴覽候様

可仕哉、先此段奉伺候、以上、

修理大夫

〔島津斉彬文書にて校訂〕

一〇七 印影鏡伝書・松前・琉球・尾張国相井人造

燧石等ノ件

日本史之一条細々被仰下難有奉存候、何卒早く寒氣退散相成候様〔寒氣云々、森ノ隠語ナラム〕、恐ながら奉存候、過日被仰下候丸薬〔白田忠道、老中、宇都宮藩主〕、中々御休薬之様子無之よし、宗等も只々心配之様子ニ相見得申候、〔伊東宗益、幕府医医師〕

一印影鏡之儀恐入奉存候、けして秘候訳には無之、引薬〔写真機〕

計申上候ても、十分御分り兼と奉存候間、右訳書有之〔川本幸民訳〕

候間写可差上、先日以来尋候得共、仕舞込ミ候や尋出不申、延引ニ相成恐入奉存候、近日中訳書尋出候ハ、

差上候様可仕、大意左ニ申上候、

一鏡にヨザユーム之氣をうけさせ、夫よりプロミユム之氣をうけさせ、影をうつし、夫より水銀之蒸氣ニ当て、十分ニ影あらはれ候上、硝石精十五倍之蒸留水〔留〕を加、

洗ひ上、其上清水ニて清浄ニ洗ひ上申候、

先大意奉申上候、

一先日之小冊は、私所持之品ニ御座候間、直ニ御請取申上候、

一不気候云々、実ニ御尤ニ奉存候、九州・中国余程之水之よしニ御座候、琉国何も無事之よし、最早琉人も国迄は上国仕申候〔参府ノ為上國ス〕、異船渡来も無之との事ニ御座候、領分海岸ニて一度見掛候計ニ御座候、先は御請早々奉申上候、以上、

九月五日

修理大夫

御請

〔島津斉彬文書にて校訂〕

一〇八 右ニ対スル水戸侯御書翰

如諭冷氣之処、万福令抔賀候、兼約之書冊并鷹之鷹投〔鷹投書〕、惠忝存候、国産之鰯聊令表謝意候也、

九月初七嘉永酉也

二白、御端書之趣忝存候、其許ニも為天下折角加養可被致候、不一、

水戸隠士

修理大夫殿

御報

〔島津斉彬文書にて校訂〕

一〇九 牛痘・鉄磧・洋品等ノ件

寒冷之節御座候得共、益御機嫌能被遊御座恐悅御儀奉
存候、然は先日は御国製御脇指并ニ石摺品々拝領被仰
付、誠ニ以て恐入難有奉存候、御礼早速可申上處、先
月中久々風邪ニて引入罷有り、大延引ニ相成、何共恐
入奉存候、先は右御礼申上度、御側迄奉申上度如斯ニ
御座候、恐惶頓首、

十一月十五日

尚以、寒氣折角被遊御厭候様奉存候、豚肉両種進上
仕候、以上、

(別啓)

別紙申上候、御立寄之御都合等申上候ニ付、不存寄拜
領もの誠ニ恐入奉存候、宗へも早速頂戴為仕候處、御
礼申上度やしき迄參り申候、一枚は国元医学館(伊東宗徳)医学院
一名神農堂江遣し、類ニ仕り候筈ニ御座候、茶之御説
も茶道之心得ニも相成候間、茶道詰所(御数寄屋トモ唱)
フ江類ニ取仕立候事ニ御座候、一枚は私居間之小座
御小座ト唱フ江掛候義ニ御座候、

一 小梅之義(水戸別邸、小梅村ニアリ)誠ニ難有奉存候、い
つニても罷出候様可仕、御沙汰次第略供ニて罷出候て
もよろしく御座候、何卒御都合よろしき節罷出、御目
通りニて万々申上度奉存候、

一 牛痘之義最早御聞ニ入候や、此節内々肥前守(佐賀侯)
持越シ、小兒江十人程も植付申候、近々私方小兒江も
植付候筈ニ御座候、蘭説通り少シ之掛念も無之よし、
当地蘭医之者共も感服之よしニ承り申候、序ゆへ奉申
上候、

一 下曾根(金三郎)も十一日ニ帰着仕候、竹橋御筒(城中
竹橋内ニ銃砲倉アリシト)も廻り候處、是迄役ニ立不申と
の事ニて、御仕舞ニ相成居候處ニ、少しも申分無之、
打試出来候よし、誠ニ以 徳廟之御賢慮之程頭れ候て、
難有事ニ奉存候、井上・田付(井上左大夫・田付四郎兵衛
幕府ノ大砲師範御鉄砲方ト唱フ)不用之筒と申上居候處ニ
申分無之義、西洋之鉄筒誠ニ感心仕候、

一 海岸之儀被仰出無之、如何之儀ニ御座候や、又々其内
渡来候ハ、如何御処置ニ相成候や、閣中も異論有之
哉ニ内々承り申候、恐入候儀ニ奉存候、

一 大井溜之義、画図近日中差上可申、只今清書為致居候

へ共、余り長引候間、先此段奉申上候、

一肥前(全上)も着仕り、画三度面会仕候、不相替壯健ニ

罷在候、蘭書等も格別珍書も不参よしニ御座候、

一先日申上候綿之義、申上様不立、御分り兼被遊候と恐

入奉存候、先比入御覽候ヲルシキート之製法申上候事

ニ御座候、猶々近々肥前江も承候ハ、可申上候、

一小梅之義恐入候得共、当月は御祝義等にて登城多御座

候間、来月ニ御座候得は別て難有奉存候、先は右可申

上如斯ニ御座候、頓首敬白、

霜月十五日 修理大夫

上

申上

(島津斉彬文書にて校訂)

一〇 地図・牛痘種并御参邸日期等ノ件

寒氣之節御座候処、益御機嫌よく被遊御座、恐悦奉存

候、然は先比拝借被仰付候御画図返上仕候、大井画図

出来仕候間奉差上候、先は可申上如斯ニ御座候、恐惶

敬白、

十二月五日

修理大夫

上

申上

猶々、寒氣折角被遊御厭候様奉存候、以上、

(別紙)

奉別啓候、小梅江罷出候儀ニ付、委敷被仰下難有奉存

候、当月ニても、来春ニても、御都合よろしき節奉願

度、当月ニ御座候へは、十三日・十七日・廿日は無抛

事にて罷出兼候、其余は幾日ニても罷出候てよろしく

御座候、弥罷出候儀ニ御座候ハ、運阿彌(湯川)より

被仰下候や、又は此方より相願候事ニ御座候や、乍恐

御都合奉伺候、

一牛痘近々ニ種差上候様可仕、私ニても追々植付候て、

二十人余ニ相成、乍恐私子供江も忝人種痘仕候、廿日

比ニは種差上候様可相成と奉存候、

一大井やしき之溜り雁場之図差上申候、御留置にて宜敷

御座候、

一イギリス図難有奉存候、写相済申候間奉差上候、

一肥前(全上)江も御意申伝候処、御礼申出候、

先は右可申上如斯御座候、恐惶頓首、

十二月五日

(島津斉彬文書にて校訂)

一一一 牛痘ノ種御贈遺并御贈答御詠歌世評等ノ件

書添奉申上候、

一牛痘之苗奉差上候、廿日比落伽仕候種不宜、夫故延引

ニ相成申候、并ニ牛痘新書和解相添入御覽申候、私子

供之儀、御尋難有奉存候、当時男子兩人、(三才)三才・(虎才)当才

罷在候、三才之方兎角病身ニテ、(虎才)當時も不快中ニ御座

候間、植付出来兼候故、(虎才)当才儻次郎と申もの江植付申

候、両方江八ヶ所付候処、不残出痘仕候、

一極秘被仰付之義(何等ノ事柄ナリシヤ今知ルニ由ナシ)承

り合候処ニ、御金被進候義不存よし、(蒲川青田兼母縁壽院)御守殿女中向

以ての御手当之御反物御目錄等は、不残御本丸御取仕

立ニテ、御内々相廻申候よし、其外何も不存よしニ御

座候、

一小梅之義、来年ニ相成候て申上候様可仕候、

一甚々恐入候得共、先達御歌被下候ニ付、腰折れ之御請

申上候義、如何之義ニ御座候や、世上ニテ少々存知之

もの御座候よし、肥前より心得ニも可相成知らせ申候

間、以後之為ニも可被為成と、御内々奉申上置候、當時之有様乍恐御評判申上勝子ニテ、夫ニ付てハ、肥前守・伊達并ニ私等之評判、善悪ニ付申候もの多く、甚々心配仕候、肥前ニは別て色々評判有之よし、当人も承知ニテ外々江參候ても、余程例より慎罷在申候、か様之義申上候も恐入候得共、御心得被為入候ハ、何その御都合ニも可相成と奉申上候、先は書添此段奉申上候、恐々頓首、

廿七日

猶々、牛痘二十日位は苗も取用ニ相成候よしニ御座

候、人痘之痲植付と同様ニテ宜敷御座候よし、

一かん気もつよく(前ニ同シク奸ノ隠語)、御こまり被遊

候由、いつれニも追々不被遊候ては、ゆるみ申まし

く、いつ方ニてもかんは増長致しやすく、中ニは不

所存之時候相発シ、氣候之和らき候為之邪魔ニ相成、

甚々痛心仕候義ニ御座候、中々恐ろしく奉存候、以

上、

(別紙)

又添て奉申上候、牛痘植付様之事、只今医師申出候ニは、落伽植付ランセツタ宜敷、乍然工者ニ無之候ては、

人痘程付き兼候由御座候間、大槻俊齋江御尋被遊候方
可然申候条、此段奉申上候、以上、

〔鳥津吉彬文書にて校訂〕

嘉永3年(1850)

〔表紙〕

齊彬公史料

市來四郎編

嘉永三年

〔扉に、表紙の文字の外に「元因事映掌史料（紙数五十枚）」の記載あり〕

目録

御事蹟総覧

江戸市街大火

朝廷七社七大寺攘夷御祈禱

江戸尚齡会

当時ノ物価江戸市中

齊興公御退隱ニ際シ琉使玉川王子へ訓令

国老島津將曹齊興公御隱居齊彬公御知政御予定ノ趣中山

王ニ報告ス

江戸府内各藩邸ニ於テ大小砲操練ヲ許ス

齊彬公水戸中納言殿へ御往復書第一

全上第二

全上第三

全上第四

全上第五

全上第六

全上第七

右ニ対シ水戸公御書簡

異国処分變更布令

参考 水野越前守外国船攘斥ヲ止ム

齊彬公伊達公へ御往復第一

全上第二

齊彬公琉球在留外国人処分ニ就テ伊達宗城公へ御依頼

在琉外国人退去及ヒ警衛兵派遣届書

大目附へ達書

参考 黒田家福家記抄

参考 島津又六郎家記抄

参考 安田助左衛門日記抄

参考 鎌田正純所蔵関係文書

参考 島津將曹家記抄

齋興公御城下士踊ヲ再興シ玉フ

以上二十九条

嘉永三年庚戌

紀元二千五百年○清曆道光三十年
西曆千八百五十年

孝明天皇第百廿
世統七即位五年

將軍家慶公(第十二世)襲職十四年

藩主齊興公(第廿七世)知政四十二年

一一二 御事蹟總覽

正月

年首ノ式旧規ノ如シ、略ス、

十一日、諸役人昇級及ヒ地頭所繰替等先規ノ如シ、人名略ス、

(CAP)

日、島津將曹(旧碓山久徳)カ家格ヲ進メテ一所持

トス(家祖ノ歴史達書ノ部ニ記ス)

十五日、此日令シテ、弘化二年乙巳八月迄ノ財計出納

統計ヲ御勘定奉行具上ス、先例ノ如シ、

二月

二十一日、早川務(兼照)ヲ御小納戸見習ニ進メラル、

二十二日、齊興公上ミ方限士踊ヲ天保山ニ覽玉フ、其人員千三百余人(来由及ヒ事情内訂紀ニ詳記ス)

二十七日、下方限ノ士踊ヲ同所ニ覽玉フ、其人員三千二百五十余人(當時有志士ノ事情内訂紀ニ詳記ス)

三月

四日、左ノ輩評定所喚ヒ出シ御用アリシニ依リ、当夜

自刃ス(事実内訂紀ニ詳記ス)

御弓奉行 赤山鞞負久普桂久武実兄

御目付御裁許掛 中村嘉右衛門

無役

御広鋪横目 野村喜八郎

無役 吉井七之丞(七郎右衛門三弟)

同日、評定所呼出ニテ遠流ニ処セラレタル人名左ノ如シ、

御槍奉行 名越左源太(盛胤)

奥御小姓 村野傳之丞(吉井七郎右衛門三弟)

無役 有馬市郎

琉球館蔵役 大久保次右衛門(利通父)

御裁許掛見習 有村仁右衛門(海江田信義実父)

右五人遠流ニ処セラル(事実内訂紀ニ詳記ス)

十三日、金老万両御貸下

松平大隅守

名代島津淡路守寛忠

当秋琉球人召連参府ニ付テハ、彼国旱損其外外国人

滞留等ニテ、手当向難及国力ニ付、救遣候由候処、

其方勝手向モ累年難渋ノ趣可為難儀ト、別段ノ思召

ヲ以テ、金老万両御借下ケ被仰付候、

右於御白書院縁煩老中列座、伊勢守(阿部)申渡之、

二十五日

御家老 島津壹岐久武

右自刃後罪状宣告、島津ノ称号ヲ召上ラレ、平屋ト

称セシム(事実内訂紀ニ詳記ス)

二十九日

御馬預見習 仙波小太郎

右評定所呼出ニ接シ、前夜自刃ス、事実内訂紀ニ詳

ナリ、

同日、近衛忠熙公御簾中(郁姫君)薨去ノ報達ス、常興

院殿ト諡ス、齊興公御養女、実ハ齊宣公女、

四月十一日

当番頭 島津清大夫(久純)

御用人 寺尾庄兵衛

屋久島奉行 吉井七郎右衛門

御茶道頭 山口不阿彌

御裁許掛見習 近藤七郎右衛門

御右筆見習 有川十右衛門

御小納戸格 新納 嘉(立夫旧名)

高奉行飯島移地頭新納彌太右衛門

表御同朋 松山隆阿彌

無役 奈良原助左衛門(繁父)

右十人謹慎命セラル(事実内訂紀ニ詳記ス、此外数十名
軽重処刑ス、略ス)

五月

朔日、御目付東郷彌十郎ヲ御小納戸ニ進メラル、

此日、天保山ニ砲台築造ヲ命シ玉フ(装置ノ砲種及築造

掛人名後卷ニ記ス)

四日、横目役四本喜次郎・小田勘助・黒葛原周右衛門・

樺山彦五郎・肥後直次郎等ニ金ヲ与ヘテ、前日近藤・

高崎等カ所刑取扱ノ勞ヲ慰ス(當時ノ形勢巷説内訂紀ニ詳

記ス)

六月

十七日、天保山砲台落成ヲ告ク、

十九日、天保山砲台ノ試験砲発ヲナス、

二十日、三番組士小笹與右衛門大砲ヲ以テ右手ヲ傷ク

(野戦砲急発中ノ過誤)

七月

朔日、琉球王子玉川來麿、初テ登城齊興公ニ謁ス、旧

規ノ如シ、

八月

七日、大風樹ヲ拔キ屋ヲ倒ス(損壞ノ事実後卷ニ記ス)

此日、評定所ニ於テ申渡左ノ如シ、

無役

木村仲之丞澄時

大目付(病死後ノ所刑、事
実内証ニ記ス) 二階堂主計

大 島 郡見廻十四日 山内作次郎

臥蛇島 脇岡五郎太

悪石島 松元一左衛門長

徳 島 和田仁十郎

二十一日、齊興公玉川王子ヲ従ヘ、江戸ニ御発駕、護

衛人員ニハ国老川上筑後(久封)ヲ初トシテ左ノ人々ナ

リ、

物頭

郷田仲兵衛

御使番

大 迫 源 七

御目付兼御使番

江 田 平 蔵

全

肥後五左衛門

全

大山彦左衛門

全

西田彌右衛門

全

高崎喜兵衛

全

谷村十郎太

外ニ騎馬御小姓組十二人名略ス、

十月二十八日乎

晦日、齊興公・齊彬公王子玉川ヲ従ヘ登営、將軍ニ謁

セラル、謁見式先規ノ如シ(扈從御家老川上筑後、営中ノ

式後卷ニ記ス)

十一月

十五日、齊興公・齊彬公王子玉川ヲ従ヘ御登営、將軍

ニ謁セラル、謁見式先規ノ如シ(式事後卷ニ記ス)

十九日、齊彬公琉球王子ヲ従ヘ御登営、旧例ノ如ク音

楽ヲ奏ス(此日故アリテ齊興公御登営ナシ)

十二月

三日、齊興公朱衣肩衝御茶入御拝領(事由後巻及内証紀ニ詳記ス)

二十八日、齊興公御隱居、齊彬公御家督ヲ発表シ玉フ、島津又八郎(久長)江戸ニ赴ク、御隱居御家督ニ就テ御一門家參府、御式ニ列ルノ先規ナリ(御式事ハ四年二月ノ部ニ詳記ス、當時國中貴賤歎喜雀躍ノ形況筆舌ニ尽スコト能ハス)

同日、御用取次御小納戸頭取伊集院平、昼夜兼行掃廩ノ途ニ就ケリ(事案内証紀ニ詳記ス)

一一三 江戸市街大火

二月五日巳上刻麴町五丁目ヨリ出火、折節西風強ク、五丁目ヨリ一丁目、半蔵御門川岸通ヨリ平川町元山王三軒家辺、永田馬場辺、愛宕下芝御成御門前迄、御大名・御旗本衆數十軒焼失、町家ハ芝井町海岸マテヤケ、酉刻ニ火鎮ス、大名焼失左ノ如シ、希有大火ナリ云々、

類焼之分

明石上屋敷

松平兵部大輔

神保三千次郎

豊岡上屋敷

京極飛驒守

上屋敷

柴田日向守

彦根上屋敷

三宅土佐守

廣島中屋敷

井伊掃部頭

筑前

松平安藝守

三田

松平美濃守

長州中屋敷

九鬼長門守

三万

宇土

徳永伊豫守

大村

松平大膳大夫

二本松上屋敷

大久保甚右衛門

赤坂山王表御門

此近辺御旗本衆

館山

五島兵部

峯山

細川豊前守

宮津

大村修理

丹南上屋敷

丹羽左京大夫

延岡

本多豊後守

丹南上屋敷

京極右近將監

延岡

松平伯耆守

丹南上屋敷

高木亨之助

延岡

内藤能登守

丸龜 京極長門守

白杵 稻葉留太郎

日ノ出 木下主計頭

人吉 相良志摩守

水口上屋敷 加藤越中守

薦野上屋敷 德永幡三郎

小松上屋敷一万 土方備中守

松山上屋敷 一柳兵部少輔

備前新田上屋敷 松平隱岐守

出羽長瀨上屋敷 池田中務少輔

藤懸出羽守 米津越中守

平野遠江守 藤懸出羽守

下妻上屋敷 井上總之助

和州小泉上屋敷 片桐助作

和州柳生上屋敷 柳生但馬守

播州小野上屋敷 一柳土佐守

長門清末上屋敷 毛利讚岐守

仙倉中屋敷 松平陸奥守

丸岡 有馬日向守

竹中半兵衛

愛宕山堂社不殘、天徳寺・芝増上寺・地中十ヶ寺計
焼失ス、

右外御大名・御旗本衆數多焼失ス云々、

一一四 朝廷七社・七大寺攘夷御祈禱

異国船近海へ度々渡来ニ付、往古ノ例ヲ以テ、七社・
七ヶ寺ノ御祈禱被 仰出之、

抛于古法、今年曆面有恐申者、然近年異船見海上、
今春三月又見東海、防禦之備嚴重之由、因茲

宸襟不穩、愈万民安樂宝祚長久御祈、自来八日・一
七ヶ日、一社一同抽丹誠可勤行之事、

嘉永三年戊四月

伊勢

石清水

賀茂

春日

稻荷

平野

松尾 山門 寺門 興福寺 東大寺 仁和寺 東寺 太秦

一一五 江戸尚齡会

三月廿五日、御旗本朝比奈六右衛門殿於宅、尚齡会有之候(現ニ在勤人隠居ハナシ)

百九歳	飯田潤輔
九十七歳	岡部儀兵衛
八十九歳	蓋木五助
七十五歳	明石利右衛門
全歳	中富卯右衛門
七十四歳	峯彦次郎
七十三歳	朝比奈長七郎

三ノ丸御留主居

全歳 中村万吉
七十歳 朝比奈六右衛門
當時ノ習慣諸大名ノ妻女ヨリ御祝ト唱へ、物品或ハ金錢ヲ送り、其費用ヲ助ケタリト、夫カ為メ高齡ノ者ハ、一ノ助勢トナレリト云フ、

一一六 当時ノ物価江戸市中

此節白米百文ニ

上六合五勺

中七合

下七合五勺

酒一升

上四百文

中三百七十六文

下三百文

油一升四百八十文

白大豆一升

上百十六文

中百文

下八十八文

麦一升

上百十六文

中百八文

下百文

右様追々安ク相成候、肴・青物ハ払底高直ナリ、

一一七 齊興公御退隠ニ際シ琉使玉川王子へ訓令

琉球江残居候嘆国人差戻方之儀付、別紙之通從

公儀被仰渡、被遊

御承知候付、帰国之上中山王江相達、撰政・三司官へ

も申聞被仰渡候通役々申談、此上猶心弛無之、差戻方

之儀精々勘弁を加へ、一日も早く引払候様抽丹精可被

取計候、此段可相達旨、

御沙汰被為 在候、左候て

宰相様(齊興公)御事、追々

御老年ニも被為成、其上御持病之御痔疾被為差起候節

は、被遊

御難儀候付、

御隠居被遊度

思召ニ候間、

御隠居被遊候ても異国人一条之儀は、是迄之通被遊

御指揮被下候様奉願候処、其通之

思召ニ候間、此段も帰国之上、内々中山王江相達、撰

政・三司官江も可被申聞置候事、

右之通書取ヲ以、嘉永三戌十二月十一日、於御勝手

之間將曹(碓山)ヨリ直ニ玉川王子へ相達、此書附相

渡ス云々、

一一八 国老島津將曹、齊興公御隠居・齊彬公

御知政御子定ノ趣中山王ニ報告ス

一筆致啓達候、

宰相様(齊興公)

少将様(齊彬公)益御機嫌能被遊御座、奉恐悦候、

国王様(琉球国王)愈御勇健被成御座、珍重之御儀奉存候、

然は

宰相様(全上)御事、追々

御老年ニも被為成、其上御持病之

御痔疾被為差起候節は、被遊

御難儀、殊

少將様(全上)御事、御年輩(四十二)ニも被為成候付、

御隠居被遊度

思召ニ候、就ては是迄琉球国一体之儀は勿論、異国人

渡来ニ付差戻方一件、分て

宰相様(全上)深御配慮被為在被為遊

御指揮御事候ニ付、

御隠居被遊候ても、矢張是迄之通被遊

御指揮被下候様、

少將様(全上)御願被遊、拙者共よりも奉願候処、御許

容被下難有仕合奉存候、此段為御心得内々申越置候様

從

御面殿様(齊興・齊彬二公)承知仕候、且又滞留之英國

(B.J. Drellen)人(伯徳令)差戻方之儀ニ付ては、此度猶又從

公辺被仰渡候趣も有之、細々玉川王子へ達置候ニ付、

自ら可被申出候間、

国王様へも被仰上、何分も都合能御取計可被成候、恐

々、

十二月十二日

久徳島津將曹

浦添王子様

國吉親方様

座喜味親方様

池城親方様

一一九 江戸府内各藩邸ニ於テ大小砲操練ヲ許ス

諸家屋敷ニテ人数調練之義、外曲輪(浅草御門芝高輪等

ヲ云)ヨリ三十町余モ隔候屋敷ニ候ハ、調練不苦旨先

達テ相達候処、以來場所々々ニ寄り外曲輪ヨリ二十町

程モ隔リ候欤、又ハ本所深川辺ニ候ハ、何レニテモ(諸

藩邸)調練不苦候間、其段最前相達候向々へ寄々可被相

達候、

九月

一一九ノ二

十二月廿九日阿部伊勢守様御渡、大目付堀伊豆守ヨ

リ達、

諸家屋敷ニテ人数調練之義、外曲輪(全上)ヨリ二十町

程モ隔リ候欤、又ハ本所深川辺ニテ不苦候処、右之町

数相隔リ候場所ニ屋敷無之面々、又ハ屋敷有之候テモ

差支ノ義モ有之、調練難成向ハ、鳴物・旗印ノ類不相用、兵具等備置候ノミニテ、鉄砲ノ義ハ口葉計相用打方為致、全ク進退駆引等不事立様穩ニ相試候迄ノ調練ハ、外曲輪外ノ屋敷ニ候ハ、不苦候間、以采右之趣ニ相心得、調練為致度面々ハ相伺候様可被致、且又外曲輪ヨリ二十町余并本所深川辺之屋敷ニテ調練ノ節、空砲打放ノ義無用可致旨相達置候向も有之候処、向後四月朔日ヨリ七月晦日迄ハ、調練之節空砲打放候義可為勝手次第候、八月ヨリ三月迄ノ内ハ、口葉計相用打方為致候義ハ不苦候、尤事ケ間敷儀無之様相心得、実意之稽古肝要之事ニ候、

十二月

右之趣最前相達置候向々へ寄々可被達置候事、

一一九ノ三

調練之連歌

太平の御代に軍のこと始

但馬

犬追物か前評をする

慰の調練稽古仕当りて

九鬼

弁当のさひは度々の損

同組

年寄て御たしをあての應の役

組頭

軍の供は式朱で断り

日雇

人真似をして面白く成りにけり

大因幡同組

みせ付に調練度の大馳走

加納

有がたかりて出るおかしさ

同組

あてのなき海岸へんをまごくと

近海廻り

肝玉までも砂にうつまる

本多

文武とも兼備へて帰り咲

筒井肥前守

みつるまでとやめられもせず

戸川

沖近く黒船みへてそつつかし

浦賀奉行

利口なよふで兎角臆病

福山阿部

弓よりも鉄砲流行あり難さ

田付四郎兵衛

所々に台場が出来て嬉しき

井上左大夫

山あて、胸ハどきく、金まふけ

山家

うつちやつて置く方がよし、素水山鹿

調練の言わけた、ぬ御代に出

読人不知

侍止て獵人になれ

一一〇 齊彬公水戸中納言殿御往復書第一

燧袋并大竹ノ件

桜花如雪之時、無御障令拵賀候、過日は大竹(前卷ニアリ)到来、深謝之至、此燧石袋供一笑候也、

三月朔嘉永戊也 水隠

修理殿

参

一一一 全上第二牛痘并防海琉球等ノ件

御別紙拜見仕候、牛痘御用相成候由難有奉存候、

一 海岸御達も外より御覽ニ相成候由、肥前(佐賀齊正公)

も此節は何も論等不申出、余程用心之様子ニ御座候、

一 琉人参府之事、代替(琉球王襲位謝恩使)ニ参府仕候御沙

汰之事、誠ニの中恐入奉存候、此儀は内実心配仕候事

ニて、色々勘考仕候得共、致かたも無之意味ニ御座候、

公刃より被仰出候訳ニは無御座候、滞夷(英人)中々帰

国之様子無御座候、

一 大竹(国産孟宗竹)御用之由、幸ひ参居候間奉差上候、

一 螢蠅抄・海外新話(清英戦争記)之儀、此間披見仕候、

一 廿八日御登城之節、両姫君(水戸公ノ姫君)御同道被仰

出候由、恐悦奉存候、

一 内々申上候儀(何等ノ事由乎知ルニ由ナシ)云々、拝承仕候、御詠歌も難有奉存候、

一 南部江御縁組(森岡へ結婚)之儀并山野邊之御一条(水戸藩)

戸藩)恐入奉存候、兎角無事平和ニて、役人任セ之人

ニ無之候ては、何方も請不宜世上、扱々恐入奉存候、

役人任(水戸家老山野辺兵庫)ニ御座候へは、事ニ預候面

々は都合も宜敷可有之候得とも、其向ニ無之面々、又

は下々難義之余リニ不^(儀)思儀之企ニ成行候事、可恐事と

奉存候(当時各藩僉役人マカセニテ、藩主事ヲ執ルハ稀ナリ、

本藩モ同シ、則前ニハ調所、当今ハ島津豊後・島津将曹等因

務ヲ執レリ)

一 此間小梅(小梅村水戸別邸)之儀、運阿彌(城坊主、出入ノ

者)迄申談置候、其内御聞ニ入候事と奉存候、以上、

廿四日 修理大夫

御請

一一三 全上第三燧袋・洋書等贈受ノ件

入梅中鬱々しき天氣御座候処、益御機嫌能被遊御座、

恐悦奉存候、然は其後久々御不沙汰申上、恐入奉存候、

先比は 御好之燧石袋頂戴（古製ニ擬シタルモノ）被仰付、誠ニ以て難有奉存候、此程より御機嫌伺旁呈書可仕処、色々取込罷在、何共恐入奉存候、此節如何之品ニ御座候へ共、例之豚肉（琉球産）御内々呈上仕候、被下ニも相成候へは、難有奉存候、此（知書）訳書は此節和解為仕候間、不取敢入御覽候、又は近日中ニ差上候様ニ可仕候、先は御機嫌伺且御請延引之御託旁可申上、如此御座候、恐惶頓首、

五月廿一日

修理大夫

上

御側中

猶々、乍恐時候折角被遊御厭候様奉存候、以上、

二三 全上第四幕吏賄賂并夷情等ノ件

一別紙申上候、琉参（参字不解、何等乎隠語ナルカ如シ）之一条云々、御不審御尤ニ奉存候、何卒丸葉同様之訳と思召奉願度、此御請甚々当惑仕候、名利姑息之世の中御賢察奉願候、

一小梅（全上）之一条、先月十五日運阿彌（全上）江何と

なく相尋候処、御察しの通り運阿彌失念仕候よし、内実外ニ可申上程之義も無之候得共、小石川（水戸本邸）にて滞り候て、山運（全上）失念ニ相成候様子之口振りニ御座候、山運（全上）も困り候様子ニ申聞候、公辺之方は少しも御差支は無之候へ共、御屋形之かた今少し之処に御座候趣、内分申聞候、

一序故心得ニ相伺申候、山運（全上）は寒方ニ（寒ハ奸ノ通音乎、或ハ山運云々ト記サレタルヲ以テ知ルヘシ）御座候や、如何ニ心得よろしく御座候や奉伺度候、

一丸葉之儀云々（隠語知ニ由ナシ）、恐入奉存候、宗（伊東宗益）より紅葉（紅葉ノ語知ニ由ナシ）之儀も、先比も申談候事も御座候へ共、随分紅葉は承知之様子ニ候へ共、長女（長女云々知ニ由ナシ）も半信半疑位之よしニ申居候、阿闍（阿部候）ト長女之儀は、此比は長女之方は宗より申聞、余程よろしく相成候よしニ御座候、又極内外より承り候ニ、大奥（幕府ノ大奥）総体はとかく丸葉よろしく、阿もよろしくは御座候へ共、恐れ候様子にて、丸葉程ニは無之よしニ承り申候、中々宗位者人にて申候ても、急々はこひ候様ニは相成間しくと奉存候、

一松前又々（イギリス補船長）漂流御座候よしニ承り申候、

一此節種々珍説申ふらし候間、以来急度雜説申ふらしい
たすましく、一昨日伊勢(阿部伊勢守)より申達シニ相
成候、大目付廻状相廻申候、

一 目付より阿江出候との書付(御目付中ノ意見書ヲ閱老阿部
候へ提出)も、虚説之よし承候へ共、又内実承候へは、

阿江はいまだ不申候へ共、目付内調はいたし候由にて、
其書面もれ候間、全く虚説ニ相成候よしニも承り申候、

一 海岸見分(御目付其外)も十三日出立仕候、此節は御入
用も御かまひなく、十分ニ御手当(取調ヲ云乎)申出候

様ニとの事之よし内々承申候、勘定(御勘定奉行)浦賀
辺参候節ニ、異船を見セ度ものに御座候、左候ハ、又
少しは都合ニも可相成と奉存候、

一 先比より呈書可仕筈ニ御座候へ共、内実は国元少々混
雜之訳有之(国許混雜云々、近藤・山田等カ屠腹一件ヲ云、

事案内紅紀ニ詳記ス)候て、嫌疑之訳も御座候間、呈書
も先々差扣罷在候、最早平和ニ可相成様子ゆへニ、余

り延引ニも相成候間、呈書仕候、無理ニ寒氣(寒氣ハ姦
ノ隠語)を止メ可申と企候もの有之、其事破れ候事にて、

甚々心痛仕候へ共、先寒氣之尽にて厳寒ニも不相成、
平和ニ可相成様子ニ御座候、誠ニ可恐事と奉存候、伊

達(伊達宗城公)ニも毎々出会仕候、先は内密御請可申
上如斯御座候、頓首、

五月廿一日

御書中国元少々混雜ノ訳有之云々ハ、則チ内証ヲ云フ、事案内
紅紀ニ参照スヘシ、

一二四 全上第五右ニ対シ水戸公御書簡

如諭鬱々之天氣、無御障令拵躍候、陳は新訳之袍書為
御見、感謝之至ニ候、然ル処右書は凶迄一部手ニ入候
間、読合致返璧候、此段御答迄草々申進候也、

五月念三夜嘉永戊也

二白、時候御厭専一ニ候、豚肉御惠贈令多謝候、燧
囊之御謝詞入御念候事ニ候、眼病中燈下乱筆、御海
恕御推覧可給候、不備、

水戸隠士

修理大夫殿

却復

一二五 全上第六溝口志願琉球処分方并夷情等ノ件

別紙奉申上候、〔直簿、新発田藩主〕〔伊東宗益〕溝口願之儀は、宗江同人より被頼候間、

心当り之処より可相願趣にて、一昨日持参仕候間奉願候、溝口事志も在之、海岸等之儀、乍不及種々心配仕候者ニ御座候、

一 印影鏡訳書（写真鏡、川本幸民訳）延引恐入奉存候、

一 当年風説書（和蘭人提出）之様子にては、近年中英船渡

来、且北亜船も可参事と、扱々痛心仕候、夫ニ付ても

中山（琉球）之光景甚夕掛念罷在候、近年中大事到来必

定かと奉存候、只今急々所置可仕時宜ニは無之候得共、

中山之処置御賢慮も被為在候ハ、委細ニ拜承仕度、

先ツ当時無事平和（在留仏・英人ヲ云）之由ニは御座候

得共、内々伝承にては追々根深ニ可相成形勢、扱々心

痛仕候事ニ御座候、天下之御為ニも御座候間、御賢慮

内々伺置度、左候ハ、又々処置可仕都合も可有之奉存

候、先は御内々奉申上候、頓首、

八月廿七日 修理大夫

別呈

一二六 全上第七車船雛形ノ件

過日は尊書難有奉拜見候、追日冷氣相成候処、益御機

嫌能被遊御座恐悦御儀奉存候、然は先日は珍書（何書

ナリヤ詳ナラス）拜見難有則返上仕候、且又車船雛形（

一種ノ小舟、汽船ノ車ニ擬シテ運用スル仕掛ナリキ）奉備貴

覽候、

先は御請迄早々奉申上候、恐惶謹言、

十月十六日 修理大夫

上 御請

一二七 右ニ対シ水戸侯御書簡

過日は舟形御示し、芳意不浅、即及返璧候、新奇可喜

事ニ候也、

十一月廿日 水戸隠士

修理大夫殿

却復

二白、寒氣相増候、折角御厭専一二候、此味噌漬国

座ニ候、乍微少供笑柄候、不一、

一一八 異国処分変更布令

嘉永二年十二月阿部伊勢守相達

異国船渡来之砌取計方之儀、文政八年(乙酉)無二念打払可申旨被仰出、其後去ル寅年(天保十三壬寅)漂流船之儀ニ付テハ、厚ク被 仰出候趣モ有之候処、近来漂流ニモ無之度々渡来、昨今年ハ對州・奥州・松前辺へ別テ多ク乘リ通り、於海上モ廻船へ乗付、或ハ所々ノ浦方へ上陸致シ、食料・薪・水ヲ乞ヒ、当年ハ浦賀表へイキリス船渡来、伊豆国附大島へモ上陸致シ、猶又下田表へモ相越滞船之上、猥ニ上陸致シ、追々横行之振舞相長シ候ヲ、此俟被差置候テハ 御国威ニモ拘リ、不容易事ニ付、此節ニモ嚴重之取計方可被 仰付哉ニ候得共、右様被 仰出候上ハ、何方ニテ何様之儀出来可致哉難計候ニ付、其以前防禦手当実用之処、厚可被申付候、是迄モ警衛向之儀ハ追々被 仰付モ有之候事ニ候間、向々ニテモ兼々手当可有之候ヘトモ、非常備之儀ニ付、若不行届之向モ有之候テハ如何ニ付、

猶又改テ被 仰出候条、其覚悟ヲ以テ可有留意候、時宜ニ寄又々被 仰出候品モ可有之、併此度被 仰出候趣心得違致シ、事ヲ急キ卒尔ノ取計無之様相心得、念入可申付旨被 仰出候、

一一九 参考 水野越前守外国船攘斥ヲ止ム

幕令ニ異国船渡来ノ時取計方ノ儀、文政八年乙酉ノ令并天保元年庚申ノ令ヲ停メル趣、嘉永三年丙辰正月食料・薪・水ヲ与フヘシ云々ト令シタリ、聞老水野越前守カ令スル処ナリ、是ヨリ攘斥ヲ止メ、稍開化ノ途ヲ開キタリ(布告天保十三年ノ条參看)

一三〇 齊彬公琉球在留外国処分ニ就テ伊達宗城公へ御依頼

右之一条ニ付御相談申候書取

一今度謝恩使上国之序、滞留喚人之御届去ル六日差出相成候、右は前文通之事ニテ、小子存意申候ても詮も無之、豊後・近江(末川)申遣候書面、御届とは大相違ニ

て候得共、先其假差出相成申候、然ルニ豊後(島津)等
より之書面ニては、滞留喚人天主教専申すゝめ、我假
増長之様子、其去年(嘉永二年)十一月七日英船一艘
渡來ニて、英国軍機大臣之書面持越申候、右之趣意は、
滞留喚人厚預手当忝、此上猶又折角可致友愛との事計
ニて、列婦之義一円不申來、且以後琉英弁利之為諸色
交易取結度、於承知は彼国商客差遣居住いたし、商法
取組、兩國之利益可相計旨申來、尤乘頭よりは書状之
趣不存由ニは御座候得共、総理官面会之節致商法候ハ
、格別利益可相成段申候由、夫故早速評議之上断之趣、
且滞留喚人早々引取與候様之文札取仕立相渡候処、十
六日早朝致出帆候由、且又乘頭より申聞候ニは、又々返
事可有之、六ヶ月も相立候ハ、可致渡來趣為申由(届
書ト相違ノ第一)

申立、存意通不相成上は、以兵存意可相違外無之由、
或は日本江服従之義分明ニ可申間段、種々申立候書面
も相見得申候(届書ト相違ノ第二)

一余之ケ条は先ツ兎も角も、第一英船渡來商法申掛候一
条、唐国掛合之条、并ニ日本服従之事申掛候ケ条、右
三ケ条御届不仕秘密ニ仕候義(要件三条)、如何ニも不
相濟事と存候、其上咆噓哈迄も列婦相成候へは、国家
之大幸ニ候得は、一度之御届手拔ニ相成候とも先可也
ニ御座候得共、中々根強国風之由故、申出候上は容易
ニ承引不致は必定ニ候、又当年蘭船風説之趣承及候へ
は、印度辺之英人專

皇国其外近国通商之心組有之やニ伝聞仕候、左候得は
其手始メ先ツ中山(全上)江參候やも難計、且又数年
喚人滞留之上之儀、国中之形勢十分承知ニて、以後渡
來之節押付て商客差遣、為致居住候か、又は用兵恐怖
いたさせ候手段在間敷とは不被申、左様之次第ニ相成
候ては、元來柔弱之人氣之上、防禦手当更ニ無之候条
致承伏外無之、至于其時兼て御内命奉蒙候通、商法手
細ニ(弘化三丙午七月將軍親命及ヒ閣老密達)可取組申談候
共中々承引不致、彼方十分ニ所置可致は必定と奉存候、

一万一右様之次第ニ相成、御届之節様子ニより去年(嘉永二年)渡来之事不申上候ては、不都合ニ相成事有之間敷とも不被申、又

公辺ニテ異国之儀別て御配慮中、厚き御世話有之候御時節、渡琉之水主等(鹿兒島往来船ノ水主等ヲ云フ)より、此義響合可達、

公聴も難計、且又万一依時宜、中山(全上)渡来之嘆船崎陽江渡来可致も難計、其節中山江渡来之始末可申出も難計、左候て奉行より及言上、急度御沙汰有之時は、国家之大変此時と奉存候、

一事実細々御届申達候上ニ候得は、致方も無之事ニ候得共、取かさり候上中山之依所置ては、

御国体ニ相響可申、左候得は

皇国之御恥辱誠ニ不容易一大事と奉存候、且又御委任とは申なから、依次第事実申上候ハ、又々

御差図之趣も可有之処、致秘密置不申達候ては、如何成

御賢慮被為在候ても被仰出様も有間敷、只々無事平穩と被遊

御安慮候処ニ、万一不意ニ商法等之事御届申上候ハ、

猶更

御配慮可被遊と此儀も恐入存候間、阿闍(阿部正弘)江及内奏候ハ、

御所置之御一助ニモ可相成や、当時中山(全上)之形勢を病体ニ引競候得は、最早心肺之憂ニ相成姿故、十分の手後レニテ全治処無覚束、乍去空敷打過申候ハ、及死亡外無之、如前文病勢深重ニは御座候得共、少しも早く治療相応之方法相用候ハ、可救手段可有之、一日手後レニ相成候へは、夫丈ケ勞相増可申は必定ゆへ、早速及内奏候ハ、良善之方法可在之やと実ニ心配罷在候、右申上候内ニも、最早跡船渡来ニテ難治之症致到来居候も難計、此事承候より日夜心痛罷在候、

一右御届致相違候儀、無拠訳合可在之も難計候得共、一通相考候ては異船渡来商法申掛候儀、御届差出候ては当秋琉人參府(齊興公)之故障ニ可相成、其外品々掛念之訳可有之存候得共、小事之儀、

国家之大事と引競候へは、九牛か一毛も不及事、將曹(碓山)等信実

国家之為を存候得は、可申争儀当然ニ候処、機嫌宜敷(齊興公御機嫌ヲ云)ニ任セ候条、余自己(碓山等自己ヲ

云)之為を計候心底、不相濟事と存候、

一右ニ付種々及勤考候処、密々ニても阿闍(全上)江及内奏候ては、同苗(齊興公)心得違を顕し、又は取かさり候罪を唱候様ニて不孝之名難遁、先年、人数相違之節(調所カ警衛人数派遣數ノ多ヲ云フ、前卷ニ記ス)は笑左衛門悪智より事起、其上事柄も從此節は軽く、又は以後改正之為ニも可相成哉と美濃守(福岡侯)等江及内談、事実及内奏候へ共、此節は夫より重事之上度々事実相違之上ニ候条、如何様致歎願置候ても何と可被仰出も難計、其処も痛心之事故、従順之道理を守り閉口可罷在哉、一体は不容易家之大事は勿論、

御国体ニも響合候訳ゆへ、同苗(全上)之取かさり申候儀も所存承り、小子所存も十分ニ可申聞答ニ御座候得共、御存知之通之都合ゆへ中々以難叶、甚々当惑仕候事ニ御座候、

一致再考候得は、此假ニ打捨置、万一外々より公辺江響合、

御沙汰相成候か、又は異船渡来ニて中山英夷之手裏ニ落入候ては、

皇国ニ御威光ニも響き可申、左候へは奉始

京師

東都誠ニ申訳之致様無之、千万年之後迄も恥辱難雪き同苗(全上)は勿論、国家一変之基と奉存候、左候ては先祖江対し候ても不相濟、小子ニも先代ニ無之昇進も被仰付、為名代下向之節も(弘化三丙午七月)、先例も無之御座之間江被召出、殊ニ厚蒙

上意施外聞、其外

御縁辺(広大院殿)ニ付ては是迄格別難有々々モ有之候間、忠志を専らと心掛、事実及内奏候方ニ可有之哉、

一右様之義、両端之所置如何取計候ハ、

皇国ニ御一助ニも相成、忠孝之道全く同苗(全上)并ニ国家後患無之為ニ可相成哉、種々及工夫候ても難及愚存御座候、此儀不存内は致方無之候得共、承候ては片時も難忘痛心仕候、一体先例異国御屈等之掛合は、国元家老連名ニて申来候処、此節は御届書等將曹(全上)一名ニて申参候て、事実之書面は豊後(全上)・近江(全上)兩名ニて申越候様子、如何成都合ニ候や難相分、家来江も(碓山・島津カ云ニ隠蔽シタルノ事実)此儀承候処、皆々不審之様子ニ罷在考付兼申候、豊後・近江ニも意味合有之、心配之余無抛内分之取計ニて申越候哉

と被存候得共、遠路之事情差極難申上、一往内分にて
間合セ申度御座候得共、遠国之儀手後レニも相成申、
美濃守(全上)江も早便にて相談申遣候へ供(當時御在
國)、是又遠国にて往返も手間取り、彼是心配仕候間、
無余儀此段及御内談候条、何卒厚御憐察之上、尊慮
之程無御遠慮御教示奉願度、不得止事此段申上候、
將又奥平左衛門尉・南部遠江守江も、先日以來追々相
談仕候処、兩人共致驚天、依事ては

御国体ニも響合候事にて、打捨候ては如何ニも恐入候
間、内奏之方可然申間候事ニ御座候、

一右之通故 貴所様ニも内奏之方と思召御座候ハ、内
奏可仕候得共、夫ニ付て

御沙汰等出候て、同苗(全上)身分ニ障り候様にては、
甚タなげかしき事ニ御座候間、何卒琉参等(琉球王使ヲ
云フ)無滞相濟候様仕度大願ニ奉存候条、宜敷御賢者可
被下、か様之訳ニ相成候も、全笑左衛門(全上)等同苗
(全上)江事実取繕申置候悪習にて、將曹(全上)初メ
當時之者共ニも程能申置候より事起候儀ニ相違無之、
如前文

皇国之御威光ニかゝり候事すら如斯ニ候間、國中一同

疑念を生し、及混雜候も無拋事と実ニ赤面之至歎息仕
候、

一琉国事実書面之義は要用之写(前ニ記シタル届書ヲ云乎)
近々可入貴覽候、先は御内々御相談申上度、以書取奉
申上候、猶其内拝眉可申上候、以上、

八月廿三日

御書意実ニ御苦心察スルニ余アリ、古今奸臣ノ所為君明ヲ暗マ
シ、自己ノ榮利ヲ謀リ、遂ニハ國家ノ存亡ニ関スルハ歴史上彰
々タリ、此時ニ方リテ御書面ノ如ク、公ハ孝ナラムトスレハ國
事ニ關係スル大事ニ於テ措シ難ク、御進退ニ困セラレタル、今
ニシテ當時ノ御困窘察スヘシ(此書伊達家秘蔵)

副書第一、六月廿八日ノ日付ニテ、八月六日御届
相成候書面ノ写

私領琉球國江滞留罷在候異國人共之儀ニ付ては、追々
被仰達候

御趣意之旨相心得致指揮、佛朗西人は無異儀引払、英
國人は未滞留いたし居候得共、國中一統人氣も平常ニ
歸し、懸念之廉無之、此未帰國取計向等之儀精々及差
図候趣は、昨年も御届申達置通御座候、然ル処当秋召
列致參府候琉球使者玉川王子、今般致上着事情旁申出

候趣は、最初より種々難題申掛、違乱等之心配は專佛朗西人共ニ候処、佛人引払後は英人至極平和ニ罷在、間々非人体盲目等之者見当候得は、致療養可具杯（伯德令ハ医師ナルカ故ナリ）と申聞、膏藥・菓子類相与候儀も有之、医業相学候様追々相勸候得共、唐国之医術往古より相学、致用弁候趣を以て程能会釈候処、近比ニ至候ては稀ニ妻子列立、近辺致歩行等、聊難題等申掛儀無之、嘆人滞留逆何も平常ニ相替候儀無御座、中山王始琉球役々共ニも致安堵、國中末々ニ至人氣も弥相治り、少も掛念之廉無之、尤差戻方ニ付ては、厚願越、被遊

御安慮候様取計可仕旨、摂政・三司官共より委曲申越候上、右玉川王子江猶又事情細々申合、稍安堵仕候儀ニ御座候、依之此末嘆人差戻方且取締向嚴重申付越候様可致候、此段御届申達候、以上、

六月廿八日

（鳥津寄與）
松平大隅守

副書第二

琉球江滞留罷在候佛人、去々秋無異儀引払、嘆人は滞留いたし居候得共、一統人氣も平常ニ帰し、掛念之廉

も無之趣共、去夏國頭王子上國事情細々申出候ニ付、御留守居勤大迫源七（長崎聞役）出府被仰付、阿部伊勢守様江御内御届被仰上置候処、江戸立使者（王使ノ通唱）玉川王子上着、琉球滞留之嘆人并妻子共別て平穩ニて中山王始役々共ニも致安堵、國中末々ニ至人氣弥相治り、更ニ掛念之廉無之趣、摂政・三司官より委曲申越、玉川王子よりも事情旁細々申出、則形行達貴聴、稍被遊

御安堵御事ニ候、依之尚又平穩之形行阿部伊勢守様江御届被仰上度、別紙御案文之通、先月廿八日御日付被仰付、被差越候間、御留守居等江も被致吟味、少将様（斉彬公）被達御聴、

思召寄之処ハ、何様共御取直被為在候様と之御事候間、其段も被申上、日積之上（御届ノ日積）被差出候儀共、御都合能可被取計候、此段御内用を以申越候、以上、

戊七月八日

（久保・家考）
鳥津將曹

（久保・家考）
嶋津石見殿

副書第三、同日便、鳥津豊後・末川近江ヨリ鳥津石見へ内分申遣、小子（斉彬公御自身）へ差出候書

面左之通

去年八月以來琉球逗留喚人時々之形行、且又去年十一月七日喚国船老艘那覇江來着、彼国軍機大臣より互ニ有無之品致交易度趣等之書状持越、又は右船乗頭よりも同様交易筋之儀申聞候付、去午年(弘化三年)佛国大総兵來着之節、和好交易等相断候趣を以相断、勿論逗留喚人儀も早々迎船差渡列帰候様、軍機大臣江委細文を以申越候趣共、琉球在番嶋津登(久包)・倉山作大夫より別冊之通追々届申越候、然ル処喚人一件今日便以別紙被及御届通ニ候得は、自然前条之次第外々江響合、彼是差障相成候ては不相済訳合ニ候間、急度不洩様可被心得候、別冊二簿リ相添、此段以御内用申越候条、少将様可被達

御願候、以上、

末川近江(公平、家老)
鳴津豊後(久宝、城代家老)

嶋津石見殿

一三一 齊彬公伊達公へ御往復第一

愈御清福奉賀候、然は一昨日飛脚着、昨日書付見候処、琉球江又々異船渡來、アメリカ船にて船修覆と唱へ罷越候て、船つくりは彼方にて見分之処、格別ニ無之とて、つくり頼も不致、滞留人(英人伯徳令)江逢候上にて、薪水等望候上出帆前、滞留人は甚不人物ゆへ、上海江参候ハ、列帰候様可申聞、夫迄之処は龜末無之様申聞出帆いたし候て、滞留人之書状も請取候よし、右之通ニ候得共、内実之処は彼方心底甚可疑事と奉存候、英国船にては不宜候間、アメリカ船江頼、破船之姿にて渡來為致、其後之様子見つくり候て、英人申合セ候て、出帆前あしく申候て出帆ニ及候事かと、小子は相察し申候、左候て先比之返事は当年か來春比ニ可参、其節之都合之為破船申立参候ては有之間しくや、破れ候場所琉人へは見セ不申様子、旁不審之一条と奉存候、右通乘頭事滞留人をあしく申、早く列帰候義可申談と申候、旁之訳にて候や、御届も一兩日中ニ差出ニ相成申候、尤去年渡來之儀は、矢張押隠候て之御届ニ御座候(事実隠蔽ヲ云、碓山将曹・島津豊後等カ所為後葉ノ御書面ニ明ナリ、参照スヘシ)、四五日中ニは事実書面写差上可申候得共、先不取敢御内々申上置候、宜

敷御勘考御取計可被下候、先は用事早々申上候、頓首、

九月十九日

猶々、琉人ニも弥八月廿一日出立仕候段申来候、以
上、

藍山公閣下

修理大夫拜

〔宇和島伊達事務所所蔵本にて校訂〕

一三二 全上第二

昨日之尊書忝奉存候、愈御清福奉賀候、然はアメリカ

船渡来之儀は、六月廿五日参り、七月朔日出帆仕候事

御座候、且又今日は御寄合被下候段忝奉存候、宜敷御

談奉願候、小子之所存之処は別紙ニ荒増奉申上候、御

覽後は御用済ミ御返シ奉願度候、昨日不残清書之上可

差上と存候処、昨夜は存外おそく相成候故、其儀出来

兼候て其尽差上候間、外ニ小子留メ無御座候、將又遠

兼〔兼元、兼府奉行、兼備直孝、兼田〕山江内匠之儀承り申候、中々急ニはむつかしくと奉存

候、其うちニ拝顔可申上候、例之坊主云々事も承り申

候、是は先御安心之方と被存候口振りニ御座候、其内

拝眉可申上候、先は用事早々奉申上候、頓首、

菊月廿二日

藍山大君

麟州拜

〔別紙〕

〔宇和島伊達事務所所蔵本にて校訂〕

一美濃守殿参府御座候ハ、被仰談候上宜敷御執計御座候と奉存候間、只今別段申上候に不及候得共、万一参府無之、延助便にて万事申来御取計も可在之事に候得は、夫にてハ又不都合之義も難計候間、兼て其節之儀被仰談候様承知仕候間、自身之事も有之申上兼候得とも、何事も無事平和を希候故、存付之尽奉申上候、

一琉球人参府之上、都合よく拝領物出来候様子ニ候ハ、極上に候間、夫迄ハ何事も無之、拝領物相済候上、筒井より程よく被申候かた可然、申様之義は筒井所存も可有之、別段不申上、只々去年之混雑并に井上等之事にて退入候義にては無之処專一と奉存候、篤と御相談奉希候、当時之所にて拝領物之義如何と心配ニ奉存候、拝領物出来候ハ、参府御礼後少も早被仰付候様、若又六ヶしき様子に御座候ハ、夫に附込ミ筒井申候方かと奉存候、乍然来年正月も早御暇願候様子ニ内々承候間、若其願出候てハ不都合に候ハ、早く筒井より申候方かと奉存候、いつれ早御いとま之義出候前ニ、大かた筒井江家来出見セ可申と存候間、其節之都合次

第と奉存候、篤と御相談可被_下候簡井より細事申江申ノ直ニ
荒増申候方かと奉存候

一右之通にて六ヶしき様子に候ハ、(眞平昌高、南御備儀)、鐵・南御両所様よ

り筑後・石見・仲之内兩人罷出候様召させられはしめよ
將曹・豊り御沙汰ニ無之、先何事も格別仰無之(但簡井之様子ニよ、
り是は如何様とも)、先比方可然と奉存候

筑前より申来趣ニ付、南部より辰ノ口江申聞候趣有之節、か様々々先比伊達江辰より申、筑前申參候趣之儀、其内井之事も御
座候間、夫ハ不被仰聞とも、又ハ被仰聞候とも、木村之儀内

分之口氣にて、隠を早く進候様にとの事にて、其段筑前江も申遣し、夫ニ付てハ色々心配もいたし、御沙汰

等不出様、南部より辰江呉々頼ミ、急度自身より願候様可相進旨細々申置、筒井よりも内意申置、辰之口に

ても承知に御座候間、此上は少しも早く退隠願候様、皆々様御同意にて御進め被遊候間、如何様とも宜しき

様に御進メ可申上、夫にても御承知無之候ハ、御直ニ押て御逢之上御進メ可被遊、美濃江も細々被仰談、

一同御同意にて被仰聞候間、無事平和ニ承知に相成、国家無事之取計可致旨、且何事も隠濟迄は無事宜しく

候間、井上引渡も万事相すミ、小子下国ニ相成候上可渡、左候て罪之義も云々此義被仰談
次節之事、位ニ可取計旨、被仰聞候てハ如何井之事は其節之様子次、
第被仰聞候て可然や

御座候得共、色々申候ハ、此義去年之混雜等より事

起り御意無之、全体一昨年冬、美濃參勤間もなく、退

隠進メ候様、辰ノ口より内響も有之候得共、私よりも申旨も有之候砌、丁度豊後・仲等よりも、笑左衛門等

之事申聞候旨も有之、段々辰之口江申、琉參迄ハ無事にと申所美のより歎き、笑等之方江計り御沙汰出候様

相成、其節美濃より琉參済にハ、是非隠ヲ進メ可申、笑等之事さへ出候得ハ、夫にて国政向等、折角取直候

様に可致旨、堅く辰之口江申置候訳ゆへ、当年ハ首尾よく隠を御進メ可被遊と、兼て被仰談置候所、又々混

雜にて、別て美濃ニも心配いたし、辰江申遣し御沙汰等不出義、且井之事等も申置し、參府之上ハ愈隠執計

候旨にも申遣し置、其後井上引渡之条差図承ニ、南部を以て申入候所、初度之節にハ口氣不宣、政事不行届

之御沙汰にても可出哉と、甚々掛念之様子に候間、段々頼ミ置候所、二度目にハ云々前に御座候候之口氣にて、先当

座御沙汰等も不出事に、漸々相成候訳にて、全く去年之事より起候には無之、勿論去年之義も邪正は兎も角

も、人々種々疑念等申立候も、全は辰之口振之通之訳にて、不行届之所は相違なく候間、御沙汰等不出内隠

之方可然、此上御聞入無之候ては、辰江其段被仰候外

無之、折角国家之為無事平穩にと思召、皆々様被仰談候所に候所、御返事次第にてハ、上より之御沙汰にて、大事に相成候とも如何様とも、上に御まかせ被成候外無之、折角辰も信切にて近親衆熱談之上と申候も詮立不申候て、以來如何様に御沙汰可在も難計、此上之所は其方共急度勤考可致と被仰聞候てハ如何、必ず去年の事、并二色々細事御糺之ことき事無之、大筋を被仰聞方可然やと奉存候、

一 万一前条之義、筒井よりも不申出、又御両所様よりも被仰聞無之うちに、將・仲等より井上之事、又ハ余事小子江色々申候ハ、先達筑前より返事以後は何事も不申来、又御両所様よりも細事不伺、只少々は伺候へとも委訳不存候間、御両所様江伺候様にと可申聞、伺に來候ハ、美濃参府無之、近々申遣旨も有之、折角平和之相談最中にて、其内治定にて返事可致乍然變子によりては前条之義被仰聞候とも其時之次第之事、左候て外にも申談候義も可在候間、其内可被召呼被仰聞候て、御延し置ニ相成候てハ如何と奉存候、

一 伊達殿之義、美濃参府無之ゆへ、同人へも南部殿附入計りにてハ、何そ辰江押返申候節、出来兼候間、美の

にも兼て伊達江ハ、長さき等之事辰江之取次頼ミ有之候間、筒井計にても掛念故、伊江美より頼ミ越、細事は鐵・南御両所より被仰談、先日以來鐵炮洲にて御出会有之、折角御頼ミ被成琉参濟退隱之義、近親申談進メ候間、夫迄何事も不被仰出、参府後御直ニ御尋等之義無之様、精々御たのみに相成候趣ニ奉願度、乍然家來江不被仰聞相濟候ハ、別段好て御沙汰にも及ましくやと奉存候、

一 先日も申上候通、來春ニ相成内定ニ相成候様にてハ、家來等呼寄候手数旁余程間後に相成、琉江之差図手当等、一年程之後れニ相成申候間、表向発來春にても、内定は極月中旬比迄に無之候てハ、跡之所大手後れニ可相成と奉存候、

一 隱相濟候ハ、辰より御書付にても家來御呼出にてもよろしく、琉球之事は勿論、国政念入、人氣宜敷様、是迄云々中山之軍計りに無之、美等之事より人氣一和不受、且去年之頭雜等之事も、出候方よろしくと奉存候、の聞及も御座候間、美始近親衆も申談、万事可取計旨、急度被仰渡、差扣にても伺候程に出候方、以後取計も致し安

く、貴公等ニ御相談も致し安く、左様無之候ては、同苗差図等交り致しにく、可有之、国中之為不宜と奉存

候、左候て其御沙汰にて、將等取除け候都合ニ致し度、

其節ニ相成候ハ、筑江井之事掛合ニ不都合等之節も、

筑より申参居候所にて被仰出候ても可然、いつれニも

初より將は不召出方よろしくと奉存候、いつれ筑等江

篤と御相談之上取極メ申度事、

一 隠に相成候ても国隠にてハ矢張同様、六七年は江戸に

無之候てハ、国政之為不宜奉存候、小子ニもけして国

政手荒に無之、自然と風俗改正為致度所存に御座候間、

此段も兼て申上置候、

一 美始近親江申談手抜なき様にとの事ハ、小子之願之趣

にて、伊達公よりか筒井よりか、篤と辰江被仰達候方

可然哉と奉存候、

一 弥御相談相濟候て御治定ニ相成候ハ、琉参濟は弥隠

も進メ候様可仕候間、何卒拝領ものは被仰付被下候様、

筑井ニ御両所様より御願之趣、伊取次被仰立候様伏て

奉希候、拝領もの無之候てハ如何にも歎ケしく奉存候、

右之分先存付候間奉申上候、いつれ筑よりも万々可申

来、且皆々様御賢慮も可有之、御相談之上御治定被下、

何分にも国家之為以來之為、宜敷御勘弁奉希候、此後

存付之義も御座候ハ、又々可申上候、以上、

嘉永三

菊月廿二日

追て、可成丈ケは井上之事同苗是迄不存候間、不

申聞方万事之都合によろしく奉存候、以上、

(島津斉彬文書にて補正)

一三三 在琉外国人退去及ヒ警衛兵派遣届書

先達テ御届申達候私領琉球国へ滞留之英国人引払方之

儀、種々致指揮、猶又守衛之人数九月廿八日彼地へ差

渡候(人数實際差渡シタルニ非ス、全ク書面上ニ止レリ)、

且又領内海岸諸所此節致巡見、兼テ定置候郷々備組調

練(訓練ハ御巡見中各所ニ於テ実行セラレタリ)ハ勿論、追

々造築之台場備置候大砲打試(各所砲台ノ試験モ実行セラ

レタリ)迄モ為致、猶防禦手当向之儀、怠無之様嚴重申

付置候、此段及御届候、以上、

亥十一月廿八日

松平大隅守齊興

警衛ノ人数實際差渡シタルニアラス、全ク届出タルマテナリキ、
去ル弘化元年以来、上下数十名在琉シタルヲ以テナリ、

一三四 大目附へ達書

御婚禮(右大將家定公ニ天璋院殿)被仰出候ニ付テハ、御三家方御両卿方并御由緒柄ノ面々ヨリ、御先格ノ通御道具献上等ノ儀可有之儀ニ候ヘトモ、此度ハ御再三ノ御事(死去又ハ離縁)、且ハ当時ノ御時節柄、諸事格別御手輕ニ被遊候

思召候、就テハ諸家ニテモ当節品々入費多く、可為難儀候間、格別ノ訳ヲ以、此度御出来相成候御道具類ハ、公儀へ皆御入用ニ被

仰出、御道具献上ニ不及旨被

仰出候、

右之通被 仰出候間、此段寄々可被相逢候、

(安政三年九) 十一月

一三五 参考 黒田家福家記抄

正月二十五日

平戸御領分ニ白帆之異国船一隻相見、同日帆影見隠候

段於長崎為知来ル、

二月五日

昼四時過江戸麴町^目ヨリ出火、北風烈敷及大、火樓田

御屋敷(現今鹿鳴館)御類焼^{本考マテ焼通ル}

長元院類焼 大涼院様御位牌無御別条、

御尋之御奉書二月二十八日到着、

全十日

於長崎對州聞役ヨリ以廻状、正月二十二日・二十三日對州冲合ニ異国船二隻乘通候段、委細御奉行所(長崎)

へ被申達候趣為知申来ル、

全十四日

於長崎平戸聞役ヨリ以廻状、同九日御領分冲合ニ異国船四艘乘通候旨、御奉行所へ及御届候段為知申来ル、

三月朔日

於長崎對州聞役ヨリ以廻状、正月二十四日ヨリ二月朔

日迄、對州東西海へ異国船十二艘追々乘通候付、右之

趣御奉行所へ被申達候段為知来ル^{委細長崎ノ部ニ見ル}

三月八日ヨリ同十五日迄、

長崎表 公義御備菓(火薬試験)日割ヲ以、御両家ヨリ

役々立会立テ試相濟、

全二十三目

於江戸松平大隅守(齊興公)御名代被為召、当年琉球人被召連御參府ニ付テハ、彼地早損其外等ニテ、手当向難手ニ及ニ付、御救被遣候処、大隅守様御勝手向モ累年御難波之趣、司為御難儀卜別段之 思召ヲ以、金一万兩御拝借被 仰付旨為知来ル、
当春

阿蘭陀人參府御先規ノ通り、
四月三日

於長崎對州聞役ヨリ以廻状、二月二十七日ヨリ三月朔日迄、對州西海へ異国船都合八隻追々乗通候段、御奉行所へ御届仕候旨為知申来ル、

六月六日

大隅国内之浦村遠沖へ異国船二艘相見候段、御役所へ御届仕候旨、於長崎薩州様聞役ヲ以為知申来、

六月十一日

未上刻於長崎阿蘭陀船一隻入津新カヒツ
ン兼波

七月

薩州長崎聞役ヨリ以廻状、去年来琉球国内へ異国船追々致渡来候段、長崎御役所へ御届仕候旨為知申来ル、

九日朔日

薩州様長崎聞役ヨリ以廻状、六月二十五日琉球国那覇表沖へ異国船碇卸橋船ニテ異国人之内致上陸、粮食等乞請、船修復相仕廻、七月朔日致出帆候段、御奉行所へ御届仕候段委細申来(前記御届書参照)

全二十五目

以御廻状御府内鉄砲稽古之義、年々四月ヨリ七月マテ之期月ニ候処、近来海岸警衛向厚被 仰出候趣モ有之、以来四季共稽古不苦旨、委細之趣御達、且諸家屋敷ニテ人数調練之儀等委御触達、

同日

近来西洋学盛ニ相成、世人新奇ヲ好候処ヨリ、僻学好事之輩、深ク其学不研究者マテ蘭書ヲ取扱、臆断杜撰之翻訳イタシ、奇說怪論ヲ唱へ候者俛有之由、畢竟近来蘭書和解恣ニ相成、如何之事ニ付、以来心得之儀委細御触人数調練之儀ニ付テハ十二月二十九日ニモ尚又御達有之(前記布令参照)

十一月十九日

琉球人登 城御礼申上、同二十二日登城、音楽被仰付、同日御暇(前記参照)

全三十一目

薩州様長崎聞役ヨリ以廻状、同八日大隅国内之浦村遠
沖へ異国船一隻乗通候段、御奉行所へ御届仕候旨為知
申来、

十二月二十二日

於長崎薩州様聞役ヨリ以廻状、同五日大隅国佐多伊座
敷村之内島泊村沖へ、異国船一隻相見、風雨強漂居候
処、翌朝ニ至遠沖へ走出候段、御奉行所へ御届仕候旨
為知申来ル、

一三六 参考 島津又六郎家記抄

十二月廿八日布達

御黒書院重キ御品拝領之御礼(朱衣肩衝御茶入)

松平大隅守

右御目見

月日

一御掛物 三幅対古法眼一箱

一御肴 一折

右八重キ御品拝領之為、御礼以使者被差上之、於檜
之間謁山城守、

十二月 日達

太守青興公 様江ハ除

御姫様へ

御参府付、先月十三日以上使、戸田山城守様御懇之
被為蒙 上意、同十五日御登城、御参府之御礼被仰
上候処、御懇之被為蒙 上意、御直御請被仰上、諸事
御先格之通被為濟候、

十二月

島津又六郎久明

十二月 日達

太守青興公 様へハ除、

少将青彬公 様御儀御奉書御到来、去三日被遊御登城候処、

於御座之間御目見、御懇之被為蒙 上意、御手自朱衣

肩衝御茶入被遊御拝領候御祝詞(青彬公御名代)

十二月

島津又六郎全上

一三七 参考 安田助左衛門日記抄

嘉永三年庚戌

正月九日、上野彦助・成田正右衛門・田原直助一列ニ
テ、絵師平瀬清之進召列出立、西目長島ヨリ東目志布

志ニ迄不殘廻勤、台場御造築ノ場所見合、画図取仕立、吟味ノ成行申上候、三月八日帰府、

安田助左衛門(鎌倉)

外ニ

前条人数

右ハ御領内海岸諸所へ台場并塩硝藏等御造立被仰付候付、被差越候条申渡、可承向へモ可申渡候、

四月

豊後久

右ノ通り四月十四日承知、外ニ地方検者同様被仰付候、

安田助左衛門

外ニ

前条人数

右ハ此節川尻砂揚場(一名天保山)并ニ洲崎宇都浜(一名大門口)へ台場造築ニ付、掛リ被仰付候条申渡、可承向へモ可申渡事、

右ノ通戊四月廿四日承知、

一御領内諸所台場御造築ニ付キ、六月中旬ヨリ被差越咎候処、拙者瘡相煩得不差越、九月廿一日出立、串木野羽島迄差越諸所見分、山川・指宿辺台場モ致見分、十月八日ヨリ知林島(指宿郷)台場へ取付、晦日迄成就

暫帰府、十一月五日垂水台場へ取付、廿七日成就、夫ヨリ内ノ浦へ差入同断、十二月廿六日成就、同廿九日帰府、

嘉永四年辛亥

一年頭ヨリ櫻島ノ台場破損御修補ニ付サシコシ、同八日

帰府、

安田助左衛門

地方検者

椎原龍藏

右串木野并久志・秋目へ御用ノ儀有之、被差越候条申渡、可承向へモ可申渡候、

三月

豊後全上

右之通亥三月二日承知、

一三月六日出立、羽島(串木野郷)へ差入居候処、豊後殿西目御廻勤ニ付キ、出水・阿久根大砲居付方イタシ候様申渡、差越致居付方、引キ返ヘシ加世田大崎ニテ豊後殿へ御逢申上、夫レヨリ出水マテ相附差越、諸所調練台場打等有之、拙者ニハ出水ニテ豊後殿へ相別レ、台場御普請方へ相勤メ、成就ノ上帰府、

安田助左衛門

岩元清藏

右御内用ノ儀有之、山川へ被差越候条可申渡候、

但御兵具方足輕三人・町役一人被召付候、

六月

豊後

右之通り六月七日被仰付、翌々九日出立、山川へ差

越候、右ハ土佐国宇佐浦ノ傳藏・同弟五右衛門、同

國中村浦ノ万次郎亞墨利加国へ十一年罷在、琉球へ

漂着送越相成筈ニテ、為請取方被差越候（琉球へ帰着

及ヒ鹿兒島滞在中ノ事実ハ第^{（一三九）}卷ニ記ス）

一三八 参考 鎌田正純所藏關係文書

当月二日飛脚ヨリノ尊翰相届、辱致拜誦候、益御勇健

被成御毎勤奉珍重候、随テ御宿許初掘家内中無異罷奉

申候間、乍慮外御放念可被下候、扱海印其已後靜謐、

追々御手モ附可申候、音高ク無之様トノ御趣意カト奉

恐察候、右ニ付御書添之趣委細致承知候、世評ハ取々

ノヨシ御座候ヘトモ、取ルニ不足儀ト態ト不申上候、

乍然得印（得能彦左衛門）評判ハ宜敷、退役已後モ及深

更、往来モ為有之ナト慥成様ニ承儀ニ候ヘ共、是以取

ニ不足儀（内訂ニ関ス）ト相考居申候、扱士踊被仰付、

一統踊拍子ニテ浮氣ニ相成、諸所へ喧嘩口論等喧敷、

何卒静謐ニ相済カシト祈ル事御座候、磯於御茶屋ハツ

テラ船六艘御造立有之、其内一艘御召船ニテ、殊ニ結

構出来申候、図左ノ如シ（図略ス）

島津清大夫久

鎌田刑部様

久純カ

一三九 参考 島津將曹家記抄

故中城王子上国出格之以 御仁恵、一世上国御宥免（世

子一世一回上国ノ例規ナルヲ特別宥免セラレタルヲ云）被

仰付候御礼使者、去夏義村王子被差上候処、勤事等御

都合能相済、唐御料理進上、唐踊等被遊御覽、御満悦

被 思召上、御内沙汰被為在、浦添王子・國吉親方迄

被 仰付候趣、其上踊獅子舞等ニ付、多人数上国之儀

モ御都合宜訳ヲ御沙汰被為在、翁長親方被召寄、義村

へ被 仰含越候趣等国王具ニ承知被仕、誠以重覺難有

仕合御礼云々略文セリ、

四月十六日

國吉親方

小録親方

與那原親方

浦添王子

島津將曹様

唱) 訓練之以準合、手輕御取扱被 仰付候旨被 仰出
候条、難有可奉承知候、

五月二十三日

將曹久

一四〇 齊與公御城下士踊ヲ再興シ玉フ

士小踊・御閑狩之儀

故三位様(重豪公)無御扱

思召之訳被為 在、是迄興行御差延之所、今形ニテハ御作法不連続可相成、殊ニ諸士泰平之代振ニ習染、武備心得薄ク成立候テハ、屹度不相濟事候処、此節士小踊・御閑狩興行被 仰付候、就テハ士小踊・御閑狩共以前通稀ニ致張行、一旦其節限ノ事ニテハ御作法致連統兼、其上旅行等難罷出者モ可有之候ニ付、旁別段思召之訳被為在、一往士小踊ハ勿論、御閑狩之儀モ御下国之節々、御城下ノ儀ハ、六組ノ内先ツ一組ツ、連々繰廻致張行、御軍備訓練方行届、御作法致永統候様被 仰付候、尤士小踊之儀、於川尻砂場場等興行被 仰付候儀モ可有之候、左候テ何篇是迄御流儀砲術(高嶋流トモ

士小踊并御閑狩之儀

思召之訳被為在、此節興行被仰付段被 仰出、別紙ヲ以申渡通候、右ニ付テハ、専士風興起御軍備訓練方行届、御作法致永統候様トノ

御趣意ニテ、誠以難有御事ニ候条、諸事御作法相守、

聊心得違之儀共有之間敷候、此旨支配中組中へ可被申

渡候、

五月二十三日

將曹上全

右嘉永三年戊五月廿三日、島津主水殿御取次ヲ以被 仰渡候事、

士踊再興セラレタルハ、大ニ所以アルコトニシテ、概言スルニ、去ル西ノ冬山田・高崎・近藤等ヲ巨魁トシ、数多ノ有志者死流或ハ輕重所刑セラレ、其際物議恟々、人心危懼、百方鎮撫ノ策ヲ施スニ当リ、海老原宗之丞ナル者建言スルニ、士踊ヲ再興シ、人心ヲ踊拍子ニ狂ワセシメ激着セムニハ、当時武備擴張ノ名ヲ仮リ施行セムト、島津等之ヲ贊シ上言スルニ、当時海防必要ナルヲ以テ士氣振作ノ要ナラムトノ口実ヲ以テ、許可ヲ得タリト云フ、抑モ

重豪公中止セラレタルヲ、一般古習ノ廢絶ヲ歎キ再興ヲ冀望スルカ故、海老原ハ其人情ヲ察シ、愚弄激着ノ策ヲ献シタルモノナリト、然ルニ果シテ老幼トナク復旧ヲ喜ヒ、晝夜踊拍子ニ浮レ、時事ヲ談スルヲ忘レタリ、是ニ反シテ真ニ憂困ノ士ハ其奸謀ヲ探知シ、益々憤慨人心ノ浮薄ヲ歎クモノ寡カラス、是レ當時ノ実況ナリキ、

因ミニ記ス、有志者ハ憤慨ニ堪ス、一般ノ風ニ傾カサルモノ又多シ、中ニモ西郷隆盛ハ、親友大久保利通カ父次右衛門ナル者、山田・高崎等ノ一党類ニシテ死一等ヲ宥サレ、喜界島ニ流サレ辛酸ヲ嘗メタルニ依リ、憤怒措ク能ハス、大ニ感発シテ更ニ為スコトアラント誓ヒシト云フ、故ニ西氏ハ踊拍子ニ傾サルハ、皆人知ル処ナリ、當時實踐老幼稍々狂シタルノミナラス、御覽ノ當時ハ男女孳テ見物ニ出サルハナカリシニ、西郷ハ其時分郡方ノ筆吏タリシカ、數百人ノ同僚中只一人出勤シタリト云フ、之レヲ以テ當時ノ人情形勢推テ知ルヘキナリ、

〔表紙〕

齊彬公史料

市來四郎編

嘉永三年

〔内容が前巻と同文により削除〕

〔表紙〕

齊彬公史料

市來四郎編

嘉永三年

〔扉に、表紙の文字の外に「元国事執筆史料（紙数九十枚）」の記載あり〕

目録

有名ノ人士ニ声息ヲ通セラレシ事実
齊彬公高野長英ヲ密仕セラレシ事実

参考 知彼一助

高野長英小伝及ヒ御密仕ノ事実

高野長英略伝

黒田家所伝同氏臨終ノ事実

参考 夢物語

夢物語批判

高野長英徂徠先生ノ軍法不審ヲ詠ムノ跋

齊彬公手製茶碗ボムベン（日砲）并題函和歌

高島秋帆（四郎大夫）カ爆弾擬似ノ茶釜ノ図ニ題歌

外国事情渡辺華山

以上十二条

一四一 有名ノ人士ニ声息ヲ通セラレシ事実

公ハ元来度量宏大ニマシマシタルハ衆人知ルカ如シ、御仕年ノ時ヨリ弘ク有名ノ人士ニ声息ヲ通セラレ、中ニ就テ高野長英ナル者ハ、漢洋ノ学ニ通シ、頗ル憂国ノ人士ナリシ故、弘化ノ末夢物語或ハ夢々物語・鳥乃鳴音ナト名付ケ、西洋ノ事情ヲ述ヘ、海防策ヲ記シタル書流布セシニ依リ、幕府ノ嫌疑ニ触レ幽囚セラレ、脱獄シテ各地ニ流寓シ、後青山辺ニ潜ミ、変名シテ原道碩ト唱ヘタリト云フ、公其人ト為リヲ聞召シ、近習ノモノヲシテ声息ヲ通シ玉ヒ、或ハ洋書ヲ和解セシメ、或ハ海防ノ策ヲ諮詢シ玉ヘリト、長英モ公ヲ欣慕シ、天下ノ名公ト仰キ、知彼一助ト名ツケタル欧州各

國ノ事情、或ハ武備ノ要領、鎖国独立ノ下策ナルヲ慨
 論シタル一篇ヲ奉レリ、此ノ書奉呈ノ紹介ハ、能勢甚
 七ナル者(在邸目付役)、同人ト懇交ナリシ故、近習福崎
 七之丞ヲ以テ奉呈セリト、其後福崎ナル者ヲシテ面接、
 種々質問セシメラレシ事鈔カラサリシト云フ、○高野
 ナル者ハ、元來奥州仙臺ノ産ニテ、医業ヲ以テ江戸ニ
 出、蘭学ヲ学ヒ翻譯書ハ匿名又ハ他人ノ名ヲ以テスル
 モアリ、中ニモ兵書ヲ専ラニ訳述シタリト、其人ト為
 リ林子平ニ亜キ、愛國ノ衷情淺カラス、渡邊華山・羽
 倉外記等ノ儕ト交リ厚ク、水野越前守閣老中、羽倉等
 ト共ニ其言モ容レラレタリト、水野侯カ改革ヲ行フニ
 就テハ、羽倉ナル者専ラ建議セリト、高野ハ又羽倉ヲ
 隠ニ助ケタル事実ハ、福崎・能勢カ親ク聞ク処ナリシ
 ト、○羽倉ナル者ニモ声息ヲ通セラレ、藩邸ニモ折節
 召喚セラレ、親シク意見ヲモ聞召サレタリト云フ(能
 勢甚七親話)
 因ミニ記ス、齊彬公當時有名ナル人士ニ声息ヲ通セラ
 レ、或ハ親密ナル御交際重ナル人名ハ左ノ如シ、
 尾張中納言慶勝殿 水戸中納言齊昭殿
 松平越前守慶永殿 加賀中納言齊泰殿

松平肥前守齊正殿 松平阿波守齊裕殿
 伊達遠江守宗城殿 上杉彈正大弼齊殿
 立花左近少監寬鑑殿 真田信濃守幸教殿
 阿部伊勢守正弘殿 堀田備中守正陸殿
 松平伊賀守忠固殿
 松平美濃守齊薄殿(御近親故殊ニ御親密)
 奥平大膳大夫服昌殿(全上)
 南部遠江守信順殿(全上)
 水野土佐守(忠先)
 幕吏ニハ、
 筒井肥前守(政憲) 川路左衛門尉(聖義) 岩瀬肥後守(忠實)
 井戸石見守(弘道) 堀織部正(利忠) 水野筑後守(忠徳)
 大久保越中守(忠寛) 勝安房守義邦
 江川太郎左衛門(英寛) 高島喜平(旧名四郎大夫)
 下曾根金三郎 多喜樂真院 早川庄次郎
 山田兵庫(京都) 三國大學(京都)
 林大學頭 松平圖書頭(林家ノ分家)
 松元良順(順旧名)
 処士ニハ、
 塩谷甲藏(世弘、山形藩士) 安井忠平(衝、息野、飯沼藩儒者) 小野寺庸齋(鳳谷、仙台儒者)

〔伯、昌平貴備官〕 佐藤一齋 〔忠飲、水戸藩士〕 戸田忠大夫 〔彪、根淵、水戸藩士〕
〔正佐、耕雲齋、水戸藩士〕 武田彦九郎 〔蘭名〕 坪井信道 〔信、小旗藩士〕 杉田成卿 〔壽、小旗藩士〕
〔蘭名〕 宇田川榕庵 〔壽、小旗藩士〕 戸塚静海〔後抱トナル〕
〔裕、三田藩士〕 川元幸民〔全上〕 〔慶、象山、松代藩士〕 佐久間修理 〔蘭名〕
〔佐、高藩士〕 手塚律蔵 〔田、高藩士〕 渡邊登〔華山〕 高野長英 〔蘭名〕

以上、御事蹟調査ニ就テ所見ノ人名凡ソ如斯、

一四二 齊彬公高野長英ヲ密仕セラレシ事実

公ハ高野長英ガ蘭学ニ達シ、憂国ノ人士ナルヲ知シ食
 サレ、三兵タクチーキ又ハ和蘭兵制全書〔高野カ自筆ノ書、十本今ニ存ス〕
 或ハ知彼一助等ノ書紙訳或ハ著述セシメ、或ハ土庫砲
 台ノ雛形ヲモ製造セシメ玉ヘリ、而テ近習福崎七之丞
 (当時御小納戸見習役) 及ヒ能勢甚七等ヲシテ密ニ往来
 セシメ、思意ヲ問ハシメ給ヒシコト屢ナリ、嘉永ノ初
 頃ニハ原道碩ト変名シ、適々来鷹能勢甚七ニ面会ヲ乞
 ヒシニ、能勢ハ原カ帰路宮城郷迄同行シテ、時事ノ談
 ニ及ヒタルコトアリタリ〔土庫砲台ハ江戸町ノ、別邸ニ試撃セラレタリ〕、○進呈セシ
 知彼一助参考ノ為メ左ニ鈔記ス、

一四三 参考 知彼一助

○外寇ハ万国ノ通患ニシテ、聖王位ニ在リト雖モ、或
 ハ之ヲ免カル、コト能ハス、故ニ各国往古ヨリ禦寇ノ
 方ヲ設ケ、高壘ヲ築キ、堅城ヲ営ミ、其大千楯ヲ制シ
 テ以テ边防ヲ固フス、秦ノ長城・遼海〔古ノ國名〕ノ四分一營・
 啖咭喇ノ長壘等ハ、其尤モ較著ナル者ナリ、吾邦四面
 環海、而シテ瀕海暗礁沙洲多ク、洋中時ニ颶風狂波起
 ル、是レ地勢自然ノ險ニシテ、其固キコト長城・四分
 一營ニ勝ルコト万々ニシテ、我邦ノ東海中ニ孤立シ、
 古ヨリ帝国トナルコトヲ得ル所以ナリ、而シテ勝国以
 降(勝ノ字建ノ誤乎)敵ニ洋ヲ閉テ、外蕃ニ交接セス、是
 ヲ以テ国益固ク織塵揚ラス、民昇平ノ沢ニ浴スルコト
 將ニ二百有五十年(弘化四丁末ニ当ル)、然レトモ閉洋
 鎖国ノ制ハ、富土強国ニ非サレハ之ヲ行フコト能ハス
〔甘辺氏ノ書ニ出ツ〕、是ヲ以テ西夷窃カニ我邦ノ殷富ヲ洞察シ、頗
 ル之ヲ羨望シテ好和ヲ乞ヒ、貿易ヲ請フコト已ニ數十
 次トス、官後害ヲ慮リ、遣詔(詔ノ字誤乎)ヲ守リ、固
 ク之ヲ禁シテ容レス、其中ニ就テ啖咭喇深ク其念ヲ起

シ、我ヲ窺スルコト已ニ五十六年（魯ル下 魯爾度氏ノ紀 行書ニ出ツ）トス、唯

其事ノ成ラサルヲ恐ル、故ニ固ク之ヲ請ハス、近頃夷鴉片ノ禁ヲ怒ミ乱ヲ生シ、中国ヲ侵掠シ、一時小利ヲ得、價金ヲ収メ、互市ノ地ヲ受ルニ至テ、諸西夷其勢ニ乗シ、大ニ貿易ノ区ヲ拓カント欲シ、佛蘭西・北亞米利加・弟那瑪爾加（デネカルカ）ノ如キ諸蛮、頻リニ我邦ニ逼近シ、而シテ琉球ノ如キハ嘆・佛二夷已ニ其奸細ヲ留メ、就中佛夷ハ遠ク戰艦數隻ヲ発シ、強テ此ト通交貿易シテ、遂ニ之ヲ吞噬セントシ、詭計奸策為サマル所ナシト云フ、実ニ惡ムベキ哉、其狼心ヲ考ヘ、其後思ヲ慮ルトキハ誠ニ恐ルベシ、官既ニ其奸ヲ洞燭シ、普ク四方ニ檄シテ边防ヲ嚴ニシ、以テ其不虞ヲ警シム、蓋シ浦賀ハ東都ノ咽喉、故ニ已ニ嚴警ヲ備ケ、而シテ西崎ハ從來外船輻湊ノ大港、故ニ已ニ其設アリテ、更ニ又成兵ヲ増シ、共ニ其要衝ヲ扼シ以テ其地ヲ固衛ス、而シテ其防禦ハ同シク陸地上ニ在リ、承平日ニ久シク諸士戰闘ニ熟セスト雖モ、我邦人天稟ノ純氣ヲ受ケ、其心忠誠其氣勇悍、他邦ノ比ニ非ズ、故ニ満清ノ如ク怯弱ヲ以テ笑ヲ千載ニ貽スノ患ナシトス、而シテ夷艦牢固砲礮精利ナリト雖トモ、其衆計ルニ數十百ニ過キス、

砲礮亦吾ニ具備ス、故ニ恐ル、ニ足ラズ、矧ンヤ亦西夷貪悻ナリト雖モ、固ヨリ礼儀廉恥ヲ知ル、何ンソ漫リニ他人ノ国ヲ侵掠センヤ、故ニ内地ハ大ニ憂ルコトナシト云フ、唯是レ南嶋（琉球諸島ヲ云フ）ハ、陰ハ吾ニ隸スト雖モ、陽ハ從來中国ニ屬ス、故ニ吾兵直チニ其地ニ至リ、大ニ西夷ヲ圧倒シ、吾武威ヲ耀カスコト能ハス、而シテ中国ハ兵力既ニ衰エ、自ラ防禦スルコト能ハス、何ソ枝葉ノ附庸国ヲ救フノ暇アラシヤ、今西夷預シメ之ヲ慮リ、其国ノ偏小ヲ侮リ、其俗ノ柔弱ヲ透見シ、砲礮ヲ以テ其兵威ヲ示シ、小利ヲ以テ其心ヲ惑シ、其言ヲ巧ニシ、其奸ヲ恣ニシテ以テ溪壑ノ欲ヲ逞フセントス、而シテ夷兵遂ニ此ニ抛ラハ、国家ノ大患正ニ此ヨリ萌発スベシ、実ニ言ヲ以テ尽スコト能ハサル者アリ、之ヲ喻ルニ至毒ノ蔓草ノ如ク、又酷惡ノ疫癘ノ如シ、其根已ニ定ルトキハ、其枝葉漸次ニ蕃茂蔓延シテ、遂ニ其四囲ニ災シ、疫毒一旦伝ルトキハ、沿門闔戸相伝染シテ其害竟ニ隣国ニ波及スベシ、而シテ吾此時ニ当テ之ヲ除カントスルトキハ、波濤數百里ノ外ニ在テ、且ツ舟楫ノ制堅実ナラス、兵士放礮水戰ニ熟セズ、矧ンヤ亦我ハ客ニシテ彼ハ主ナリ、扼腕切

齒スト雖モ、之ヲ如何ントモスルコト能ハス、是レ吾
 儕却テ琉球ヲ以テ吾國ノ咽喉トナシ、深ク憂トスル所
 以ナリ、蓋シ草ヲ去ルニハ須ク其根ヲ絶ツベシ、疫ヲ
 除クニハ須ク其始ヲ治スベシ、況ンヤ亦西夷未ダ其根
 ヲ固フセス、土人未ダ其毒ニ染ズ、今日ニ於テ之ヲ除
 クノ法ハ、蓋シ甚タ難カラザラン乎、但シ此ハ当路執
 事ノ任ニシテ、愚冒吾儕ノ干カル所ニ非ス、然レトモ
 知彼知己ハ兵家ノ要務、廟算ノ因テ起ル所ナリ、故ニ
 今嘆・佛二蛮ノ事情形勢ノ諸書ニ散出シテ、今日ニ切
 緊ナル者ヲ纂輯シテ、以テ一編トナシ、制度ノ差違情
 態ノ異ナル所ヲ詳ニシ、別ニ西洋边防ノ法ヲ附ス、冀
 クハ知彼ノ一助ニ供シ、以テ國家無量ノ徳沢ニ浴スル
 ノ万一二報セントスルノミ、

弘化龍集丁未四月下浣四年 環海識

西夷外國ヲ侵掠スルノ濫觴、及ヒ貿易ヲ以テ國ヲ
 富シ兵ヲ強フスル法、其他貿易ノ利益ヲ示ス、

○西夷ノ外國地方ヲ侵掠シテ之ヲ奪領スルハ、蓋シ亞
 米利加ヲ發明スルニ創ル、亜米利加ノ探索ハ、波爾杜
 瓦爾國人既ニ印度海ニ航シ、吾東方地方ニ貿易スル後

ニシテ、今ヲ距ルコト三百五十有餘年前、幾リス突ッベ
 ルコロンビヌスナル者始メテ此ニ到ルニ係ル、其初ハ
 唯伊斯杷泥亞人此ニ通シテ以テ貿易ノ道ヲ興シ、頗ル
 大利ヲ射タリ、此ニ於テ西洋諸國競然トシテ商船ヲ造
 リ、陸統トシテ此地ニ航シ、或ハ商館ヲ設ケテ互市ヲ
 通シ、或ハ其地ヲ奪領シテ租稅ヲ収メ、南岸一帶ノ地
 ハ多クハ伊斯杷泥亞ノ地トシ、北岸一帶ノ地ハ多クハ
 英吉利ノ領トシ、其他佛朗西・波爾杜瓦爾・弟那瑪爾
 加・和蘭・魯西亞等モ亦次第ニ其地ヲ占領シテ、以テ
 盛ニ互市ノ区ヲ拓キ、各其國ヲ利ス、而シテ亞米利加
 ハ固ヨリ草昧、未タ開ケサルノ一夷族ニシテ、宛モ吾
 蝦夷ノ如シ、其爪牙トシテ此ニ角スル者ハ、唯弓矢ア
 ルノミ、西蕃銃礮ヲ以テ武威ヲ示シ、小恵ヲ施シテ民
 心ヲ欺ク、其心此ニ服セスト雖モ、豈此ニ從ハサルコ
 トヲ得ンヤ、而シテ此ニ從フトキハ、驅使セラル、コ
 ト奴隸ノ如ク、又牛馬ノ如シ、誠ニ哀シムヘキナリ、
 嘗テ西洋ノ歴史ヲ讀ムニ、當時ノ識者之ヲ嘆シテ曰ク、
 吾西洋從來仁義道德ヲ以テ其國ヲ治メ、以テ自守ノ道
 ヲ奉ス、今世頻リニ外邦ニ通商シテ唯利ノミ此ヲ射ル、
 人情安樂ヲ欲シテ辛苦ヲ厭フ、富貴ヲ好ンテ貧賤ヲ惡

ム、貿易ノ法ハ富貴安楽ヲ求ムルニ、其来路甚タ易シ、故ニ士民争テ此ニ帰ス、猶水ノ卑キニ下ルカ如シ、稼穡務メス、職業荒ミ、上政務ヲ精勵セス、下法令ヲ固守セス、国政此ヨリ衰弱シ、風俗自ラ頹敗シ、争乱遂ニ止ムコト無ルヘシ瑪爾知氏ノ万国史略ニ出ツ、卓見ノ説ト云フヘシ、以斯把泥亞ハ其始メス貿易ヲ興、時代、諸国ヲ蚕食シ、加列爾主ノ時ニハ帝号ヲ奉シ、尊崇シテ大加列爾帝ト称ス、其威甚タ強大ナリ、然レトモ尔後漸次ニ外邦ニ通商シ、其地ヲ得ルニ從テ兵ヲ他国ニ分送ス、故ニ国内自ラ空虚ニシテ、兵威逐次ニ衰へ、僅カニ一世ニシテ帝号ヲ失ヒ、其国歐羅巴洲中ノ暖地ニシテ、頗ル豊饒ノ沃土ナリト雖モ、尔来国勢振ハス、近頃佛朗西帝勃那稜爾ボナパルノ侵掠ニ逢テ、此ニ敵スルコト能ハス、全国ノ諸軍頻リニ敗衄シ、遂ニ地ヲ割テ和ヲ講シ、纔カニ其血統ヲ伝へ、其祖宗ヲ祀ルコトヲ得タリ、以テ通商ノ弊ヲ見ルベシ、而シテ元来不毛石田ノ如キ貧国ト雖トモ、啖喙・和蘭等ノ如キ島嶼又ハ海岸ニシテ、航海ニ便ナルノ地ハ此ニ因テ頓ニ殷富強能ノ国トナリ、古今其状ヲ異ニシ、百貨ノ夥够全ク其地ノ自然ニ背ク、蓋シ是レ人力ノ精勵ニ係ルナリ、但シ相互ニ利ヲ競フノ至リ、

遂ニ争乱ノ嚮ヲ啓キ、戦鬪多クハ此カ為メニ止ルコトナシトス、瑪爾知氏ノ見ル所ノ如シ、今左ニ和蘭交易紀事ノ一例ヲ抄シ、其国ヲ富ス所以ノ理ト、其利ノ幾何ヲ挙示スルナリ、

○和蘭ハ歐羅巴洲ノ一貧国ナリ、疆界偏小、土地卑湿ニシテ、各州沼湖大沢多ク、数帯ノ大川マアス川等、全国ニ注流シ、時ニ洪水泛濫ノ患多シ、故ニ古ヨリ高堤ヲ築造シテ之ヲ禦ク、其田土大率滋湿ニシテ稼穡ニ宜シカラス、唯牛馬豚羊ヲ蕃殖スヘシ、東北ハ海ニ接シ唯漁業ニ適ス、故ニ往古ハ土人専ラ海産ヲ以テ生計ヲ立ツ、後世人民漸次ニ蕃息スルニ至テ、土人草萊ヲ開墾シ、力ヲ田圃ニ尽シ、大ニ穀物ヲ出ス、然レトモ其得ル所ノ者僅ニ其三分一ノ口給ニ充ルニ足ルノミ、故ニ大率糧ヲ他邦ニ俟ツ、但シ其地海ニ瀕シ、土人自ラ水利ニ通シ、其技諸邦ニ冠タリ、故ニ中世以降ハ、専ラ通商貿易ノ道ヲ以テ、糧食ヲ他邦ヨリ聚収シ、普ク諸邦ニ航シテ有無ヲ通シ、貨物ヲ兌換ス、是ニ於テ国富民殷ニシテ、歐羅巴中有名ノ強富国トナルコトヲ得タリト云フ、以テ貿易ノ国ヲ富ス一良術タルヲ見ルヘシ、又其貿易ノ利ヲ論スルノ条ニ曰ク、航海貿易ノ利ハ、

殊ニ日本ヲ以テ其最第一トナセリ、西洋諸國古來未
 タ此ノ如ク大利ヲ得ルヲ聞カス、其日本ニ航シテ公
 然貿易ノ法ヲ行フハ、紀元千六百十一年長慶長ヲ以テ其
 始トナス、當時波爾杜瓦爾人始ノ呂宋ヨリ來ル、故ニ相通商
 スルコト已ニ久シ、故ニ其不利ヲ慮リ、吾ヲ讒スルニ
 海寇ノ名ヲ以テス、故ニ官大ニ吾ヲ憚リ、以テ吾憂
 ヲ生ス、然レトモ波爾杜瓦爾ノ通商ハ、殊ニ其邪教ヲ
 布蔓シ、其國ヲ得ルニ在テ、交易ノ正利ニ在ラス、
 日本ノ諸官早ク已ニ其意ヲ洞察シテ、深ク之ヲ忌ミ、
 嚴酷ノ法ヲ設ケ、悉ク土人ノ其教ヲ奉スル者ヲ戮ス、
 而シテ吾和蘭ノ此ニ関涉セサルヲ明白ニス、故ニ貿易
 ノ道稍其便ヲ得テ、毎歲正金銀ヲ得ルノ數大抵一千万
 義爾田銀貨ノ名、一説ニ百銀二十數多クニ當ルト云フ、然レトモ未タ其正抱ヲ見ス、他日參考スヘシニ當ル、凡ソ
 如此ナルコト數十年、通商ノ始ヨリ上ノ千六百、六百年ヲ云、
 四年我正保元年ニ至ル迄、計ルニ三十三年ノ間正金銀ヲ得ル
 ノ數總計三億三十萬三義爾田上トス、又金銀ノ外別ニ好銅
 ヲ兌換ス、其量毎歲四萬ビコル喜格爾名ヲ以テ定額トス、一
 喜格爾ハ和蘭古制ポンド百二十ニシテ、我十五貫五百錢ニ
 當ル、故ニ四萬喜格爾ハ六十二萬貫トス、而シテ一喜
 格爾毎ニ其本価三十一義爾田上ニシテ、印度ニ運送

シ、直チニ転売シテ九十二義爾田トナル、其価利大約
 三倍ス、又此外絹帛・瓷器・漆具・樟腦ヲ交易ス、絹
 ハ糸綵織細色沢鮮美、瓷器ハ世ノ普ク知ル所ニシテ、
 天下ノ絶品ナリ、漆具ハ其實牢固ニシテ光沢鮮明目ヲ
 駭シ、久用シテ損敗セス、樟腦ハ香氣猛烈ニシテ頗ル
 上品トス、我ニ運送スル諸物品ハ、華布・麴毛・洋産
 ノ布帛、其他歐羅巴及ヒ印度ノ土産、例スルニ蘇木・
 一角・犀角類、白蠟・肉豆蔻・茴香・丁香・砂糖・白
 檀・麝香・護謨・諸膠類・安息香・安質没尼、アンチモニー其他玻
 璃鏡及ヒ玻璃製ノ諸雜器類トス、是ナリ、諸邦ノ碩学
 及ヒ遠遊ノ諸士、此時ヲ稱シテ吾貿易ノ盛代トス、亦
 偽ラザル所ナリト云フ、是レ西洋諸蕃ノ深ク我國ノ交
 易ヲ欲スル所以ナリ、又其數年間通商全利ヲ総合シテ、
 其準數ヲ立ツルノ条ニ曰ク、千六百五十五年我慶長ハ本錢一
 百ニシテ其利十五ヲ得、同ク六年同ク十一年ハ七十五ヲ得、
 同ク七年同ク十二年ハ四十四ヲ得、同ク八年同ク十三年ハ七十五ヲ得、
 同ク九年同ク十四年ハ二十五ヲ得、同ク十年同ク十五年ハ五十ヲ得、
 同ク十二年同ク十七年ハ五十七半ヲ得、同シク十五年元和初年ハ
 四十二半ヲ得、同十六年同ク二十年ハ六十二半ヲ得、同ク二
 十年元和六年ハ三十七半ヲ得、其後比年其利六倍迄ニ増進

シ、而シテ千六百二十三年^{元新}ハ通商法第一次改革ノ時ニシテ、此頃伊斯把泥亜人未タ亜細亜ニ航セス、故ニ此ヨリ次第二大利ヲ得タリ、其初メ未タ七百万義尔田ニ足ラサルノ本錢ヲ以テ、商船四十隻ニ舟子五千人ヲ載セ、亜細亜ニ到リ、此ヨリ三千万^三義尔田ノ貨ヲ得、故ニ其価利本錢ニ四倍ス、而シテ諸雜貨ノ利ハ此ニ千カラス、故ニ其利更ニ大ナリトス、即チ胡椒一斤ハ、其本価五斯^{ストイフル}對弗尔^{貨名、按スルニ義尔田ノ十分一ニ当ル}及ヒ八分ノ五ニシテ、其利価四義尔田トナリ、丁香一斤ハ同ク六斯對弗尔、及ヒ四分ノ一ニシテ三義尔田トナリ、茴香一斤ハ八斯對弗尔ニシテ六義尔田トナルナリ、故ニ此時代ノ商館社ノ大利ヲ得ルハ、亦怪ムニ足ラスト云フ、此ニ因テ通商ノ利年ニ從テ小差アリト雖モ、常ニ損失アルコトナク、以テ国ヲ助クル一良法トナルヲ証スルニ足レリ、又其後和蘭貿易ヲ我邦ニ在テ大ニ變革スル所ヲ示シテ曰ク、千六百四十年^上ニ前後嚴ニ邪蘇ノ法教ヲ禁シ、専ラ波爾杜瓦爾人ノ余類ヲ搜索シテ之ヲ驅逐スト雖モ、此ニ因テ吾貿易ノ法ニモ亦多少妨害ナキコトヲ得ス、如何ントナレハ千六百四十一年^{寛永十}平戸ノ商館ヲ撤シテ、新タニ西崎ノ出島ニ遷シ、且嚴令ヲ受

ケテ恣マ、ニ諸方ヲ来往シ、私カニ貿易スルヲ許サレス、此ニ因テ吾儕禁錮窘迫ノ苦ヲ受ルカ故ナリ、然レドモ他ノ歐羅巴人ハ一切貿易スルコトヲ禁ス、故ニ稍其不利ヲ補足スルニ足レリ、但シ尔後又商船ノ定額ヲ立テ、貨物兌換ノ量ヲ減ス、故ニ更ニ又吾經紀ニ害アリ、即チ千六百七十二年^{寛政十}銀ノ交易ヲ禁シ、又千七百^{元禄十}年^{三年}我商船ノ數ヲ減シ、毎歳五隻ヲ以テ定額トス、又千七百二十一年^{享保}銅ノ量ヲ減シテ毎歳一万喜格^{ピコル}ル^上トシ、尔後漸次ニ船數ヲ減シテ遂ニ二隻トナス、此ニ加ルニ其頃吾商船屢風濤ノ難ニ逢ヒ、漂蕩ノ災ニ罹リ、且貨物ノ本価貴フシテ其売出ノ価ヒ廉ナリ、故ニ其運送スル所定量ノ外ニ出テ、其得ル所却テ少ナシ、尔後又一執事官前後ヲ考究シ、久遠ヲ慮リ上書スル者アリ、其略ニ曰ク、銅ハ人身ニ喩レハ宛モ其骨ノ如シ、故ニ髭髮ノ如ク剃除シテ直チニ生育スル者ニ非ス、一タヒ之ヲ除クトキハ、必ス永ク欠損シテ其故ニ復シ難シ、其交易ノ物品ヲ喩レハ、銅ハ頭ノ如ク、外産ノ諸物ハ足ノ如シ、人身頭アレハ足ヲ失モ尚存活スヘシ、未タ頭ナクシテ其性命ヲ存スル者ヲ聞カス、豈頭ヲ以テ足ニ換ルノ理アラ^{按スルニ白石、}官其奏ス^{願其美ノ}

ル所ノ当理ヲ見テ、遂ニ千七百九十年^{寛政二年}更ニ令ヲ下シテ、商船唯一隻ヲ許シ、其余ハ入港ヲ禁ス、然レトモ其後吾商船加比丹格古貌龍忽布^{カビタンゴック・ブロンホフ}名、西崎留寓ノ日力ヲ尽シテ固ク之ヲ請ヒ、遂ニ千八百二十年^{文政三年}ヨリ更ニ又二隻ノ商船ヲ許サレ、今ニ至ル迄毎歳一万喜格^ニルノ銅ヲ交換スルコトヲ得ルナリ、是レ日本貿易ノ大略ナリ、故ニ吾国盛ニ利ヲ得ルハ、商社第二次ノ変革^{長崎ニ}ヲ云前ノ事ニシテ、其後ハ次第二衰ルト云フ、然レドモ西蕃此ニ因テ吾出入ヲ嚴ニシテ、其用ヲ節ニシ、其有余ヲ貯蓄スルヲ見、益找国力ノ盛ナルニ駭キ、土産ノ夥夥ヲ羨望スルナリ、

暎咭喇国今時ノ兵制及ヒ事情形勢

○暎咭喇ハ和蘭ノ西北、佛朗西ノ東北ニ当ル、島中南部ノ一名ナリ、其北部ヲ^{スゴシヤ}思可齋^ト云フ、又其西島ヲ^イ意而蘭^ト土ト云フ、今ヲ距ルコト大約二百余年前、彼国革命ノ時遂ニ其二国ヲ併セテ之ヲ一統スト云フ、近頃南^ニ北^ニ亞米利加・亜細亞・亜弗利加中其属国漸次ニ蔓延シ、其統馭スル地面甚々大ナルノ故ヲ以テ、自ラ大貌利太^{ニア}泥^ア亜^トト称ス、貌利太泥亜ハ英吉利ノ古称ナリ、其本来

ノ貌利太泥亜^{歐羅巴ニ在ル三国}国ニ諸中島ヲ云フ也^{ニ在ル所ノ人口ハ、總合}スレハ二千一百三十九万六千人^{一本ニ千八百萬ノ島人トス、}編ハ^{尤ニ}新近ノ^權權ヨリ取ルナリ、故ニ^文文政・天保年間ノ^數數トス、以下皆此ニ依テ、諸外国新属国ノ人口ハ一億一千五百二十万〇四千人トス、故ニ其人口大略本國ニ四倍ス、本國ノ諸領地ヲ二十一省ニ分チ、更ニ之ヲ分ツテ二部トナシ、以テ軍民^{農兵}ヲ採収シ、租稅^衣衣^食食料ヲ取ルノ部ヲ分ツ、其出師部ニ属スル所ハ十二省、衣食料部ニ属スル者ハ九省トス、其國都ヲ^{ロンドン}龍動ト云フ、^底底^讀讀斯川ニ沿フテ都城ヲ築造シ、以テ諸舟ノ運送ニ便ニシ、又外寇ヲシテ^難難カラシム、故ニ第一等ノ良府トス^{都城ヲ三等ニ分ツ、大川ノ下流ニ船ヲ直チニ海ニ接セザルコト、上}接スル者ヲ^{第一等トシ、}第一等トシ、^深深^港港ニ築ク者ヲ^{第二等トシ、}第二等トシ、^直直チニ海洋ニトシ、尤モ下トス、其人口一百〇五万トス、故ニ其繁昌^{歐羅巴諸州ニ冠タリ、但シ其國甚々寒冷ニシテ、礮礮石}地多シ、故ニ穀産少ナク他ノ土宜モ亦少ナシ、故ニ府人專ヲ四方ニ貿易シテ其生營ヲナシ、此ニ因テ此ノ如ク比駢ナキ強富ノ大都会ヲナスコトヲ得タリ、商船ノ數大約二万八千〇八十一隻、其舟子・小吏・水卒一十八万四千人トス^{蒲朗都氏ノ書ニハ、}貿易ヲ以テ其國ノ專務トスルヲ想フヘシ、

○海陸二軍諸兵ノ數ハ、治乱ノ差年代ノ異ナルニ準シ

テ各差別アリ、千七百八十九年文化元年ニハ、無事ノ日ノ制ニシテ陸軍ノ兵数僅ニ五万八千三百七十八人トス、尔後佛朗察革命ノ乱ニ因テ、諸国一般ニ騷擾鼎沸ス、故ニ其二軍ノ数ヲ増加ス、而シテ千八百〇八年文化五年ニハ、英吉利頗ル危急ニシテ、其国大ニ窮蹙ス、故ニ旧制ニ則リ、自在上兵義兵ニシテ自在ニ退身スルヲ致ス者ヲ募リ、左ノ兵数ヲ得タリ、

諸兵総表

共ニ義兵ナリ					
自在ノ士兵	歩兵 四十三万〇六百二十七人	通計	五拾九万		
援救土兵	騎兵 四万四千二人		二千六百		
編定正士兵	八万三千八百四十人		二十九人		
従来正戦兵	歩騎 十 五 万人	通計	四十一		
國王ノ正水軍	十 万人				
印度軍	十 六 万人		万人		
二様ノ兵総合シテ二百万〇二千六百二十九人トス					

○尔後千八百十三年文化十年ハ国内陸軍ノ全数三十万余、他邦ノ隷兵僅カニ三万一千人トス但シ此ハ外国ノ領地ノミニ用ユ、其数甚タ少キカ故他邦ノ

新国ヨリ兵卒ヲ買入シテ而シテ其次年ハ文化十一年自在義兵及ヒ水軍ノ外、更ニ陸軍ノ数左ノ如シ、

- 歩兵 二拾万人
- 騎兵 三万一千人
- 編定正士兵 六万四千人
- 廠工ノ二兵 二万二千人
- 印度軍 廿一万三千人
- 總計 五十三万人

争乱平定シテ無事ヲ得ル以來ハ、此兵数漸次ニ減殺シ、千八百十七年文化十四年ニハ、正士兵及ヒ印度其他ノ異邦諸兵ヲ退ケ、各其本地ニ回ラシメ、而シテ千八百二十四年文化七年ニハ、更ニ無事ノ日ノ制ニ復シ、歩兵ハ六万九千八百四十八人、騎兵ハ一万〇六百四十人、戦馬六千六百十九匹、自在ノ士兵七千九百三十五人、戦馬四百〇六匹、總計兵数八万八千四百二十三人、馬数七千〇二十五匹トス是ナリ、

○水軍モ亦治乱ノ差ニ因テ各異ナリ、千八百年前後二十年許ノ間ハ、其数十万人、軍艦八百四十六隻、艦礮三万門トス、尔後争乱静休シ、千八百二十九年文化十二年ハ舟子二万一千人、礮手九千人、水軍指揮大小官員総

合シテ一千三百四十一人トス、但シ海外属国ノ水軍ハ此數ノ外ニ在リ、一本ニ海外領地ノ軍艦ハ一百二十四隻トス兵制全書ニハ印度ノ是ナリ、軍艦ハ三十二隻トス

○水陸二軍用ル所ノ小銃類ハ、千八百三年享和ヨリ千八百十五年文化十三年迄ノ間、武庫ニ貯藏シテ内外ノ諸兵ニ頒与スヘキ者、總計三百二十四万七千七百十五門ニシテ、其中二百四万三千六百四十三門ハ諸兵士ニ頒与テ、

十二万五千八百七十六門ハ双孔ノ費斯答尔銃ピストルニシテ、此ヲ騎兵ニ頒与、其余ノ九十七万八千九百九十六門ハ、貯藏シテ尚非常ノ用ニ供フ、而シテ銃丸・火薬等モ亦一ニ此ニ準ス、故ニ歐羅巴洲中武器ノ盛ナル、軍用諸物ノ夥多ナルハ、英吉利ニ比スル者ナシトス、而シテ其国海島ニシテ、土人自ラ水理ニ通シ、水戰ニ熟シ、

船艦ノ數亦多シ、是レ英吉利ノ海洋ニ跋扈シ、雄ヲ西域ニ稱シ、其威万国ニ震フ所以ナリ、
○英吉利一歳ノ租税其他諸貨ノ收入スル定額ヲ総合スレハ、封田斯底尔林佃ポテンステルリグ金賃ノ名、未タ詳ナラス、一説ニ五百銀四十錢許ニテ、五千五百万トス、而シテ全国ノ負債錢ハ同シク八十三億六千九百零十トシ、其利錢ハ每年同シク四千

万トス、而シテ諸兵及ヒ軍資ハ治乱ノ差・歳ノ事情ニ

從テ一定シ難シト雖モ、争乱ノ日ハ陸軍ノ資用同ク八百万、水軍ノ資用同ク七百万、諸官人ノ正俸及ヒ半減禄金同ク三百万、総合シテ一千八百万トス、故ニ出入

定額ヲ算スレハ、每歳負債ノ數三百万トス、又千八百十九年我文政二年陸軍及ヒ新属地ノ諸資用更ニ増加シテ

二千七百八十五万二千ニ至リ、而シテ又千八百二十九年文政十三年ハ其記録ニ從フニ、一歳ノ邦賦錢五千一百三十四万七千ニシテ其諸費用四千八百三十三万三千八百五十三トシ、其中三百三十三万六千七百五十二ヲ水軍ノ資

用トシ、六百三十三万六千二百三十ヲ陸軍ノ資用トシ、二百八十九万八千八百六十三ヲ諸营造及ヒ官人ノ俸錢トス綜合シテ一千二百三十七万一千八百五十六トナル故ニ一定ノ息金四千万ヨリ之ヲ去レハ、大略四百万ノ不足トナルナリ、

○又此ヨリ先キ、千七百八十九年寛政元年ハ全国無事ニシテ、其兵數放スルニ五万八千三百七十八人ノ時出ツハ、諸兵ノ禄金ハ一百四十四万四千五百封封田斯底尔林佃ノ略ニニシテ、其資用四百四十四万五千封ニシテ、全国ノ負債金

三億九千六百〇一万三千六百八十七封ナリ、然ルニ尔後久シカラスシテ争乱ノ世トナリ、戰鬪止サルコト二十余年、資用之カ為メニ大ニ増進シテ、其国此ニ因テ

甚窮シ、上ノ如キ負債ヲナセリ、而シテ千八百十四年ニ至テ争乱全ク静止シ、諸兵旧制ニ復スルカ如シト雖モ、其費昔時ニ比スレハ甚タ多シ、千八百二十七年ヨリ同二十九年文政十年ヨリ同十二年迄ヲ云フ迄三年ノ間、水軍ノ費用ヲ計ルニ、大抵平均シテ六百万封トス、以テ其証トスヘシ、故ニ其歳入寡ナクシテ其費用多ク、啻ニ其本債ヲ償フコト能ハサルノミナラス、或ハ其息金ヲ完済スルコト能ハサルコトアリ、而シテ此ニ加フルニ近年巨川ヲ鑿開ス、其長數百里以テ運送ヲ便ニス、此ニ因テ更ニ又甚大ノ財用ヲ費ス、故ニ国用常ニ足ラス、是レ更ニ他邦ノ貿易ヲ起シテ其負債ヲ償ハントスル所以ナリ、

○其国従来佛朗西ト和セス、今其理ヲ考フルニ、佛朗西ハ土地膏腴ニシテ其国富饒ナリ、故ニ其実ハ自守シ、他ニ求メスシテ足レリ、是ヲ以テ其人遊惰ニシテ自ら奢侈ナリ、是レ其却テ窮スル所以ナリ、英吉利ハ土地確瘠瘠薄ニシテ、固ヨリ貧困ナリ、故ニ唯経紀ヲ以テ生計ヲ営ム、是ヲ以テ其行節儉ニシテ頗ル諸業ニ勉強ス、是レ其大ニ富ヨナス所以ナリ、而シテ佛人ハ常ニ誇ルニ其国ノ豊饒ヲ以テシ、英人ハ尊大自ら許スニ其国ノ財用ヲ以テス、而シテ二国各来往シテ互ニ交易ス

ル間ニ於テ、自ら利鈍優劣ノ差アリテ、而シテ佛人ハ常ニ其欺ヲ受ケ、其甚シキニ至テハ、或ハ財本ヲ失ヒ大債ヲ負フコトアリ、故ニ多クハ其債ヲ完済セス、是レ二国ノ互ニ懷忿挾怨シテ争端ヲ啓キ、自ら和セサル所以ナリ、而シテ又佛朗西勃那拔爾の帝、北亞米利加国晩年ノ戰ニ其声援ヲナシテ、以テ自立セシメ、又獨逸地方ノ英吉利屬地ヲ奪フ、是レ其恨ノ固結シテ解セサル所以ナリ、然レトモ距今二十有餘年前、勃那拔爾の帝已ニ亡ビ、佛朗西王旧統ヲ継キテ先王ノ宗廟ヲ祀リ、而シテ英吉利殊ニ佛朗西ニ恩アリ、矧ンヤ亦同盟ノ国タリ、是今ニ至テハ其交儀甚タ密ナル所以ナリ、

佛朗西国今時ノ兵制及ヒ事情形勢

○佛朗西ハ吾松前島中蝦夷地ノ正西ニ位シ、イスパニ伊斯巴泥亞国ニ比スレハ寒シト雖モ、英吉利ニ比スレハ暖ニシテ、其土地膏腴ナリ、故ニ五穀熟シ百貨具ラサル所ナシ、是ヲ以テ古ヨリ強盛ノ王国トス、中世以降扁・羅ヘンデレツキ扁八扁列機ヘンデレツキローデウエキ扁八扁列機二氏世々其主トナル、其地面一万〇〇八十六方里、人口大約三千二百方トス、近頃ノ全国ヲ分ツテ八十六州トナシ、以テ二十二旗ノ大隊ヲ制シ、每州赫

トマイルスカルク
度瑪尔須加爾古官ヲ設ケテ其政ヲ行ヒ、一旗毎ニ鎮守
及漏的南多總兵ヲ置テ之ヲ指揮統馭ス、其国都ヲ把理
スト云フ、舍涅川ニ沿フテ都城ヲ築造ス、故ニ亦第一
等ノ良都トス、城門十八座、戸數三万、人口六十万ト
ス上、故ニ其繁華都爾格国ニ亜ク、兵馬ノ事ハ国王自
ラ之ヲ主宰シ、其大總上官トナル、年々諸軍兵ヲ点檢
シテ其三分一ヲ交替シ、以テ之ヲ新生シ、此ニ因テ諸
兵悉ク練熟ノ壯歲精銳ニシテ、常ニ十分ノ勢力ヲ具有
シ、強弱老幼ノ差アルコトナカラシメ、此ヲ定格トナ
ス、兵ハ水・陸二軍ニ分ツ、二軍共ニ其數ハ治乱ノ差
年代ノ異ナルニ從テ一ナラス、即チ千五百九十三年文祿二年
扁埜列幾第四世ノ時ニハ、歲賦二千四百三十七万五千
義尔田ニシテ、其兵數陸軍ナリ僅カニ七万五千人、千六百
六十年万治三年羅埜徵幾第十四世ノ時ハ、歲入六千〇七十
七万五千八百七十五義尔田ニシテ、其兵數同上更ニ減シ
テ四万五千人、軍艦ハ大艦八十五隻、中艦六十隻、千
七百八十八年天明八年同ク十六世ノ時ハ、歲入一億七千八
百廿三万五千二百六十義尔田ニシテ、其兵數同上二十六
万〇九百五十四人、大艦六十七隻、中艦六十九隻、千
八百十二年文化九年那剌列翁帝ノ時ニハ、歲入三億八千三

百十四万三千〇五十義尔田ニシテ、其兵數同上八十一万
七千五百九十人、大艦四十隻、中艦三十隻、而シテ又
千八百廿二年文政五年羅埜徵幾第十八世ノ時ニハ、歲賦四
億五千三百五十万九千八百四十八義尔田ニシテ、其兵
數同上二十五万人、大艦四十五隻、中艦三十四隻トス是
ナリ、
○千八百二十六年文政九年王命ニ因テ諸陸軍ヲ區別シ、以
テ其順序ヲ定ム、其一ハ国王ノ親兵トシ、其二ヲ守護
兵トシ、其三ヲ堅裝兵トシ、其四ヲ步礮兵トシ、其五
ヲ營造兵トシ、其六ヲ戰歩兵トシ、其七ヲ輕歩兵トシ、
其八ヲ斯勿泄スウキツセル勿泄スウキツセルトシ、其九ヲ異邦兵トシ、其十
ヲ騎礮兵トシ、其十一ヲ戰騎兵トシ、其十二ヲ輕騎兵
トシ、其十三ヲ礮銃諸工輜重ノ後殿兵トス、是ナリ撰出義兵アル
トキハ此ヲ守護兵ノ上ニ、其頒給ノ諸物モ亦此ニ準シテ各多少
ノ差アリ、
○諸兵撰収局ハ格魯涅尔官十七人、加比丹官八十六人
ヲ設ケ、正禄ヲ給シテ之ヲ掌トラシム、諸兵身材ノ定尺
ハ、耶傑尔兵ヤージェル・夫撒連兵フサイレン共ニ兵ニハ、其長サ一手七掌五
分二厘五尺七寸五分八厘餘、達刺良埜尔兵ダララグンデル其他匠人・營造兵ハ、
共ニ一手七掌〇六厘五尺六寸一分三厘、礮兵及ヒ胸甲兵ハ、一手

七掌三分三厘五尺六寸、九分三厘、重歩兵ハ、一手七掌〇五厘五尺六寸二分、重騎ハ一手七掌三分二厘五尺六寸九分弱トシ、而シテ其中重騎兵ハ其齡二十五歳ヨリ四十歳迄ヲ定限トシ、銃書写字ヲ能クスル者ヲ撰収スルナリ、

〇仕官ノ定限ハ、軍卒ハ十八年、鼓手ハ十四年トス、其間年ヲ積ムノ久キニ準シテ日給ノ賜錢各差アリ、再仕ノ年限ハ二年又ハ四年トス、初ヨリ四年ヲ約スル者ハ、奏シテ其禄ヲ一倍ニス、

〇小職事官及ヒ軍卒ニハ、官ヨリ衣服・帽子ヲ給ス、表衣ハ二歳ニ一次、袴モモヒキハ一歳ニ一次、ヤス帽ハ三歳ニ一次トス、汗衣履鞋ハ其隊ノ糧財司之ヲ掌ル、

〇戦袍ハ軍卒ハ総テ青色ナリ但シ斯勿泄、兵ハ否ラス、カラベイン 耶傑兒全及ヒ長槍兵ハ綠色ヲ用ヒ、カレベイン 加刺別印騎兵ハ淡青色ヲ用ヒ、フサレン 夫撒連兵・ヘルストルマン 百尔斯度尔滿兵兵名ハ暗青ト淡青ノ二色ヲ用ヒ、又ハ茶褐色・灰色・紅色・深綠色ヲ用ヒ、後軍輜重隊ハ概シテ暗灰色ヲ用ユ、其他官職ノ尊卑ニ從テ飾具・花文等皆一ナラス、

〇歩兵銃ハ千八百二十二年文政五年ト千八百十六年文化十三年ノ制ヲ用ユ、銃孔ト鎗身ノ長サ稍異ナリ、其他達刺良埵尔兵兵名及ヒ散兵其他礮兵ヲ用ユル者アリ、外飾口径等稍

異ナリ、其他莫斯結多・加刺別印・費斯答尔等ノ諸銃アリ、其形状口径等別ニ詳ニス、

〇銃丸ハ一lbポント二十九丸、又ハ十六丸、又ハ十八丸、又ハ二十六丸、又ハ二十八丸トス、

〇鎗ハ唯一種トス、其長サ二手七掌六分一我九尺八分余、鎗身ノ長サ二掌一六五寸弱トス、腰刀ハ通計十一種ニシテ今時概シテ五種トナス、

〇陸戦ノ諸礮ハ十二lb・八lb・六lb・四lbノ四種トス、攻守ノ二礮ハ二十四lb・十二lbノ二礮及ヒ六lbノ長礮、其他十二寸・八寸及ヒ五寸七分二厘ノ護墨尔ゴメル人制ノ白礮、

又ハ足附ヲ設ル十二寸白礮等是ナリ、〇海岸ニハ三十六lb及ヒ廿四lbノ鉄礮ヲ設ケテ禦礮トナス、此二礮ニハ中空鉄丸亦填ムヘシ廿四lbノ中空弾丸ハ九寸七分、忽魯都尔礮ニモ亦裝フヘシ、昔時既ニ三十六lb礮ニ六寸ノ忽魯都尔礮ノ柘榴丸ヲ用ユル例アリ、〇竿状弾丸ハ上ノ二礮ト十二lbニノミ之ヲ填ムヘシ、〇海陸二軍諸礮諸丸ノ差別、其他重量射度ノ事ハ別ニ精表アリ、

〇礮兵ニ守護・戦闘二隊ノ差アリ、礮ニ騎・歩二様ノ別アリ、礮兵守護隊ハ一列細綿多レンメント毎ニ歇尔度瑪尔斯ヘルドマールス加尔古官カルクヲ設ケテ其將トナシ、騎礮兵三隊・歩礮兵五

隊ヲ合シテ之ヲ制ス、争乱ノ時ニハ別ニ一加^カ埒^{デル}尔^官名^ヲ

加テ之ヲ補足ス、○礮兵戰鬪隊ハ十列細綿多シテ、

一隊毎ニ騎礮筒各三座・歩礮筒各十三座ヲ併ス、争乱

ノ時ハ別ニ一加^カ埒^{デル}尔^官名^ヲ加テ之ヲ補フ、故ニ一列細綿

多隊毎ニ騎礮三座・歩礮少クモ六座ヲ要ス、又守護隊

ハ礮八座ニシテ、其中三座ハ騎礮ナリ、其礮数一座毎

ニ各四十八門トス、而シテ其戰鬪隊ハ百六十座ニシテ、

其中十座ハ騎礮兵、六十座ハ歩礮兵、七十座ハ牽繩ナ

キ者^{蓋シ緒地ノ礮台ヲ云フ}、総計礮数九百六十門トス、○礮兵諸隊編

束ノ法ハ、別ニ其表アリテ之ヲ詳ニス、○佛朗西ノ礮

兵ハ、毎礮日ニ点発スルノ数十五次、又ハ十八次ニ過

キス、

○全国ノ大小諸城砦堡ヲ三等ニ分チ、其数通計百九十九

六所トス、

○軍法ハ軍律ニ違ヒ母令ニ応セサルトキハ、其輕重ニ

準シテ家財ヲ没入シ、又ハ剝^{ホリ}利^シ支^シ所^ハ充^テテ、以^テ其罪ヲ贖^ハシム

所^ルニ入レ、又ハ獄中ニ捕テ之ヲ罰ス、裁断ニハ本隊ノ

主將ハ獄ヲ命シ、工巴^{コム}僱^{ハク}尼^ニ隊^ニノ指揮官ハ其他ノ二罰ヲ

命ス、

○剝利支ノ刑法ハ、四時ノ始メ毎ニ主將ノ命ヲ受テ、

其配軍ノ髮ヲ剃リ以テ他兵ト別ツ、○諸軍卒同舎ノ諸

物品ヲ窃ミ、又ハ衣服軍器ヲ典当スレハ、艱苦ノ力務

ニ充テ以テ其罪ヲ償ハシム、○彈丸ヲ制スルノ罰刑ハ、

其定限三年ヨリ十年トス、而シテ更ニ兇行犯法ノ罪ア

レハ、其輕重ニ準シテ又其年限ヲ増加シ、軍務ニ充テ

、罰ス、定限ハ二年ヨリ八年トス、囹圄ノ定限ハ二個

月ヨリ五年ニ至ル、○従前罪ヲ得テ更ニ又叛逆ノ罪状

アルハ、即断シテ死刑ニ処ス、死刑ニ二等アリ、諸軍

官其国ニ背キ讐敵トナル、此ヲ第一等トス、囚虜其盟

ニ違ヒ、異心ヲ懷キ干戈ヲ動かス、此ヲ第二等トス、

以上第一卷ノミ存ス、後巻送ス惜ムヘシ、

一四四 高野長英小伝及ヒ御密仕ノ事実

高野長英(麥名原道碩)ハ陸奥国膽澤郡水澤村ニ於テ、

文化元甲子年五月五日ニ生ル、初メ高野脚齋、後長英

ト改ム、幼名悦三郎ト称ス、其^ニ実^ニ後藤摠介ト云フ、其

従弟ナル同郷ノ医師高野玄齋ノ養子トナル、玄齋ハ領

主伊達將監ノ侍医タリ、壮年江戸ニ遊学シ、蘭方ノ医

ヲ杉田玄伯^(自)ニ学ヒタリ、脚齋ハ十四歳ノ年ヨリ蘭書ヲ

読ム、漢学ハ同郷坂野長安ニ学ブ、後江戸ニ出吉田長叔ノ門ニ入り学ブ、爰ニ於テ師ノ一字ヲ取リテ長英ト改ム、後三年ニシテ故郷ニ歸リ、再ヒ江戸ニ出テ又吉田ノ門ニ在ルコト凡二年、後駒留正見ノ門ニ学ビ、然シテ在崎和蘭人シーボルト長崎ニ在リテ医ヲ為シ、或ハ物産学ヲ修ム、長崎ニ地所二十町歩(桜馬場ト云)ヲ奉行ニ乞ヒ請ケ、病院ヲ設ケ、物産学ヲモ兼修スト聞キ、長崎ニ至リ原書ヲ講シ、長崎ノ洋法医今村甫廉(後本藩ニ来リ仕フ、シーボルトニ関シテ抱トナレリト云フ)ニ学ヒ、及ヒシーボルトニ学ブ、長英長崎ニ於テ通辞吉雄權之助ヲ補ケ翻譯ノ業ヲ掌レリ、文政九年丙戌三月和蘭ノ使カヒタン江戸ニ至ル、シーボルトモ之ニ随フ、長英ハ猶長崎ニ留リ居ル、文政十一戊子年シーボルト江戸ヨリ歸崎ス、長崎ノ通辞遭難、天文司高橋作左衛門シーボルトカ処有ノ万国地圖種々ト、官庫(幕府)ニアル日本測量圖ト交換シタル罪ニ依リテナリ、シーボルトハ府外ニ放逐サレ、内国人ニ面接ヲ禁セラル、高橋等ノ連類數十名、長英モ其禍身ニ及ハンコトヲ慮リ、長崎ヲ去リテ薩摩ニ遁ル(此時薩州ニ来ハ誤レリ、彼カ来リシハ嘉永二年ノ夏ナリキ)

同十二年己丑正月高良齋等モ捕ハレテ入獄ス、長英此事ヲ聞テ廣島ニ行キ、止ルコト凡一年許(事實別記ス)、其後長英ハ京都ニ出テ、然シテ江戸ニ歸リ住居ヲ麴町隼町ニ定メ、医ヲ業トス、松本良輔(長順ノ義父)深ク長英ノ才学ヲ愛シ資本ヲ佐ク、

天保元庚寅長英二十六歳、医業益盛ナリ、

シーボルトノ門人伊東玄朴・戸塚静海・竹内玄同ノ諸氏江戸ニ歸リ、蘭法ノ医ヲ以テ門戸ヲ張ル、此際専ラ高野ハ両三氏ノ業ヲ佐ケタリ、其時分小關三榮・鈴木春山等ト交深シ、或ハ三州田原ノ藩士渡邊華山(俗名登)ト海防ノ事ヲ以テ交ル、夫ヨリシテ長英ハ田原侯ヨリ禄ヲ与ヘラレ、夢物語等ヲ著セリ、或ハ天保街巷録・徒処漫筆ヲモ著セリ、渡邊カ著書慎機論等ノ数書アリト云、

御目付鳥居(忠輝)耀藏武相海岸ヲ巡航ス、江川太郎左衛門ト論ヲ異ニス、

御徒目附華井虎一ヲ鳥居カ問諜トス、然シテ高野・渡邊ヲ讒ス、是レ天保十年己亥五月十四日ヲ以テ、渡邊ハ縛ニ就ク、時ニ四十七歳、

無人島開拓事件ニ係ル人名、常州東島郡坪内久五郎知

行所鳥村無量壽寺父順宣・悴順道、此等ノ人々嫌疑ヲ受ケ、長英・渡邊等ニモ罹レリ、

長英カ翻譯シタル原書アード・レイキス・キユンデ・ウオールテン・ブツクト云フ、万国地理・政事人情ノ書ナリシト、日本ニ於テ初テ政事地理書ノ翻譯ナリシト云フ、

長英ハ耶蘇書ヲ小關三榮ニ講シ聞シム、三榮ハ長英カ捕ハレタルヲ聞テ、此書ノ講議ヲ聞キタルヲ恐レ、己カ身ニ禍ノ及ハンコトヲ慮リ、自ラ刃シテ死シタリト云フ、長英ハ小關等カ禍ニ罹レルヲ聞テ、又身ニ及ハンハ必定ト思ヒ、十四日ニ家ヲ出テ、内藤新宿ニ向テ遁レ出タリ、五月十六日市ヶ谷ナル普化宗輪法寺ト云ヘル虚無僧寺ニ走セ入り、一夜ノ難ヲ遁レタリト云フ、長英カ獄ニ下リシハ五月中旬ナリ、

同年十二月十八日ニ渡邊華山処刑申渡アリタリ、長英獄ニ在ル事凡六年、弘化元年甲辰（則チ天保十五年ナリ）六月傳馬町獄出火ノ際獄ヲ出テ走レリ、然シテ元ト長英カ僕ナル田島久廉ト云ヘルモノ、当時麻布市兵衛町ニ住居シテ医ヲ業トス、此モノ発火品ヲ送リタリト云フ、

脱獄シテ下谷御徒士町ナル大槻俊齋ノ家ニ投シタリ、然シテ其翌日学友伊東玄朴・竹内玄同ヲ訪ヒ、剃髮シテ容姿ヲ替ヘタリト云フ（或ハ謂フ、硝酸ヲ以テ面部ヲ腐シタリトモ云フ）

渡邊華山ハ獄ニ在ルコト八ヶ月ニシテ、天保十一年十二月廿八日出獄、三州田原藩ニ引渡シニナリ、後又嫌疑ニカ、リ、同十二年十月十一日屠腹シタリト云フ、長英ハ其後諸国ヲ巡リ、後青山ニ潜居シ、変名シテ澤三伯又ハ原道碩ト唱ヘテ、蘭書ノ翻譯ヲ為シテ生活セリト云フ（此時分福崎七之丞・能勢甚七・法元六左衛門等往來セリト云フ）

弘化四年長男融ヲ生ム、嘉永三年又二男ヲ生ム、要ト唱フ、

嘉永三年十月晦日、長英四十七歳、青山百人町ノ住宅ニ捕ハル、妻子共四人皆獄ニ下レリ、同十二月廿七日長英死後前罪ヲ以テ死刑ニ処セラル、其他長英ト交リシモノモ流罪等ニ処セラレタリト云フ、

此事天保十年ニ起リ、十余年ニシテ落着セリ、長英ハ瑞臯ト唱ヘ、或ハ環海道人トモ唱フ、名ハ讓、一名擴充居士又ハ幻夢山人トモ云ヘリ、

長英カ著書

医原樞要

瑞臯活套

和蘭史略

西洋雜誌

奇品集成

瘟疫考

居家備要

兵學小識(三十卷)

和蘭兵制全書拾二冊末二八冊トアルハ非

三兵タクチーキ(訳書)三十冊

夢物語

夢々物語

蠻社遭厄小記

鳥ノ鳴音

知彼一助三冊

長英老母ヲ思ヒテ

歎かるゝ身よりも歎く老の身を

歎きこそすれなげかるゝ身ハ

小説本ニ高野長英論迷物語、東京府士族加藤榮編輯、

明治十九年五月十三日御届出版、

一四五 高野長英略伝

高野長英ハ、陸中国膽澤郡水澤町後藤摺介ノ三男ニシテ、文化元甲子年五月五日ノ出生ナリ、幼名ヲ悦三郎

又讓ト云フ、幼ニシテ伯父高野玄齋ノ養子トナル、玄齋ハ杉田玄伯ノ門人ニシテ、伊達將監ノ典医ナリ、悦三郎年十四ニシテ医学ニ志シ、家訓ヲ修メ、又坂野長安ニ從テ勤学セリ、文政三年悦三郎時二年十七、父ニ代テ頼母子会ニ臨ミ金十五兩ヲ得シカ、直チニ坂野氏ニ投シ、以テ江戸ニ修学ノ宿望ヲ述ブ、須臾ニシテ父之ヲ聞知シ其篤志ヲ憐ミ、遂ニ学資ノ方法ヲ立テ江戸ニ遊学スルコトヲ許ス、此年秋江戸ニ登リ、堀留街菓舖神崎源藏ニ寄寓シ、當時有名ノ蘭医吉田長叔ニ随ヒ勤学三年、其業大ニ進ム、長叔其才ヲ愛シテ長英ノ名ヲ与フ、又自瑞臯ト号セリ、年十九ニシテ郷里水澤ニ帰省セシガ、学半バナルニヨリ、養父高野玄齋孟母断機ノ説ヲ唱ヒ、怒テ相見ルコトヲ許サス、長英慨然坂野氏ニ留ル三日ニシテ再ヒ江戸ニ出テ、長叔ノ門ニアルコト二年、又本町駒留正見ノ門ニ入ル、而シテ此際和蘭丸散丹膏ノ法ヲ神崎源藏ニ授ク、之カ為ニ後日長崎遊学ノ折、源藏ヨリ旅費学資ノ幾分ヲ補助セラルト云フ、文政七年八月今村甫庵ト共ニ長崎ニ至リ、蘭医シールホルトニ從ヒ蘭学ヲ研究シ、文政九丙戌年二十三歳ニシテ学業又大ニ進ミ、シールホルトノ設立セル鳴瀧学

舎ノ長トナリ、翻譯教授ノ任ヲ掌ル、夫ヨリ肥前平戸ニ行キ、松浦侯蔵スル処ノ蘭書ニヨリ、有益ナル書籍ヲ多ク訳出セリ、天保元年庚寅年廿七、江戸麹町ニ開業シ、医療及ヒ翻譯ニ従事ス、茲ニ於テ名声大ニ振ヒ、門客蔚然トシテ雲集ス、此時郷里ヨリ母ヲ迎ヘテ、孝養ヲ尽スコト殆ント十年ニ至レリ、当時渡邊華山・小關三英等ト交リ深ク、且ツ紀藩ノ儒官遠藤勝助等ト謀リ、尚齒会ト名クル一社ヲ設ケ、専ラ政治經濟ノ道ヲ講究シ、西洋學ノ実利ヲ擴張セリ、天保九戌年十月英將モリソン渡航ノ説アリシカ、此際幕議ノ不可ナルヲ聞キ、大ニ之ヲ憂ヒ、夢物語ヲ著シテ同志ニ示ス、之カ為メ却テ大ニ幕府ノ嫌疑ヲ受ケ、翌天保十年終身禁錮ノ身トナル、時二年三十六、母ハ冤恨ヲ懷キテ江戸ヲ辞シ、郷里ニ歸リ同郡前澤町茂木氏ニ寄寓ス、茂木氏ハ養父高野玄齋ノ弟、即チ実母ノ兄弟ニシテ長英ノ伯父ナリ、長英獄内ニアルコト二年余ニシテ会々火アリ、出テ、江戸潜伏スルコト殆ント一年、后郷里ニ歸リ、母ニ面シテ其不孝ヲ謝シ、復江戸ニ次シ、尋テ名古屋ニ赴ク、天保十四年四拾歳、名古屋ヲ発シ伊豫ノ宇和島ニ遊ブ、藩主伊達宗城君長英ノ蘭學ニ長スルヲ

聞キ、翻譯ヲ命シテ俸給ヲ給フ、弘化二年江戸ニ於テ探偵ノ稍弛緩ナルヲ聞キ、江戸ニ出テ改名シ、高柳柳之助ト云フ、弘化三年三兵タクチキヲ翻譯セリ、嘉永元年薩摩藩世子齊彬公此書ヲ得テ、其文ノ巧妙ニシテ其意ノ周到ナルニ感シ、良書ヲ得タリトテ大ニ喜バレタリト云フ、然レトモ未タ其著者ノ何人ナルヲ知ラス、因テ之ヲ伊東玄朴ニ示サレシニ、玄朴之ヲ見テ驚テ曰ク、是必ス高野長英ノ手ニ出テシ者ナルヘシ、今ノ時ニ当リ、此ノ如キノ著述ヲナスモノ長英ヲ除クノ外復其人アルヲ不聞ト、此書今尚薩摩公ノ蔵スル処ナリト云フ、又長英ハ(来麿ノ頃ハ原道碩)藝州廣島及上野辺ニ潛ミシコトアリト云フモ、其年月未タ詳カナラス、嘉永三年庚戌遂ニ幕府ノ探知スル所トナリ、江戸青山ニ於テ捕史ニ囲マル、茲ニ於テ復逃ルヘカサルヲ知り、其意ヲ不果シテ冤ヲ吞ミ、遂ニ自刃シテ死ス、時二年四十七(環海道人トモ唱フ)長英ノ著書大略左ノ如シ、

- 一 医原樞要 内編五册 外編七册
- 一 瑞草活套 十册
- 一 和蘭史略 七册

一西洋雜誌 十五冊

一奇器集成 十冊

一瘟疫考 二冊

一 二物考 一冊

一居家備要 四冊

一戊戌夢物語 一冊

一夢々物語 一冊

一鳥ノ鳴音 一冊

一蠻社遭厄小記 一冊

一遠西水質論 一冊

一知彼一助 二冊

一徽瘡摘要 一冊

一和蘭兵制全書 八冊

一三兵タクチキ及砲術学 八冊

以上ノ他尚數種ノ著書アリト伝聞スルモ、未詳ニ付
目下取調中、

副伸

一私家ハ累代、医業ヲ以テ継続シ来レリ、即チ中祖元端始
メテ医業ヲ起シ、繼テ玄齋・長英・東英・長閑・長運

ト家系相統シテ今日ニ至ル、

一長英ノ実母ハ、私実父長閑嘉永五年中水澤町ニ帰国開
業セシ以来、前澤町親戚茂木氏ニ寄寓シアルヲ奉シ来
リテ、孝養ヲ尽センカ、安政五年九月八十四年ヲ以テ
死ス、

一私儀文久二年四月出生ニシテ、明治廿年内務省医術開
業成規試験ヲ経テ開業免状ヲ得、目下自宅ニ於テ医術
開業ヲ成セリ、

一長英ノ遺書ハ書翰・爪書・著書等ニシテ、私家及ヒ親
戚茂木貞五郎方ニ於テ蔵シ置ク、

右長英ニ於ケル国家ノ効績等ニ関シテハ、別段上申候
迄モ無之ニ付、只履歴ノ一部分而已相認及出願候間、
御手数之段恐縮之至ニ奉存候得共、遺書等ニ付詳細御
取調之上、相当ノ御贈位相成候様、可然ク御取計被成
下度奉願上候也、

岩手県陸中国膽澤郡水澤町二百六番地

明治廿八年五月

高野長運^印

赤坂離宮内

旧藩事蹟取調所

御中

一四六 黒田家所伝同氏臨終ノ事情

尚剛先生、美濃郡上青山侯藩士山脇治右衛門正準青山足
輕町ニ
 住ニ随ヒ兵書ヲ学シ頃、或曰講議モ終リ四方山ノ咄ヲ
 為ス時、旗下大番士間宮左衛門四ッ谷新
屋敷住風ト咄ニ、過ル
 日芝赤羽根久留米藩士生田某方ヘ罷越、夕刻帰路、行
 先キニ深編笠ヲ冠リ行ク人アリ、能々見ルニ先年傳馬
 町囚獄焼失ノ際、解放後帰獄不致、生死存亡ヲ知ラサ
 ル高野長英ニ能ク似タル後口姿ナリ、依テ不審ヲ生シ、
 先年没シタリト聞ケル同人ノ此世ニ居ルヘキ筈ナシト
 ハ思ヘトモ、長英ニハ入獄前度々面会ニ及ヒ、親ク咄
 シタル故、同人ノ形恰好ヲ覚ヘ居レハ、急キ足ニ行キ
 過キ、笠ノ内ナル横顔ヲ見タルニ、弥長英ニ能ク似タ
 ルヲ以テ、跡トナク先トナク其人ノ居所ヲ見届ント付
 ケ行シ処、麻布狸穴町ナル去ル門構ノ内ニ入りタリ、其
 家屋ハ奥ノ方ニ小サキ土蔵アリテ、仮成ノ住居ニテア
 リシ、然ルニ門ニ表札モナク誰カ住居ナルヲ知ラズ、
 長英存生ニテ有之処甚不審カシ、コレ全ク他人ノ虚似
 ナリシカト今ニ疑惑ヲ生シ候、何レモ云フ、其人美ニ

長英ナリトスレハ、脱獄ノ罪人追捕ノ恐レアル人ナレ
 ハ、蹤跡サレタルヲ氣付カハ甚タ恐怖セシナラン、間
 宮氏ニ不似合不見識ノ致方、必ズ此咄ハ捕吏ニ管スル
 役筋ノ耳ニ入ラサル様注意アリタシト、山脇師初申シ
 タルコトアリシ、其後凡兩三年ヲ過キ、青山百人町ニ
 テ高野長英捕縛ノ際自殺ノ説アリ、全ク先年長英ニ似
 タリト思ヒ蹤跡セシハ、正敷長英ナリシト、其節ノ住
 居ハ狸穴町ナリシカ、何ツ頃青山ヘ転居セシヤ、間宮
 氏其變事ノ際ノ咄ナリキ、尚剛或曰宵ヨリ雨風強カリ
 シモ、曉ニナリ少シク静リタル故、朝五ツ時頃ヨリ山
 脇師方ヘ稽古ニ行キシニ、塾生一人モ不居、師ノ細君
 ニ行先キヲ尋ネシニ、今青山百人町ニテ高野長英ト云
 フ者ヲ召捕ントテ、同心等向ヒタリト云フ道路ノ咄ヲ
 聞出シタレハ、塾生何レモ現場ヲ見ントテ只今行ケリ、
 予ニモ行ケヨト云ハレタレハ、不取敢奔馳シテ其場ニ
 馳セ付タリ、百人町ノ御家人屋敷トモ云ヘキ門前二人
 夥ク立居タル中ニ、塾生モ居合セシ故、一同家ノ表裏隣
 家ノ門内等ヘ立廻リ、門内ノ様子ヲ見タレ共、捕吏等
 敵敷内外ヲ固メ、門内ニ他人ヲ入レス、外ヨリ伺ヒ見
 ルノミ、其時ノ模様ヲ聞キ合スルニ、長英起チ出テ便

所ニ行キ、同所ヨリ出ル透ヲ伺ヒ捕吏一人入込、御用ト声ヲ掛ケ組付カントスルトキ、兼テ懷ニ覺悟ナシ居タル七首ヲ拔キ、捕吏ノ胸ヲ突キ、其場ニ倒レタル音ヲ聞キ、家ノ前後ニ忍ヒ居タル捕吏一同踏込タルヲ見テ、逃レカタシト覺悟シ、長英咽喉ヲ指貫キ其場ニテ死シタル由、常ニ捕吏ノ向ハンコトヲ思ヒシニヤ、門内住居迄ノ間表裏共ニ貝殻或ハ枯葉ヲ敷キ詰メ、人ノ入り来ルニハ足音ノ響ヲ以テ我カ戒心トナシタル由、捕吏直ニ家宅搜索ヲナシタル処、大諸侯方ヨリ直書又ハ家臣ヨリノ文通等數通見出シタレトモ、大諸侯方ニ關係ヲ生センコトヲ思ヒ、老練ノ同心要用ノ書ハ悉皆焼捨タリト、故ニ後患ヲ醸サ、ル由後ニ聞ケリ、

一四七 参考 夢物語

冬の夜の深ゆくまゝに人語も漸に聞へず、履音も稀に響き、つま戸にひゞく風の音すさましく、いと物凄みに物おもふ身は殊更に眠りもやらず、独り机に倚り燈火をかゝけて書を読けるに、夜いたく更ぬれば、いつしか目も勞れ氣も倦て、夢となく現となく恍惚たる折

ふし、或方へ招れ、いと広き座敷に至りければ、碩学鴻儒とおほしき人々數十人集會して、色々の物語し侍りける、其うちに甲の人、乙のひとに向ていひけるは、近来珍數噂を聞たり、イギリス国のモリソンといふもの頭となりて船を仕出し、日本漂流人七人を乗せ江戸近海に船を寄せ、是を餌として交易を願ふよし、和蘭人申出しとなん、そもイギリスといふ国はいか成國に候や、乙の人答けるは、イギリスと申國は和蘭陀の北に当る島に候、阿蘭陀の王都アムステルダムと申所より海上百十八里計も隔り、順風の時は、一日一夜位にても船通用いたす処にて、國の大きさは日本程も有之由にて候得とも、寒国故欵、人数は日本よりは少く、惣括して人口壹千七百七十万六千人と申候、國人敏捷諸事に勉強して倦怠せず、好んで文学を勤め、工技を研窮し、武術を練磨し、民を富し國を強くするを先務と仕候て、浜海洲灘暗礁多く外寇入難く候に付、近来歐羅巴大乱の時に当りても、イギリスは孤立して、國民干戈の災を免かれ申候、國都ロンドンと申所は至て繁昌の所にて、街坊美麗、人口稠密にて、人口凡百万人計りも居候よし、海運の都合宜敷所にて、専ら諸

方に交易をいたし、諸國に航海仕、不毛の地を開き人
 民を蕃殖し、夷人を教導して是を服従仕らせ、此節に
 至り候ては、外国領分の人数は七千四百二十四万人と
 申候、左候へは本国の四倍にもいたり申候、其國々の
 名は、一は北アメリカと唱候て、南亞米利加の西側に
 御座候、二には西印度と名付候て、南アメリカと北ア
 メリカの間の島に有之候、三はアフリカ州の内にて、
 天竺の南西に当る所にて候、四は新阿蘭陀と申候て、
 日本の極南に当り候内を領し申候、五は南アメリカと
 申候て、ブラシリイ^{名國}・ゴイネア并カリホルニア辺に
 て、日本の東に当る所に御座候、六は天竺の内モゴル
 杯唱候國の内にて、雲南・暹羅の南にて天竺の地に御
 座候、七は東天竺と申候て、日本近海南洋の諸島無人
 島近所より南の島々に御座候、以上の國々に夫々諸役
 人共差向支配為仕候故、其もの共の乗り候船は軍艦に
 て、一艘に石火矢四五十門宛も備へ候者を造り、差遣
 候由御座候、其舟の数は二万五千八百六十四艘とか申
 候、其舟に乗り候上役人は都合十七万八千六百二十人、
 下役人は四十万六千人、水主・嵬^{くろんぼう}衛奴・炊^{かしき}奴等取集、
 惣括百万人程も可有之、誠に以広大の事に相聞へ申候、

右故自然航海の術并水軍には、殊の外熟練仕、外国出
 張所次第に廣大に相成、交易の道も漸々旺盛に相成、
 凡五大州中比駢無之様に罷成候に付、諸國の者共是を
 恐れ羨み申候由に御座候、支那にも前々より交易仕候
 付、廣東の側に地所を給り、商館を営み、右へ総督并
 諸下役人差遣し置、年々南海諸島并アメリカの産物を
 集、数千艘に積籠廣東へ輸送致し、専ら茶と交易仕、
 右を本国へ送り候事に御座候、然る所イギリスは雲南・
 暹羅辺に領分所々有之、支那の属國に界を接し候に付
 辺民とも擾乱仕り、界を越へ互に鬭争接戦仕候時々
 有之候故、支那人イギリス人を疎み申候、加之ホルト
 カル^{即日本ノ南蠻}ト^ノ唱^ノ候^{モノ}・和蘭人等も廣東へ同様に交易仕候付、
 イギリスの交易盛に相成候得は、自然各自の衰微に
 も相成候故、色々讒言を構へ種々誹謗仕候付、元より
 ホルトガル・和蘭陀は清朝革命の頃大功も有之、夫々
 広く地面も給り、外ならず親愛を請候もの、儀に付、
 右讒を信じ尚々イギリスは忌憚られ、交易物取捌方も
 不宜、既に乾隆年の末は貸而已日に増し多く相成、交
 易方立行不申様に至り候、仍て本国にても色々評議を
 いたし、已來廣東交易相休候方可然杯申候説も有之候

処、近来イギリスにて茶殊の外流行仕、人々相用候儀に付、支那交易相休候得は右欠乏いたし、人々迷惑に相成、且又イギリス領南海諸島・天竺及びアメリカ辺茶も多く有之候得共、其品支那産には遙に劣り不宣、其上一旦に右間に合候程、沢山には逆も産し不申候事に付、交易相休候事も難相成、依て尚又評議いたし候処、右交易方不取捌候儀は、廣東下役人の所為にて、全く支那帝の意に出候には無之様考られ候に付、其比嘉慶帝誕生有之候へは、右誕生を賀し、貢物を北京へ呈し候を名として使節を遣し、直に帝へ愁訴仕候方可然と申事に一決仕候て、本国より人物を撰み、ロルドマカルテイと申もの其撰に当り、正使に仕り、天文・地理・医術・物産は支那には未熟のよしに付、右に熟練上達仕候ものを撰み同船為仕、右に關係仕候書籍は勿論、諸器諸物に至る迄一切相整、其外支那通訳の者迄も相撰、正使・副使の船各老艘、兵糧船・案内船都合四艘にて本国より乗出し、其序日本・朝鮮へも交りを結び度、国王の書簡相添遣し候由相聞へ申候、右にて廣東交易の様子宜敷相成候哉、近来にては廣東に有之候西洋各国の商館中、イギリス館尤巨大に相聞申候、甲の

人又問て曰、モリソンと申者は名の聞へ候ものに御座候哉承度候、乙の人曰、随分及聞候者に御座候、右は元来イギリス人にて、碩学宏才の者に付彼国学校の教授に撰られ、俸禄五六千石に当り候程の者に御座候処、この者イギリスの支那に嫌忌卑蔑せられ候を歎き、右は全く言語文字通し不申故の儀と存、右通し候様仕度存意にて、二十余年前より態々廣東へ罷越遊学仕、既に五車韻府杯もイギリス語に翻譯いたし開板仕、漢学出精仕、可也に文章も書け候様に相成、近来にては余程高名に罷成候に付、官位も進み職も重く用られ、廣東交易吏の総督に相成、南海中の諸軍艦一切支配仕候由に付、少も水軍二三十万位も撫育仕候様相聞へ申候、左候へは、此方の四五万石の大名位の事に可有之哉と被存候、甲の人又曰、元来漂流人の儀は、和蘭陀人に托し送り遣し候様被 仰渡置候事にて、イギリスも阿蘭陀隣国の儀に付、右も心得居可申、既に先年備前の廻船イギリス領の天竺島へ漂流致し候処、イギリス人は和蘭陀に渡し送り遣し候事も有之候、然る処此度態々自国の船に乗、且又右漂流人送り遣候迄に候へは、船頭は何者にてても可然処、右様高官重職のモリソンと

申もの頭取仕りて送り来り候事、一向合点行不申候、御高見も候は、御腹藏なく御話し聞せ被下度候、乙の人曰、何様是には深き子細も可有之候、但しイギリス人に面会承り不申候事に候得は、其事情確知仕難く候へとも、先づ愚意を以臆裁仕候に、是迄数十年前より頻に日本へ交易を願度趣も相聞へ、せめては海上通船の砌、薪水欠乏の節は右而已も願度、種々工夫仕候由に御座候へとも、元より言語文字も通し不申候方より申上候事も相成不申、且御宥免も無之、唯イギリスと唱へ候へは海賊と而已被思召、御取合も無之、右の船国地へ近寄候へは、有無の御沙汰もなく鉄砲又は大砲にて御打払に相成、凡世界中如斯御取扱方無之方に候、何れ是は蘭人私利の為申立にて、イギリスは海賊と而已譏奏仕候故の儀に被存候は、此度は漢文自得仕候ものに命し、為罷出候て、右の趣巨細に訴訟申上候事と被存候、又直に罷出候ても御取合も無之候得は、漂流人送り候を名目に仕候儀に被察候、又前以蘭人へ伝言仕候趣にて考候所、近き内江戸近海へ船を寄せ候者は、即ちモリソン船との儀を御知らせ申上候て、御打払を免され度存慮の外、無他事様に被存候、又長崎へ

不罷越、直に江戸近海へ船を寄せ候儀は、右に申上候、乾隆の末年貢船の砌、貢物殊の外手重にて、廣東より陸路運送難相成、依て北京近海へ船を寄せ度段願候て、廣東諸附役人を避、直に其下役人の悪行等愁訴仕候事と一般の仕組にて、長崎に罷在候蘭人の邪魔并譏奏を避候存慮に被考候、甲の人又曰、当御代の初より蛮国交易は和蘭陀而已にて、他は御免無之、鎖国の御政道に付、逆も交易御免の儀は思ひも寄らず、兎角近付候ては面倒に候間、打払候事に御定有之候得は、此度も御打払に可有之と被存候、左候は、先方の者とも如何心得可申哉、乙の人曰、西洋諸国にては殊の外人民を愛憐仕り、人命を救ひ候は何寄の功德に仕候事にて、既に先年デネマルカと申国とイギリス戦争の砌、イギリスの水軍デネマルカの都コーペンハーカと申所へ押寄候処、同都防禦の備甚嚴重にて、イギリス人大に敗北仕候、其節一軍艦石火矢の為に大に破損仕、既に覆没溺死に臨み候処、イギリス人急に一詭計を考出し、船中にデネマルカ人数十人捕置候間、右差出し可申候に付、暫時炮攻見合呉候様頼入候処、デネマルカ王是を承り、詭計とも被存候得共、一軍艦を殺尽候迎始終

全くの勝利と申事にも無之、若又其内虐人なりとも自
国の者船中に有之候へは、骨肉を傷ひ候儀に相当候間、
態と見合石火矢を放不申候内、イギリス人軍艦を繕ひ
逃去候由相聞申候、右等の振合にて相考見候へは、
西洋の風俗はたとへ敵船に候共、自国のもの其内に有
之候得は、漫りに放炮不仕事に御座候、然る処イギリ
スは日本へ対し敵国には無之、謂は付合も無之他人に
候処、今般漂流人を憐の仁義を尽し、態と送り來候者
を何事も取合不申、直に打払に相成候は、日本は民を
不憐不仁の国と存候、若又万一其不仁不義を憤り候は
、日本近海にはイギリス屬島も夥敷有之、始終通行
致候へは、後來海上の寇と相成候て、海運の邪魔に相
成候哉も難計、左候は、自然国家の大患にも相成可申
を、たとひ右等の事無之候共、右打払に相成候は、理
非も分り不申暴国と存候、不義の国と申触らし、義国
の名を失ひ、是より如何なる患害萌生仕候哉も難計、
或は又頻にイギリスを恐るゝ様に被考候は、国内衰
弱仕候様にも推察仕、乍恐国家の御武威を損し候様
にも相成候半哉と、恐多も被考候、甲の人曰、然は如
何取扱可然哉、尤是は御政治に關り候事にて、容易な

らざる事ニ候得共、御存入も候は、無御遠慮御断見被
下度候、乙の人曰、是は国家御政治の事申々愚昧の賤
民杯の申上候も恐るへき事に候得共、芻蕘の言も採る
所あるの古言も候へは、恐多くも愚存可申上候、先只
今イギリス人の底意は兎も角も、彼仁義を唱へ漂流人
を送り來り候とも、江戸近海は御要害の地にて、着岸
御免難成候は、長崎なりとも何方なりとも、着岸御
免被 仰付、右漂流御請取被遣、右為御挨拶厚く御褒
美御恵み被下置、先第一愚按には、当時阿蘭陀人は外
国の耳目官に被 仰付候得共、彼等は支那・韃靼・天
竺其他諸邦に通商仕、何方も俗に申得意場旦那に候得
は、彼是にも格別の利害無之儀は御注進可申上候得と
も、支那・朝鮮・魯西亜の外諸国通商の国の動靜、日
本に關り候事杯申出候へは、一方には大功有之候共一
方には大害有之候事にて、他日彼か為に不宜候事故、
右等の大事は決て不申上候様にも被考候へは、今度イ
ギリス人罷越候こそ幸の時節に付、当時清・朝鮮・魯
西亜其外近国の事情御尋被 仰付候は、彼れ此度一
廉の功を立候て交易を願度存意十分に候得は、定めて
の実詳細に言上可仕、左候は、座して当今外国の真実

なる事情を詳にし、勞せずして蘇武・張騫を得るか如く、願ても無之國家の御大事に候、然して彼より願上候儀は、一旦御間届被遊候て、扱交易といふ処に至りては、国初より御規定の処敵敷被 仰渡、断然御制禁之旨被仰渡候は、我において仁義の名を失はず、彼においても又如何共可致様無之、恨も憤りも仕間敷、万事穩に相済可申被存候、文化年中魯西亜使節レサノフ日本へ罷越候て、交易を願ひ不叶、本国へ罷帰候は、申訳無之を歎自殺仕候に付、其下役人ホーシトウ是を恨み憤り、只一艘の船にて蝦夷の騒動を生し、國家幾多の御物入を奉懸候、此度のモリソンは、近年廣東に罷在、其上軍艦許多支配仕、殊には日本近海屬島多く、魯西亜レサノフの類ひには無之、非法の御取扱有候は、後來如何成患害出来候哉、実に可恐被存候、尚又此度漂流人と唱候もの、舟方蠢愚の者に候哉、但し又可也に文才も有之候者に候哉不詳、此度モリソンの罷越候事は尋常の事とは不被存候、但右申上候儀も方今文明の 御代、明君・賢相上にましまし、御良策被為在候儀は申上迄は無之候処、至愚の我儕憚らず、其職に非ずして國家の御政治を論するに相聞、其罪不輕

事に候へ共、強て仰を蒙り候故申上候事に御座候、尤是は国をおもふの忠胆に出候儀故、深く御咎被下間敷杯と咄しけるを聞ぬる内、木析の声に驚き夢覺て見れば、今迄集会の席とおもひしは我が寢室にて、我に對する人もなく、燈の影いと暗く、鶏の声遙に聞へ、夜もはや明なんとする有様也、左思右想するに、此は醒るに似たれと又覺たるにあらず、夢に似て眞の夢にあらず、奇怪不思儀の事にしあれば、筆をとり覺へし事ともを記し置ぬ、

戊戌冬十月夷日の明日天保九年

一四八 夢物語批判

此コロ佐藤虎一ハ、長田公ヨリミセラレシ由トテ、夢物語テフ冊子ヲ持來ル、予読ニ何人ノ撰ヒ事ニヤ写モヨカラス、文字誤リ少カラス、マタ、読ヘカラストモ、大意ハ和蘭陀人風説ナトニヨレルニヤ、イキリス人我國ノ漂民護送リテ江戸近海ヘ來リ、是ヲ名トシテ互市ヲ願フヘシトテ、其所置ヲ書ケルモノト見ユ、夢ニ一所ニイタリ、甲乙人ノ問答ヲ設ケタル書也、其説

國家ニ忠アル如クナレトモ、夷ニ大体ヲ弁ヘサル人ノカケルモノト見ユルナリ、盛ニイキリス國兵備仁政ナト有ヤウニ書ナシ、マタ日本近海ヘ往來自由ナトイヘル、我ニ油斷セシメサルヤウナレトモ、却テ小民ヲ恐レシムルニ似タリ、マタ己カ異見ノ処ハ、彼カ為ニ遊説スルニ疑ナシ、是等ハ遠慮スヘキ事ノヤフニ思ハル、ナリ、蠻學者彼國夷語ニ委シキヲ自由スル態ナレトモ、多ハ俗ニイフ生嚙ノ類ナルヘシ、紅毛訳司トモ常ニ笑ヒモノトスル事ナリ、長田氏此書ヲ見セラル、ハ、翁カ可否ヲ聞レントノ事ナレハ、翁カ曾テ存スル旨書ツケテ返シマイラス、

文武ハ治國ノ本注^(性)ニシテ、車ノ両輪ノ如ク、偏廢シテハ一日モ國治ラサルナリ、辺備ハ武ノ一端ニシテ、最モ欠ヘカラス、車ノ梶ノ如シ、時ニ用ヒテ其行止、平判ニ治國ノ要緯也、我邦辺ニ備ルモノ唐山ニ異ナリ、唐山ト四茅土壤連接スルヲ以テ、皆陸地ヨリ來ル寇ニシテ、又海寇モアリ、我國ハ四海成ヲ以テ、陸ヨリ來ル寇トテハナシ、故ニ其辺ニ備ルモノ唐山ニ比スレハ、稍難カラサルニ似タリ、古昔執政有司議シテ、凡我好ミニ通シ、互市ヲ通スル國ニアラスシテ交易ヲ請フノ

類ハ、一切ニ許サレス、若強テ來リ乞フモノハ、大炮ヲ用ヒテ打払フ也、昔日謂所黑船ナルモノ、嘗テ毎々來リテ互市ヲ乞トモ許サレス、後我國ノ漂民ヲ護送シ來リ、是ヲ名トシテ乞フニ至リ、漂民ヲウケ、多ク米穀諸物ヲ与フテ是ヲ賞謝シ、明ニ國禁ヲ諭シ示シ、若後ニ來ルニ於テハ、大征明機ヲモテ打挫クヘキヲ約シテ帰帆セシム、其後彼復來リ、一方ニ互市ヲ乞フテ止マス、是ニ於テ其船ヲ長崎幾百年ヲ知ラス、即今小日向切支丹屋敷ナルモノ、其獄屋ノ跡猶存セリ、蛮夷ノ中華ヲミタルモノ一ニシテ足ラス、契丹・蒙古ノ如ク歷々見ルヘシ、明ノ末造ノ如キ、其主甚シキ凶暴昏弱ノ徳アルニアラス、臣僚悉ク奸佞諂諛ノミニモアラス、唯承平久シキヲモテ、國憲萎靡猥瑣ナルヲ以テ、流氓間ニ投シ、蜂ノ如ク起リ、其掠ル所殘忍慘毒、終ニ崇禎ノ天子是カ為ニ崩セリ、大臣群僚倉皇無謀、賊ヲ討シ恥ヲ雪クニ縁ナク、垢ヲ含ミ眉ヲ低テ救ヲ寇ニ請フニ至リテ、清ノ太祖一挙シテ手ニ唾シテ、三百年ノ宗社百万ノ生靈ヲ挙テ己カ有トナセリ、悲哉是殿ヲ塞キ、辺備ニ疎キカ致ス所ナリ、承平ノ頼ミカタキ、凡太平ノ三戒思ハサルヘケンヤ、康熙・乾隆ノ治頗ル觀ルヘ

シトイヘトモ、其功ヲ考レハ、イマタハシメヨリ中国
 ヲ奪フノ意アルニ非ルヘシ、凡夷狄ノ情常ニ己カ国中
 国ニシカサルヲ以、歎羨冀望ノ意アリ、故ニ其無恥妄
 偽貪呑無飽ノ質ヲ以、初ハ己カ有余ヲ移シ中国ノ無ニ
 替ヘ、交易シテ大利ヲ得テ中国人ノ欺キ易シト思ヒ、
 機變ヲ伺ヒ試ニヨリ、因循シテ如斯ナルニ至ルト思ハ
 ル、ナリ、当時執政諸司是ヲ知レリ、故ニ嚴禁ヲ立給
 フト思ハル、ナリ、豈独区々漂民ヲ救テハ、名ヲ悪ン
 テ国家ノ大害ヲ招キ給ハンヤ、淺智無識ノ印ニ誠スヘ
 キニアラスト思ハル、ナリ、況ヤイキリス破永隊天王
 ノ事、其切来ルニ向^{マツ}ンタメヲ聞知ラスルモノニオイテ
 オヤ、是ヲ打払ハスモ、モリソントヤラ申モノ二十余
 年廣東ニ遊学スルトイフハ、オモフニ渠カ学不可聖賢
 ノ道ヲ慕フニハアラサルヘシ、独言語文字ヲ学ヒテ己
 カ奸謀ノ資トスルニ過サルヘシ、其二十年勤学久シキ、
 僅ニ五車韻府ヲ国語ニ翻譯セシノハ、其技偏^マモマタ知
 ルヘシ、徒ニ訳司ノ真似スルモノハ渠ヲ貴ムヘケレト
 モ、国政ノ大体ヲ思ハンモノヨリハ、甚賤シムヘキナ
 ルヲヤ、渠若乗渡トモ何ヲ遠慮シテ打払ハサランヤ、
 右本邦ノ辺備ハ、実ニ不易ノ良法ト思ハル、也、或ハ

王者夷狄ヲ処スル、来ルモノハ拒マス、去ル者ハ追ハ
 ス、独コレ乎、羈靡スルモノニイカン乎、是又深クオ
 モワル、モノナリ、マヘニ論スル如ク、唐山我ト同シ
 ク四海ノクニナリセハ、焉ノ我ニ同シク捷炮ノ備立サ
 ルヲ知ランヤ、堂々タル中国ニシテ、公主ヲシテ臙腫
 ニ嫁スルノ導ヲ免ルヘキヲヤ、

此書ヲオクリシノチ虎一來リテ、先ノ夢物語ノ作者同
 類数人揚屋井入窄スト云フ、翁カ説ノ当ルト、長田モ
 感賞セリトイフ、翁笑テイワク、翁褒詞ヲ願ンヤ、不
 否トイフノミ、タ、揚屋ヘハ入タシト一笑セリ、

一四九 高野長英徂徠先生ノ軍法不審ヲ読ムノ跋

右十条ノ兵道疑問ハ、頗ル世ノ兵学者流ヲ嘲ルノ醜語
 ニ似タリ、然レトモ其要スル所ハ、從來ノ通弊ヲ矯ン
 ト欲スルナリ、其戦法ニ定法ナシ、須ク時代ノ變化ト
 軍器ノ製作ニ原キ、之ヲ立ツベシト云ヒ、又今ノ兵法
 ハ大率祭後ノ肉ニ類シ、實用ニ益ナキ等ノ語ハ、三百
 年来未タ世人ノ言ハザル所ニシテ、卓然タル高妙ノ確
 論ナリ、文勢凜々秋風ノ樹葉ヲ掃フカ如ク、又電雷ノ

耳目ヲ驚カスカ如シ、敬服ノ余リ黙止スルコト能ハス、
竟ニ一言ヲ巻尾ニ題スト云フ、

八月望後二日

曉夢楼主人識

一五〇 島津齊彬公手製茶碗ボムベン(臼砲并)題

函和歌



炬にかまに道具そろへてこと国の

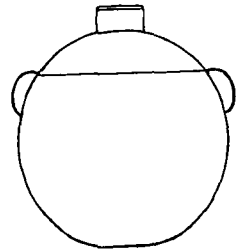
ふねをみちむに打やほんへむ

一五一 高島秋帆(四郎大夫)カ爆弾擬似ノ茶釜ノ

図ニ題歌

ぼむへんの釜うちかけて君か代を

夢のためまにむとそおもふ



二十九拇臼砲彈
ノ形ニ擬シタル
茶釜ノ図

一五二 外国事情書 渡邊華山 天保十五年

一 外国之事情ヲ搜索仕候処、外国ノ義ハ一地球中ニ相拘
リ候事ニ付、一地球諸國変革ヨリ荒々奉申上候、古ハ
一 地球ヲ四分仕、亞細亞^{アジヤ}・欧羅巴^{ウロツバ}・亞弗利加^{アフリカ}・亜墨利
加^カト定候処、又亜墨利加^{アメリカ}ヲ南北ニ分チ、五大洲ト仕、
其後見出ノ諸地多ク相成、四方無残審明仕候ニ付、近
来南北亞墨利加^{アメリカ}ヲ一洲ト仕、大平海諸島^{タイヘイカイ}ヲ取集メ、是
ヲ烏烏斯答刺利^{アウスタラリ}ト称シ、五大洲ト致候、右五大洲ノ内
亞細亞^{アジヤ}・欧羅巴^{ウロツバ}ハ、山ト湖ヲ隔テタルノミニテ候得ハ、
一 洲ト定メ候テモ可然地勢ニ御座候、此二洲ハ人民諸
洲ニ相勝候得共、亜細亞四十度以南ノ地ハ、又々相勝

レ候テ、最古ヨリ教化開ケ文物盛ニ御座候、右ハ皇國・
 唐土・天竺ペルシヤアラビア・亞刺皮亞シユイヂヤ・如德亞等ノ国々ニ
 御座候、四十度以北ノ地ハ肉ヲ食ヒ、皮ヲ着シ、此方
 夷蝦エノノ如ク、唐山ニテ北狄ト鄙シメ候通ニ御座候、右
 ハ唯今ノ獨立韃且古ハ北高海以東滿州迄ヲ韃且ト稱・蒙古・滿州古ハ北高海以東滿州迄ヲ韃且ト稱
右三部ハ後來顯名疆成候ニ付、今時ノ勢ヲ以認候テ、惣稱ハ認不申候等及歐邏巴諸國ニ御座候、抑
 高北海以東ノ人種ハ洋人共コレヲモンコル種トモタルダリ種トモ稱シ、鞏國・唐山迄其種ニ入申候黒髮・
 黒眼ニテ勇力有之、車馬ヲ以テ水草ヲ逐ヒ移住仕、高
 北海以西ノ人種ハ洋人コレヲエチヲビヤ種ト稱シ、紅毛・碧眼ニ
フルチエテ機智有之、舟楫ヲ操リ、魚介ヲ獵シ生活仕候、皆深
 雪重氷ノ地故、飢寒ヲ忍ヒ、身命ヲ輕シ候処ハ同様ニ御
 座候、右故古代南方ハ尊ク、北方ハ卑ク候処、後來南
 方ノ教化次第ニ北方ニ広リ、唐土ノ教ハ滿州・蒙古等
 諸國ニ入り、即チ元ノ如ク清ノ如クニ御座候、如德亞
 ノ教ハ歐邏巴ニ入り、即チ邪宗ニ御座候、亞刺皮亞・
 印度ノ教ハ韃且ニ入り、即チ回々フイフイ々宗ツト教・喇嘛宗ラマ一派仏道ノ
 ニ御座候由、依之懷悍詭黠ノ俗ハ、強勇深智ノ國ト相
 變シ、高明文華ノ地ハ疎大浮弱ノ風ト相成候故カ、東
 部ノ蒙古・滿州ハ唐土ヲ併セ、西部ノ韃ハ亞刺皮亞・
 那多利亞ナタリア・如德亞・歐邏巴ノ厄勒祭亞ゲロジヤ古全盛古全盛・亞弗利加

エジツト
 ノ厄日多ノ地古教化ヲ併セ、是ヲ杜爾格國ト申候、蒙古ノ一
 部南韃オシタツ薩馬爾カニ、元史ニ移リ候者ハ、五印度ヲ併セ、是
 ヲ大莫モンゴル歐兒ト稱シ申候、モンゴルハ即チ蒙古ノ由ニ御
 座候、唯今ハ此大モンゴルモ英吉利西フリス・佛朗察ポルトガル・佛郎機
 ニ拠ラレ候テ、北ノ方山附ニ移住仕候由、又歐邏巴諸
 國ハ海外至ラサル隔モ無之、四大州諸國ヲ押領候得ハ、
 天地ノ間韃且諸部ノ國ニ無之ハ、大低歐邏巴洋夷之腥
 穢敷ヲ披ラザルモノ無之、唯
 皇國ノミ万邦顛覆ノ中ニ獨立仕、最古ヨリ一毫ノ汚瀆
 ヲ受サルモノ、一地球中嬌稱可仕者更無之、誠ニ難有
 義ト奉存候、
 右之通天下古今之變ニテ、古ノ夷狄ハ古ノ夷狄、今ノ
 夷狄ハ今ノ夷狄ニテ、古ノ夷狄ヲ以テ今ノ夷狄ハ難制
 奉存候、
 一右之通古今大變仕候得共、大道ハ何レノ國々迎モ、今
 ハ古ニ及ハス候得共、物理ノ学ハ古ハ今ニ及ハズ候テ、
 按スルニ、夷人共ハ大道ヲゴツトレイキト申、神ノ学ト仕候、神ハ心ニテ、心ヲ
 脩ルハ身ヲ脩ルニテ、身ヲ脩ルハ、タ、チニ神也ト申心ニテ、ゴツトレイキト稱
 シ、則古ヘハ徳ヲ以テ王ト相成候、後世人智相聞ケ、業科ノ風却テ衰ヘ、寧モ益
 煩多ニ罷成、一人ヲ以テ兼治メガタク、又隨テ神人モ世出不致、終ニ教政二道相
 分レ、コレヲレクツゲレイルドヘイトト稱シ申候、周礼ニ師儒ヲ分チ經キ二御
 座候、乍去教政二道立候テモ、人生ノ急ナルモノ、医ニアラサレハ數フコト能ス
 右故古ヘハ神人ハ、呪術療治ヲモ兼備仕候、是以後世兼治ルコト能ハサル故、医
 道專ノ學興リ、コレヲゲネノスキユンデト稱シ申候、右三道ニテ人間治生ノ道相

獨ヒ候得共、僅ニ國ヲ治ルノミニテ、一地球ヲ濟度致ノ權無之、依之物理ノ學
 相興リ、氣類ハ濃氣風雲ヨリ、下諸物発生ノ理、形類ハ日月星辰ヨリ、下草木昆
 虫ノ理ヲ發明仕候學ヲウエニスベゲルデト稱シ申候、右四學互ニ相資リ、其類
 ハ皆大道ノゴツトレイキノ意ニ御座候間、此ヲテイケンキユンデト申候、依之唐
 土ノ人ノ其國善世王アリ、治世王アリ、僧王ノ勢ヒ民王ノ上ニアリト、已ニ
 申越ニ御座候、乍去國々其通ニモ不審候得共、頗ハ右ノ趣ニ御座候、
 魯西亞ハ北ノ又北ナル國ニ御座候処、ペートルト申英
 主出候テ、西ハ蘇亦齊亞スウエシヤノ一部ヨリ東夷蝦ノ界、止伯
 里亞地方迄、其長サ三千里日本、幅七八百里併吞仕、右
 ノ地へ道路ヲ開キ、宿駅ヲ建、大河ヲ鑿シ、海船ヲ通
 シ、産物ヲ考へ、交易ヲ初メ、林野ヲ拓キ、新都ヲ建
 テ、教院ヲ開キ、民ヲ教へ、諸國ヨリ帰化致候モノ二
 十萬千三百五十七人、文武學場ヲ建テ、士ヲ造リ、數
 十度ノ大戦ニ勝利仕、世界第一ノ大帝國ト相成事、僅
 ニペートル一代ノ内ニ成就仕候、ペートル殂シ候ハ、
 千七百二十五年、即享保十年ノ事ニ御座候、
 又近頃北亞墨利加ノ内ニレピユフレーキ又名ハフルエ
 ーニグテスターデント稱シ候國有之、今ヨリ二百年以
 前荒漠ノ地ニ御座候処、和蘭陀・英吉利亞・佛朗察ヨ
 リ民ヲ移シ、教ヲ設ケ、土地ヲ拓キ、耕ヲ教へ候処、
 英吉利亞兼併多ク相成、大抵同國ノ領地ト相成候、然
 ルニ政事過刻苛酷ニテ土着ノ者堪カネ、兵ヲ起英吉利亞ニ
 背キ、自立ノ國ト相成候、是ハ千七百七十六年安永ノ

義ニ御座候、是ヨリ土人相談仕、別ニ君長ヲ相立不申、
 賢才ヲ推テ官長ト致シ、百官ヲ設フケ、會議共治ト仕
 候、フルエーニグテスターデント申ハ、即コノ義ニ御
 座候、
 此國俄ニ強大ニ相成、元來十三州ノ処、唯今二十四州
 ト罷成、經度二百二十五度ヨリ三百五十八度ニ及、緯
 度二十四度ヨリ五十四度ニ相亘リ、地ノ方積十一萬二
 千四百四十六メイレメイレハ一時程、一書ニ億四百二十四万ト有之、即
 略志、一ニ千零二十万、フーラシハ、諸地志区々ニテ審ナラズ候
 ツソク、右之通ニ付未考不申候、千八百二十七年、十七國ノ時ノ數計、
 シ候程ノ大國ニ御座候、人口一億四千七百七十萬ノ時ノ數計、
 得共、歐邏巴人計モ七百八十五萬人、内七百万人ハ英
 吉利亞人ノヨシ、寒暖相半バ致シ候土地ニ付、五穀ヲ
 始メ諸産物多ク、金・銀・銅・鉄・亜鉛ノ類尤夥敷亞墨利加ハ金・銀多ク出候由、
 ハ、諸地志ニ載セ有之候、トク
 政・物理ノ學盛ニ行ワレ、外國ノ諸書ヲ翻譯仕、又ダ
 グエンウエーキギブラーデント申、風説・記録ノ類板
 行仕候場、三百六十四所、書籍梓行ノ場六百所有之、
 軍官ハ海陸相分ケ候得共、陸軍尤多ク、十六歳ヨリ四
 十歳迄ノ強力ノ士卒八十八萬人、軍艦ハ僅ニ大船十二艘、
 中船二艘・小船五十艘、常ハ陸軍一萬ヲ備へ、每澳ス

トームボートト申、守備ノ船ヲ設ケ置候、右之通世界
第一ノ殷富ノ国ト相成候事、僅ニ五十年ノ間ノ由、洋
書^{ブラジルの}ニ相見ヘ候、是必古ヘ教化広カラズ、物理
審ナラザルノ世ニ決テ無之事ニテ、晚出ノ国ノ相開ケ
候事、実ニ意料ノ外ニ出候義ニ御座候、

一西夷共物理ノ学ヲ専ニ仕候故、天地四方益審ニ相成、

一國ヲ以テ天下ト不仕、天下ヲ以テ天下ト仕候義、頗
規模ヲ広張仕候風有之候、其国帝王ノ位ニ即キ候得ハ、

宇内御撫ノ印ヲ帶ヒ、又老婦ノ五兒ヲ撫育致候絵板ヲ
座右ニ掛ケ候由、五子ハ五大州ノ譬ニ御座候、已ニ英

吉利亜國王千六百五十五年^{寛文}メダイリト申賞金ヘ、

我四海ヲ統轄セント鑄サセ、諸臣ニ賜リ氣勢ヲ励シ候
義有之候、尤國ヲ有子民ヲ保チ候得ハ、自張可致ハ自然

ノ理ニ可有之候得共、亜細亞諸國ハ人性善良温雅ニ御
座候得ハ、視聽ヲ誇飾仕候而已ニ御座候得共^{清張野蘭}

広督制取漢状ニ、董漢興惟利是知、別無禮順、商人服飾麗都、錢射充物、可以
取置於夷人云々、此広東府ノ澳門ト申島ハ、明ノ初、通稱シヤムロ、占據チ
ヤンハ、爪哇(シヤウ)、琉球(ホルネオ)ノ諸國ヘ、広東ニテ互市ヲ許サ
レ、正徳中ハ高州ニテ致シ、嘉靖中ヨリ澳門ニ相成候、然ルニ仏郎機、暹羅、占
城、滿刺加(マラカ)等ノ國々ヲ恣ニ致候様相成、右ノ國々ト一同澳門ヘ參リ、交
易仕、唐土ニテハ大様ナル國故、初ハ心附不申カ、後々仏郎機ト心附候得共、是
又印度近辺ノ國ト存、其限制シモ不致事ト相見、後追々仏郎機交易場ノ可ト相成
候ニテ、初テ心附候得共、致方ナキニ據ニ被察候、清ノ趙雲ガ外番借地互市ノ説
ニ、仏郎機人因混得入其中、後仏郎機併滿刺加、呂宋ニ因、勢力独強、諸國人
在濠鏡マカハ三皆畏之、遂高懸云々、右之通島中ヲ專ラニ仕、城ヲ築キ寺

ヲ建テ、妻子ヲ帯ビ、大凡二万口計、其中南唐人及唐土ノ人ノ邪教ニ入候モノ多
ク御座候、由被駭聞ガ應如歐國ト申候通、二御座候、依之雖今ニテハ清朝ニテモ困リ
候由ニ候得共、事ノ生ズルヲ恐レ、且広東地方得地ニ候間、此交易ニテ立行候場
モ有之、旁忍ビ居候様子ニ相見候、右ハ經世文編、海防ノ条ニ相見ヘ候、是ヲ
西書ニ照シ考ヘ候得ハ、澳門ハ仏郎機ノ全ク領分ニ配有之、又唐土之人ハ交易船
數、昔ハ二十五艘之定額ノ趣、今ハ衰ヘ、十艘有之ト認有之候、洋書ニハ英
吉利並船八十九艘、亞墨利加船三十艘、弟徑滿刺加ノ船八艘ト有之、其交易ノ品
々并ニ利潤迄委數記シ有之候、右洋人共ハ好酷故、八艘同様之儀仕候カ、夷ノ品
右之場所甚不取締之様ニ相見候、必竟ハ唐土人之心附不申ニモ可有之候、又暹羅
カ申所ヲ考候ニ、其國為築無不馴、逆知國家德業天覆必不輕加誅戮、因有恃而不
恐、非真能不顧死命而敢悍然無忌也、云々、此語ナドシモ手余リ候義モ相見ヘ、
又西夷共ノ事情ヲ審ニ不致処モ相見ヘ、又無禮致大ヲ示シモ手余リ候義モ相見ヘ、
洋書ヲロシヤ人北京紀行、又モール陳情表ニモ、此處ニ認有之候ヲ考候得ハ、唐土ノ
人ハ他國ノ人ヲバ敵善ノ様ニ申、黑口ヲ申候也、又魯西篇ノ日本逗留ノ条、セント申
者、レサノツトニ從ヒ日本ニ來リシ日記ノ中ニ、第十二篇ノ日本返留ノ条、日本
人ノ異國人ヲ取扱フハ人ニ疵ツクル用意也トハ、兼テ聞シコトナレバ、他邦ノ人
ヨリモ能取放レントハ思ザレドモ、今度我船ハ、大國ノ主ヨリ隣國ヘノ好ミノ為
ニ送り候使節ヲ載セ來ル略、我等長崎ニ來リテハ、日本人ノ阿蘭陀人ヲ扱フヨリ
ハ寛裕ナラント思ヒシニ、自ラ敗カレタル心地ナリ云々、乍去洋人、歐羅巴
其他國ヲ論シ候事先言ガ、リノ如モノニテ、強テ論ズルニ足ラズ候、

人ハ表面ハ謙遜禮讓有之候得共、内裏ハ誇大ニ御座候、
本体功利ヲ基ト仕候故、礼讓モ礼讓トハ申ガタク、傲
漫モ傲慢ニ相立不申、唐土ノ人ノ申如ク、喜バ人也、
怒レバ獸也ト申通ニ可有之、乍去四方ヲ審ニ致候者共
故、了簡ハ小々ナラズ奉存候、

一右之通歐羅巴諸國相互ニ自張仕候間、八面皆敵國ニテ、
盟会ヲ以テ合從連衡仕候趣、殆春秋戰國ノ如クニ御座
候、右故國政ニ憂勤仕、内外慎密ニ致候事、諸州ニ相
勝レ申候、大抵治体三道有之、一ハ独立ノ國^{洋名ラソベバ}
カールト申、血脈相伝ヘ、男女ニ限ラズ位ニ即キ、其内、一ハ守盟ノ國

一君權ヲ專ニ仕候國、王家ト政府ト權ヲ合シ候國有之候

ベパールデモナルカールト、共治國ゲメメネベストゲシント申、賢才兼、申、先ハ階廉ノ如キモノ、侯國傑ヲ推テ君長ト教一國ヲ公ニ仕候政度
右之國々ヲ帝國ケイ、王国グニ、上公國アルトゲン、大公

國コトゲン、侯國ヘゲントナド稱シ、其國ニ位階有之、頗名
教モ行ハレ申候、宗門ハ区々ニ候得共、歸スル所三宗
ニ不過候、一ハヨーデン宗其元祖ハ面弗利加ヨリ起、一ハキリ

ステン宗即邪宗ノ派、一ハマホメツト宗唐土ニテ同々ト申候宗派
レ申候

其政事ハ養才造士ヲ先ニ仕、其次第八第一教道ゴツトゲ
ド、第二政道レクツツゲレ、第三医学ケネイス、第四物理学

ウニスベ、右ヲ四学ト稱シ申候四学ハ明德・格智、次ヲ芸術

上皆学校學場有之、学校ハ大学校ユニフォルシテイテント名ケ、

子、教申候、此学ハ諸学ヲ經テ撰挙セラレ候テ、入学政候ニ候得ハ、皆英後

者計相集リ候ヨシ、和蘭小国ナレドモ学徒數千人有之、又一國中大学校四ヶ所御

座候由、此四学ノ内専門教育有二、大抵数学ハ二科、医学ハ二科、物理學五科、又此科ノ中ニモ次第有之候由、此四学ノ備用ニ芸術、工職ノ類モ場

ヲ數ケ有、羅甸学コールレギント申、ラテン・キリツシアト申、小学

校ヒュルゲン又コストスコレン・道教ノ初学、詩文、音学、算術ノ初学、地理
歴史ノ学、自然算理學、又仏郎察英吉利西・独逸・意太里亞等ノ語又志ニヨ

教へ、無志ノ者ハ商估コトフハ・芸僧ハブリケン、商ハ諸物ノ
成、皆商館有之候テ、商法ヲ定、官許ヲ得申候、無告
ノ者ハ貧子院ニ入、病院ニ入、国ニヨリ女学院ヲ別ニ
設ケ申候、
扱又一種奇ナル風ノ有之ハ、リツトルト申義会職方外記
同ジク仕候俠者ノ会ニ御座候、コレニハ貴賤之別ナク、
会ノ法ニ從ヒ候由、私ニ会ニ入候得共、許シハ国王ヨ
リ賜リ候、長崎へ参リ候甲比丹ニモ往々有之由、教主
ト申ハ此方ノ儒道ヲ尊奉仕候通、邪教ニ候得共、別ニ
大道無之間、貴キコトハ国王ト位ヲ同シク仕、唐土ノ
人ノ其國善政王アリ、治世王アリ、法王ノ勢民王ノ上
ニ有リト申候如ク候得共、国ニヨリ左迄ノ事ニモ無之
由、法王ノ与リ候義ハ、上ミ國王ヨリ下モ庶民ニ至リ
候迄、人倫五常様ナルコトヲ教へ、戒ヲ授ケ、又君ノ
君タル所以ヲ失シ候得ハコレヲ正シ、民ノ人倫ニ背キ
候事ハ曉誨反覆仕、若悟ラザルモ有之候得ハ、教王ノ
恥ト仕候、其為ス所ハ此方一向宗ノ如ク仕候、推察仕候
門区々ニ御座候由ニ相聞候得共、皆小人ヲ感感仕候弊有之、巴ニケロシヤノコソ
スタン帝始テ邪宗尊ヒ候ヨリ歐邏巴ニ相取リ、東西通稱ノ世ヨリ末世ニ及其宗弊

盛リニ相成、大乱ヲ引出シ候義度々ニ及候故、近頃仏郎察ノ英主ホナハルテ其勢
ヒヲ挫キ、世人大ニ快ク存候義モ有之、依之英吉利西・魯西亞ナトニテモ、瀛馬
宗ヲ用ヒ不申由ニ御座候、皆)、又婚禮・喪祭等ヲ司リ、又死
小人ニ掛候故之儀ト奉存候)、又婚札・喪祭等ヲ司リ、又死
罪ハ官府ヨリ決斷ヲ求メ候由、

官府ハ内治外交ノ務ヲ精勤仕候事、学校ノ学士ト相變
リ候義無之、大功大勲ヲ立候モノハ、万世旌表仕、其
像ヲ鑄又表ヲ立候テ祭リヲ致、学士ノ著書ハ名ヲ以テ
題ト仕、奇工ノモノハ其名ヲ以テ器ニ銘シ申候、

武術ハ武術学場有之、無事ノ時ハ毎日操練仕、其外夜
戌ノ勤番、王宮内外ノ衛護、海岸防禦等申サバ此方火
消役ノ如ク、除キ切ニ御座候由、佛朗察國ハボナパル
テ敗亡ノ後、国郡減シ、軍官モ寡少ニ相成候得共、海
軍ノ船數大小二百十九艘、内六十艘ハ大礮二千八百七
十座ヲ備へ、兵士二万五千百九十人、常三軍裝ヲ致、

海陸警衛仕、其余ノ船ハ他ニ用ヒ不申、空船ニ仕、不
虞ニ相備候由、コレヲ以テ西洋諸國ノ風推テ相分リ可
申候、

右之趣ニ実政ヲ相勤候義ハ、歳増ニ新疆屬領ヲ互ニ相
競ヒ候故、外患モ又随テ相生シ候間、世々権略ノ政多
ク、新法日出仕候故、時勢ノ枢機ヲ執リ候事モ又相長
シ候由、英吉利亞先祖ノ遺法ヲ増益致、制度機密ノ政

典務有之旨、洋書ニユエイスニ相見ヘ候、右之通新疆ヲ開
候モ、有人此有七ノ道理ニ心附候哉、人ヲ重シ候事金
石ノ如クニ候間、漫ニ使令不仕、国王大臣ト雖、平常

從者ハ誠ニ省略仕、近年仏朗察國王父子通行ノ路次、樞上ヨリ叛逆ノ
者鉄路ヲ打カケ候義有之、其節父子ノ供備三二十
四五人ニ屬不申旨、而三年前風説ニモ相見候、先年仙台ノ船頭津大夫等十數人、
魯西亞へ漂流仕候節、其部ヘイトルスヒヒユルケヘ召サレ候ニ付、迎ヒトシテ貴宮
ノモノ唯一人、三千里ノ間ヲ連リ参リ候、其部ノ禮禮、執敬ノ朝参ヲ見シ、車
ニ乘リ導歸歩從共備ニ五六人ノヨシ、環海異國ニ相見候、外國ノ禮禮越候屬領ノ
太守ハ、隨分見聞ヲ飾リ候旨ニ候得共、平生重モ立候節、惣テ謂レナキ
從者十二人、爪哇セナルノ官ナトモ右之趣ニ御座候由、雑費ハ、儉節ヲ用候旨ニ御座候、右之趣ニ一事ノ備ラ
ザルヲ憂ヒ、一隙ノ乘ジ不申様ニ心掛候モノ、全ク外

患多キ故ノ義ト奉存候、外國ヲ押領仕、境上ヲ斥、大
ニ仕、肉ヲ見テ必争フ如キハ、全ク犬戎ノ性有之而已
ニハアラデ、必各立自張仕候故、終ニ分ヲ不知ノ大志
ヲ激成仕候ニテ可有之候、然レハ万国ノ害ヲ受候義ハ
万国ノ慎ヲ加ヘ不申ノミニハ無之候テ、歐邏巴諸國ノ
吞啄ニ奔競仕候故ノ義ト奉存候、

一 歐邏巴夷人ノ堅忍ハ、其性ニ可有御座候、仁ハ姑息ニ
可有之、智ハ點ニ可有之、義ハ利ニ可有之、依之信ス
レハ牢絡ヲ受ケ、礼アレハ阿諛ヲ容レ、其為ス所真偽
百出、人ヲシテ眩惑致サセ候モノ、皆堅忍之性基本ニ
可有之候、惣テ其規画仕候儀、必成ヲ期シ申候故、奇

可有之候、惣テ其規画仕候儀、必成ヲ期シ申候故、奇

技淫巧ノ器二三世ヲ経テ成就仕モノ少カラス、事ヲ謀
り候モ皆其趣ニ御座候、英吉利亞ノ則狼・印度ヲ押領
仕候モ、一朝一夕ノ義ニ無之、和蘭陀ノ爪哇ニ抛り候
義モ、百数年ノ力ヲ極メ、終ニ一國ヲ併吞仕候ノミナ
ラス、馬路古諸島ヲ統轄致候事、是又堅忍積慮ノ為ス
所ニ可有之候、

右之通西夷共深忍積思ヲ以テ、種々様々ノ規画ヲ致候
事、筆紙難尽、其一班ヲ奉申上候、前書ノ通歐邏巴諸
國一地球中ニ押領ノ地有之、其諸地ニ皆風説板行署ヲ
設フケントラ、七日メニ発行仕、コレヲダグエーンウエ
ーキブラーデント申候、ダグエーンウエーキハ一七曜
日ト申事、ブラーデンハ一片紙ト申事、即日々ノ風説
書ニ御座候、右一地球中ノ風説書相互ニ取替セ、諸領
役所・諸商館ヨリ本国ニ相達候間、天地人事ノ變替居
ナカラニシテ相分り右風説書ハ機密ノ府歴史ノ局ニ入候由、カノ、
國々ノ歴史ト申ハ、一地球中ノ史ニ御座候
又ナチールレイケヨンドルスークルト申、物理学吟味
トシテ一地球ヲ航海仕此航海ニハ海峡守備ノ地ト、
難、別ニ路引ヲ用ヒ不申由、或ハ教主教
導ノ渡海等ニテ、天地・山川・風土ノ理ヲ明ニ仕候事
故ニ、諸國地形ヲ始追々審詳ニ相成、又ハ商船交易ノ
往来、獺漁ノ序等ニ、他國ノ氣息ヲ窺候故、彼レ我ヲ

審ニ仕候事、皇國ノ地志計モ十一種、書名承り候ヤ
ホイクニス・リンスコケン・モンタニユス支那志附ニ巻綴り有之、エソイトマル
チユニス・マルチユス以上ニ部恐クハ同本、カンベル・ケンフル獲有之、トイン
ベルグ・メイラン日本風俗志一冊獲有之、シト右之外万国史・地理志
ホルト日本人種考獲有之、シーボルト物産考、紀行類、勝テ数ガタク候、

其内 皇國關係スルモノ少カラス、ニユーエンホイ
日本ノ条ニハ、和蘭陀人日本交易利多キヲ以、魯西亜・
英吉利亞ノ流涎セルコト久シ云々、カルテンアールト
キキユンテ日本ノ条ニ、人ノ性ハ外國ノ人ニ交リ、或
ハ一地球ヲ逍遙シ、規模ヲ大ニスルヲ樂シミトスルナ
ルニ、外洋ヲ閉テ他國ニ交ラス、我歐邏巴人ニハ安カ
ラヌ事ナレトモ、二百年戦争ノナキト釣合イカニゾヤ
云々、魯西亜人レサノ一ニ從ヒ来レルクルウンセンカ
紀行ニ、夷蝦(マダ)ノ北隅・ソーヤ岬・リーシリ島ヲ検査セ
シ条ニ、アニワ按スルニエ
トローラヲ取テ之ニ抛ランコトハ、少
シモ難キコトアルベカラズ、此処ノ日本人ハ兵器ノ用
意モナク、防守ノ慮ハナシト見タレハナリ、又此処ヲ
人ニ奪ワレタリトモ、日本ノ政家ノ之ヲ取返ス手配ハ
容易ニ仕難カルヘシ、何者トナレハ、彼之ヲ取返スニ
必勝ノ計ヲ施シ難キ事アリ、若シ返テ戦ヒ負ル時ハ、
其國ノ威光ヲヲトシ、其國民ニ危懼ノ心ヲ生シ、管内

ノ騒動ヲ起スヘケレハ、政家ニ於テハタトヒ全ク蝦夷
 ヲ失フヨリモ、大ナル危難ヲ此一举ニ生スル憂アルヘ
 シ、若又必之ヲ取返サントシテ大軍ヲ起サンニモ、軍
 船ノ備ナク煩炮ナク、海軍ノ備ナキナレハ、タトヘ防
 備ノ法ナキアイノアイヌナリトモ、之ヲ拒バ其一寸ノ地
 ヲモ彼ニ取得ヘキニ非ス、若十六口ノ炮ヲ備ルコツテ
 ルス名船ノ二艘ニ兵卒六十ヲ載セ、風ニ乗シ之ヲ打シメ
 ハ、日本大船許多ニ一万ノ兵ヲ備タリ共、一旦ニシテ
 打崩スヘキナリ、如此アニワヲ取ランハ、字不審ヨリ
 モ易カルヘシ、予之ヲ計ルニ、之ヲ取ルニ一滴ノ血ヲ
 費スニモ及ハス、又之ヲ守ルニモ少シモ危難ナルコト
 ナカルヘシ、蝦夷ノ北辺ニハ、元ヨリ日本ノ兵士ナク、
 唯南側ニ少シノ兵アリト見ユ、然レトモ此島ノ多分ハ
 曠荒ニシテ人居ナク、且雪山相連リ南北相阻絶ス、故
 ニ松前ヨリ一隊ノ軍、此北辺ニ送、其艱難甚シキコト
 知ルヘシ、若其国主ノ勢ニテ其艱難ヲ憚ラスシテ此ニ
 致スモ、是其軍兵ヲアニワニ贊トスルニテ、其兵器糧
 用ハ尽ク海ニ沈ムヘシ、何トナレハ、欧邏巴ノ一小軍
 艦ニテ、日本ノ大軍ヲ殲ニスルニ足レリ、又陸ニハ唯
 十二門ノ砲台ニ銃士百人ヲ備ヘハ、彼兵ノアニワニ上

陸スルモノヲ破ニ足ルヘシ、曰、如此横シマニ此地ヲ
 奪フトモ、反テ後難ヲ起スコトアラスヤ、サカリン島
 人ハ、他一二ノ欧邏巴人ニ於テヨリモ、能ク日本人ニ
 服従セスヤ、此難シハ然リトス、此地ヲ取ハサカリ
 本土ノ人ニ与フルナク、主トシテアイノヲ服従スヘキ
 ヤ否ヲ疑ヘリ、予思フニ、日本人ノアイノニ遇スル甚
 仁愛ヲ以テ扱フト見ユ、是故ニ此地ヲ治ルハアイノニ
 恩ヲ施シ、彼ヲシテ地主ノ變革スルヲ愁訴セシメスヤ
 ウニシ、恩愛モ政法モ怠リナクシテ治ムヘキナリ、又
 云、欧邏巴人ノ商館ヲサカリン島ニ置キ、日本人ト交
 易ヲナスヘキ捷法ニシテ広ク之ヲ説ニ及ハス、唯其要
 ヲ云ハンニ、此地ハアンゲリア諸厄利亞リスキ人ハ東印度ヨリ即天竺
ヲ申、伊斯把爾亞人ハ非利皮那諸島即日本南海ノ無人島ヨリ
候、容易ニ来ルヘシ、其中ニモ最近キハ魯西亞人カムシヤ
候ツカ或ハ止白里カ西北諸地ヨリ此ニ到ル殊ニ速ナリ、如
 此キ便宜アレトモ、今ニ於テ其事ヲ起サ、ルハ、欧邏巴
 ト魯西亞領北部亞細亞ノ諸地ハ、唯海上ノ交リナルト、
 特ニカムサツカ及止白里ハ甚人民ノ不足ナルヲ以テ、
 其障モスル故ナリ、註ニ曰、予此行ヨリ欧邏巴ニ帰リ
 聞クニ、カーメルベルレツワソコチアカニ逗留ノ中ニ、

一隊ノ兵ヲ遣リテ日本ノ北辺ヲ侵シタリト、然レドモ其兵統領ノ企ナク、唯アニワ湾ノ日本会所、及蝦夷島ノ北隅ヲ剽シタル而已是即文化中エトロフノフレバ、又魯西亜人モール陳情表ニ、夷蝦地ハ産物無之、カムシヤツカ同様ノ瘠地ニ付、縦合戦仕候トモ、諸軍用ニ引合不申中略、唐山ト合戦仕候事ハ幸福ニモ相成、且ハ難事ニモ無之云々此唐山ニ流寇仕候義、往々蘭人トモ申候ヨシ、乍去此陳情表ハ極便多ク、終間、尽クハ信ジガタク候ナル義ハ無之候得共、シーボルト帰国ノ上、物理学ノホーグレーラール学頭ト申事ニ御座候ト相成、魯西亜ヘ貫ハレ引移リ候ヨシ、風説承リ候、又英吉利亞人日本近キ海島ヲ見出仕コレニ拠リ候由、一昨年中参リ候蘭人ヨルフト申者、話仕旨、風説承リ候、右之通諸国ノ氣息ヲ窺ヒ、地理ヲ審明仕、欧邏巴諸国盟会ヲ以声氣ヲ通、天下ヲ牢絡仕候故、本国ノ離合ニ因テ、害万国ニ及候事不少、ホナバルテ大乱之節、亜墨利加・諸印度并ニ亜細亞諸島戦争ニ及候儀、文化度之風説ニモ有之通ニ御座候、

一 欧邏巴諸国ノ内、皇国ニ關係仕候ハ、英吉利亞・魯西亜二国ニ付、肝要ノ条バカリケテ認、奉差上候、英吉利亞一ハ大貌利太尼亞ト称ス、英吉利亞ハ本地ノ

名ニテ、接壤ノ国思可齊スコシヤヲ併セ、コレヲ大貌利太尼亞ト名ケ、其後海ヲ隔テタル依而蘭土ト申国ヲ併セ候、故ニ大貌利太尼亞及依而蘭土合国ノ王ト称シ申候、東經八度ヨリ十九度ニ亘リ、北緯五十度ヨリ六十度ニ亘ル、英吉利亞ハ方積二千四百四十八里獨逸里法下同、思可齊亞ハ千六百三十四里、依而蘭土ハ千五百十三里、大低 皇国ノ大ニ比シ可申候、

其国ハ 皇国ヲ去ルコト直經ニ仕、大凡五千里皇国ノモ里數相隔離リ合附ノ国ニ御座候、緯度ハ夷蝦地ヨリ一度北方ニ御座候得共、夷蝦地ヨリ春色早ク催シ候由、乍去秋冬長ク春夏短ク 皇国ニ比スレハ極寒ノ地ニ候得共、氣候順道ニテ、金・銀・葡萄酒・塩ノ外生産ノ物尽生セサルモノナシ、良馬・銅・錫ヲ出シ、絨毛世ニ貴重按スルニ、大小麦尤多、麥酒・林檎酒・梨酒最好シ、又カラムルスニ云、此地多霧ナルヲ以テ終日太陽ヲ見サルコトアリ、牧野終歲青緑也、銀・銅・鉄ニ乏シ、ブーラシズソニ云、此国獨ノ地多キヲ以テ、豊饒ノ地ニマサル

属領ノ地ハ、欧邏巴洲ニ在テハ、ギブラルタル城・ヘルブランド島・マルタ島・ゴッソ島・コミノ島按スルニ王國ハノールモ、又英吉利亞ニ屬ス、亜細亞洲ニ在テハ、ベンガレン・バハル・ヨリッサ・ボムバイ・コロマンテルノ一部・マラバルノ一部・セイロンノ一部・シユマダラノ一部・ホルネ

ヲノ一部・プリンスワーレン島、亜弗利加ニアリテ、セネガムビヤ・ビュラム島・ゴウト島及スラーヘン島ノ諸地・シントヘレナ島・喜望峰・マスカレニ諸島・イスレデフランセ・マーヘノ諸島也、亜墨利加ニ在テハ、ヒュットソンス・ラブラートル諸島・ニーウワールスノ諸島・テルレネウフ・ニーウスコットラント・ブレトン・ニーウフリユンスウエイキ・カナータノ一部・ニーウアルピランノ新国・デメラリ・エツセクエボ・ベルビセ・又ヤマイカ島・バルバトス島・ラトリニダト島・クレナダ島・ヒンセント島・ドミンカ島・アンチグア島・シントリユシー島・タバコ島・バナマ又名リユカイ諸島・ベルミュト諸島、亜烏斯答刺利ニ在テハ、英吉利亜人検出ノ諸島尤多、就中新和蘭陀東浜广大ニ御座候千八百二十、四年ノ略史、是ハ大概ヲ記タルノミニテ、其上近來ハ益多相成候由、其中北亜墨利加ノ領地ハ大抵清国ノ大ニ比シ、新和蘭ハ此節民ヲ移シ、開拓中ニ可有之、一書地学示蒙、千八百二十年ノ刻、文政三年シドネイ府ニーウソイトワリユス、好港、学館及風説書ノ板工アリ、一書千八百二十四年ノ刻シドネイ、英吉利斯亜新植民ノ惣府、人口二万六百アリ、千八百十五年南北一路ヲ開通シ、其間六ヶ月

ヲ経ル、奥地人蹟ナク唯鳥獸アリ云々、又東印度領最廣シテ殷富ノ地、英吉利亜ノ外府ニ御座候、

千八百二十六年ノ史ニハ、本國人口千七百七十万六千人ブリランツン、千八百二十六年、文政九年、千八百三十四年ノ史ニハ、千七百七万六千人シホイス、千八百二十五年年々他國へ人民ヲ移シ、千八百二十五年ニハ一万四千八百人ヲ計フ云々、右之通本國ノ人別減シ候ハ、全民ヲ移シ候事ト相見ヘ、千八百三十五年ノ頃、新和蘭へ罪人千人相移候処、五百人程難風ニ遭ヒ、行方不相分義モ有之候、属領ノ人口ハ七千四百二十四万人ブリラン一億零三千一百四十人シホイス此ヲ以テ考候得ハ、属領ノ数益增多ニ相成候千八百二十四年ノ略史ニ、一億五百五十八万人ト数ヘ候ハ、全ク属領ヲ合算致候數ニ候

風俗ハ最機巧ニ長シ工芸ヲ勉ム、製造スル所ノ奇器又ハ産物、万国ニ輸送シテ本國乏シキニ到ラス、コレヲ以テ年々移民アレトモ、蕃息スルコト多シ、又商賈ヲ專ト致、其上文学ヲ勤メ静謐ヲ樂ム、下賤ノ人ハ鬪争ヲ好ミ、外国人ヲ蔑如ス千八百二十、四年略史、工技ニ敏巧ニ記誦ヲ勤メ道理ヲ研窮ス、然トモ其庸俗ハ輕躁ニシテ、他邦ノ人ヲ卑視スルノ失アリ地学示蒙、按スルニ、北方思可齊種ノ人強壯、依而蘭主人ハ容貌尤美ニシテ強壯數レヲ御スルノ宜キヲ失スルヲナシ、諸志同シ

宗門ハヒスコツフ宗地学示蒙・ゲレホルメールデ宗略史按

ズルヒスコツフハ教官ノ名、地学示蒙ノ誤リニテ可有之候・邏瑪宗ハ依而蘭土ニ多シ略史、

二宗共皆邪宗ノ一派ニ御座候、寺院ハ千二百五十ヶ所

アリニユーンボイス

治道ハペハルデーモナルカール、独立ノ国ニシテ、血

統世伝ス、若シ王子無之時ハ王女位ニ即キ申候、政事

ハ王ノ權ト政府ノ權ト相分レ、国王ノ常典トスルハ、

外国ノ盟会・軍旅・賞罰・黜陟ヲ専トス、新法ヲ創立

シ、租税ニ与ルノ両事ハ政府ニ任ス、是国王ノ威福ヲ

過ラサル為也カラメロ、右政事ノ次第ハ諸地志ノ書法一

定不仕候得共、大抵君臣權ヲ分チ、議ヲ合シ相治メ候

由、政府上下ニ相分チ、上庁ハ教官ノ議廷、下庁ハ世

族ノ議廷同書ニ御座候由、学政ハ大抵歐邏巴諸国同様

ニテ、大小学校・語学院・幼学院ノ外、教主ノ義学・

貴族ノ義学・学匠ノ義学・庶人ノ義学・芸術ノ義学有之、

多寡ハ有之候得共、諸州皆無之所ハ無之候由、

国ヲ分チ八王国ト致エツセキス・ヨースタンゲレン・メルシヤ・ノ

リス・フリンストワリス、州ヲ四五十二相分ケ候、都府九百三

十一、王都ヲ龍動ト申、兵卒・舶夫ノ外、人口八十六

万四千八百四十五千八百零二年ノ、百十万千八百二十四年ノ、思可

十八万略史

邦賦ハ最夥敷農工商ヨリ収ルノ外、山賦・屋租等六千

六百八十三万八千零五十六ホントステルリング名未考

一地球中諸属領ヨリ収ル所、四十四億三千八百八十

ステルリング、官債九億六千万キユルデンキユルデンハ此

云、此負債ハ国賦ノ半ヨリ多シニユーンボイス、是皆軍属ノ費、

新疆ノ費等、不虞ト興利トニ係リ候由其債ハ皆下ヨリ取、或

ニ、六十億零五十万ステルリング同上ナリ云々略史

商船二万二千二百四十二艘、積荷ノ数二百五十八万九百

六十四桶、水主百万五千四百四十四人ニユーンボイス、

又ブランズンニ二万五千八百六十四艘ト有之、兵備ハ海陸

ヲ分チ、陸軍他国ニ比スレハ甚寡少ナリ、千八百三十二

年天保三年ノ調ヘニ、歩騎両兵合シテ十万人、海備ノ兵三

万人、砲手四千、海軍ハ皆外国属領ノ為ニシテ、此

国尤多トナス、然レトモ治乱ニヨリ多少有リテ、千八

百十三年文化十年、ニハ、軍船大小一千二百六十六艘、

今時三分ノ一ヲ減ス、右ノ外、東印度領八百二十二艘

印度領大船、大船ニハ大礮百二十座ヲ備へ、小船ハ五十座ハ無之ヨシ、

ヨリ三十八座ヲ備フニユエ、右大艦古へハ礮九十座ヲ懸ル処後年追々雄大ニ罷成候得共、百二十座ヨリ大ナルハ未承リ不申、尤中軍左右翼ニテ小大有之由ニ御座候、右之外、印度領陸軍ハ歩兵六十一部、騎兵十六部、

歐邏巴歩兵三部コ、ニ歐邏巴歩兵ト別ニ認有之候得共、余皆印度人ト相見候、龍動夜成一万二千所此夜成ト申ハ、ヘイナクトト申、夜ヲ守リ候ニテ、兵士ヨリ出候哉、未千所候、諸商館ニモ尽ク有之ト印度領ナドハ七十一所有之由ニ御座候、右ハムニエ、并略史

一魯西亜ハ原一州ノ名ニ御座候テ、コレヲ三部ニ分チ、赤魯西亜・白魯西亜・黒魯西亜ト仕、莫斯哥ト申処ニ

都有之ニ付、又莫斯哥未亜国ト称シ候処按スルニ、ロシアト申、今ノ猶加利亜ノ地ノ諸族ロシアト云モ、都シタル地ナル故ニ、コレヲロシア

又リユト申シ、皆音ヲ転ジタルニテ候、此ロシア、今ノ波魯尼亞ノ一部、故赤米面ノ一部ヲ領シ、合テコレヲロシアト申候、本國、黒ロシアニテ、赤白ハ即、右ノ二國ニ御座候、唐土ニテ俄羅斯・

羅又・羅刹・老鎗、老羌等数名有之、和蘭陀ニテ、リユスランド等相称シ候モ、皆本國ニテ、ヨロシイスコ

イ、又リユツシヤト申音ノ転訛ニ御座候、ペートル以来俄ニ大國ト相成、今時ハ益新疆相開ケ、コレヲ自称致

シ、大帝魯西亜國コロートケイゼルト申候歐邏巴中、帝國ト称、大帝魯西亜國、杜尔格ハ教道別ニ相成、自ラシユルヲ稱シ候得共、洋人共

杜尔格國ニ御座候、右諸國割據仕ナガラ、名教モ自然ニ相分クモ、二灣立ハ仕カタク候、古ハ教道広カラス物理審ナラサルノ世ハ、見ル所ヲ以テ大小仕候得共、

今時四方已ニ明カニ相成候上ハ、誰カ此地球ノ主ニ相成ヘク哉、夷王ノ志ヲ勵シ

洋人ノ規模ヲ広メ、震動ヲ以テ内ヲ備メ、外ヲ制シ候事、全クコ、ニ可有之候

此國五大州ノ内、今時三大州ノ北部ニ相亘リ、西ハ獨逸ドイツ・フランス・スウェーデン、南ハトルコ・ペルシヤ・

西亜・黒海・高北海ニ界シ、東ハ獨立鞏巨・唐土・皇國諸島ニ界シ、東ハ北亞墨利加ノ西部アリヤスカ半島ヨリ奧地ノ多分ヲ領シ、東経三十五度、四十度ヨリ

按スルニ、三十五度ト云モ、二百二十度ニ相亘リ、北緯三十九度近來尚西方ヲ併吞致候哉、

度按スルニ、三十九度ニ至ル地無之、或ハ近來南部ヲ併吞致候哉ヨリ七十八度ニ亘リ、其縦三千七百里皇國ノ里法ニテ、横六百里、大凡地ノ方平積ニ仕、三十四万五千二百三十里、同上、地球全面八九分ノ一ヲ領

シ申候ツラン、人口四億百万略史、千八百二十四年文政七年十一月六日人籍ノ惣計ニ、五千三百七十六万八千、又

一方ノ勘定ニ一、方ト申ハ西所ヘ命シ相改候処相連有之ニ付、而二、計トモ取用ヒ候旨ニ候哉、其數ノマ、ニ認申候、五千九百万人、此國人ヲ蕃息セシムルコト年々五十万人ヲ増

益スプーランゾフン、人別ハステ古書ヲ用ヒ不申、略史ハ千八百二十四年、文政七年ニテ、プーランゾフンハ千八百二十六年、文政九年ニ御座候、人別致群ノ相連ニテ、プーランゾフンハ歐邏巴領ノミノ人籍ニテ候ヤ、略史ハ屬領ヲ合セ惣計仕候哉、未考ヘ不申、又人別惣計ノ法ニ軍官船師等ハ除キ候事モ有之有之、皆考不申候

此國廣大ニ候得共、極寒不毛ノ地多ク、就中東方最甚シ、新都ペートルスビユルグハ、第九月我七末ヨリ翌

年第五月三迄冬ニシテ、北及東方ニ至ルニ随ヒ冬時愈

長シ、依之夏期尤短ケレトモ、暑氣ハ酷シクソノムル寒候ニ當リ申候キリム熱ト申病行ワレ候由、其地大抵高山雄

岳相連リ、湖水大河漫流致シ、南方耕スベキ地荒漠ニシテ、唯百卉繁茂ス、ウクラニーノ地ハ豊饒ニ御座候、

北緯五十八度以上ノ地ハ絶テ林野無之、只散木ベシノ類

ノ類異物子・薜苔・玉石・鳥獸ヲ産ス、アルカングル四十度

ノ地ハ大小麦・蔬菜ヲ生シ、北海ハ鯨及諸魚油等ヲ出

ス、南地沃土ニシテ、菓穀ヲ収ル多ク、牛馬・家猪夥

ク、梳帚ヲ作り大利ヲ得ル、蜂蜜蠟・羊駝・鉄・銅・

礬石・山塩・石灰・硝石・烟草・葡萄酒・山油・石鹼・

其他織工ノ類諸国ニ下ラス略史

新疆北亞墨利加ノ西北部諸地ハ、亜細亞属国ヨリ広大

ニシテサガリヤ諸州ニ御座候処、高山大沢皆太古ノ雪

消尽不仕、其間夷落有之、獸皮交易ノ商府ヲ立、追々

相開ケ候得共、魯西亜属領中第一ノ寒国ノ由ニ御座候、

右之通大国ニ付、人種モ又一ナラス、即魯西亜・コサ

ツク・ボール・ラツフ・ヒン・レット・エスト・キユ

ール人等、其稟賦・習俗モ一ナラスト雖、歐邏巴ノ中

ハ其粗糲野鄙ノ風相變シ、人品修整シテ學術日々ニ進

略史地理示蒙、魯西亜人ハ形大、体強勇ニシテ、能其君ニ忠ア

リ、攝生簡易ヲ意トシ、蔓菁ツルナ・藜豆ソラマメ・菜葱・乾魚ヲ常

食トス、旅行ニハ蒸餅ヲ切テ再炙シ、提携ニ便ニシ、

コレヲ口ニ含ミ水ヲ飲ム、或ハ麦粉・草根ヲ数日ノ糧

トス、風俗酒ヲ好ミ懶惰ナリシヨ、ペートル立テ後、一

国コレヲ禁シ、祭日ノ外七曜日酔飽セシムルコトナシ、

是ヨリ學芸勉勵ノ風盛行ハレ、終ニ歐邏巴諸国ニ恥

サルニ及ブカラメロス、按スルニ、北地剛毅ノ風ヲ以テ、學芸盛ニ相成

其大ハ西夷中ノ正大ナルモノ、ヨシ、其為ス所頗仁義ニ似テ

絶タル國ヲ羅キ、腐タル國ヲ興シ、仏耶察大乱ノ後、諸國其餘ヲ蒙ラサルモノ少

ク、コレヨリ歐邏巴中ニ傳信セラル、ヨシ、用兵ハ必勝ヲ見サレハ勳カズ、取レ

ハ必奪ハレ不申、近頃英吉利モ其

風ヲ學ビ候由、ニユーマンノ説

宗門ゲリツシヤ宗略史僧官バトリアルクヲ以テ之ヲ主

宰ス、然レトモ他ノ教派モ国ニ許シ置シム地學示蒙、キ

リーキセンケリツシヤ、キリーキセン同シ、按スルニ、厄廬西亜國ハ古昔

キヲ羅馬宗トナラザレバ、帝位ヲ踐コトアタハス、皇后若

シ他邦ヨリ來レハ、此教門ニ転入スブアラツソン、

治国ノ道ハランペパアーリングモナルギー即ベバルデーモ

ニテ御ト申、獨立大君ノ国ニテ、英吉利亞ト相違致候事

ハ、唐土之通一人ニテ万機ヲ總攬仕リ、国政ハ宰相ト

内閣ニミニスト會議シ、教主モ又相与リ、共ニ君徳ヲ輔翼

ス、大臣ノ政庁ヲセナアト申、教主政庁ヲセイノヨト

ト申候、其帝位ハ血統ニ伝フ、男ナケレバ女ニ禪ル、

君幼ナレハ其母政ヲ摂ス、十六歳ニ及ハ其位ニ即ク、
 官職ハ文武両官ノ政府合テ十四府ニ分チ冢宰・枢密・
 大司馬・司狩^{田獵ノ官}・廷尉・礼部等凡三千八百六十官ニ
 分ツ、大制度ハ先王ノ遺法ニシテ、世々取捨シテ精確
 ニ至リ、万年亨通ノ法八政トナス、一ハアレキサンテ
 ルノ制、一ハカタリナノ女制、一ハアレキサンデルネ
 ウスケイノ制、一ハアンナノ制、一ハゲルゲ及ウラ
 デミルノ制、一ハヤアンノ僧綱、一ハ応時ノ制、皆帝
 ノ尊奉スル所ニシテ、各州ノ牧ハ大制ハ遵行スレトモ、
 風土時宜ニヨリ区々ナレトモ、能其大法ニタガフコト
 ナシ、又高貴セイノヲデト云フモノアリ、是ハ積徳高
 僧ヨリ撰擢シテ、帝及惣教主ノ戒師トナリ、又讒侮^{讒ハ讒、侮ハ侮}ヲ
 司ル、此国スヘテ政事寛大ニシテ、民能其所ニ安スル
 事ヲ得ル、已ニ蘇^{スウ}亦^ウ齊^{セイ}耶^ヤ耶^ヤヲ征略シテ、其一大部ヲ服属
 セシニ、土民ノ法ハ旧制ニ從ヒ、又勝国ノ官許ヲ敢テ
 改ルコトナシト云、国賦ハ金百五十六百万兩、国債千
 百万ルーベルス^{貨名、未考}ニ及、右国債ヲ清ウセント欲
 シ、近來アルモチサチーカス^{俟約ヲ立ツ此債ハ国内及外額ヨリ}ノ法^{取ル所ノ用金ニシテ制}
 濟^{金ヲ云ト}未^考不^申、国軍ハ六十万人、親衛ノ騎士十二万人、諸
 國ノ兵此數ノ外也、海軍リニイ^{大船}六十艘、フレガツ

テ^{早船}ン^名十八艘、コツテルス^{戰艦}六艘、ブリカ^ンチ^イ
 ネ^ン六^丁立^遊ノ^船七艘、小船五十四艘、載炮小舟^{授スルニ、}
 ノ^簡ヲ^打小^舟ヲ^ア二^十一^艘、右諸軍船へ備フル所ノ大礮四千
 三百四十八座、兵士三万二千人^アツ^{ラン}千八百四十年^{文化}以
 前ハ五十一治ヲ建ツ、其三十八ハ歐邏巴ニアリ、其余
 十三ハ亜細亜ニアリ、千八百四十四年以後歐邏巴ノ内二治
 ヲ増シ、四十治トナス、然ルニ今時ハ歐邏巴ニアアルモ
 ノ五十治、亜細亜ニアルモノ三治トス、今歐邏巴東界
 ヲ改正シ、亜細亜ニ属スル十治ヲ取テ、歐邏巴ノ中ニ
 加フ、右五十治ノ外ニ三治アリ、皆各一國ヲ為トイヘ
 ドモ、魯西亞ノ命ヲ承ザルモノナシ略史
 按スルニ、此志ニ治所ト有之ハ、皆王或ハ下王、又ハ上官ノモノ統轄仕候所ヲ申
 ニテ、代官目代等ニテ治ル所ヲ申ニハ無之、亜細亜領^{魯西亞ノ國}ニ付、
 荒々可申上候、亜細亜三治ト申ハ、一ハトボリスク、下王總督仕候、副治ニシガ、
 一ハトムルスク、一ハイルコイツカ^{興地志、エニキ}、一ハトボリスク、一ハトボリスク、
 ハ外へ移シタルト見^{タリ}、右ノ外ニ、コレイ^ウント云^{モノ}、略史ニ見ユ、未
 考不申候、都府九所、部落三部、一ハトボリスク、幼學院、藝學院數所アリ、
 皮^革ノ^商場^{アリ}、二ハベ^レソ^ウ、三ハトムス、四ハイ^ニシ^カ、五ハイル^コル^コ
 ツ^カ、幼學院、又航海術ノ學校及書庫アリ、六ハキヤク^タ、一都城也、七ハネル
 シ^キン^グス、軍學校、金銀坑アリ、八ハラレン^スク、九ハカムシヤツ^ク、即カム
 シカツト^カノ半島ニアリ、又キリギ^{セン}、又名ハキリキセ^クサツ^{ケン}ノ^諸地^モ魯
 西亞ニ属ス、分テ三部トス、大ホルデ^ハ、^薩落^{アリ}、中ホル
 デ、小ホルデトス、然レドモ大ホルデハ全ク服從不仕候
 都府六十^{都府}六十^府名ノ相分^リ候分、此、ペートルスヒユルゲ、
 帝ノ都城ナリ、宮室極テ巨大壯麗、柱梁ハマルメル石ヲ
 用ヒ、宮中ノシキ板ラーメン未考、戸牖ハ黃銅、薨ハ

銅、棟宇ハ鉄ヲ用ユ、イサーカケルクト申大寺アリ、
國中第一トス、国学十二所略史、口数五十万洋史、旧都
モスコ、杜爾格國大都ニ繼グノ名都トセシガ、千八
百十二年^{文紀}九月十四日、佛郎察ノ大乱ノ時焼失ス、

其火二十ケ日延焼シテ、五百ケ所烏有ニ屬ス、其翌年
石家九百九十三、木屋千八百八十七ヲ建ツ、此都ノ闊サ
方積一億零六百十二万零八百步^{一丈余、此方ノ略史}

一魯西亞ハ陸軍ニ長シ、地統キノ國ヲ併吞仕、其上極寒
不利ノ土地ヲ占メ、守リヲ固メ、南方ヲ凶ント仕候様
ニ被察候、即波羅尼亞^{ハロニア}國ヲ拔キ、杜爾格國ト争ヒ候ハ、
或ハ其証ニモ可有之歟、不利ノ地ヲ占メ、仁義ラシキ
事ヲ称シ候ハ、守ヲ固ク仕候ニテ、即佛郎察ホナパル
テニ勝利ヲ致シ、乱後取鎮メ仕候等、其証ニモ可有之
歟ニ奉存候、

一英吉利亞ハ海軍ニ長シ、隔遠ノ地ヲ併吞仕、暖帶利地
ヲ拓キ、海門要路、航海便利ノ島々ニ抛リ、諸國ニ先
立、地ヲ占メ名ヲ命シ、他國併吞ノ邪魔ヲ仕候等、大
望有之様ニ被察候、即北亞墨利加・新和蘭陀ヲ拓キ、
地中海々門ノキブラルタル并ニ喜望峰ダーブレ港ニ抛
リ、シントヘレナ島・亞烏斯答刺利・亞細亞諸島ヲ取

リ、或ハ千七百六十五年以來、佛郎察國ト亞墨利加ノ
地ヲ争ヒ、近頃ブラバンドト申國ニ佛郎察ト力ヲ併セ
尻持ヲ仕、和蘭陀ニ背カセ候等、其証ニモ可有之歟
ニ奉存候、

右ハ參州田原之藩渡邊登之著述

〔表紙〕

齊彬公史料

市來四郎編

嘉永三年

〔扉に、表紙の文字の外に「元国事鞅掌史料（紙数五十枚）」の記載あり〕

目録

参考 高野長英・渡邊華山等事蹟

参考 文明東漸史補欠

高野長英捕縛セラレタル頃謡歌

以上三条

一五三 参考 高野長英・渡邊華山等事蹟

渡邊華山及び高野長英所刑（天保十年己亥五月十四

日入獄、同年十二月廿八日所刑）

〔原典、田原藩主
三宅土佐守家来

渡邊 登

其方儀主人領分三州田原は、遠州洋中へ出張り候場所にて、其方儀海岸掛り相心得罷在候に付、海防手当は勿論、蛮国の事情に通じ、主人の補翼に相成度心底にて、長英并に小關三榮・幡崎鼎と厚く交り蘭字を学び、西洋諸国の風俗并に去年の参府の甲必丹ニイマン話説等伝聞の俚筆記致し置き候処を書き集め、駄舌或問、同小記を致著述、其上追々蘭書の義理相分り候に従ひ、彼国の政教・武備等行届き候様存じなし、主人の領分海岸手当の儀、厚く心配罷在候処、イギリス人モリソンと申者、日本漂流の者を自国の船へ乗せ、江戸近海へ送り来り候旨、甲必丹より内々申上候由風聞承り及び、右モリソンは暫く唐土へ留学致し、学力も有之、〔漢字ニ達シ五車韻譜其他蕃語ニ翻訳スト云フ〕当時官称重く被用候人物の旨伝聞の説を事実と相心得、彼国表より信義を唱へ、漂民を送り来り候処、近年被仰出候〔天保十三年ノ令〕通り、打払被仰付候ては、後年恨を結

び不可然と存じ迷ひ、慎機論并に海外事情等を受答候之書面を綴り、右の内には井蛙鷓鴣或は盲瞽想像等の譬へを取り、其外恐多き事共を相認め、御政事を批判致候段、畢竟海岸手当薄く候ては、不慮の儀有之候節國家の御為めに不相成儀と、一途に存込候心底を以て、自問自答の心得にて、右の通り認め頭し候得共、計らずも不容易の文勢に流れ候に付、恐入候儀と相弁へ未だ稿を終へ不申、下た書の俣仕舞置也、他見為致候儀は更に無之由は申上候得共、右始末不憚公儀不敬の至、重役相勤候身分、別して不届に付、主人家来へ引渡し、於在所蟄居申付る、

町医師 (天保十年己亥五月十六日脱走、同年十二月廿八日所刑)

高野長英

其方儀年来蘭学を好み、博く蘭書の理義を解き致し候に從ひ、蛮学之政務行届き候様に致信用罷在候処、イギリス人モリソンと申者、日本漂流の者を自国の船に乗せ、江戸近海へ送り来り候旨風聞承り、右モリソンは唐土留学致し、学才有之候者に付、官称重く被用候

由兼て承り及居候処、右体表へ信義を唱へ、其外漂民を送り来り候て、漢語にも通じ候故を以て、阿蘭陀人の取次ぎを省き、直に彼国の事情を訴へ、交易の儀を歎願致候儀に可有之哉、右之趣意御糺も無之、兼て御触の通打払被仰付候ては、御仁義の御趣意に不相当、其上下外国の恨を結び不容易儀と存じ迷ひ、夢物語と題号致候書を著述致候段、全く御役筋の御聴にも達し申度心底にて致置き候儀とは申立候得共、既に世間に流布致し、人心を動かし候儀に相成、渡邊登呼出しに相成候様に承り及び、其方儀も呼出しに可相成哉も難計と存じ、病家先き立廻り罷在候処、行方穿鑿有之旨承り及び、安房守御役所へ自訴致し候得共、不憚公儀致方、右始末不届に付、永平申付る、

市廣(市来四郎広實)曰、藤田茂吉氏カ著セル文明東漸史ニ、渡邊華

山・高野長英・高島茂敦ノ三氏罹禍ノ事実ヲ記シ、

或ハ文明東漸ノ序次ヲ論セラレシハ、最モ其事理ヲ尽シタリ、特ニ高野カ齊彬公ニ信セラレタル事実ハ、今存スル処ノ書冊及ヒ廣モ少壮ノ時耳ニスルコト寡カラス、中ニモ嘉永ノ初入薩ノ際、(能勢甚七)能勢カ待遇ノ事実ハ、其際親シク聞ク処ナリ、由リテ本史ノ漏脱ヲ

補ヒ、或ハ齊彬公カ国事ニ心ヲ用ヒ玉ヒタルノ厚ヲ
記シテ、後世ニ伝シカ為メ、史中必要ト認メタル条
項ヲ拔萃シテ補註ヲ加ヘ、或ハ高島氏カ新式砲術ノ
開基ナルハ、咸人知ルカ如シ、然ルニ我カ齊興・齊
彬二公ノ時勢ヲ看破シ玉ヒ、当時各藩ニ率先セラレ
(天保七・八年ノ頃)、軍制改革・新洋式大小砲ヲ鑄
造シ、軍艦創製セラレタル事蹟モ又史料ノ要点ナラ
シ、故ニ本書ニ補註シテ参考ニ供ス、

此時華山・長英等の獄に連りし本木道平・大塚同菴は、
禁錮に処せられ、其他無人島渡航に関する獄も同時に決
落し、其主唱者金二郎・秀三郎及齋藤次郎兵衛・無量壽
寺順道は、皆獄中に死し、阿部友進・無量壽寺順空は禁
錮に処せられたり、此無人島渡航の獄は、固より華山・
長英等の事と連絡せるものにあらずと雖も、二氏カ罪に
陥るの端緒は、此獄に発したるものなれば、当時の事情
を詳かにせんが為め、無人島事件の主犯金二郎なる者の
宣告を左に掲ぐ、

本石町三丁目五人組持店旅人宿彦兵衛幼年に付、後見
金二郎儀蘭学を好み、地理物産の儀を阿部友進より聞
覚へ、同人世話致候望も不致、大塚同菴より鉄砲質

を取り流しに相成候所持致、又は花井虎一井に友進・
秀三郎申合、無人島渡海之儀相企、虎一方へ秀三郎連
立参り候節、渡海中風波に逢ひ、呂宋・廣東・アメリ
カ国へ漂流致し候はゞ、外国をも一見可相成、異国船
出会被捕候とも相頼帰国相成候事之由、同人申聞け候
節、艱難之中面白き儀も可有之様、不容易儀を雑談致
し、又は入用出金廻船雇方等之手段可為致と、順空・
順道へ右渡海之始末相咄し、同意為致候処、齋藤次郎
兵衛儀、右渡海容易に願濟には不相成、廻船糧米之手
当出来候はゞ、願に不及致出帆候心得之由にて、同人
儀鳥栖村へ参り、順空へ直談可致旨申聞候節、順道へ
添手紙貰受けに参り候はゞ、宜しく可有之旨相答候段、
右始末不屈に付、存命に候へば永牢可申付処、今病死
候段其旨可存、

告訴人花井虎一は、罪せらるべきの処、密告の廉を以て
赦免せられたり、其宣告文は左の如し、

御納戸番

花井虎一

四拾五歳

其方儀、去々酉年^{天保八}丁酉^西十月頃、阿部友進方へ参り候節、

金二郎へ出會、知る人に相成、無人島渡海之咄致し、友進も罷越、薬料植付等致度旨申聞け、同意之者に候処、其段は勿論、同人名前も不申立、渡海之儀願出に不及、船等手当出来次第出帆致度旨、齋藤次郎兵衛申聞候趣、雑談に存候承り置き、友進・順空共願濟の上は無之候ては難成心得にて、金二郎・秀三郎心底は一定不致候処、同様申合候旨申出、無人島に異国船懸り居り候へは、渡海中漂流致し外国へ参り候由、浦賀洋中にて諸色廻船之妨致候ては差支候由、又は金華山の辺に異国船懸り罷り在り、右見物出来の趣は、金二郎・秀三郎・渡邊登等より申聞候旨申立、右は何れも推考迄の雑談に可有之候へども、不輕儀に候処、其事之実否糺方も不致聞捨置き、今般に至り治定の趣申出、其上金二郎より絵画取戻し差越、又は次郎兵衛儀、五月節句後順空方へ参り、直談致候由に付、船手等出来出帆可致、左候はゞ順空より順道へ申通し、金二郎・秀三郎も同道し、申合可有之と致推察、五月・六月は渡海の時節に付出帆可致と、大内五右衛門・順空同意致し僅在候旨、相違の儀申立、探索の爲めとは乍申、最初より其筋へも不申立、右様不届之儀相企候者共と

出會對談致し、又願ひも不致、秀三郎一同旅行致候始末、輕くも御扶持被下候身分に有之間敷儀不届に付、重追放可申付の処、発起以前及密訴候に付、身分は是迄の通居置き、御仕置は御宥恕申付之、

一五四 推考 文明東漸史補欠

文明東漸史三曰、無人島開墾の事は、数人相會して僅に計議したるに止まり、未だ其事に着手するの端緒にも至らざれば、固より之を罪に処す可きの理なし、然れども此事も畢竟蘭学者の説に起因して、而して日本人固有の思想と隔離せる泰西文明の余勢に、動かされたる人心の発作なれば、偏に西学を排除するの心を抱けるものより之を見れば、蘭学者と同じく讎敵となす可きものならん、又華山・長英等の宣告に拠るに、何事か其罪跡を表するを知らず、辺備之事を記して外国人の渡航するに当り、直ちに討撃するが如きは、得策に非ざるの意を簡単に叙し去りしに過ぎず、唯一二在上を犯すの語気あるも、固より其家中を搜索して、断紙削稿中より採り来りしものなり、之を摘発して罪に

陥れ、終身禁錮の重辟に処するが如き、暴横の極と云ふ可し、

長英の夢物語、亦外篇に掲ぐ、其書中孰れか是れ罪すへきの箇条なる乎、其文勢婉曲、故らに筆鋒を迂回して直論せず、自ら尊信するの学問を卑下して蛮学と称し、且つ毫も外情を知らざるものを論すを主とせるが故、頗る平易の文法を用ひたれば、其語勢の軟弱なる、却て卑屈に渉るの態あり、其文中時務に論及するものありと雖も、敢て誹議したるの跡あるを見ず、此文を以て此人を罪する、何ぞ暴横の甚しきや、当時外情に通じて此等の言をなす者、日本国中果して幾人ある乎、真に日本の国情に先ちて、文明を誘くの良師と云ふ可し、当務の人自ら知見の浅陋なるを恥ぢ、此良師を延て教を受け、大に国家を利すべきの室に入るは、彼夢物語の門戸よりす可きなり、而るに之を擯けて讎敵となし、捕へて囚虜となし、終に之を終身禁獄の重刑に処し、僅に日本に發生せんとする文明の萌芽を切断するが如き、今日の人より之を見れば、只是れ狂人の所為と云はんのみ、又花井虎一の密訴の如きは、二三の侯伯を(齊彬公及ヒ黒田長溥公・伊達宗城公等ヲ云フ乎)始

め、諸藩の重臣及び幕府の有司を誣告して、幾んど上下を聳動せる大獄を撥起したるものなり、而るに裁判の終局に及んで密訴したるの故を以て、其罪を問はざるの宣告あるに至りては、濫刑是より甚しきはなし、元來此獄は無入島渡航の事を以て、其端を発したるに、其事は全く虎一が初めに指名せる人士と關係なく、華山・長英等は、則著書の為に罪を得て、島津侯

市廣曰、島津侯ヲ始メ云々、則齊彬公ハ開化ヲ主トセラレシ故、高野ニ命シテ兵書ノ翻譯ヲ命シ、或ハ海防ノ意見ヲ尋問セラレシ等ノ事跡ハ、齊彬公史ニ詳記ス、

を始め、松平松平某詳・江川江川ハ太郎左衛門ナルヘシ以下は、全く誣告せられたるに過ぎず、斯く重大の訴訟を起し、平地に風波を揚げて禍乱を煽揺する者、其罪実に華山・長英等の比に非ず、而るに之を罰すること無ふして放免となす、刑無辜の人に重ふして、有罪の人に及ばず、余は信ず、徳川氏の亡兆は、已に此時に成れるを、抑も無人島渡航を企てし者は、何に由て罪せられたる乎、其主唱者を罰せる宣告に拠るに、物産興殖の為め無人島に渡り、海中風波に逢へば、却て外国に至るの

便宜とならんと談話し、又た渡海容易に免可を得ざるに於ては、願を経ずして直ちに出帆すべきを議したる等の事にあるが如し、之を消極の点より論じて、鎖國の大禁を犯したる者とせん乎、幾んど戯言に類せる雑談に根拠せるが如く、未だ何事をもなさずして、唯無人島渡航を思ひ立ちしと云ふに過ぎず、而るに若し無人島をして、英国若くは米國の如く、外邦に属するものならしめば、或は鎖國の禁を犯し、容易ならざる事を企てしとの罪名あるも、亦其謂なきに非ずと雖も、無人島は即ち日本國の版図に属する一孤島たる事は、文禄以來明白の實事なり、已に是れ日本國の一部なり、而るに其地を荒廢に附し置かんよりは、民を勧めて之が開墾に着手するに若かず、今幸に奮つて渡航を企るものあり、宜く之を許可すべきのみならず、當きに之を褒賞すべし、是れ鎖國の禁を犯すにもあらず、又外國に通ずるにもあらず、仮令此渡航を名として、外國に通ずるの方便を求むるにもせよ、固より捕捉すべきの刑跡あることなし、然らば則ち何に由りて此主唱者を重刑に処したる乎、幾んど其理を見出す能はざるなり、又積極の点より之を論ぜんに、華山が所謂規模狭

小の評語は、其情を悉したるものにして、幕府が保守の極点に趨りて、進取の計なく、日本國の版図に属する土地と雖も、鄙辺僻陬に在るものは棄て、之を顧みず、遂に外國人の覬覦を啓らきたるは、其跡誠に彰々たり、蓋し嚴法を以て國民の壮志を束縛し、苟くも外國に關するの嫌ある者は、重刑に由りて禁止するが故、宜く日本に属す可きの土地を挙げて、遂に外國に遺棄するに至れり、明治八年に於て樺太・千島の交換ありしが如き、其益我に少くして彼に多きは、争ふべからざる事なり、抑も樺太の地たる、固より魯人をして其經界を争はしむべきにあらず、養老四年朝廷使を派し、其地を巡撫せしめたる事は、載せて國史に在り、而して我國民は安永年間より、樺太に移りて漁獵を営みたり、然れども其後、國人彼地に移住するもの少ふして、魯人の之に住するもの多く、幕府は阿蘭陀人に聞て、北緯五十度以南を以て日本の經界と定めたるも、魯西亜と經界の紛議を生じたる時に當ては、魯民已に五十度以南に住居するもの多く、實際の談判に於て多少の紛議を生じ、遂に樺太全島と千島十八島との交換をして、止むを得ざるの事情に帰せしめたり、是れ皆幕府

の政略、保守の極端に走りて、人心を羈勒したるの致す所なり、

今無人島に関する略史を述べんに、此島は文祿年中小笠原貞頼か之を発見したるの故を以て、尔後之を小笠原島と称せり、其後内地の人民此地に移住する者ありて、已に日本の属島たりしにも係はず、文政十一年^{千八百一}英国軍艦プロツソム号の艦長ビーチー氏は、此島に上陸して銅標を建て、本島は英国の統轄する所なりと鐫刻せり、嘉永六年^{千八百五}、米國水師提督ペルリが日本に來りし時、其艦隊の一艘プリマウス号の船長ケリーは亦此島に到り、一樹に標榜を附して、米國の爲めに此諸島を発見して之を占領せりと記せり、尔來英米人の此島に移住するものありしを以て、幕府は之を憂へ、文久年間に至りて外國奉行其他の官吏を派遣して、開拓の業を創め、次で開拓碑を建てたり、此時移住民数十人を送りて、已に此島に住居せる外國人を諭して、本島在留の謝恩状を將軍に呈せしめたり、而るに明治六年に至り、米國人某島民の總代として横濱に到り、本島は米國に属するや、將た日本に属するや、島民は何れの國の政令に服すべきやを米國公使に質問

せり、公使は直ちに本國政府に稟議したるに、同國務卿は曾てペルリの船隊が此島に到り、米國の爲めに之を占領せりと云ふと雖も、國會に於ては公然之を認識したることなし、其他米國が此島を以て屬地となすの処分を施したることなし、米國は固より此島に住居する米國人を保護するの約束なし、故に米國を去りて此島に移住したる者は、同時に米國民たるの權利を棄却したるものと認む可しと答へたり、此年英國軍艦の此島に來るに際し、徳川幕府は曾て英人が建てたる銅標を撤去せしめたり、

無人島即ち小笠原島に就て、余が知る所は斯の如し、米國は固より土地の侵略を以て、其國是となさず、且つ公平なる主義を以て外交を裁するが故に、紛争を生ずるに至らざりし、然れども若しかの樺太の如き關係あらんには、如何なる難題を生じたるや知る可らず、幕府若し早く見る所あらば、盛んに移住を奨励して、外人の覬覦を未だに絶たしむべきに、維新の後に至り外人をして尚ほ此島の所屬如何を、疑問の間に挟ましめたるが如き、果して誰の過ちぞや、文久年間に至りても、猶ほ半ば之を外國視して、外國奉行をして之を

宰理せしむるが如き、幾んど其体裁を失ふと云ふ可し、而るに天保年間に当り、政府の奨励を待たずして、人民自ら之を開拓するの志を発したるは、実に国の為めに賀すべき事なり、当時蘭学の世に行はれて、之れが啓発に由りしを以て、遂に其希望を禁ずるに重刑を以てし、永く人の壮志を喪はしめたるは、惜むべきの至りなり、此島は小なりと雖も、土地温暖にして多く物を産す、人民自ら奮起して開拓に志すに当りて、之を懲瀆奨励したらんには、内には国益を増進し、外には覬覦の念を絶たしめ、一挙両全の策なる可し、而るに之れに反して、開墾を企つるの義民を罰し、後來此等の美拳を企るの志気を挫き、久しく此島を度外に置き、以て多少の煩累を遣せり、抑も此時に当りて、専ら事を用ひしは鳥居なり、而して此獄を起したるは、全く鳥居の一身に懸れり、唯一人の汚吏、唯一身の私心より国家の大利害に影響すること斯くの如し、一人顧みに恋々するが為め、全国の利益を犠牲に供せしむるは、古今其例乏しからず、慨す可きの至りなり、

又曰、英吉利国のモリソン船モリソン船ト囑ヘ、日本漂流人七名を護送し、長崎を経ずして直ちに江戸近海に着岸

し、

市廣曰、此船浦賀ヲ去リシ後、薩摩国額桂郡山川郷
兒ケ水村ノ沖ニ来リ、漂流民ヲ放タンコトヲ請ヒタリ、
其始末ハ前卷ニ記ス、

漂流護送を名として、其実は貿易を要求するの風説ありと、鎮台其状を幕府に申訴したるを以て、閣老水野越前守は、文化の初年魯西亜の使節レザノットの例に準じ、応接するの意なりしが、更に之を評定所に下だして議せしめしに、衆議謂らく、英吉利の夷賊等、先年より往々遠海島嶼に上陸して、国禁を蔑如せり、其專恣悪むべし、且其国人専ら航海を業とし、我國の大禁なる切支丹を奉ぜり、固より宜く近くべきものに非ず、若し貿易を請ふの意あらば、先づ長崎に赴くべきに、漂流護送を名として恣まゝ国都の近海に来る、無状此より甚しきは無し、蓋し私かに我を侵さんとするの意に出でたるなり、漂流の人民は憐むべしと雖も、国家の大利害には換へ難し、小を忍びざれば則大謀を乱る、宜しく文政年間発布せられたる法令に依り、大砲を以て打ち攘ふ可しと、十月五日を以て此決案を出したり云々、

魯國の使節レザノツトの事は、要するに左の如し、

魯國の使節レザノツトは、文化元年甲子九月七日、

長崎近傍なる伊黄島に着せり、当時の記録に拠るに、

是より先き寛政五年九月、魯國の商船あり、往きに

彼國に漂流せる伊勢白子の船頭幸大夫・磯吉の二人

を送りて、蝦夷根室の地(寛政四年九月十日)に來り、二人に依りて通商

の事を請ふ、幕府監察石川左近將監(益野、目付)・村上大學(義礼、目付)を松

前に派し、此地にての請求は取上げ難き事なれば、

若し請願の筋あらば長崎に赴き、同地の官司を経て

申出づべきを命じ、信牌を下附したり、信牌の文は

左の如し、

おろしや國の船一艘、長崎に至るための印、切支

丹教は我國の大禁也、其議に及び器物・書冊等持

渡る事なかれ、必ず害せらるゝ事あらん、此旨よ

く悟導して長崎に至り、此仔細告訴すべし、猶研

究して上陸をも許すべき也、夫れが為めに此帳を

与ふべき事然り、

石川將監花押
村上大學花押

改歴指揮を奉じ賜ふ 寛政五年丑六月廿七日

あらんよふすらん

れあすひすふすう

右の信牌を携へ、十二年前魯西亜國に漂流せる日本人

四名を護送し、國王の使節レザノツト之を督し、徳川

將軍に呈すべき数多の方物を齎らし、修交及互市を請

求せる文書を持して、長崎の官司に詣り、往きに松前

にて受領せる信牌を示して、漂流人を引渡し、併せて

願意を達せんことを望めり、右之文書は阿蘭訳官の重

訳を経て、長崎官司より江戸に報ず、幕府長崎奉行肥

田豊後守・監察遠山金四郎を遣り、通商の事は固より

困法あるを以て許し難き旨の諭告を附して、帰航を命

じたり、此時松平肥前守其他長崎近傍の諸侯、大に警

備を増し不虞に備へたり、魯西亜人も亦強て要求する

事無くして帰航したりと云ふ、

華山・長英等は其顛末を聞き、又其騰書に就て政府の意

の在る所を察し、二人相議して曰く、英吉利は方今西洋

諸邦に於て最も強盛を極めたるの國なり、神祖の時貿易

の允可を受け、蘭人と同じく年々來航したるも、其後貿

易利なきを以て來航を絶ち、今日迄來らざりしなり、而

へる者は稀世の豪傑にして、久しく廣東瓊媽港に留まり、略ぼ漢学に通じ、其著書は(五車韻譜其他數部)既に我国に輸入する者ありて、現に官庫中にも秘蔵せり、此人近時英国貿易船の総督となりしと聞く、若し然らんに、其權威は決してレザノットの比に非ず、而して今日海外の形勢亦昔日と同じからず、今我政府は鎖国の法令を固守するを以て、当路の人皆外国の事情に通せず、英吉利なる者は尋常の海寇なるか如くに思ひ做し、モリソンを以て船名なりと誤想するを見て、其迂濶を知るに至れり、モリソンの渡航果して実事ならんには、容易の事にあらざ、彼れ苟くも仁義を口にして漂民を護送し、万里の風濤を凌ぎ、幾多の人員を勞して、我国人を送り來れるに、何等の照会もなさず、又之を慰勞するの礼をも尽さず、直ちに之を砲撃するか如きあらば、終に怨を強國に構へ、不測の禍を醸すに至らん、今之を処するの方策は、国家治乱の懸る所、実に大事と謂はざる可らず、閣老参政に定見無きは、止むを得ざる事なりと雖も、要路の有司中此窺易きの事理を解するの人無き乎、此重事を決するに、此輕卒の法案を以てす、真に慨嘆す可し、我党の平生地理学を修め、万国の事情を考究せるは、抑も何の爲めぞ

や、國家一朝事あるの日に當りて、之れが用を為さんが爲めなり、今は即ち其時なり、宜く國の爲めに所見を悉して、当路の人を訓戒せざる可らずと、長英は最も西書に深く、英國の地形風俗より制度文物に至る迄之を詳悉せり、而してモリソンの事は、長崎遊學の際蘭人に聞知して、有為の人物なるを景慕し、其自筆の文書を秘蔵せし程なれば、今モリソンが漂民を送与せるの説あるに當り、深く其心に会する所あるを以て、夢物語の一書を著し、モリソンの人物経歴を記して、今回渡航の情意如何を述べ、因て我国にて之を討攘するに至れる形勢を、夢中甲乙の問答するに托して論弁し、其事の極めて不可なる所以を明かにしたり、

是れより先き、華山は蘭人の言を聞き、又蘭書に因て略ぼ外国の形勢を知りしより、我國の事情に参照して大に憂慮する所あるを以て、缺舌小記・慎機論等を著述せり、而るに華山は、謹厚身を慎む深きを以て、容易に其稿を人に示さず、就中慎機論は未だ其草を終へず、猶ほ刪正を要するを以て、家に蔽めて世に出ださざりき、長英の夢物語を著述する、固より博く世人に示すの意に非ず、唯政府の処置其当を失するを憂ひ、愛國の情止む能はず、

要路の人を戒めて国家の大患を未幾に防がんとするの志なれば、密に人に頼りて、其書を当務の有司に致せり、是に由りて政府は始めて英吉利の国情を知り、モリスンなる者は、船に非ずして人なるを悟り(人名ハ人名ニシテ、船名モアリ)、閣老参政以下頗る其説に服したりと、而るに其後夢物語を將軍の内覽に供する者ありて、將軍も亦大に其説の新奇なるに驚き、今我國に居て海外の事情を諳ずる、斯の如きものありや、宜く其出処姓名・学問の淵源等を調査すべき旨、内命ありしとの風説世に行はるゝに至れりと、然れども此れ或は好事者の虚構に出でたるものならんか、將軍果して此書の真価を知るの明あらば、安んぞ此著者を拔擢するの法ならんや、閣老参政多くは不学無術、此等の書を見て徒らに疑惑を起し、寧ろ認めて妖言となしたるならん、嗚呼人を指して船と云ふもの、幾んど馬を指して鹿と云ふより甚しきあり、宜なり、其船に非ずと云ふ者、後遂に罪に抵るや、此時川路左衛門尉・江川太郎(英稱)左衛門等、各上書して討攘の不可なるを陳じたるも、廟議は猶ほ優遊不斷の間にありき、然れども是れより海防の論有司の間に起り、遂に刃海警備の事に着手するに至れり、小田原の城主大久保仙丸(忠愍)に

命じて、浦賀の砲台を守禦せしめ、川越の城主松平大和(齊典)守に命じて、向浦賀を守禦せしめ、更らに大砲を増し、役員を加へて専ら戒嚴に注意せしめたるは、則此時にあるなり、

近年蛮学大に流行して、天文地理の大より医学本草の末枝に至る迄、皆蛮学を以て之を講究し、争て其学に入り、日々益々熾んなるの勢あり、諸侯に在りては島津(薩摩侯)

市廣曰、島津侯トハ齊彬公ヲ云フ、未タ知政ニアラサルモ、海防ノ忽セニスベカラサルヲ知り、高野其他ノ洋学者ニ命シテ、兵書及ヒ製造書或ハ究理書・地理書ノ類ヲ翻譯セシメタルコト数百部、之ヲ紹介セシハ、近習ノ臣福崎七之丞・井上庄太郎及ヒ法尤六左衛門・能勢甚七・伴鐵太郎等ノ輩ナリキ、三宅(田原侯)の如き、旗下の士にては松平内記(寄合衆)・松平伊勢守(使番)・下首根金三郎(両番)・江川太郎左衛門(代官)・古賀小太郎(聖堂附儒者)・羽倉外記(用九)の如き、諸藩臣に在りては遠藤勝助(紀州)・立原任太郎(水戸)・望月菟毛・庄司郡平(雲州)・

渡邊登・小關三榮の如き、又町医師高野長英・鈴木春山の如き(市広曰、本藩士ニシテ往来セシハ、福崎七之丞・井上庄太郎・法元六左衛門・伴鉄太郎・能勢甚七等ノ人々ナリ)、皆蛮学を尊信して、或は自ら其書を読み、或は人に就て其説を聞き、附和唱道、之を誇張し、甚しきは夢物語・缺舌小記等の書を著して妖言を放ち、廟議を譏刺し、外夷を称賛し、以て人心を煽揺せり、近日に至りて彼蛮学を尊信する者の一派、党を結び無人島渡航の企あり、是れ全く羽倉外記・江川太郎左衛門等の賛成に出でたるものにして、名は無人島開墾にありと雖も、其実外国に渡航して、私に交通を開かんとするものなり、又風説に拠れば彼の蛮学社中には、嚮きに大坂に於て反逆を企てたる大鹽平八郎に親交し、曾て其逆意に与せしものありと、鳥居は初めて此告訴に接するの人なりや、將た曾て自ら製造せる物を、此時領取するの人なりや、兎に角に此告訴を得て、国家の爲めに驚くの人には非ずして、寧ろ私身の爲めに賀したるの人なる可し、乃ち其説を附会皇張し、益々之を敷衍して、閩老水野氏(越前守)に具状す、水野氏素より儒学を尊び、林氏を重んず、鳥居が儒家に

出で、殊に才幹あるを以て、素より深く信任せり、故に其告訴を得て大に驚き、頗る其処分に苦みたりと、

市広曰、嘗て聞ク、水野侯カ初メ鳥居カ讒構ヲ信シ、渡邊・高野等カ獄ヲ起シ、而テ後鳥居カ讒構ニ出テタルヲ聞知シ、大ニ自反スト雖モ、如何セン幕府ノ習慣、故ナク放還スルコト能ハザリシト云フ、或ハ高野カ脱獄ノ後ハ、敢テ其踪跡ヲ逐フノ令ヲ下サ、ルノミナラス、密ニ羽倉外記等ヲシテ、時事ヲ諮問セシコトモアリシト、而テ水野侯職ヲ罷メ、阿部侯之二代リ、侯ハ高野カ為人ヲ知り、密ニ遇シタル事モ尠カラザリシト云フ、

嘉永ノ初、高野カ入薩ノ前頃、能勢ニ送リタル書翰ヲ見タリ、今ニ粗記シタルハ、其文中ニ齊彬公カ兵書翻譯ヲ依頼シタル顛末ト、當時閩老阿部侯ハ海防ノコトヲ御世話厚ク、サスガハ阿部侯丈ケアリ、偏ニ若侯若侯トハ齊彬公ヲ云フト御懇交ニ依レリ云々、遠カラス長崎ニ入り、御国地モ一見ニ御厄害ヲ掛クベシ、其時ハ井上庄太郎君ヨリ、貴下ヘノ一封ヲ頂キ申スヘシ云々ノ趣ナリシ、此書翰ヲ見タルハ市広ノミニアラズ、(疑)當時御側役三原藤五郎ニモ、能勢カ内見セシメタリ

ト、或ハ能勢ナル者ハ、市廣ト製菓館ノ同僚ナリシ故、同シク見タルハ宇宿彦右衛門・中原猶介(尚書)・高木孫左衛門及ヒ予等ナリキ、○能勢ハ物産学ヲ好ミ、中ニ就テ鉦石学ニ通シタリ、当時鉦石学トハ唱ヘス、石好奇家ト通唱シタリ、此人高野ヲ主張シ、江戸邸在勤中ニハ、毎々青山ノ潜居ヲ訪ヒ、或ハ齊彬公ノ密旨ヲ通スル等ノ事少カラサリシト云フ、其時高野ハ原道碩ト変名シ、書翰ノ往復モ皆此名ヲ用ヒタリ、能勢カ譚ニ、原老人カ藩邸ニ来ルニハ、股引・半天・深笠ヲ着シ、至テスルドキ出立ナリシト、或ハ前ニ記シタル土庫砲台ノ雛型ハ、青山潜居中ニ製シ、能勢ヲ以テ齊彬公ニ送リタルモノナリ、後此雛型ヲ齊彬公ヨリ、中原及ヒ余ニ示サレタルコトモアリタリ、○能勢ト往復ノ書翰ハ彼ノ家ニアリシガ、去ル丁丑擾乱ノ兵火ニ焼燼セリト、惜ムベシ、○高野入薩俣路ニハ、薩摩国宮之城ナル瀑水ヲ一見セント、能勢案内シテ同地ニ至リ、夫ヨリ川内川ヲ下リ、隈之城郷ニ於テ離袖セリト云フ、以上ノ説ハ市廣カ親シク能勢ナルモノヨリ聞ク処ノ概略ナリ、

ハ、其關係の及ぶ所甚だ広く、其告訴状によれば、島津市廣曰、島津ノ如キ雄藩アリ云々、齊彬公カ密ニ其人トナリヲ聞シ召シ、医業ノ名義ヲ以テ招拘セントセシカトモ、惜イ哉未知政ナラサル故、其事ヲ果サ、リシト云フ能勢親話

の如き雄藩あり、其他親藩の重臣等に連及せり、若し其事の信偽未だ判然せざるに当りて、俄かに手を下さば、為めに大事を惹き出だして、終に收拾す可らざるに至らんことを恐れ、先づ処し易き者より端緒を發らき、漸次処分を施さんとするの意なりしや、將た鳥居か唯私忿を報ずるの意を以て水野氏に勧め、殊に其計を此に定めしや、先づ渡邊登・高野長英の一派を逮捕するの議を決したり、蓋し此獄を起すに当り、鳥居の心裏に兩段の目算あり、儒学の為めに蘭学を庄せんと欲することは第一段、曾て嫉悪せる同輩を陥れんと欲することは第二段なり、然れども直ちに其目的を達す可らざるの事情あるを以て、先づ蘭学社中の精神たるべき者を捕へて、之を滅尽し、而後其連累を追ふて、江川等に及ぼすの工夫にして、其家の讎を先にし、其身の仇を後にするの結構なりしならん、古より小人党を結んで正士を害ふ者、奸謀

詭譎に至らざるなく、凡そ為し得べきの手段、行ひ得べきの方便は、用ひて余すことなし、之れに反して、正士は無私の心を以て、至公の事を行ふが故に、内に省みて疚しきことなく、外に對して憚ることなし、常に其正を待み、其公を信ずるを以て、人を防ぐこと甚だ疎にして、自ら護ることは極めて拙なり、自己の心鏡に照らして他人を見る、安んぞ知らん、小人の心を用ゆる深刻險毒、巧に人の聡明を蔽ふて三寸の軟鋒、能く五尺の鉄石を鏤するの術あるを、況んや草莽の人、威權の自ら支ゆべき無く、勢力の己れを護るべきなし、唯由る所のものは公道のみ、負む所のものは正理のみ、然るに公道己に梗がり、正理又伸びずんば、手を束ねて小人の餌食とならざるを得ず、噫、

^{〔上略カ〕}
西洋事情答書と称して、江川太郎左衛門の需に応じて、西洋の事情を述べたるものなり、一は慎機論中末節の文章なり、其文は則左の如し、

国治の模様大小あり、其小なるものは一室を治むる人の如く、門戸を固く致し、屏牆を高く致し、苟くも泰山の安きが如く相安んじ候て、内妻妾奴婢に傲り、門

外は一郷党と雖ども、一切一面を交へざるものあらんに、若し郷党火を失するときは、延焼烏有に属せざるを得ず、牆の高き門の堅き、恃む可からず、況んや大盜ありて来るものをや、是れ其識明ならざるにて、唯忌悪を以て守るもの、彼の雷を懼れて耳を塞ぎ、電を忌んで目を閉るが如し、井蛙管見、与に談ず可からず、又曰く、神武より以来夷地追々御着手相成、蝦夷・奥州開け、後來カラフトの一部エトロフ・クナシリ島追々相開候、太閤は朝鮮を討ち、薩摩は琉球を取る、これを神武の世に比し候えば、天壤の違ひにて、勇武の至りと云ふ可し、然るに近來邪教の徒に懲り、御規模狭小に相成候云々（以上西洋事情答書中の文字にして鎖国の主義を駁し、当時の政府が保守偷安の弊あるを諷刺したるものなり）

長英、獄を出て、復た帰らず、幕府四方に偵吏を派し、物色して之を索む、陸奥水澤は長英の郷里なるを以て、特に偵吏を派して搜索し、遂に松前蝦夷に及べども、獲る事能はず、此時長英は府内に潜伏して出でず、一年余を経過して、翌年の冬に及び、自ら硝石精を以て額上を

焼き、其面貌を變じて初かに江戸を發し、水澤に至り、母に謁して孝養を欠くの罪を謝し、復び江戸に帰り、路費を旧友に借りて尾張に至り、名古屋の市中に匿れ、門弟某に製菓の法を伝へて生計を計りしに、發覺の状あるを察し、尾州を發し四国に渡り、伊豫に入りて宇和島に遊ぶ、藩侯其蘭学に長ずるを聞き、命じて蘭書翻譯の事を執らしむ、因りて俸給を賜ふ、是れに由り長英少しく心を安んじ、生計に余裕を生じたるを以て、私かに人に托して之を妻孥に送る、居る事三年、江戸の親友私かに書を寄せて、探索の漸く弛みたるを報ぜり、長英乃ち宇和島を辞して江戸に帰り、高柳柳之助と改称し、知友の家に匿れ、後青山に家し、妻孥を迎へて共に居り、男兒二人を挙げ、長英翻譯を以て業となし、人の需に依りて、或は兵書或は本草、其他諸科の書を翻譯して、数年を経過せり、長英曾て薩摩侯(豊)(薩摩守齊彬諡順正)の命に由り、三兵「タクチーキ」

市廣曰、三兵「タクチーキ」ハ、通計三十冊ナリキ、此書ハ齊彬公カ鹿兒島ニ送リタルハ、嘉永ノ始ニシテ、蘭学者高木市介・宇宿彦右衛門等ニ下附シテ、兵制研究スベキ旨ヲ命シタリ、而シテ砲師成田ニ附

シ、大ニ發明スル所アリ、を訳述せり、侯其文辭の精妙にして意味の明確なる、尋常訳書の比に非るを賞し、人に対して常に其良書を得たるを誇れり、当時伊東玄朴、蘭医中頗る名声あり、薩摩侯

市廣曰、齊彬公ハ横字ヲ学ヒ、或ハ洋書モ少シク解読セラレタリ、横書ノ書翰今尚存スルモノ、則チ戸塚静海又ハ吉井七左衛門・村野傳之丞等ニ与ヘラレタルモノ、其二三ヲ同公史内訂紀ニ模写シテ挿入ス、

素より賢にして、深く蘭学の实用に切なるを信じ、費を惜まずして訳書を求む、故を以て玄朴常に其藩邸に出入せり、一日玄朴侯に謁す、侯三兵「タクチーキ」を示して、其訳文を賞揚す、玄朴之を見て驚て曰く、是れ必ず高野長英の手に出でしならん、今の時に当り、蘭書を読んで此くの如く解し、此くの如く訳する者、長英を除くの外復た其人あるを知らずと、侯は長英の何人たるを知らず、然れども尔後其才学を慕ひ、頻りに其人を致さんと欲し、登宮の日遍く人に問ふ、

市廣曰、高野カ闕死シタル説ハ、井上庄太郎カ能勢

ニ報シ、其報ニ接シ、能勢ハ歎惜流涕シテ曰、惜ラクハ我藩ニ召抱ヘラルコトノ遲々シタルヲ恨ルト、此時廣能勢ニ抱ヘラル、ノ目論見アリシヤト問フ、能勢曰ク、然リ、若公既ニ其意アルモ未タ知政ナラサル故、コレヲ決表スルコト能ハザリシト云ヘリ、幕府の有司之を聴て、初めて長英の府内に潜匿するを悟り、復び逮捕の命を發す、遂に偵吏の爲めに窺知せられ、嘉永三年十月晦日、捕卒其家に入り、長英を捕縛せんとす、長英刀を抜き、撃て二人を斃はし、一人を傷け、遂に自ら喉を貫て死す、時に年四十七、

長英罪を国事に得て法を守らず、獄を越へて遁れたるの挙動は、之を正道に照らせば、其非を鳴らさざるを得ず、然れども一部の小著書、僅かに時事を論じたるを以て、終身の禁獄に処するが如き、已に刑政の紊れたるを証するに足れり、亦以て独り長英のみを罪す可らざるなり、長英獄を出る後、当時長英あらずんば、決して人間に現はる可らざるの書を著訳し、遂に世を文明に誘くの効を奏せしは、其世益を補ふ勳からざるを見る可し、長英の學術は、日本に泰西の文明を誘くの一大原因をなせしは、蓋し争ふべからざるものなり、

薩摩侯

市廣曰、齊彬公ハ西学ヲ好マレ、其好マル、所以ハ則チ彼ノ長ヲ採リ、我短欠ヲ補ヒ、皇威ヲ宇内ニ輝カサンノ精神ニシテ、敢テ尋常普通ノ西学主張家トハ異レリ、其証左トスルハ、藩内ニ訓諭セル学制ヲ正スベキ云々ノ書中ニ明記セリ、○因ニ記ス、寺島宗則カ齊彬公史ニモ和学ヲ好ミ、国体ヲ維持シ、汎ク識ヲ宇内ニ求メ、其宜ヲ採リテ国政ヲ補理セン云々ト記セリ、寺島ハ幼年ヨリ医学ヲ以テ長崎ニ遊ヒ、蘭学ヲ修メ、後チ英学ヲ学ヒ、医業ヲ事トセス、政治学ヲ以テ目的トシタリ、成学ノ後齊彬公ノ侍医トナリ、専ラ洋書ヲ繙キ、各国ノ政治・地理・人情等ヲ講セシメラレタリ、故ニ齊彬公カ西学ニ泥マレサリシ証左トス、

深く西学を重んじ、長英の書に由りて一藩を誘くを得たり、果して然らば長英の學術は、遂に薩摩に入りて文化を誘致する本源をなし、此雄藩の力を以て、泰西の學術を進めたるの功あるや明かなり、嗚呼、長英其著書の時世に先だちて幕議に触れたるが爲め、罪を獲て幽囚せられたるも、後ち其獄を遁れて四方に流寓し、

跼天躋地艱險酸辛、名状すべからざるの間に、数十卷の著訳を出し、数年を経て其言漸く世に用ひられ、當時列侯中最強の称ありて、後年幕府を倒はせる雄藩の賢主に知られ、為めに著書の光彩を添えたるも、訳書の文詞秀絶なるが為め、太守の景慕と共に再び幕府の逮捕を招致し、遂に惨酷なる終りを取れり、長英初め夢物語の文字を以て獄に下り、後三兵「タクチーキ」の文詞の為めに死せり、文章崇をなす、何ぞ其れ急なるや、然りと雖も長英死後数年を出でず、時勢の劇変ありて、幕府は遂に外交を禁する能はざるに至り、長英等の見識、此に至りて其光輝を放てり、長英等が当時に教誘せる子弟は、遂に其學術を實務に施用するを得て、而して曾て排斥せられたる著書・訳書は、施政の方針を指示するの重器となれり、幕府倒れて維新の新政に逢ひ、蘭学は地を掃ふに至りしと雖も、諸外国の學術、數年の間に忽ち發達成長したるは、全く蘭学の階梯ありしに由れり、然らば則長英が十四年間の苦学と、七年間の崎嶇軼軻は、其報を収めざるにあらざるなり、長英が蘭学の交社を結び、一時江戸に其学を拡張し、禍に逢ふも撓まずして著訳に従事し、遂に自刃したる

も、其徒の離散せる者、皆其學術を以て更新の新社会に進み、又は其徒の薰陶に成れる後進、多少の新主義を挾んで先鞭を着けたるが為め、日本の文明をして、長足の進歩をなさしめたるに非ざるを得んや、後年佐久間象山を始め、時勢に先んじて西学を講ぜる者、渡邊華山等が尽力によりて奮起したるもの數からず、斯くの著訳の啓発によりて奮起したるもの數からず、斯くの如く觀來れば、華山・長英等、自ら稱して蛮社と云ふ者は、実に燦爛たる文明の交社にして、其徒の挙動は、一に泰西文物を播布するに在るが故に、其経歴を以て、直ちに日本文明の起源となすも、豈に不可ならん下略カ

市廣曰、松平慶永公ハ齊彬公ト親密ノ交際アリ、中ニモ嘉永ノ末、安政ノ始、外国船渡來内外多難ノ時ニ至リテハ、特ニ往來繁ク国事ニ尽力セラレタルハ、皆人知ルカ如シ、茲ヲ以テ市廣ハ、齊彬公史(言行録)編纂スベキ旨ヲ、故久光公及忠義公カ命ヲ奉スルニ当リテ、適々慶永公其他伊達宗城公等ニ就テ、事蹟質問スベキヲ特命セラレタルニ依リ、明治二十年ノ春、同公其他維新前国事ニ執筆セラレタル人ヲ訪問

質疑シ、中ニモ慶永公ハ齊彬公カ事ヲ談シ玉フニ、齊彬公ハ聖ナリ、賢ナリトノ語屢アリテ、実ニ答詞ニ困スルコト數回ナリ(慶永公自著逸事史補等參看)或ル日、安政ノ初將軍家繼嗣及安政大獄ノ由テ起レル始末ヲ語ラル、ニ方リテ、水野越前侯カ阿部勢州侯ニ語ラレタルニ、今ヤ年二月ニ天下多事、外ハ夷狄ノ憂アリ、内ニハ徳川家ノ不利不益ヲナスモノ生センモ知ルベカラズ、若シ然ランニハ、諸大名ノ中ニ、薩州程恐ルベキハナカラン、殊ニ修理大夫(齊彬公)ハ聰明ニシテ、名望アリ、必ス徳川家ノ不利ヲ惹起スハ、此人ナラン、其所以ハ古關ヶ原合戦ノ後ヨリ屈從シテ、信服ニ非ラスト語ラレシトナン、阿部侯如何ニモ然ランカト思ハレタリト、余ハ阿部トハ縁故アルカ故、之ヲ聞ヒテ水野ノ見ハ其表面ヲ論シタルモノナリト、聞キ流シタリシカ、齊彬公ハ度量宏大ノ人ナルカ故、阿部モ要路ニ出、多難ノ間ニ座シタルニ依リ、齊彬公ト余ニ政事ノ密談モナシタルコト屢ナリキ、其時阿部ハ余ニ、先年水野ノ言ノ誤マレルヲ語リシ故、余ハ又其言ヲ齊彬公ニ、事ノ序ニ語リシニ、齊彬公笑テ曰、水野ニカキラズ諸大名又

ハ麾下大小ノ役人ハ、咸ナ水野ト同様ノ感情ヲ懷キタルハ無理ナラヌ事ナリ、古關ヶ原ノ合戦ハ徳川御家ノ存亡天下治乱ノ分ケ目ナル故、石田三成義弘カ策ヲ用ヒズ、義弘ハ戦ノ前夜既ニ敗軍ナルヲ前知シ、戦死ノ覚悟ナリシヲ、家臣共カ諫ムルニ依リ辛シテ遁レ帰レリ、其時若シ義弘カ策ノ如クナリセハ、恐ラクハ徳川家ノ御繁榮モ如何アラン、夫ヨリシテ今ニモ家来ノ中壯年ノモノハ、余リ御威光ノ強キヲ喜ハザルノ風ナキニアラズ、之等ノ説ヲ水野ハ私齊彬公自云云カ不徳ヲ見テ、其通りノ物語モアリシナラン、然レドモ此時ニ方リテハ、外国ノ難題目前ニ顕ハレ、御互ニ心配ノ今日ニ方リ、京都ハ無暗ニ攘夷々々ト、堂上方カ井戸ノ蛙ノ御説喧シク、將軍家ハ御病身、老中方ハ阿部ヤ真田ナト一方ナラヌ心痛、役人ノ中ニモ腕ノ強キモノハ少ク、斯様ノ時節内ヲ乱シテ我俣ヲ働クハイト易キコトナカラ、昔ト違ヒ將軍ノ榮譽モ決シテ望マシカラズ、其上今日ノ姿ナレハ、外国ノ驕アレハ内ノ乱レヌヤウ御互ニ心得、外国ノ御取扱油断ナク手ヲ付ネバ相済ヌ世トナリタリ、昔ハ將軍望ミヲ上ナキモノトセシカトモ、今ハ將軍程否

ヤナモノハアルマシト存セリ、此後ハ京都ノ御心向キヲ好クナサレ、將軍家ト御睦シク外国ノ取扱ヲナサレネハ、相濟マサルコト、存ス、昔ト今ト替リタルハ、昔ハ内乱ニテ天下争ヒ、国土争ヒニ止マリシカト、今ハ外国人カ日本望ヲ仕懸ケタルカ故、昔者ニテハ以テノ外ナルコトナリ、能々御互ニ心得ネバ、大事ナ天子ノ御浮沈ニカ、ハランモ知ルベカラズ、水野モ今在職ナラバ、此世ノ形行ハ早ク氣ニ付クハ勿論ト存ス、御互ニ大キナ考ヲ以テ外国ノ取扱ヲ心掛、大事ナ天子ノ御心配ニナラヌ様ニ、將軍家ヲ御輔佐申上ル様ニ致度コト、存ス云々、如斯一ヨリ十マデ懇ナル御教諭ヲ受タルコト、今ニ耳底ニ存セリ、後此事ヲ阿部ニ語ラント、態々彼宅ヲ訪ヒ物語リセシニ阿部モ大ニ感服シ、如何様ニモシテ御相談役ニナシタシ、今ニモ何カ難事アレハ、書状ナリ使ナリ以テ意見尋ルコトモアリ、登城ノ折ハ直談モスルコトアレトモ、夫テハ阿部カ慮見ニナルマデニテ、痒キニ届キ兼ヌル事情アレハ、表向ニ何トカ致シ度コト、思ヘリ、殊更此人ハ京都ノ御都合宜シケレハ、外国向キノ事ナト此人ノ見込ヲ以テ取扱ヒタラハ、

大ニ安心ナラント語ラレタリト、親シク語り聞セ玉ヘリ、市廣モ公ノ純正ナル親話ヲ聞ヒテ、実ニ感慨最深ク、帰家直チニ筆ヲ執リテ記セリ、是レ明治廿一年五月十一日ノコトナリキ、這ノ言ヲ以テ考フルニ、家慶公ニ結婚セラレ、公武合体ヲ謀ランノ思想ナリシハ判然タリ、結婚ノ談モ阿部侯カ意ニ出、慶永公・伊達宗城公・黒田長溥公、或ハ川路左衛門・筒井紀伊守・大久保一翁氏・岩瀬肥後守・多紀樂真院等ノ尽力ニ出タル事蹟ハ、天璋院殿ノ伝ニ記スルカ如シ、然シテ後幕府ハ外国処分其当ヲ失シ、畏コクモ

先帝ノ宸怒ニ触レ、天下ノ人心繋クニ道ナキニ墜リ、已ムヲ得ス安政五年ノ秋、策ヲ変シテ兵ヲ率ヒ上洛シ、天氣ヲ伺定シ、各藩ノ方嚮ヲ一定シ、一大変革ヲ行ハント其準備ヲナシ玉ヒシモ、不幸ニシテ天年ヲ藉サス、同七月遽病ニ罹リテ起ツベカラサルヲ知り、久光公ニ遺囑スルニ、密勅ヲ奉シ云々、及ヒ忠義公ヲシテ家統相続ノ事ヲ托シタリト云フ(安政五年七月部ニ詳記ス)

渡邊華山・高野長英の徒が、其罪を獲るの起因たりし英人來航の説は、全く虚妄に帰したる乎、又二氏が其口舌を緘せられし後は、終に國事を談じ外勢を論ずるの徒を遏絶したる乎、尔後日本人の頓眠を醒警すべき新説を吐くものあらざりし乎、外国の形勢は其際に於て如何に進動したる乎、是等の事項は吾人の宜しく討尋すべき所なり、華山が田原に幽せられたる其年（天保十一年）に於て、英艦は我漂流を載せて相州近岸に近づきたり、此時陸上より頻りに砲発したるに、英艦は左のみ驚くの状態もなく、又敢て抗するの色もなく、徐かに海上を乗り廻して引き返したり、其後此船は阿瑪港に着し

市廣曰、此船浦賀ヲ去リシ後薩摩國山川ニ來リ、漂流民一名は死亡し、其余は之を英人の軍中に使役したりと、是に於て華山・長英が英人來航の説も、全く虚妄ならざりしを知る可し、

天保の末年、外国の船艦時々日本近海に出没するを以て、幕府は専ら海防の事に注意し頻りに其策を講ずるも、皆尋常迂腐の空論のみにして、実用に当る者は甚だ稀れなり、然るに当時英軍屢々清國の兵を破りて勢甚だ熾んに、

歐陸の諸邦皆眼を東洋に注ぎ、隙あれば投じて以て志を逞しくせんとす、殊に英國は方きに清國に事あるを以て、其軍の東洋に在る者少からず、時々日本の近海を窺ふ、長崎の官司より江戸に報告する事件は、専ら英・清の事件に關し、殊に蘭人の阿瑪港を経て來るもの、皆英・清の戦況を談じ、日本は往きに相州海岸にて英艦を砲撃したるを以て、英人は之を偷み、清國の事定まるの後は直ちに其軍を移して、罪を日本に問ふ可しと颺言するものあり、幕府は此等の報告に接して、只管防禦の事を計画するに至りしも、西学の稍く進歩して外国の兵制も略ぼ邦人の知る所となり、其武器の精鋭なる事も、漸く邦人の耳目に入りしを以て、日本在來の武器兵器にては、到底彼れに抗する能はざる事も亦明かなりしを以て、止むを得ず外国の兵器を採用せざるを得ざるに至れり、然るに阿蘭を除くの外は皆敵なり、殊に英國は東洋を蹂躪するの形跡を眼前に呈したるを以て、当時日本人が視て公敵となしたるは即ち英國にして、海防の二字と英夷の二字は、密附の關係を以て常に幕府を脅したり、

〔上略カ〕
高野長英が夢物語を以て、英船を討撃するの不可を論じ、

之を処するの法を講ずるや、乃ち曰く、「宜しく先づ外船を許して便宜の港内に繫泊せしめ、然る後我漂民を送致せる勞を謝し、之を礼遇して而して方今外国の形勢及び其支那に關せる事情を審問し、能く其情態を詳かにして我の外邦に接すべき方案に参照すべし、而して彼れ通商を乞ふに及ばず、我國典を挙げて之を謝絶せんのみ」と、蓋し政府の親しく外情を知悉して、自ら省悟するに放任するの方策にして、當時の勢に処する穩当の説と云ふ可し、此説已に行はれずして、英艦を砲撃したる後に於ては、復た此策を用ゆべきに非ず、即ち純然たる防禦の地に立たざる可らず、天保十三年の十一月、佐久間修理(名啓、字子明、号象山、信州松代人)が外国に対するの方策を論じて、其藩主(松代公)に上書せる一篇は、當時に在りて卓絶の識見なりと云ふ可し、是れ華山・長英等に次で、日本人の中に頭はれたる外寇論策にして、彼を知り己れを知りて護國策を講ずる者、天保年間に於て之を最後となす、其方策は後年幕府が由りて以て、外国に対するの法を求めたるものなればなり、

(上略カ)
 此書の主意は、清国の英人に破られたる覆轍に鑑みて、

外国に対するの主義を變せんことを勧むるものにして、日本が外交を禁ずるの嚴なるより、終には外人と争端を開らき、隨て國家の大患を生ずるなきにあらざれば、宜く各國と通好して無事平穩を謀るべしと云ふにあり、夫れ阿蘭は歐洲の一小邦にして、英・佛諸邦と競ふこと能はざるは勿論なり、阿蘭が往きに日本の鎖國に利して獨り貿易を占めたるは、歐洲諸邦の多事なるに際し、皆未だ東邦に向て志を違くするの間を得ざりしに由れり、而るに二十年来歐洲漸く平安に歸し、諸強國の争ふて東邦に并馳せんとする者あり、而して英人は既に支那の一部を略有して、東亜を制するの根柢を占めたり、此時に當りて弱小の阿蘭、獨り其私を営むべきにあらず、宜く日本の商利を割て他邦に分たざるを得ざるの形勢は、已に目下に通りたるに由り、一は以て欧米人の歛心を買ひ、一は以て日本に好意を表せんが為め、勸誘調停の書を致するなり、抑も蘭人は幕府と共に日本の鎖國を嚴守するものなり、而るに已に鎖國の利を捨て、開國の已む可らざるを首白す、當時若し達識の人ありて此文書を見たらんには、日本の鎖國は、已に保維す可からざるに至りし形勢を看破したるならん、

此時我國に於ては、唯外寇の憂ふ可きを知りて、既に防禦に従事し、鎖国保守の一念は益々熾んにして、幕府は専ら禦侮の方策を講じ、復た他を顧みざるに際して、蘭王の勧誘に会へり、已に寇讎を以て対する者と、新たに通商を始むるが如きは、到底行ふ可らざるを知る可し、而して其信書の機密に係りて、君相の覽閲を要する旨を特書したれば、閣老参政の外は之を見るを許さず、唯儒士古賀小太郎・佐藤捨藏の二人、其議に与かりしのみ、当時侯伯中、此事を漏れ聞き、是れ実に国家の大事、与かり聞かざる可らずと、閣老参政に逼りしものありしと、而るに幕府の諸侯に對する威權は猶ほ甚だ盛んにして、他人の其家政に喙を容るゝを肯んぜざりし、

市廣曰、此時伊達遠江守殿ハ、閣老阿部伊勢守殿ニ詣リ、徳川氏一家ノ婚儀ヲ始メ、國中ノ細事スラ諸侯伯ヲ招集セラル、コトアリ、今ヤ日本全国ノ利害ニ関スル重大事件アルニ際シ、二三ノ權臣ニテ決判シタルハ何ソヤ、宜シク国王外様ノ大小侯伯ヲ招集シテ、詳議セサル可ラスト論セリ、阿部氏答ヘズンテ止ミタリト云フ天璋院殿小伝參看

^{〔中略カ〕}
此文書に拠るに、幕府は通商と通信との別を挙げて蘭王に辞し、通商は支那と阿蘭とに限り、通信は朝鮮・琉球（琉球已に我屬国たり、之を加へたるは幕府の失体なる可し、否んは則誤写）に限りたる祖法を明かにし、以て蘭王の勧告を謝絶し、尔来此くの如きの通信を煩はすこと無きを陳るものゝ如し、是等の事情は全く徳川内閣の秘密に属して、機務に參する者の外は、固より窺ひ知る事能はざるものなり、而して当時釣軸を執る者は、知見淺陋、外勢に通ぜず、唯一時の安を偷んで、永遠の大計を立てる事能はざるを以て、蘭王の書意に因りて外国の形勢を推測し、之に処するの良案を求むる者あらざるなり、然れども此等の文書は、益々幕府を刺衝して護国の情を激発し、阿蘭に頼りて泰西の兵制軍器を収用するの風潮は、愈々盛んなるに至り、今は唯國家を防禦するの必要に追逐せられ、蘭字を修めて兵法を講じ、砲台軍艦を初め、凡て軍備に要する諸器械を、泰西に求むるを以て、急務とするの外、復た他事なきの情態なり、而るに外寇防禦に必要な新事物を輸入すれば、之れと共に泰西文明の元素を輸入せざるを得ず、於是乎又自ら新思想の内に播種するを禦ぐべからず、我國未だ鎖国の禁を解か

ず、阿蘭の外西人の通商を許るさざるの時に当り、泰西文明の已に我国内に進動する斯の如く、幾んど制す可らざるの勢あり、唯政府旧慣に依りて之を圧迫し、其発達を防遏したるを以て、二百年來長崎の小港を経て、内國に注瀉せる文明の水脈は僅かに地中に流洩を通じ、久しく外面に現はれざりしに、華山・長英等一呼唱道したるの後、漸く世上に噴出して溪間を旋転し、山間を縈廻して數派の細流を合し、將さに一大河を為さんとするの際に當り、政府保守の堤防を以て之を遏留したるのみ、後年堤防の一たび決する、直ちに欧米諸邦の源流と通じて、汎濫禦ぐ可らざるの勢を以て旧物を一洗し、社会の組織を變更せり、抑も泰西の文明我國に於て長足の進歩をなしたるは、則二百年間に養成せる智識の根本ありしに由れり、開國以後の形勢は、鎖國以前の事情と密着して離る可らざるの關係あり、嘉永以後、文明東漸の形路瞭然たるの時は、一目して其趨勢を看破するを得るも、天保以前隠然社会の間に進動する者は、能く意を留めて考索するにあらずんば、觀了し易からざるなり、

凡そ外国より入りて我國に行はるゝ者、皆其初めは官家之之を採用して奨励勧誘したるに由らざるにあらず、

儒教の如き仏道の如き、其初めて我國に入るや、先づ王室の威靈に由り権貴の勢力に資し、其勸奨を得て以て社会に普及せり、是れ上よりして下に及ぼすものにして、流に従て而して下るの勢なれば、其人に入るや甚だ易く、其世に行はるゝや至て速かなり、西学は則然らず、其初め民間の志士自ら奮つて之を講修するに創まり、官家は啻に之を奨励せざるのみならず、蔽に其講学を禁じたりき、後其禁を解くと雖も、之を講習する者を善視せざるなり、然るに唯其必要に逼られて、遂に之を排斥する能はず、已むを得ずして之を許したるなり、然るに民間有為の士、益々興起して其学を修め、社会を利するの实例を挙げて其必要を証したるより、官府も亦講学を公許するに至れり、是れ下より上に及ぼせしものにして、流に逆つて而して進むの勢なれば、其社会に普及するは極めて遲緩ならざるを得ず、然れども素と是れ社会の必要に逼られ、人民自奮の力を以て、嫌疑を冒し危険を凌ぎ、艱難辛苦の間に根柢を固めたるものなれば、其勢力は強大ならざるを得ず、凡そ人に頼りて存する者は、其人亡すれば則其事熄む、勢に藉りて立つものは、其勢散すれば則其物仆る、是

れ必至の勢なり、唯必要の下に成立し、人をして止むを得ず其存立を許さしめたるものは、人間社会の漸滅するに非るよりは、之を抑遏すること能はざるべし、西学の初め我国に興りしは、医術を講究するに止む可らざるを以て、之を主張する者あるに由れり、即ち人の生命を保つに必要なより興起したるものなり、其漸く盛んなるに至りしは、兵術を講究するに止む可らざるを以て之を唱和する者あるに由れり、即ち国の安全を護るに必要なより隆盛を促したるなり、人の生命を保つに必要なは人に在りて必要の極なり、国の安全を護るに必要なは、国に在りて亦必要の極なり、病を治するには西洋の医術に依らざる可らず、寇を禦ぐには西洋の兵術に頼らざる可らず、人に関し国に対して必要なること斯くの如きものありて、然る後西学を興起し其発達を促したり、凡そ物偶然にせず、又偶然に盛んならず、西洋医術の我国人に知られたるは、葡萄牙人が宗教伝播の手段として、我国に伝へたるに始まり、其効利の舍つ可らざるを以て、教法は擯斥せられたるも、特り医術のみ採用せられ、宗教の交際全く絶へて、単に貿易の交際に帰したる後、蘭人に由

りて之を研究するの途を求めたり、尔後医術を講修するの余、天文・地理・究理・歴史等の門に入り、医術の外に其文学に及ぼして、経国の事業に実用すべき道を此学問に修め、終に外寇防禦の術を此学に求むるに至れり、

抑も我国に於て、外寇防禦に關して論説をなしたるは、林子平を以て初めとす、子平、寛政の間に於て洋人の説を叩き、海防の策を講ず、其卓識驚く可し、遂に罪を言論に得て禁錮せられ、冤を吞て地に入る、其不遇憫むに堪へたり、後年華山・長英の徒、奮って外勢を論じたるが如き、隠然其統を継ぎしものなり、而して皆罪を言論に得て、慘刑に処せらる、世に先んじて新説を唱へ、慨世憂国の情を発露せる者、寛政以後天保の末に至る迄、十数輩艱辛を嘗めざるは幾んど稀れなり、但子平の事跡は、一人に關して他に及ばず、且其説の遙かに世に先じたるを以て、社会に影響する事極めて微なり、殆んど当時の政治と相關せずして止みたり、華山・長英の徒が同志を糾合し、經濟を講究し政治を談論するの際、現に実事に就て説を建て、其行事の大に社会に影響したるに比す可らず、且つ子平の事

は已に世人の熟知する所にして、又文明東漸の跡に入る者鮮きを以て、余は其事蹟を看過したりき、惟ふに西学猶ほ未だ進歩せずして、時事の其見識に伴ふもの有らざるが故に、其説を贊助するの勢力を社会の人心に有たざりしを以て、説を抱て独り斃れたるなり、然るに華山・長英の徒起るに及んで、蘭学に得たるの智識を以て政治上に施すの端緒を發き、内国の施政に其學術を實施し、以て外国に対するの方策を講ぜり、是時に当りては、其説を贊助するの勢力已に社会に存したるを以て、大に人心を刺衝して活動の力を与へたり、抑も華山・長英等は、天保の初年より西学を主張し、時事を計画して撓まず、我国が敵に鎖国の制を守りて、長崎の外外国の貿易を許さず、蘭人の外西船の来るを禁ずるの時、即ち封建藩府の政治の下、暴横苛虐の有司に対し、鞭撻痛楚の間に立て新説を主張し、之れに次ぐに死を以てして、遂に文明東漸の途を開きたりし、之れを嘉永以後時勢の漸く明かなるに当りて、西学を主張し文化を誘致せる事蹟と區別せざる可らず、

〔上略カ〕
高野長英は陸奥の人、少時長崎の異人館に入り、穎悟な

るを以て独逸都人シイホルト氏に備はれ、通弁及西書を讀むことを知り、頗るシイホルト氏の寵遇を得たり、後ち事故ありてシイホルト氏、官より放逐せられ本国に帰る、其變動の難を避て、出奔して江戸に來り、医を業とす、然ども当時西洋医術、世に用ふること甚だ稀にして、困窮殆んど極る、偶ま一日先生に見へしより以來、西書訳読の故を以て親く交友となる、長英は麴町隼町に寓し、本邸と近接なるを以て、日に來り阿蘭書を訳読し、先生頗る洪益を得たり、

市廣曰、齊彬公ハ宗祖父重豪カ薰陶ニ由リテ開化ノ道ヲ努メ、汎ク西洋ノ文物ヲ採シ、我短闕ヲ補ヒタルコト多シ、中ニモ医業ハ洋法ヲ好ミ、漢法ノ服薬ハ中頃ヨリ用ヒサルコト、セリ、侍医ハ戸塚静海・川本幸民・伊東玄朴等ノ輩ヲ用ヒタリ、其他究理・物産ノ諸術或ハ製鉄或ハ電気ノ用法等開発セシハ、公ノ史上ニ記シタルカ如シ、重豪公當時蘭醫シテハ和蘭業ヲトコトフ人シイホルト在崎ノ時分、近習ノモノヲシテ医業其他物産学等ヲ学ハシメ、同人カ江戸参府ノ際ハ、旅館ニ臨ミ質問セラレシコトモアリタリト、是ヨリ交ヲ厚フシ、後チ帰國ノ途次長崎ニ立寄り、親シク談

話セラレシコトアリシト云フ、一説ニ其時琉球ニ於

テ商通ノ道ヲ開カント密話セラレシコトモアリトナ
ム、当時洋人ニ接スルコトハ諸侯ノ中ニ稀ナルカ故、

大ニ幕府ノ嫌疑ヲ受ケラレタリト雖モ、廣大院殿ノ

実父ナルカ故、之ヲ撥クコトヲ得サリシト云フ（采翁

公史參看）

〔上略カ〕
英吉利國人莫利宗モリソンなるもの交易を乞はむため、我漂流の

民七人を護送して、江戸近海に至ると聞けり、按ずるに

莫利宗なる者は英吉利國龍動の人にして、唐山廣東の濠

鐘澳の商館に留学する事凡十六年、頗る唐山の学に通じ、

予が見る所のものは其著述尤も多し、五車韻府（マヤ）年の

刻にして、唐山の語を訳せしものなり、又読書雜抄一卷

千八百十七年の刻にして、周易、通鑑綱目、東華錄、西

域碑文、地理志の類、皆洋字を以て訳するものなり、又

支那志を著作するよし聞けり、近來荷蘭刻する所の書に、

支那と云ふ条に莫利宗が語を証とすとあれば、其志も既

に成り、右著書の事を以て考ふれば、荷蘭千八百十七年、

我文政元戊寅年に当れば、今を距ること凡二十一年なり、

〔後略カ〕

鳥の鳴音（一名和寿礼加多美）

去歲の秋の頃にかありけん、長崎在留のオランダ加比丹

より、イギリス國のモリソン日本漂流民七人を召連れ、江戸

近海へ着船いたし、漂流民護送を名とし、其実は通商願ひ

の心底の由、長崎鎮台へ訴へ出しとなん、仍て鎮台より

急に江戸へ仰遣はされければ、閣老此趣を評定所に示し

て衆評を問れけるに、漂流民を餌とする策略不埒なれば、

七人の命可憐といへども止ん事なし、文政八年の御法令

に任せて、直様御打払可然に衆議一決せるよし、初冬の

頃と覚えて世間の風聞盛なりければ、己れ蛮学を業とし、

地理書の端緒を讀解して、少しは海外の事を知るものか

ら昼夜となく熟慮し、人々訪ひ来て、彼是と問叩かれけ

るさまに仍て、イギリスの風俗人情等己れ知れる處はか

れこれと物語りし、又モリソンの事は、昔長崎遊学の頃、

碩学宏才にしてしたゝかものなりと、蘭人并に通辞より

も伝へ聞き、又其人の著述せし書籍より自筆のもの迄も

目に触れし事もあれば、是もあらましを告侍りしに、追

々風聞高く、春にもなりなば来るらん、或は早や九州あ

たりに来たりぬなど、いと喧びすしく唱へければ、若し

や御打払にもなりて、怨を外國に結び玉はゞ、後來如何

なる災害至りなんも計り難しと、愚かなる心より恐ろ怖れ、己が心に考へつる事共を夢の内に問答しつる体にもてなし、夢物語と名づけて書き認め、恐れ多くも何卒縁を求め、其内枢要の御役家の御内覧に入れ奉り、まさかの時に御見合せの万一に供へ奉りたしと、同志の者二三人に見せ侍りしに、或人の論には、是は御政事に関りたる事なれば、漫りに人に示さば悪かりなんと言けるゆゑ、実にもと思ひ、是よりは秘し置き、絶えて人に示したる事もなかりしに、其内に此趣を上表せしものありて、又此物語も御内覧に入りたりけん、モリソンは舟の名なりと聞つるに、さるものなりとは始めて聞けり、さらば尚又取扱方もあらん、此物語を書きしものは殊勝に覚ゆるなり、他日尚々精しき事を尋ね問ふ事もあらんづれば、姓名を尋ねおけよと仰せありしとて、或人己れに問ひし事もあらんづれば、有かたき事に覚へぬ、去れは此物語にて罪を得べしと思はざりしに、儒は儒中に相譏り、仏は仏中に相争ふ世の中にして、同学同派の内にも相互に嘲り合ひ、宿儒老先生が御政務の得失を彼是と議論するも、傍觀^{ヨルハシヤ}八着の說にして好き様なれども、実地を踏まざる趙括の兵法なりとて御採用なきに、況して夷狄の

学を奉ずる蘭学者杯の彼是と論じぬるは、世の嘲譏を受るは逃れぬ事にこそあれ、其上近頃は蘭学殊の外開けて、医学はいふに及ばず、天文・地理・兵法・工技に至るまでも、蘭派を以て一家を為す者あるから、其内には奸佞欺詐の徒もありて、世に痛く惡み玉ふ人もありなん、又左なくとも異端の說なりとて、善惡の差別なく唾して顧りみ玉はず、其者共の議論はかたはら痛く思す方もあり、或は又西洋地理学は、万国の治乱・興廢・人情世態を詳かにするの学なれば、近頃碩学の諸先生も往々心を蘭学に傾け、或は儒よりして蘭に入る人もあり、去る故に之れを痛く惡み嫉み玉ふ方もありて、此等の人の說にやあらん、此物語を見てイギリスの事情かく確實詳明に知るべき理なし、察するに皆これ正擲なき杜撰の妄說にして、畢竟蘭学を遵奉するの余り、外国を張皇し、本朝を卑下し、恐れ多くも御政事を批判し、人氣を誑惑するにあたり、所謂妖言なり必ず罪せられんと唱へ、或は早や此節は、夢物語を書きしものを探し求め玉ふ由など(此流言は讒者の奸計にて、蘭学を滅却せんとする工夫なり)色々の沙汰ありければ、早くも耳に入り大に錯愕し、深く恐怖せしか、熟思すればイギリスの事はそれ〳〵蘭書よ

り翻譯して、有りの俚に出したれば、漫りに外国を張大にしたる処なく、伝聞に出たる事も皆々正拠あれば、杜撰の妄説ならず、無名氏の物語なれば、名を好むの譏り受ん様もなく、全文の旨趣杞憂の丹心に出で、漫りに人に示さざれば人心を誣すべき筈なく、専ら御役家の電覽に供へ奉りて、御取用もがたと願ふ心なれば、元より朝議を誹謗し奉りて、官の逆鱗に触れ奉る筈なく、モリソ^ン御評議の事は、御書付も世に流布し、目に触れし事もありて、正説と見ゆれば之を以て妖言とはなし難し、方今文明の盛代専ら寛大の御仁政を行はるゝに、仮初めにも國家の御為めにもがなと思ひ書き認めしを、偏へに讒者の流言を御取上げありて、厳しき御咎めあらん筈なし、是全く訛言なるべしと、己れも思ひ、朋友も然かなりと云ふものから心を安んじ、官にも亦御取上げなく、幾月日を過ぎける云々、

一五五 高野長英捕縛セラレタル頃謡歌

高野長英召取ラレタルト聞テ

それ鷹のいつれのとこにいきりすと

おもひのほかにちかき青山
出家ノ召取ラレタル時

世の中をさとつて見れば無一物

わか一物をさとりかねたり

竹本主水正殿土蔵へ何人カ落書

阿部の馬鹿丸

おいせさん町人ひいき武家なんぎ

銭も諸色も丸にたかのは

大名も七月きりの霜屋敷

マ、九の角場も四季打二正

角筈へ八たら頭か五三して

小六ものは至極難十

〔表紙〕

齊彬公史料

市來四郎編

嘉永四年

〔扉に、表紙の文字の外に「元国事映掌史料（紙数五十枚）」の記載あり〕

嘉永四年辛亥清攝政嘉永元年
西曆千八百五十一年

神武天皇御即位紀元二千五百十一年

孝明天皇統七第百二十代御即位弘化四年
未九月五年二十御宝算

將軍家慶公第二十襲職天保八年
丁酉九月十三年十五十四

藩主齊彬公第二十八世本年二
月薩摩守ト改ム知政嘉永四年
辛亥二月第一年四十二
年四十二年一
三藩祖忠久公

薩摩日三州及琉球國受封ト入皇八十二代後鳥羽天皇嘉永五年即天文化二年六百六十六年

關白太政大臣 鷹司政通公

左大臣 九條尚忠公

右大臣 近衛忠熙公

内大臣 鷹司輔熙公

老中 阿部伊勢守正弘〔福山藩主〕

牧野備前守忠雅〔長岡藩主〕

戸田山城守忠温〔宇都宮藩主〕
七月罷免

松平和泉守乘全〔西尾藩主〕

松平伊賀守忠優〔上田藩主〕

久世大和守廣周〔関宿藩主〕

本多豊後守助賢〔飯山藩主〕

大岡主膳正忠固〔岩槻藩主〕

本多越中守忠徳〔泉藩主〕

遠藤但馬守胤統〔三上藩主〕

本庄伊勢守道貞〔高富藩主〕

松平玄蕃頭忠恵〔小幡藩主〕

内藤紀伊守信親〔村上市主〕
十二月右大将
附老中二転ス

脇坂淡路守安宅〔龜野藩主〕

京都町奉行

水野下総守重明

河野對馬守通訓

伏見町奉行

内藤豊後守正繩

困老

○島津石見久浮

○島津豊後久寶

○島津將曹久徳

○末川近江久平

○喜入安房久通

榊山伊織久成

新納駿河久仰

鎌田出雲正純

島津左衛門久徹

島津伯耆久福

島津 登久包

以上十一名、前代ヨリ勅
統ノモノハ○印ヲ付ス

目録

総覽

齊興公朱衣片衝御茶入御拝領
アケノカタツキ

参考 鎌田圖書(正純)日記抄

齊彬公御家督ニ付先規調査

齊彬公御家督御親達書

齊彬公御拝戴御朱印書

齊興公御退隱齊彬公御知政ノ事実及布達

御改名ノ布達

齊興公政務御介助布告

御知政初テ御帰国ノ事実及ヒ布告

齊彬公仰出書(政務御方針ト唱フ)

御隠居御家督之御礼式布達

御隠居御家督御政務御介助願旨之布告

日光神社修繕御用御拜命布告

齊彬公御着城謝恩使

参考 伊地知季安記事鈔

島津安藝国境出水郷ニ迎フ並ニ勢揃

以上七条

目録

新田宮御参拝及ヒ久見崎御船囲場御覽

齊彬公御一門及ヒ四家ノ夫妻ヲ城中ニ集メ祝筵ヲ開キ玉

フ

齊彬公門葉ノ輩ヲ城中ニ集メ祝筵ヲ開キ玉フ

備荒儲蓄令(御親書五月十二日乎)

齊彬公御帰国ニ臨テ幕府ヨリ在留佛・英人処分ノ特命ヲ受ク

城下諸士八拾歳以上之男女取調

国老川上龍衛ヲシテ日光廟ヲ拝セシム

嘉永四辛亥年日光廟御修造手伝人名

齊彬公伊達宗城公ニ与ル書(御帰国後)

同上ノ二九月廿日

牧野備前守江書草稿

参考 福岡藩士早川勇記事抄

参考 黒田家公書抄

伊地知貞馨記事抄

鎌田正純意見

樺山資之日記鈔

小松帯刀系図

安田助左衛門日記鈔

正月

元日

年首ノ儀式江戸邸ニ於テ行ハル、

齊興公御在府御出座ナシ、

世子齊彬公御在府御出座、年首ノ佳式受ケ玉フ、

鹿兒島城中年首御式先規ノ如シ、

二日

齊彬公神明宮御参拝、

齊興公御登宮ナシ、

齊彬公御登宮先規ノ如シ、御退城三卿・三家、其外老・

若邸御廻礼先規ノ如シ、

三日

在都諸役人年首ノ佳儀、齊彬公御代理御受、

齊彬公大圓寺御参拝、

四日

年首御式御執行、

十一日

番頭鎌田圖書(正純)ヲ大目付ニ進ム、外方ニ於テハ御

家老ノ名義相唱云々(江戸ニ於テ)

十五日

一五六 総覽

嘉永四年辛亥 公四拾三歳

齊彬公御登營、

十六日

午上刻姫君御誕生、生母(須磨)伊集院仲二(兼珍)養女、

二十二日

諸士祿高二課スル三升重出米ヲ免除ス(課出ノ年月後巻ニ記ス)

二十七日

齊興公御退隱、齊彬公御家督御願之旨一橋家江御相談、

使者鎌田圖書ヲ遣ハサル、

本日先規ノ如ク御鷹之鶴上使ヲ以御拜領、

二十九日

齊興公致仕御願書御提出、書式例規ノ如ク、閏老阿部

伊勢守(正弘)ニ就テ稟請シ玉フ(御願書後葉ニ記ス)

二月

二日

閏老連名ノ奉書ヲ以テ齊彬公召ニ依リ御登營、御退城老・若官邸御廻礼、

御帰邸齊興公へ御謁シ、御礼後島津兵庫初御白書院ニ於テ、閏老松平和泉守(乗全)御願之如ク、御家督ノ命

ヲ伝フ(達書後巻ニ記ス)

同日齊興公御名代南部遠江守(信順)ニ御願ノ如ク、御隠居ノ命ヲ伝フ(達書後巻ニ記ス)

御家老其他諸士ノ御祝儀ヲ受ケサセラレ、後大奥ニ於

テ御簾中様、及ヒ御兄弟・御女性衆・老若女中其他ノ

御祝儀ヲ受ケ、尋テ奥御書院ニ於テ、島津兵庫初御家

老・大目付・番頭等ニ祝酒ヲ賜フ、

御近親御祝詞御參邸御対顔、或ハ太刀・馬代重臣ヲ以テ送ラル、数多枚挙ニ違アラス、

三日

薩摩守ト御改称、

御廻礼数十所略ス、

御近親様御両敬其外御參邸、或ハ重臣ヲ以テ御祝詞ヲ

述ラル、

府下有名ノ士統々參邸祝詞ヲ述へ、門前来往織ルカ如

シト云、

此日御納戸奉行兼御記録奉行橋口今彦(兼克)、御小納戸頭取ヲ兼ネシム、御小納戸頭取鷲頭才之丞ヲ御納戸

奉行ニ進ム、

十五日

齊彬公御登營、將軍家慶公ニ謁セラレ、御家督ノ礼式

ヲ行ハル、御先規ノ如ク御太刀一腰(代金二十枚)・巻物二十(白銀百枚)・御馬二匹(裸馬)・世子家定公へ御太刀一腰(代金二十枚)・白銀百枚・御馬二匹(裸馬)進呈セラル、奏者森川紀伊守・(後良)閣老松平和泉守ヲ初メ数名侍座ス、

齊興公ハ南部遠江守(信順)代テ隱居ノ御礼ヲ述フ、又御一門島津兵庫(久長、大隅国加治木ノ領主、御隱居御家誓御願ニ就出府セリ、先規ニ依テナリ)、御家老川上筑後(久封)・島津將曹(久徳)、(大目付カ)若年寄鎌田圖書(正純)先規ノ

如ク陪謁ス、御太刀(銀馬代)各一腰・縮緬各五卷、家定公へ御太刀(銀馬代)各一腰、番頭吉利仲(久包)、用人川上龍衛(久齡)・友野市助(長裕)、御側役豎山武兵衛(利武)・山口直記(利紀)等モ御太刀(銀馬代)・縮緬各三卷ヲ献シテ陪謁ス、家定公へモ御太刀(全上)各一腰ヲ献ス、奏者松平紀伊守(久長)

此日老女ニ白銀各三枚、表仕女ニ白銀各二枚ヲ贈ラル、先規ノ如シ、
十七日

国老島津石見(久浮)琉球王子ヲ護シテ着裏、先規ノ如ク直ニ登城、復命式ヲ行フ、

二十一日

鹿兒島城ニ於テ、島津豊後(久宝)齊興公御付ヲ命セラル、島津又四郎(實致、大隅国垂水領主)代リテ之ヲ伝フ、

二十三日

齊彬公御婦人御登管、御家督御礼ノ為ナリ、

二十七日

松平伊賀守(忠優)ヲシテ白銀拾枚・巻物・時服三十ヲ賜フ、先規ノ如シ、

御登管賜物ノ恩ヲ謝セラル、

同日家定公、久世大和守(広周)ヲシテ巻物二十ヲ賜フ、此日モ先規ノ如ク、閣老ノ第ヲ訪ヒ玉フ、

此日島津豊後(全上)・喜入多門(久通)・川上矢五大夫(久預)国政ノ参事トス、

二十八日

御登管、將軍及世子ニ謁セラレ賜物ヲ謝セラル、奏者松平東市正(親良)・閣老松平和泉守(乗全)侍ス、陪從川上筑後モ献品前ノ如シ、此日先規ノ如ク、諸法度(武家法度ト唱フ)ヲ拝受セラル(法度書後卷ニ記ス)

三月

朔日

御帰国御首途式ヲ行ハル(芝神明社ニ詣ス)島津將曹(久徳)等從駕ス、

三日

儔次郎君ヲ御前様御養子トシ、而シテ世子トシ、虎壽丸ト改称セラル、

六日

此日御使番中山次左衛門(実美)ヲ、儔次郎君ノ御抱守トス、

齊彬公御知政御祝ノ為永興・立信ノ画幅御拝領、

九日

江戸邸御発駕(辰刻)、御帰国ノ途(東海道)ニ就キ玉フ、

国老島津將曹(全上)等從駕ス(從駕人名後卷ニ記ス)

十九日

島津兵庫帰国ノ途ニ就ク、

二十三日

伏見駅ニ到リ御留滞三日、(所)諸司代及ヒ近衛家ニ御訪問、

先規ノ如シ、○近衛家ニ御参殿、御饗応最モ鄭重ナリ

シト、後醍醐帝宸翰ヲ掲ケラレ、御座敷ニハ公御親書

和歌及ヒ牡丹ノ画幅ヲ掲ケ玉フ、公根顔曰、豈凶拙筆

蜂腰以汚壁座、伏テ請フ黜ヨト(事情後卷ニ詳記ス、近衛

家奥表両日記參看)

二十五日

川上龍衛ヲシテ、日光宮ニ御家督及ヒ就封ヲ拜告セシ

ム、先規ノ如シ、

此月、島津豊後・島津石見・末川近江等ヲシテ、齊興公政跡遵守スベキ旨布告セシム(布告書後卷ニ記ス)

四月

朔日

鎌田圖書日光宮御修造御用ニ就キ、掛命セラル、

二日

御小納戸菊地藤助(武清)ヲシテ、世子虎壽丸公ノ御抱

守トス、

五日

鎌田圖書ヲシテ、御家老名義ヲ以テ鎌倉ニ遣シ鶴ヶ岡

八幡白旗神社及ヒ頼朝・忠久二公ノ墳墓ニ詣セシム(同人日記參看)

高野山蓮金院ニ、書ヲ以テ御家督ヲ報シ玉フ、島津將

曹副書ス、先規ノ如シ、

五月

三日

三日

島津安藝(忠剛)公ヲ出水郷ニ奉迎ス、先規ノ如シ(安芸ハ公ノ御叔父ナリ、此日先規ノ如ク、同郷ノ士庶非常号鐘ヲ鳴ラシ招集ス、之ヲ勢揃ト唱フ、其盛況後卷ニ記スルカ如シ)

五日

公隈之城向田御泊、久見崎ニ御光駕、同所御船藏御覽(文祿征韓役ニ用ラレシ御座船、春日・小鷹ノ二船保存アルヲ扱メトシテ、數船ヲ覽玉フ)尋テ川口ニ於テ網挽御覽、鯛數十尾揚ル、公其実ナラサルヲ知り、重テ如斯欺妄ヲナスコト勿レト訓示シ玉フ(後卷ニ詳記ス)

八日

伊集院郷苗代川村御宿泊、先規ノ如ク土人ノ鶴龜踊ヲ覽玉フ(朝鮮ノ古風)

九日

午刻御入城、規式別記ノ如シ、御礼使小松相馬(清獻、當時御小姓与番頭兼御用人)即日江戸ニ向テ出発ス、先規ノ如シ、

十日ヨリ十四日ニ至ル迄御休憩、

十一日

高津周防殿登城御寛話、

十五日

御束帯五社御参拜、諸士惣御供先規ノ如シ(惣御供ノ由来後葉ニ記ス)

十六日

御袖判ヲ以テ政務ノ方針ヲ示シ玉フ(後卷ニ記スカ如シ)

十七日

大雄山及ヒ南泉院ニ將軍家ノ靈牌ニ謁シ玉フ、此日モ御束帯十五日ノ如シ、

十八日

浄光明寺・福昌寺・深固院・惠燈院ノ先塋ニ謁シ玉フ(御束帯十五・十六日ノ如シ)

十九日

聖廟及ヒ造士館・神農堂・医学院及ヒ福ヶ迫諏訪社・小城権現神明宮護摩所・靈符堂御看経所等ニ詣シ玉フ(御直衣)

二十日

不断光院・興國寺・本立寺ニ詣シ玉フ、

二十一日

隆盛院・宇治瀬宮・妙國寺・壽國寺・南林寺ニ詣シ玉フ

(二十日ノ御服装ノ如シ)

二十二日

御一門四家ノ御家督御入国拜賀ノ式ヲ受ケ玉フ、先規

ノ如ク御太刀一腰・馬一匹ヲ献ス、尋テ御書院ニ於テ

御家老・若年寄・大目付等ノ拜賀ヲ受ケラレ、尋テ御

対面所ニ於テ、大身分以下諸士ノ拜賀ヲ受ケ玉フ、先

規ノ如シ(此日ノ盛況後葉ニ詳記ス)

此日、御小納戸山田壮右衛門(為正)ヲ使トシテ島津忠

剛ニ物ヲ賜フ、御迎ニ出タルヲ以テナリ(越後編一匹・

金七両)

六月

朔日

御一門四家ヲ召シテ宴ヲ賜フ、各一種一荷ヲ献ス、

此日米価下落、救助云々ヲ内諭シ玉フ(事実及ヒ御親書

後卷ニ記ス)

十日

御家老座其他諸局ヲ巡視シ玉フ(事実後卷ニ記ス)

十二日

御家宝及ヒ御文書ヲ、御対面所ニ於テ御覽(事実後卷ニ

記ス)

十五日

御領國中米価下落云々、御親書ヲ以テ令シ玉フ(此時一

般歡喜ノ形況後卷ニ詳記ス)

十六日

御藏米二千石ヲ安価ニ払下ケラル(当時ノ人情形勢後卷

ニ詳記ス)

十九日

御兵具藏ニ臨マレ、武器ヲ視玉フ、尋テ御記録所ニ臨

マレ、史籍ヲ覽玉フ(事実後卷ニ記ス)

二十一日

福昌寺及ヒ大乘院ニ詣シ玉フ、

二十三日

南林寺及ヒ千眼寺ニ詣シ玉フ、

二十四日

磯別邸ニ御光越御滞在、釣魚等ヲ以テ御慰勞、同二十

九日御帰城、

七月

三日

城南天保山(一名砂揚場)ニ於テ、洋式大操練ヲ覽玉フ

(其形況後卷ニ詳記ス)

七日

御家老島津將曹(久徳)願ノ如ク免職シ玉フ(久徳カ辞

職セシハ、前年内訶及ヒ職務上ノ失欠アリシニ因レリ、事実は
卷及ヒ内訶ニ詳記ス)

十一日

御小納戸頭取・御用取次兼務宰相様(斉興公)御付伊集院
平ヲ、御弓奉行ニ貶セラル(伊集院カ履歴行為ハ、内訶紀
ニ詳記ス)

此日、小銃師範和田乗助師範ニ復セラル、去年 月 日
調所等カ為ニ貶セラレタリ(貶斥ノ事ハ内訶紀ニ詳記
ス)

十六日

若年寄喜入多門(久通)ヲ御家老トス、親命シ玉フ、

十七日

大番頭島津右門(久福)ヲ若年寄ニ親命シ玉フ、

二十一日

磯邸ニ御光駕御滞在、此日小銃師範家及樺山伊織(久
寛)等ヲ召シ、御親モ試ミ玉フ、畢テ宴ヲ賜フ、同二
十三日御帰城(事ハ後卷ニ記ス)

二十九日

琉球国ヨリ土佐ノ漂流人中濱萬次郎等ヲ護送シ来ル、
西田町下会所ニ置キ、外国ノ事情質問ヲ命セラル(實

問筆記及ヒ船舟雛形ヲ造ラシメ玉フ、事ハ後卷ニ記ス)

八月

八日

大砲鑄製場ニ臨マレ、大小砲製造ヲ覽玉ヒ、及ヒ軍備
拡張ヲ指揮シ玉フ(御指揮ノ事ハ後卷ニ記ス)、尋テ磯邸
ニ入り玉ヒ御滞在、同十日御帰城、

此日、御城下窮士七十四人ニ、粟米各一苞(三斗三升六
合入リ)ヲ賜フ、各其恩徳ニ感シ、夜中御城下ニ賽銭ヲ
供ヘ、流涕拜謝スルモノ多シ(老幼男女相携ヘタリ)、其
恩ニ預カラサル者モ、亦同シク拜シタリト云フ(事ハ後
卷ニ詳記ス)

十二日

寄合並大熊運次郎ニハ、家族多キニ依リ八苞ヲ賜ハリ
シヲ以テ、御城下ノ芝生ニ出テ、御目付ニ面シ泣テ恩
ヲ謝シタリト(事ハ後卷ニ記ス)

十九日

宰相公(斉興)ニ將軍家御鷹ノ雲雀ヲ賜フ、

二十日

御母公賢章院殿ノ廟福昌寺ニ詣シ玉フ(御遺骸ハ江戸大
円寺ニ葬ル、福昌寺ハ御遺髮墓ナリ)

二十日

御母公賢章院殿ノ廟福昌寺ニ詣シ玉フ(御遺骸ハ江戸大
円寺ニ葬ル、福昌寺ハ御遺髮墓ナリ)

二十二日

公評定所ニ臨ミ、囚徒ノ糺彈ヲ聞食サル、囚人五人(犯
罪姦通・窃盜・詐偽ノ三罪)、後刑法改正ヲ大目付ニ命シ
玉フ(命令及ヒ調査ノ事実後卷ニ記ス)

二十五日

護摩所ニ於テ、旧規ノ如ク連歌式ヲ行ハル、

公御一句

国民もゆたかにみのる稲穂かな

浄光明寺寶之

天のめくみを仰くこの秋

此年五穀大ニ稔レリ、故ニ国庫ニ備荒貯蓄ヲ命シ玉フ

(事実後卷ニ詳記ス)

二十九日

演武館ニ於テ、上ミ方限(城北ヲ云フ)ノ弓術ヲ覽玉フ、

其人員百五十五人、平田平六門人川上貞太郎・有川九

八郎、東郷左大夫門人猪俣休右衛門双矢各弓一張・矢

二手ヲ賜フ、先規ノ如シ、

九月

三日

花尾山ニ詣シ玉フ、

四日

演武館ニ於テ、下方限(城西ヲ云フ)ノ弓術ヲ覽玉フ、
其人員二百五十三人、東郷左大夫門人大迫喜右衛門・
平田助大夫・鳥丸平次郎双矢各弓一張・矢二手ヲ賜フ、
先規ノ如シ、

六日

磯邸ニ臨駕、

七日

高齡ノ輩池田市兵衛(八十二)・川西加右衛門(七十六)・

東郷市助(七十五)・別府四郎兵衛(七十一)カ善ク射シ、

壮者ニ異ラサルヲ祝セラレ、特別賞セラレ物ヲ賜フ、

同日鎌田圖書帰国命セラレ、同十九日江戸出發、十月

廿一日着魔、

十六日

犬追物ヲ覽玉フ、先規ノ如シ(事実後卷ニ記ス)

十七日

演武館ニ於テ加藤權兵衛カ天真流ノ擊劍ヲ覽玉フ(事
実後卷ニ記ス)

十九日

十九日

大脇彌五右衛門(太刀流)・小野強右衛門(飛太刀流)

有川彦左衛門(水野流)・鈴木彌藤次(真心影乃流)劍術及
と海老原庄藏(関口流)カ柔術ヲ覽玉フ、畢テ此日磯邸
ニ光越シ玉フ(事後後卷ニ記ス)

二十三日

白尾金左衛門(大島流)槍術・大山後角右衛門(太刀流)
カ擊劍ヲ覽玉フ、畢テ此日モ又磯邸ニ還リ玉フ(事後後
卷ニ記ス)

二十七日

篠崎七郎左衛門・東次郎左衛門カ水野流ノ居合術ヲ覽
玉フ(事後後卷ニ記ス)

二十八日

將軍家閣老松平和泉守(乗全)ヲシテ鮭魚ヲ賜フ、先規
ノ如シ(御入国ヲ祝シテナリ)
此年豊稔、常平倉創設ノ令ヲ本日発令シ玉フ(親書・令
書及ヒ調査ノ事後後卷ニ記ス)

晦日

田中太郎左衛門(太刀流)・大山後角右衛門(全上)・和
田源太兵衛(常陸流)・坂本廉四郎(精一流)・深見休八
(真心影乃流)・田代宗次郎(神人流雉刀)ヲ覽玉フ、畢
テ這日モ磯邸ニ還リ玉フ(事後後卷ニ記ス)

十月

二日

伊集院彌七郎(小示現流)・川上八次郎(天真流及ヒ山内
流)居合ヲ覽玉フ、畢テ此日モ磯邸ニ還リ玉フ(事後後
卷ニ記ス)

四日

川上十郎左衛門カ鎌倉流ノ馬術ヲ演武館内馬場ニ覽玉
フ(事後後卷ニ記ス)

八日

比志島静馬(神当流)・町田左七郎(大坪流)・高橋甚五
兵衛(高麗流)ノ馬術ヲ覽玉フ(事後後卷ニ記ス)

九日

島津壮之助君(忠徳、忠義公旧名)元服加冠ノ式ヲ、城
中ニ行ハル(島津家伝来ノ式ヲ以テス)、此日又次郎ト改
ム(事後後卷ニ記ス)

十日

東郷彌十郎カ示現流ヲ重テ覽玉フ、多数ノ人員ナルカ
故ナリ(事後後卷ニ記ス)

十一日

前日ニ同シク覽玉フ、畢テ此日モ、亦磯邸ニ臨ミ玉フ

(東郷カ門人ハ多数ナル故、二日ニ互レリ)

十三日

磯邸ヨリ御帰城、

十四日

島津又四郎(貴敦)公ニ代テ、種子島次郎右衛門・和田乗助カ稻留流小銃ヲ見ル(事実後卷ニ記ス)

十七日

同人又代テ郷原轉・末川久馬カ稻留流小銃ヲ見ル、小銃ハ皆大門口射場ニ於テス(事実後卷ニ記ス)

十八日

常平倉創設方法書ヲ発布シ玉フ(御親書、此書稿ヲ起サレシ事実ハ、後卷ニ詳記ス)

二十一日

伊集院郷妙圓寺ニ松齡公ノ廟ニ謁シ玉フ、因老島津豊後從駕ス、同郷地頭飯屋御一泊(事実後卷ニ記ス)

二十二日

伊作ニ向テ御発駕、日置郷島津下総(久徴)カ邸ニ御一泊、下総家族ト俱ニ拜謁ス(事実後卷ニ記ス)

二十三日

田布施郷吹揚^{〔上〕}ニ於テ砲術操練ヲ覽玉フ、近郷數十ヶ郷

ノ人数ナリ、此日加世田郷地頭飯屋ニ御一泊(田布施吹揚ヲ覽玉ヒ、砂防ニ就テノ御言後卷ニ記ス)

二十四日

日新寺及ヒ成潤院ニ詣ゼラル、尋テ土踊^{〔音〕}(一唱加世田踊)ヲ覽玉フ(事実後卷ニ詳記ス)

二十五日

同郷大崎村海浜ニ於テ砲術操練及ヒ馬術ヲ覽玉フ(事実後卷ニ詳記ス)

二十六日

坊津ニ抵リ一乘院ニ御一泊、寺宝ノ古文書及ヒ器物ヲ覽玉フ(事実後卷ニ記ス)

二十七日

同所ノ砲台ヲ見玉フ、尋テ鹿籠ニ抵リ、枕崎喜入多門カ邸ニ御泊(事実後卷ニ記ス)

二十八日

砲術操練及ヒ砲台ヲ覽玉フ(事実後卷ニ記ス)

二十九日

知覽郷ニ抵リ、塩屋浦ヲ過キ額娃郷ニ入り、花取山及ヒ石垣浦ニ抵リ砲台ヲ覽玉ヒ、地頭飯屋ニ御一泊(塩屋

村ニ於テ有名ナル正賀節ヲ聞玉フ、事実後卷ニ記ス)

十一月

朔日

同郷枚聞神社ヲ拜セラレ、尋テ山川ニ入り砲術操練ヲ
兒ケ水海浜ニ覽玉ヒ、龍山寺ニ御一泊(事實後卷ニ記ス)

二日

同郷港口ノ砲台ヲ覽玉ヒ、尋テ指宿郷大山崎同所水尻
砲台ヲモ見玉ヒ、尋テ湊浦濱崎太平次カ家ニ御休憩、
同日、二月田ノ温泉ニ入ラセラレ、御滞在御入湯(事實
後卷ニ記ス)

鎌田圖書琉球産物方掛命セラル、

九日

来子年御参府期日伺書ヲ提出セラル(伺書後卷ニ記ス)

十九日

閣老阿部伊勢守ヲ以テ、日光山修造費五万四千四百四十
三両ノ上納ヲ命セラレ、且琉球国外国人在留等ノコト
ヲ以テ、来年八月中御参府アルヘキ特命ヲ蒙ラル(事實
後卷ニ記スカ如シ)

此月、日質素節儉令ヲ発シ玉フ(事實後卷ニ記ス)

十二月

朔日

日光山修造費献金ノコトヲ以テ時服五十ヲ賜フ、島津
淡路守(忠寛)代テ拜受ス、

五日

原良村・永吉村ニ御放鷹、此日民家ニ微行セラル、疾
苦ヲ親聞シ玉フ(事實後卷ニ記ス)

八日

御側役豎山武兵衛(利武)ヲ当番頭ニ進ム、

此日、谷山ニ御騎行、御放鷹鶴三双ヲ獲玉フ(此日モ前
日ニ同シク、民情ヲ親視シ玉ヒシト)

十日

助教鮫島黄裳(或ハ白鶴、通唱吉左衛門)ヲ牡丹間ニ召シ
テ、論語ヲ講セシメ玉フ、以後毎月十日・二十日ヲ以
テ、侍講定日ト令シ玉フ(鮫島カ履歴・為人後葉ニ記ス)

十五日

城中ニ能楽ヲ催サレ、御家督ノ祝宴ヲ御一門四家及ヒ
諸役人ニ賜フ(事實後卷ニ記ス)

此日、在獄ノ囚人大赦ヲ行ハル、以来囚獄空虚トナレリ
(事實後卷ニ詳記ス)

十六日

犬追物射手三十六名ニ太平布一匹ヲ賜フ(島津下総久徴

ニハ時服一領ヲ賜フ、事實及ヒ射手人名後卷ニ詳記ス)

此日、磯邸ニ光臨御滞在、

十七日

雨雪ヲ犯シテ櫻島ニ御渡海、操練ヲ覽玉フ(事實後卷ニ記ス)

十八日

宰相公(齊興公)及ヒ勝姫君(齊興公妹)、芝邸ヨリ高輪ノ別邸ニ移住シ玉フ(布告後卷ニ記ス)

二十四日

谷山中ノ塩屋大砲場ニ於テ、大小砲操練ヲ覽玉フ、谷山其他十ヶ郷ノ士ナリ(事實後卷ニ記ス)

此日、遊学生徒ニ俸給ヲ賜フヲ令セラル(事實及ヒ布達後卷ニ記ス)

二十八日

窮士毎戸金一両ヲ賜フ、島津豊後伝命ス、小番・新番七十一戸、御小姓組三百二十九戸ニ及ヘリ、二十九日夜ニ及ンテ配布ス(感戴ノ形勢後卷ニ詳記ス)

二十九日

例規ノ如ク歳暮ノ賀ヲ受ケ玉フ、御一門其他諸士ニ至ルマテ城中ニ充滿ス(事實後卷ニ詳記ス)

一五七 齊興公^{アケノカタツキ}朱衣肩衝御茶入御拝領

(前年十二月拝戴ナリシモ、御知政ニ聞スルカ故茲ニ記ス)

從 公方様於御座之間、御手自朱衣片衝御茶入 太守齊興公 御拝領ニ付、同四日御用掛被 仰付、同廿八日右 御礼被仰上候付、御献上物御使者被仰付登城、御老中戸田山城守(忠温) 様於檜之間御出會、御目錄奏者番石川日向守(總和) 様御請取、御老中へ向重キ拝領物為御礼、目錄之通献上仕候、御口上申陳、可蒙披露旨御答、直ニ退キ、同伴御留守居早川五郎兵衛ニテ候、云々、

嘉永三庚戌十二月三日

一五八 参考 鎌田圖書正純日記抄

嘉永四年辛亥二月十一日

追々 太守齊彬公御家督之御礼被仰上候節、公辺へ御目見御願被下候處、御願之通被 仰渡候旨、御家老島津將曹ヲ以承知之(鎌田八當時番頭兼御用人職ヲ以テ在勅)

同年同月十五日

太守齋彬公、御家督之御礼被 仰上候付登城、献上物御取仕立(藩庁費ノ通唱)ヲ以、御太刀一腰・縮緬五卷献上、御家来九人之内、若年寄之場ニテ

御目見、御奏者安藤長門守(信睦)様御披露、左候テ御老・若様へ御礼廻勤、同伴御留守居付役勤立花直記、

同年四月朔日

太守齋彬公、日光

御宮向御修覆御用被為蒙

仰候付、御用掛被仰付、御家老川上筑後久封ヲ以承知之、

同年四月二十六日黒田家書類中

島津齊彬公へ、箱崎ニテ齊溥乍忌中御出会被遊、

但住吉神社御参詣之御願ニテ、箱崎ニ於テ対顔相成

ル(後葉参看)

一五九 齋彬公御家督ニ付先規調査

先例齋宣公(第二十六世)ノ例

六月十三日

私儀持病ノ疝積連ニ相募、其上頭痛無間モ差発、近年猶以不相勝、去年参勤モ段々延引、於国許致保養候処、全快不仕、乍病中押テ致参勤、其以後彼是療養仕候得共、今以快無之候、右ニ付テハ以来引統難相勤候、依之私隠居、同氏豊後守(齊興公)へ家督被仰付被下度奉存候、此段相願候、以上、

文化六己巳六月十三日

松平薩摩守(齊宣)御判

松平伊豆守殿

牧野備前守殿

土井大炊頭殿

青山下野守殿

文化六年己巳六月十七日

松平薩摩守(齊宣) 四十一

名代

有馬肥前守

嫡子

松平豊後守

二十一

薩摩守病氣ニ付、願之通隠居被仰付、家督無相違豊後守へ被下、諸事薩摩守代々ノ通可相心得候、

右於御白書院椽頼伊豆守申渡、老中列座、

己巳六月廿八日

私事家督被 仰付、未家督ノ御礼不申上候、依之明後朔日出仕被仰付候ハ、登城ノ儀如何心得可申哉、此段相伺候、以上、

巳六月廿八日

松平豊後守

可有出仕候、

七月三日

私事家督ノ御礼、同氏修理大夫隠居ノ御礼、未相済不申候、依之私井修理大夫ヨリ生見玉イキミタマ(七月十四・五両日孟蘭盆会ニ生身玉祝ト唱、貴賤其式ヲナセリ、其因テ起ル詳ナラス)ノ御祝儀献上物ノ儀差上候様可致哉、此段相伺候、以上、

七月三日

松平豊後守

伺ノ通可有献上候、

私事家督ノ御礼未相済不申候、依之来七日登城ノ儀、如何心得可申哉、此段相伺候、以上、

七月三日

松平豊後守

可有出仕候、

七月九日

不時御礼ニテ家督御礼申上候、願済ヨリ十八日目、

修理大夫代、当年は国元江之御暇被下候、順年ニ御座候処、此度隠居、豊後守江家督被 仰付候付、豊後守江御暇可被下置哉、然処遠国之儀、来年参勤時節迄は間合も纏之儀ニ御座候間、直ニ此表ニ罷在、家督後殿中勤向猶亦見習申度奉存候、右表向伺可差上候哉、此段奉得御内意候、以上、

七月十八日

松平豊後守内

西郷八郎次

御暇之儀願無之候得は、当年は御暇不被下候間、表

向伺差出ニ不及候事、

以上御先規、

一六〇 齊彬公御家督御親達書

「御袖判」



今度

宰相様依御願御隠居、我等江家督無相違被 仰出候、

領国之輩尊重

公儀之御政道、万端可相慎之、国家之仕置先規之通申

付候条、不致忘却堅固可相守之者也、

嘉永四年二月二日

〔東京大学史料編纂所蔵本にて校訂〕

中古尔来御代々、稍同様ノ御文章ヲ以布告シ玉フ、之ヲ御家督初

テ國中ノ士庶ニ対セラレタル命令トス、

一六一 齊彬公御拜戴御朱印書

薩摩国一円

本國薩摩

大隅守齊興嫡子

高六拾万五千石余

大隅国一円

從四位下少将松平薩摩守齊彬

生國武藏

亥四十二

日向国之内

外拾貳万三千七百石琉球国

文政七甲申十月十五日初 御目見、同年十一月二十一

日元服、從四位下侍從、天保三壬辰五月十八日改名豊

後守、同五甲午十二月十六日少将、同十四癸卯二月九

日改名修理大夫、嘉永四辛亥二月二日家督、同二月三

日改名薩摩守、

居城薩州鹿兒嶋

此書ヲ以御家督ノ証トス、御代々咸ナ同様ノ書式ナリ、各藩国主ノ家々モ同様ナリト云フ、

一六二 齊興公御退隱齊彬公御知政ノ事実及ヒ布

達

嘉永四年辛亥正月二十九日 齊興公御隠居、

齊彬公御家督御相続之御願書閣老へ提出セラレ、同二月

二日御願之通万事御先規ノ如ク被為濟タル旨飛報到達、

貴賤老幼トナク春光ト俱ニ歡喜ノ眉ヲ開キ、万才ヲ唱へ

タリ、

齊興公ハ寛政三年辛亥十一月六日御誕生、文化六年己巳

六月十七日御年十九ニシテ御家督本年六、凡四十三年間ノ

御知政ナリ、即チ齊彬公御誕生ノ布達左ノ如シ、

太守様齊興 御隠居、少将様齊彬 御家督之御願書、先月

二十九日正月二十九日御用番阿部伊勢守様正へ被差出候処、去

朔日二月朔日御老中様御連名之御奉書御到来、翌二日

太守様齊興 御名代南部遠江守信様奥州八戸城主、齊宜公御実弟、少将様

齊彬 御登城、於御白書院御椽頬、御老中様御列座之上、

御用番松平和泉守様栗ヨリ、太守様御隠居 少将様

御家督御願之通被 仰出候段、御到来候、依之御一門

方並大身分其外諸士御祝儀云々、

二月二十

〔島津久宝〕
豊後

其外数名略ス二月二十一日

右布告ハ嘉永四年辛亥二月二十日、江戸邸ヨリノ飛脚着

麿、同二十一日布告、同二十二日御一門四家・大身分諸

家・諸士惣登城、御而殿様へ御祝儀申上、一般欣欽喜歡

声街衢ニ轟キ、当日ハ戸々応分ノ祝宴ヲ催サヌハナカリ

キ、

一六三 御改名ノ布達

此節御願之通、御隠居・御家督被仰出候付、

太守様齊彬 御儀、薩摩守様ト御改名被遊度旨、御伺書

御用番様へ被差出置候処、去ル三日三月三日、御伺之通被

仰渡候云々、

三月

豊後辛亥二月五日

一六四 齊興公政務御介助布告

御家督ニ付、御政事向万端 齊興公へ御介助之御願アリ

シニ、御承託ノ旨布達左ノ如シ、

今度御隠居・御家督ニ付、御政事向御相談被成進候様、

無御扱被仰進趣有之、其段ハ一統奉承知候通ニ付、此

涯弥以 宰相様齊興、是迄之通万端御世話被成進候条、

同事等無手拔様可取計旨、屹ト可申渡旨被 仰出候段

由来候、此旨不洩様云々、

豊後辛亥二月七日

御部屋栖ノ内ハ御政事向御関係ナキカ故、茲ニ至リ万事御不取馴
ナルカ故、御介助ノ御願ニ及ハレタル者ナリ、

一六五 御知政初テ御帰国之事実及ヒ布告

御家督初メテ御下国ノ御暇、御先規之通下賜セラレタリ、
布告左ノ如シ(諸大名參府帰国年割ノ定規アリ、此御方ニハ本年辛亥御帰国ノ定年ナリ)

当二月二十七日辛亥二月二十七日、以上使松平伊賀守様、(忠實) 太守

様御国許ヘノ御暇御給リ、銀百枚・巻物三十御拝領、從

右大將様家定モ、上使久世大和守様ヲ以テ巻物二十被

遊 御拝領、同二十八日御登 城御礼被仰上候処、御

懇之 上意被為蒙、御腰物・御馬被遊 御拝領候段御

到来候、依之御祝儀云々、

二月

豊後辛亥三月十三日○大小名格式アリテ拝領候等ノ多少例規アリ

右通御下国ノ御暇御承知、同年三月九日江戸芝邸御発駕ノ布告左ノ如シ、

太守様御機嫌能、先月九日江戸御発駕被遊候旨御到来候、依之御祝儀云々、

四月

豊後辛亥四月四日

編者曰ク、御家督初メテノ御下国ヲ、御初入部ト唱フ、御道中御備ノ御道具類モ、平常ノ御上下ヨリ多ク、万事

鄭重ノ行粧ナリ(平常ノ御上下ニハ、文化ノ始頃ヨリ省略セラレタリ)、御供御家老島津將曹久・御側役種子島六郎時・豎山武兵衛利・山口直記利等ニテ、東海道・中国・九州

路御通行、辛亥五月五日出水郷ヘ御入国、麓村ノ飯屋ニ一日御滞駕(御滞留中、旧例ノ勢揃又ハ操練、其他川魚捕獲等御覽、或ハ文武試業モ御覽アリタリ、○伏見駅ヘ兩日御滞留、先規ノ如ク所司代ヘ御見舞、近衛家ヘ御參殿、尋テ大坂邸ヘ三日間御滞駕ナリ)、御初入部故、先規ノ如ク出水郷迄、島津安

藝忠剛(薩摩國頭娃郡今和泉領主、天璋院実父)及ヒ島津下総久徴(采地日置郷、後左衛門ト改ム)御迎ニ參候セリ、同所

ニ於テ旧例ノ勢揃等御覽アリタリ(御上下ノ節、又ハ臨時人数ヲ集ルヲ勢揃ト唱フ、非常ノ時人数ヲ聚ルノ式ナリ、古山田昌巖地頭職ノ時ヨリ瓶マレリト云フ)、江戸御発駕ヨリ凡ソ五十

余日ニシテ御着城、当日ノ次第左ノ如シ、

此節御着城之御当日ハ、御馬被為 召、御丸羽織・袴・

御塗笠通唱(平常ノ御上下ハ御乗物ナリ、今回ハ御初入部ノ大礼故如此、扈從ノ輩モ皆同シ)被遊 御着用候条、御家老

初メ騎馬御供之面々モ、右二準シ着服用候様、被仰出候段申来候、

但騎馬御供ノ外、依動向野袴(通唱立揚袴)・股引定

置候通被 仰付候、

四月

豊後^{辛亥四月}
二十日

平常御上下共ニ御乗輿、御供ノ御家老・御側役等モ乗物ナリ、今回ハ御初入部故、御行粧モ万事鄭重、稍旧古ノ如シ、対ノ御道具モ二対ノ御備ナリ（対ノ御道具トハ御家伝来ノ白熊毛ナリ、外ニ黒熊皮拋鞆一對ヲ増備セラレタリ）、最ト盛ナル御行粧ナリキ（平常御上下ニハ、騎馬御供寛政度ヨリ減セラレタレトモ、御初入部ナルカ故十餘騎ノ御供ナリ、○齊宣公御初入部ノ時迄ハ騎馬御供、又ハツツツ馬トテ、乘リ掛ケ下タノ馬數匹、御跡備ニ率セラレタリトソ、近代御節儉而ナカラ御省略トナリタリ）、御着城ノ布達左ノ如シ、

今八日（嘉永四年辛亥五月八日）苗代川曉七ツ半時御立、

公辺御日柄ニ候得共、御行形リ御着城可被 遊旨申来候云々、

五月八日

豊後

此日晴朗静和、午ノ上刻水上（城西西田村字水上）御茶屋ヨリ御乗馬ニテ、西田町・千石馬場筋・枅形ヨリ二ノ丸表門通、御棧門ヨリ御入城、屏重門ヲ御入り、御対面所ヨリ御上リ、先規ノ如ク御一門四家ヲ初メ、其他御目見等ノ御式先規ノ如シ、御通行筋ニハ奉迎ノ貴賤老幼男女、

実ニ立錫ノ余地ナク、御通行ヲ妨クル程ナリキ、此日天氣晴朗穩ニシテ奉迎ノ貴賤敬肅拜迎セリ、加之戸毎ニ祝宴ヲ張り、積年ノ翼望足レリト歎喜ノ声喧シト云フモ、誣言ニ非ラサルナリ、去ル天保六年乙未ノ年、御政事御見習ノ為メ初テ御下国、尋テ弘化三年丙午夏、琉球国ヘ佛国軍艦渡来ニ就キ、齊興公ニ代リテ御下国、此度ハ第三回ノ御下国ナリ、御幼年ヨリ德望夙ニ著レ、近頃ハ殊更ニ仰慕、速ニ御知政ヲ仰望スル雲霓モ畜ナラサリシ故、当日ハ一般ノ歎声街衢ニ喧シ、実ニ紙墨ニ悉シ能サルノ形況ニシテ、咸人目ヲ刮ヒ、耳ヲ新ニシテ德政ノ発スルヲ翼望セリ、而シテ數日御休憩被為在、御先規ノ如ク御儀式履行セラレタリ（御着城間モナク、御対面所ニ於テ諸士御目見ノ御式アリタリ、其時ノ光景ハ寔ニ盛況ニシテ、城下諸士老幼我先ニ拝謁セント、四ツ時御出座ノ達シナリシニ、未明ヨリ登城、各扣席ニ就キ、定メノ席々ニ充満シ、後レテ登城セシ者ハ、廊下或ハ庭上ニ立テタルモ多シ、真ニ立錫ノ隙モナク、遂ニハ扣席ノ床ヲモ踏落シタリト、如此殿中ニ充満シタルハ前代未聞ノコトナリ、是ヲ以テモ御德望ノ一斑ヲ知ルニ足レリ、○扣席トハ桃ノ間・鷹ノ間・雉子ノ間等其他諸廊下等、広大ノ間席ナルハ、兪人知ルカ如シ）、○五社御参拜、御城下諸士惣御供等、如

何ニモ盛大ナル御規式ナリ(五社トハ諏訪・稻荷・春日・若宮・祇園社ナリ)、当日ハ御束帶・御轅ニ召サレタリ、尋テ大雄山東照宮御拜(御先規ノ如ク、御城下諸士総御供ト唱へ、御一門四家ヲ初、二十一家ノ大身分及ヒ寄合・小番・新番御小姓組・与力等、家主・長・次・三男・末子ニ至ル迄御目見以上ノ輩ハ悉屬従ス、是古来ヨリノ規式ニシテ、古ハ御出陣ノ式ナリシヲ中古ヨリ麻上下ヲ着スルコトニナレリト、総御供ノ式ハ、御一代一回ニシテ、則チ御家督ノ御式是ナリ、数万ノ諸士老若屬従ノ盛況筆舌ニ尽スコト能ハス)、尋テ福昌寺其他ノ御拜墊等多端ナリ(御規式及ヒ行列等ノ細事ハ、後卷記スルカ如シ)、御束帶ノ節ハ、御轅ノ傍ニ衛府ノ御太刀ヲ持セラレタリ(此御太刀ハ、備州国分寺住助国ノ作ニシテ、土持孫兵衛カ氏神ニ崇メアリシヲ、御所望アリテ黄金作り、一名兵庫鎖リノ御持ニテ、衛府ノ御太刀ニ御備ナリ、御逝去後照国神社ニ納メラレタルハ是ナリ、焼刃乱レ作ニシテ、長二尺五寸、備州国分寺住助国作、嘉曆云々月日ノ在銘ナリ、土持カ祖先ハ日向国高鍋ノ領主ニシテ、天文ノ頃伊東家ノ為メニ領地ヲ奪ハレ、後島津家ニ隨従シタル家系ナリ、此太刀ハ其時ヨリ伝来シテ、氏神ニ祀レルヲ所望シ玉ヒ、衛府ノ御太刀トセラレタリ、其粧師ハ枚聞神社ニ納メアル兵庫鎖リノ太刀ニ擬セラレタリト云フ)

一六六 齊彬公仰出書(政務御方針ト唱フ)

今度

宰相様御隱居、我等江家督蒙仰、別て令心配候、依ては以来不心付儀も候ハ、無遠慮意見可申聞候、且又各初諸役人末々に至る迄、専ら御先代之規則に基き、我意私欲等無之正路を心掛、上下之情意致通達、国中之仕置行届候様、利害得失を考、万端入念可取計候、諸士末々ニも弥文武忠孝之道を志、質素節儉之風儀を守り、信義を専として、武道之心掛可為專一候、農工商ニも代々之法令を守り、夫々之職業を励ミ、父祖之孝養無怠、日夜家業出精專一二候、

右之趣家老中を初領国一統、無心得違可令承知、猶追々可申達候、以上、
(東京大学史料編纂所蔵本にて校訂)

嘉永四年亥五月十六日被 仰出、

是ヲ御家督初メテノ御親書令トス、通唱御袖判仰出シト唱フ(御先代様ヨリノ御規定ナリ、御文面ハ御代毎ニ異レリ、御袖判仰出ノ書式ハ、御代々稍同様ナリ、御対面所次ノ間ニ掲ケラレタリ、齊彬公ノ御文体ハ、利害得失ヲ考云々、施政ノ方針ヲ示

サレタリ)、御家老連名ノ副書アリ略ス、而シテ御城下諸士ハ、同月十七日於敷舞台(御対面所次ノ間)拜聞シ、諸郷・私領ハ、其所ノ地頭飯屋等ニ於テ拜聴セリ、諸郷遠隔ノ地ニアル神社、或ハ仏寺御参拜ハ、御代拜命セラレタリ(御式事甚タ御多端ナレハナリ)、城中ノ式事畢テ後、漸次参拜セラレタリ、御式事多端、数十日ニ涉レリ、

一六七 御隠居・御家督之御礼式布達

三月廿八日布達

先月十五日、

御隠居・御家督之御礼可被仰上旨、

御老中様御連名ノ御奉書前日御到来、

太守様御登城、

宰相様御名代南部遠江守様御登城、

御白書院へ、

公方様(家慶公) 出御、御礼被仰上、

太守様御懇之被為蒙

上使、御引次 御名代南部遠江守様ニテ、御礼被仰

上候付、明四ツ時御登城、御祝詞云々、

三月廿八日

豊後

一六八 御隠居・御家督・御政務御介助願旨之布告

(二月廿一日)
(三月廿八日)

太守様(齊興公ハ寛政三辛亥十月六日生、六十一年)御六拾余歳被為成、

少将様(齊彬公ハ文化六己巳三月廿八日生、四十三年)御儀、

御年齢被為成候付、御政務

御讓可被遊

御隠居旨被仰出、其段島津將曹(當時在邸国老)御使

ニテ被仰進候処、今暫ハ是迄ノ通被遊 御指揮被下

候様、被遊御願度、

思召候得共、最早

御決心之御事ニ候得ハ、御止モ難被

仰上御事候付、御請被仰上、左候テ御政事向ニ付

テハ、不容易御事ニテ、未御取馴モ不被遊候付、万端

御相談御介助被成進候様、御厚御願之趣被為 在候処、

御尤二八被

思召上候得共、被遊

御隱居候上、御政事向ニハ御立障難被遊御断思召之段、
被為及

御返答候付、再往無御抛

御願被 仰上候処、無御余儀被遊

御許容候段御到来候云々、

三月廿八(二月廿一日) 豊後 石見 近江

一六九 日光神社修繕御用御拜命布告

太守様(齊彬公)へ、

三月廿九日御老中様御連名之御奉書ヲ以、此節 日光

御宮向御修覆御用被為蒙

仰、左候テ右御用付テハ、此節不被為及

御参府旨、四月廿二日於下之關(滞国ノ途中)被遊御承

知候、

御祝詞可申上候云々、

四月 日 豊後 石見 近江

一七〇 齊彬公御着城謝恩使

小松相馬(清猷)、御着城当日江戸ニ向テ出発ス、小松ハ
薩摩国日置郡吉利郷ノ領主(二千九百拾六石余ヲ領ス)、平
相国清盛ノ嫡男内大臣重盛三代ノ孫清重ノ子孫ナリト云
フ、

一七一 参考 伊地知季安記事鈔

四月廿三日、東海道ヲ經テ伏見駅邸ニ到リ、滞留三日、
其間先規ノ如ク、所司代(内藤信義) 及ヒ近衛殿ニ参殿シ玉
フ、

此時近衛殿ノ正殿ニ 後醍醐帝ノ宸翰ヲ掲ケ玉フ、蓋シ
大ニ意アルコトナリト云フ、礼式畢テ後、燕室ニ於テ宴ヲ
開カル、此時公ノ自詠ノ短尺及ヒ牡丹ノ画(近衛家ニ存ス)
アリ、是レ近衛公カ、公ヲ尊愛セラルノ特旨ニ出タルコ
トニシテ、公モ大ニ其厚旨ニ感シ玉ヘリト云フ(壘山利
武日記)、○又此日近衛殿御父子及ヒ三條(実万公)御列
座、密ニ天旨ヲ伝ヘラレタリト(全上)、天旨ノ趣ハ秘

隱敢テ窺ヒ知ル者ナシ、此日三條大納言殿御侍座ナリ（堅山利武日記）、○此日未ノ剋御參殿、亥ノ下剋過ル頃御退殿、伏見邸ニハ寅ノ剋過帰着ナリ云々、

一七二 島津安藝国境出水郷ニ迎フ並ニ勢揃

五月三日島津安藝（忠剛）出水郷ニ到リ迎フ、此レ御知政初テ就封ニ付テノ例規ナリ（島津安芸ハ一門ノ列ニシテ、薩摩国指宿郡今和泉郷ノ領主）、○同郷ニ中一日滞留、先規ノ如ク文武ノ芸御覽、或ハ勢揃、或ハ土踊ヲ覽玉フ、出水郷ハ薩摩国出水郡ニ在リ、肥後国境ナルカ故、古ヨリ警備ヲ嚴ニセリ、土着ノ土千余戸、兵員殆ント式千余、士氣振ヒ城下士ニ戻ラサルヲ努ム、○勢揃ヘト唱フルハ古昔ノ遺風ナリ、是ヲ催スニハ、地頭役所ニアル時報鐘ヲ鳴スコト数回、此ノ鐘声ヲ聞クヤ、一郷内ノ士民直チニ地頭役所ノ内外ニ馳セ聚ル、士ハ鎧具或ハ陣羽織其他出軍ノ服装ヲナシ、銃砲・弓矢・刀槍ノ類各自得ノ器械ヲ携ヘ、或ハ一二日ノ食品ヲ提ヘ、農人ハ棍棒・鋤・鍬・山刀・鉞・斧ノ類ヲ携フ、而シテ各名刺ヲ其長役ニ出ス、記名先中後ニ依テ賞詞ス、時トシテ広野ニ出テ操練スルモ

アリ、或ハ退散セシムルモアリ、其時ノ都合ニ依レリ、今回ハ御知政ノ式ナルヲ以テ、御目見得ヲ為シ、酒肴料若干ヲ賜ヒタリトナム、

一七三 新田宮御參拜及ヒ久見崎御船田場御覽

五月六日、隈之城郷向田駅ニ御着、此日新田宮御參拜、尋テ神庫及ヒ社司權執印カ家藏ノ古文書類ヲ御覽、畢テ久見崎船田場ニ至リ玉ヒ、同所ニ於テ網引ノ興御覽、此時鯛魚數十尾網ニ入ル、

公笑テ宣ク、以後如此欺妄ノコトヲナサシムル勿レト、此事ニ預リタル吏員等咸ナ恐縮セリト云フ、其実網曳ノ興ヲ催スニハ、数日前ヨリ各所ニ獲タル魚ヲ飼養シ、其辺ニ放テ網ニ罹ラシムルモノナリシト、公ハ能ク其コトヲ察知セラレ、斯クハ訓誡セラレシト云フ、

一七四 齊彬公御一門及ヒ四家ノ夫妻ヲ城中ニ集

メ、祝筵ヲ開キ玉フ

五月十日、一門四家ノ夫妻ヲ城中ニ呼ヒ、祝宴ヲ開キ玉

フ、一門家ノ名簿左ノ如シ、

島津周防 忠教、久光旧名、大隅國始良郡重富郷
惣万四千四百八拾七石余ヲ領ス

島津兵庫 久長、大隅國始良郡加治木郷
惣万九千五百三拾八石余ヲ領ス

島津讚岐 貞典、大隅國大隅郡垂水郷
惣万七千四百三拾貳石余ヲ領ス

島津安藝 忠剛、奇彬叔父、薩摩國指宿郡今和泉郷
惣万三千三百九拾石余ヲ領ス

以上此ヲ一門四家ト云フ、此日宴ヲ張り、能楽ノ興ヲ催シ玉フコト先規ノ如シ、

一七五 齊彬公門葉ノ輩ヲ城中ニ集メ祝筵ヲ開キ

玉フ

五月十一日、大身分島津若狭一列ヲ城中ニ喚ンテ、宴ヲ

開キ玉フ、其人々ニハ、

島津若狭 大隅國肝屬郡花岡郷
六千貳百八拾五石余ヲ領ス

島津左衛門 薩摩國日置郡日置郷
八千七百五拾四石余ヲ領ス

川上筑後 薩摩國鹿兒島郡川上村
千三百七拾石余ヲ領ス

島津大藏 封地無シ、
高貳百六拾三石余ヲ領ス

島津圖書 薩摩國伊佐郡宮之城郷
惣万五千七百六拾三石余ヲ領ス

島津將曹 領地無シ、
高貳千三百石ヲ領ス

島津豊後 薩摩國伊佐郡黒木郷
千三百九拾八石余ヲ領ス

島津中務 薩摩國日置郡水吉郷
四千四百七拾四石余ヲ領ス

島津伯耆 薩摩國始良郡知覽郷
六千七百七拾六石余ヲ領ス

島津縫殿 薩摩國伊佐郡志志郷
惣万八千八百九拾六石余ヲ領ス

島津助之丞 大隅國始良郡帖佐郷
松原村ヲ領ス

新納織衛 大隅國桑原郡三休堂村
五百拾石余ヲ領ス

樺山主計 薩摩國伊佐郡關半田郷
千七百拾四石余ヲ領ス

島津石見 日向國諸縣郡都城
三万五千三百八拾四石余ヲ領ス

桂太郎兵衛 領地無シ、
高八百石ヲ領ス

島津頼母 領地無シ、
高貳百五拾八石余

島津求馬 領地無シ、
高百七拾石

喜入攝津 薩摩國河辺郡鹿籠郷
三千七百石余ヲ領ス

町田監物 薩摩國日置郡伊集院郷石谷村
千七百四拾石余ヲ領ス

島津帶刀 領地無シ、
高貳百貳拾貳石余

島津波門 領地無シ、
高六百拾四石余

北郷作左衛門 薩摩國薩摩郡平佐郷
八千五百石余ヲ領ス

島津安房 大隅國肝付郡新城郷
三千三百五拾五石余ヲ領ス

以上二十三名前日ノ如シ、

一七六 備荒儲蓄令 (御親書五月十二日平)

近年天災旁にて凶作打続、諸人及困窮、当夏に至り候ては、米穀格別高直之上及払底候処、皆々致心配候処、先ツ可也ニ当難相凌キ、救米并拜借米等申付候儀共、人々承知之通ニ候、然ニ当年は諸作とも宜き趣ニ相聞得、一段之事ニ候得共、打続キ来年も豊作とハ究て難申、天災等にて万一凶作、風雨有之候節は、亦候困窮眼前之事ニ候間、幸当年は豊作故、能き折柄ニ候得は、別段囲米申付度考候得共、存承之通蔵入も少く、其上種々手広ニ相成候時節にて、蔵入計にては十分囲米別段手当不相調事故、無扨左之通給地高井作得米自分にて囲候て、当十二月末迄ニ届可申出候、左候ハ、右囲之分其節之相場を以取入（買入ノ通語）申付、最寄蔵々江囲いたし、以後米穀及高直ニ候節は、右之米下直ニ申受（払下ノ通語）為致、其後出来秋之様子ニ寄り、右代金を以米穀取入ニ相成、囲可申付候、尤来年も豊作ニ候ハ、又候当年之通囲米申付度、左候て相応之石數ニ相成候様いたし度、且年々古米より新米ニ入替之儀は、蔵入之米にて入替可申付、右之囲米は別段常平（後巻常平倉ノ部ニ詳ナリ）之心を以申付候事故、如何様之事故共余事ニ借入、亦は当座取替等決て不申付筈ニ

候条、其段心得違無之、趣意通品々囲置、届申出候様可致、尤囲米之儀は升取改ニ不及、自分にて無相違様囲置、取入之節掛目を以改候位之処にて、請取候様申付候間、此儀も心得違無之様、蔵役所等江も可申付候、又囲置届申出候上、取入ニ相成候得は、困窮之者又は少高（小禄ヲ云フ）之者共之分は、可成丈早目ニ取入遣し、高持（多禄ヲ云フ）豪家之面々は跡ニ廻し、来年夏比迄ニ追々取入申付候様、此段も諸人得心候様可申渡、右ニ付掛役々も追々取調候様有之度、此段申聞試候、

一 左之通之割にて囲米申付度、

一 蔵入・給地高共拾石以上所持之者、城下并諸郷迄拾石ニ付式斗ツ、

一 拾石以下所持之者、壹石ニ付壹升五合ツ、

但壹石以下之者は、囲米ニ不及候、

一作得之儀は囲米可申付訳無之候得共、前文之通取入候事故、外江売払候も同様、其上全此節之囲之儀は、領国一統之為米価格別高下無之、凶年等ニも諸人不致難儀ため之囲米ニ候間、壹石ニ付おしなへて壹升ツ、囲米可申付事、

一 蔵入・給地高石數之儀は、人々現取箇之石數にて囲可

申付候、たとへ三拾石持高之者取箇拾石ニ候得は、拾石以上ニいたし、夫より下は拾石以下之積ニ候事、

一 囲米之儀は、可成丈真米にて可申付事、

一米代金之儀は、大坂之有金之内にて申遣し、手当可

然、来年ニも相成候得は、格別之儀にて無之、一万四

千余ニ存候事、

(島津斉彬文書・順聖公年譜にて補正)

可被致候事、

右辛亥二月三日、御老中阿部伊勢守様ヨリ被相渡候

事、

一七八 城下諸士八拾歳以上之男女取調

寄合以上 四人名略ス

諸士高齡左ノ如シ、

一八拾歳 本田六左衛門

一八拾三歳 島津下総祖母

一八拾歳 島津將曹母

一八拾歳 平田靱負養母

小番・新番 三拾七人

一八拾歳 富山半藏

一八拾一歳 池田市兵衛

一八拾四歳 枝次彦兵衛

一八拾歳 鮫島吉左衛門

一八拾四歳 野村源藏

一八拾四歳 禰寝甚左衛門

一八拾三歳 月野木万右衛門

一七七 齊彬公御帰国ニ臨テ幕府ヨリ在留佛・英

人処分ノ特命ヲ受ク

松平薩摩守

琉球国へ滞留罷在候英国人引払方ノ儀ニ付テハ、是迄

父大隅守へ度々

御沙汰ノ次第モ有之、厚配慮相加へ可取計儀ニ候処、

今以引払方運々イタシ罷在、先達テ琉球ノ使者玉川王

子帰府ノ節、帰国ノ上役々へ委敷申談、取計方行届候

様トノ儀相達置候得共(幕府王子へ親達アリシヲ云フ)、

今度願ノ通早御暇被下帰国被致候ハ、家督初政ノ儀

ニモ有之、滞在ノ英・佛国人引払方ハ勿論、警衛向取

締方猶又入念配慮相加へ被取計、全ク御安心相成候様

一八拾五歲	草道善八	一八拾二歲	竹内貞右衛門繼母
一八拾八歲	中西靈顔	一八拾六歲	圖師崎良助祖母
一八拾二歲	松山八郎左衛門	一八拾三歲	伴準左衛門繼母
一八拾二歲	森 自安	一八拾六歲	藥丸猪右衛門母
一八拾二歲	田原郷兵衛	一八拾七歲	重田彦左衛門母
一八拾歲	山口直記母	一八拾二歲	高城六右衛門養母
一八拾四歲	大迫藤兵衛母	一八拾五歲	田原仲之丞母
一八拾歲	岩元宗右衛門母	一八拾一歲	有川清兵衛養曾祖母
一八拾歲	大河原源太左衛門母	一八拾歲	家村平八母
一八拾歲	種子島六郎高祖母	一八拾一歲	伊集院權右衛門母
一八拾三歲	畠山孫平太祖母	一番与	拾四人
一八拾三歲	村田甚左衛門母	一九拾歲	伊地知善助母
一八拾一歲	福永仁右衛門養母	一八拾八歲	久保源之丞祖母
一八拾歲	日高存龍院養母	一八拾三歲	和田八郎
一八拾三歲	野村源一郎母	一八拾八歲	川上休大夫親泡水
一八拾歲	寺尾庄兵衛母	一八拾七歲	國生吉之丞祖母
一八拾歲	伊集院半五右衛門母	一八拾五歲	堀平左衛門母
一八拾歲	最上善之助祖母	一八拾歲	大山六郎次
一八拾一歲	小幡加司馬繼母	一八拾歲	桑畑八郎兵衛
一八拾二歲	中西十郎左衛門養母	一八拾歲	有馬仁左衛門養母

一八拾一歲 吉兵衛親西郷遊山

一八拾六歲 但馬市助養祖母

一八拾一歲 稻留良助母

一八拾一歲 阿多十郎母

一八拾四歲 兒玉休心

二番与 拾六人

一八拾四歲 田尻善齊母

一八拾二歲 小倉八太郎母

一八拾歲 森簡清

一八拾歲 植村平左衛門

一九拾一歲 黒田善四郎母

一八拾一歲 伊東養定養母

一八拾二歲 満尾休左衛門

一八拾一歲 有川善左衛門

一八拾八歲 吉井鐵兵衛母

一八拾三歲 齊藤助五郎母

一八拾四歲 日高新助養母

一八拾三歲 川口市左衛門祖母

一八拾二歲 安田太郎右衛門

一八拾二歲 千田七郎右衛門大伯母

一八拾歲

一八拾歲

三番与

一八拾歲

一九拾三歲

一八拾五歲

一八拾三歲

一八拾四歲

一八拾二歲

一八拾歲

一八拾一歲

一八拾歲

一八拾六歲

一八拾五歲

一八拾二歲

一八拾七歲

一九拾二歲

一八拾八歲

四番与

拾六人

岡元千兵衛祖母

前田勇右衛門母

田中八郎左衛門母

千田金助母

緒方平右衛門母

龜山八郎兵衛

岩城三左衛門養母

津曲市兵衛母

有馬良助母

猿渡七藏祖母

石神万兵衛母

東郷千次郎養祖母

貴島澤仙

村岡傳次郎母

中原四郎兵衛養祖母

吉原與三

山口市左衛門母

九人

山口藤助祖母

一八拾九歲	大橋藤右衛門母	一八拾二歲	吉富平右衛門祖母
一八拾四歲	佐々木伊右衛門母	六番与	拾人
一八拾歲	東條助左衛門祖母	一八拾六歲	崎元休兵衛母
一八拾二歲	日高彦左衛門母	一八拾六歲	伊地知平太母
一八拾二歲	木藤休之進母	一八拾七歲	林右衛門親隱居新納休之丞
一八拾五歲	有馬次郎助	一九拾三歲	半左衛門養伯父川上松林
一八拾歲	有馬武左衛門母	一八拾二歲	右松林妻
一八拾歲	郡山宗次郎養母	一八拾歲	堀之内七郎次
一八拾八歲	原口愛利	一八拾三歲	逆瀬川玄厚母
五番与	拾人	一八拾歲	黒木治兵衛母
一八拾二歲	村田源左衛門養曾祖母	一八拾二歲	中馬清右衛門母
一八拾九歲	星山與八養祖母	一八拾五歲	堀添平兵衛養母
一八拾八歲	伊東金藏	惣合人数百拾六人	
一八拾五歲	家村源左衛門	内	
一八拾歲	右源左衛門妻	男三拾七人	
一八拾五歲	平田九十郎祖母	女七拾九人	
一八拾歲	一代 <small>一代御小姓与某ノ 脱アラシ、名可札</small>	八拾歲	三拾人
一八拾一歲	徳田半五郎	八拾一歲	拾三人
一八拾歲	入佐八四郎	八拾二歲	二十一人
一八拾歲	東郷彦一	八拾三歲	拾一人

右之人數へ、八月廿八日拝領物被仰付候、左之通、

八拾四歳	八人
八拾五歳	九人
八拾六歳	六人
八拾七歳	四人
八拾八歳	七人
八拾九歳	二人
九拾歳	一人
九拾一歳	一人
九拾二歳	一人
九拾三歳	二人

寄合以上 紗綾二巻宛
御直触以上 太平布二反ツ、
御役人 芭蕉布二反ツ、
其外 金百疋ツ、

一七九 国老川上龍衛ヲシテ日光廟ヲ拝セシム

同月廿五日、在邸番頭川上龍衛久日光廟ニ代拜ス、是御知政ニ就テノ先規ナリ、

一八〇 嘉永四辛亥年日光廟御修造手伝人名

一壹万五千七百九十三両余	松平出羽守
一五万四千四百四十三両余	松平薩摩守
一壹万七千四百七十六両余	佐竹次郎
一壹万三千四百九十一両余	松平出雲守
一四千五百両余	岡部美濃守
一四千五百両余	伊達若狭守
一二万七千三百三十二両余	松平土佐守
ノ十三万四千両余	

一八一 齊彬公伊達宗城公ニ与ル書 (御帰国後)

一筆拜呈仕候、愈御安泰奉欣賀候、然は其後色々取込御不音申上恐入奉存候、京地も存外用多、又大坂も繁用ニて、一日ツ、滞在延し申候て、今日出立いたし申候、委細南部(八戸候)江今度申遣候通、只今ニては中々細事ニても、取計六ケしく御座候、折角中山所置(琉球)も、人数等(警衛)渡し度、又清国掛合(英・仏人退疏照

会)等も、追々手を付度御座候へ共、帰国とても十か
一も六ヶしき様(在留英・仏人帰国ヲ云フ)ニ奉存候条、
南部手紙等御覽にて御勘考可被下候、御手伝(下ニ記ス
献納金)よき機会と奉存候間、人数其外細事南部江申遣
候儀、御相談可被下候、いつれ筑江面会(筑前福岡ニ於
テ御面会)にて、又々可申上候へ共、貴所様御立後(伊
達公御帰国)ニも可相成候条よく、南部江御教示可被
下、又辰等(辰ハ阿部侯)江もよく、御談置可被下候、
扨御手伝之儀存外ニ候得共、しかし御茶入(斉興公朱肩
衝御茶入拜領)其外、無事ニ取計(内訖)有之候代りと御
尤ニ奉存候、早速手当もいたし候筈、何時ニても上納
之考ニ御座候、辰之口氣如何何度奉存候、いつれ筑面
会、国元之家老申談候上、何事も万々可申上、此等之
儀辰等江も都合よろしき様ニ奉希候、色々申上度事も
御座候へ共、取込候条南部江之書面等、御照し合御覽
可被下候、將(島津將曹)・平(伊集院平)等之儀も、委細
南部江申遣候条、御聞可被下候、先は要用旁奉申上候、
且又来参比合(来年御参府ヲ云フ)等之儀も御勘考可被
下候、異人来年(嘉永五壬子)迄ニ罷帰候ハ、何卒御
賞之処同番江も奉願度、兼申上置候、其地之儀申上落候

義も御座候ハ、何事も宜敷奉希候、

一其御地(江戸)之様子何事も御教示可被下候、肥前(佐
賀侯)縁組内匠頭等之義も、如何何度奉存候、以後尊書
被下候ハ、何卒筑迄被下候様、左候へはかへつて早
く相達し申候、此度も南部江頼申上候、中山人数之儀
も是非渡候様(琉球警衛人数ヲ云フ)云々、南部等より牧
等(閑老牧野備中守)之口氣にて、不申参候ては、行れ不
申候、夫ニは少しも早く平の分取除け(平ハ伊集院平ヲ
貶斥ヲ云フ)不申候ては、内実難取計様子(斉興公御手前
ノ事情ヲ云フ)有之様ニ存申候、委細は国元より可申上
候、貴子様江国より差上候書状も、筑江頼申上候条、
左様思召可被下候、先は草々奉申上候、恐惶謹言、

薩摩守

卯月七日

遠江守様(伊達)

猶々時氣御自愛專一奉存候、以上、

(宇和島伊達藩事務所蔵本にて校訂)

一八二 同上ノ二九月廿日

愈御安榮奉賀候、然は昨日申上候中山(琉球)之義、此

度之アメリカ船之届は、差出ニ相成申候へ共、去年渡
来之英船之義は矢張押隠シ、何事も御届ケ無之(先年往
々如此コトアリタリ)、アメリカ参候義は、此度御届ニ相
成申候、昨日之御文意少々思召違ニ奉存候間、念の為
申上候、事実之書面且御届之書面も、近日差上可申候、
且又御風氣之由如何奉伺度、廿二日鐵砲洲(脇坂候乎)
江御出之よし、種々御配慮忝奉存候、いつれ小子所存
も申上候様可仕(外国取扱向ヲ云フ)、廿二日ニ参度候へ
共、夫ては不宜候間、参り不申候、廿二日昼比迄ニ、
成丈所存之処書付差上可申候、先は早々如斯御座候、
頓首、

(嘉永三年カ)
九月廿日

麟洲齊拜

藍公閣下伊達宗城公

(字和島伊達事務所蔵本にて校訂)

一八三 牧野備前守江書 (草稿)

アメリカ書翰得ト披見仕、愚意之趣相認候間、奉差上
候、尤御懇達之趣モ被為在候得共相控、其御事情モ不

通候付、心底不残

御為筋ト奉存候儀ニ付、申上候、且又不快十分ニ無之、
押テ相認候間、少々落字書入等仕、彼是以奉恐入候、
愚意之趣御取用ニ相成候事ハ、無覺束奉存候得共、万
一御此間数字不明ニモ相成候ハ、難有仕合此段御聞置可
被下候、恐惶謹言、

七月十七日

昼後出ス

小弁次持参

牧野

別紙ニテ出

過日ハ浦賀表異船滞留中、現行等之事不差立奉伺候処、
其内御渡ニモ可相成旨難有奉存候、右之趣拜見之上、
書翰之趣等得ト相考可申上旨奉伺候間、過日家来ヲ以
奉伺候処、少々ハ御延引之旨奉伺候間、先書翰之趣一
日モ速ニ奉申上度奉存候間、今日差上申候、尤其内御
封之物ニテ渡ニモ相成候ハ、拜見之上申上候次第モ
可有之、過日申上置候末ニ付、此段モ不差立奉申上候、
以上、

同日辰ノ口へ

アメリカ書翰得ト披見仕候ニ付、愚意之趣今ハ西御丸所へ差出申候、御懇達ニ付、不敬之文段モ有之、且又不快十分ニ無之押テ相認候間、落字書入等仕奉恐入候得共、一日モ速ニ差上度奉存候間、今日差出候事ニ御座候、此段奉申上候、以上、

七月十七日

〔後巻より移す〕

一八四 参考 福岡藩士早川勇記事抄

嘉永四年二月朔日、松平大隅守齊興殿隠居、嫡子修理大夫齊彬殿家督被 仰付、後薩摩守ト改ラル、同年四月、齊彬殿帰国ノ節筑前国通行、四月廿六日、齊溥殿(美濃守)箱崎ニ於テ出会有之、齊彬殿ハ夫ヨリ住吉神社参詣有之、

右ハ齊興殿父子之間ヲ、姦臣共相隔候ヨリ廢嫡(廢嫡云々ノ事実内証記ニ詳記ス)之意ニ候処、忠志之輩齊溥殿ニ訴告シ、宇和島城主伊達遠江守宗城殿被仰合、老中阿部伊勢守正弘ニ申入、首尾能隠居家督相濟、將軍家ヨリ齊興殿數十年相勤候段被賞、手自香爐(

香爐ニ非ラス茶入ナリ、朱眉衝ト云フ)被下、一國平穩

ニ相成リ、志士之輩ト齊溥殿御尽力之故ト、一同奉存候由、右ニ付齊彬殿ニハ、島津家祖先以來住吉神社信向^(仰)之儀ニ付、筑前住吉宮ニモ参詣致度ト御申立ニテ、箱崎ニ於テ齊溥殿へ厚ク御謝礼有之タルヨシ、

訴告人ハ井上出雲守(後工藤左門経徳)、嘉永三年正月九日福岡到着、二月廿二日木村忠之丞(忠ハ仲ノ誤、後北条右門時澄)

右兩人齊溥殿へ訴告ノ次第ハ、出雲守、吉永(源八郎)方へ馳セ込候処、源八郎留守ニ付、同勤佐藤勘大夫方へ参ル、其節経徳自筆ニテ半切紙三間計ニ相認メ、勘大夫へ差出候、其手際誠ニ聞キ伝へ、諸人感賞スル処ナリ(是書佐藤家出火ノ節焼失セリ、オシムヘシ)

一洋中(洋中ハ原名岩崎仙吉)・竹内五百都(原名竹内伴右衛門)ハ、余程後レテ筑藩ニ入り込来ルナリ、此兩人ハ本藩ノ人ニアラス、加治木ノ家人ト云フ(島津兵庫カ家士ナリ)、夫故工藤・北條トハ大ニ功ノ勝劣アリシト云フ、又曰ク、洋中・竹内ノ兩人ハ、故三郎殿ヲ諫メ(諫メタルハ誤聞)タリトモ云フ(四人共度々姓名ヲ変シ候得共、煩

敷マ、略ス)

一木村忠之丞筑前へ走レル時、薩州ノ追捕急ニシテ、既

ニ危急ニ迫タリ、肥後八代ニ入り、同所真宗某寺ノ住

僧保護致シ呉レ、筑前ニ入り込ムニハ、八代城代長岡

(尾寄)監物殊之外尽力致シタル由(是ハ忠之丞直話)

一筑前ニ入込テモ追捕人入込探訪敵シケレハ、所々ニ居

ヲ移シ、始終出没シ身ヲ隠セリ、後約ル所ハ左ノ如シ、

是ニハ齊溥殿殊之外御配慮ニテ、此事ハ吉永・佐藤両

人ノ外ハ知ルモノナシ、

北條延工藤玄界早良大竹内上座郡居住黒田

一北條妻後ニ本妻福岡西新竹内全宗像郡大島村平洋中全士族

以上記スル処其概要ニ止ル、内訂紀ニ参照スヘシ、

一八五 参考 黒田家公書抄

二月二日

松平大隅守様高真御手船大小二三十艘、類船ニテ御領

海大島前通船之処、向風ニ相成、大島へ二十艘余引返シ

来繋船、琉球人帰国ニ付、召連罷下候役々之乗船也、

同三日風波烈敷、橋船二隻ニ琉球人ヲ乗セ、同島へ上

陸、附添役々ヨリ依頼箇宿申付、琉球人ハ同島安昌院

宗、付添役々ハ浦人共家居所々へ宿申付(此一件同島定

番昼夜宰筋判行届、船々繋直方等同島之者共稱敷相働)、三

日夜風波之節、橋船一隻流失(此船波津浦へ流寄乗組水主

三人溺死、右追々之注進、同七日一同相達候付、取締

彼是早速役々等差出候処、翌八日朝、琉球人初本船へ

乗込大島出帆、唐泊浦へ繋置候旨相達候付、出役之面

々途中ヨリ直ニ同浦へ罷越、附添之役方出会御取扱筋

取計、右船々十日晝同所出帆、

三月十二日

於長崎平戸間役ヨリ以廻状、去ル三日巻岐国廿里程沖

へ異国船二隻相見、翌四日帆影不相見候段、御奉行所

へ御届仕候旨、委細之趣申来、

四月二十六日

松平薩摩守様斉彬御家督初テ御下国、御領内内宿通御

通路、今日箱崎町茶屋御休、箱崎於御茶屋齊溥公御出

会御饗応有之、同夜博多御泊、同二十七日御出立相成

(頭註)早川記事参照
(此節住吉宮御参詣有之)
此度御出会之義前以御双方ヨリ御伺相済ム(幕府へ)、

此方様御忌中ニテモ、御近親之御事故無御差支趣ニ付、乍御忌中御出会被成事候、

一八六 伊地知貞馨記事抄

嘉永四年、照國公封ヲ襲キ玉ヒ、弊政ヲ洗滌シ、大ニ文武ヲ磨礪シ、学問ノ趣旨ヨリ読書ノ順序ニ至ルマテ、手書ヲ以テ教示シ玉フ、五年七月、造士館ニ就キ江戸遊学ノ事ヲ願ヒ出ツ、即チ允可ヲ受ケ、又本官ヲ帶ヒ、八月末鹿兒島ヲ発シ、十月初旬江戸ニ着シ、昌平館寮充ルヲ以テ、安積良齋君塾ニ入り、同年十二月昌平館ニ入ル、之ヲ鹿兒島藩々費ヲ以テ遊学ノ始トス、後四五年ヲ経ルニ及ヒ、出府遊学スル者多シ、

一八七 鎌田正純意見

浅識之ケ条御尋問申上候義、甚輕卒汗顔之至ニ御座候得共、主家ノ為ハ乍恐、

天下ノ御為下向ノ恥差扣候テハ、却テ国家ノ大事ヲ誤リ候半ト、此内ヨリノ御懇篤ニスカリ、薩藩ノ為左之

通御尋問ニ及ヒ、尤至極ノ拙問、御点ノ打処モ有御座間敷候得共、ヒタ打ニ御打付被下度奉希候、

一兵ノ根本ハ、君仁政ヲ行ヒ、四民其所ヲ得、何レモ職分ヲ励精致、士以上格位ノ品々寄り食録等ニ至迄、急度名実相備、平常ノ政事ニテ軍律悉ク相立、実場ニ臨ミ動搖不致様、兼テ人氣一和ノ処ニテハ有之間敷哉之事、

一上ヨリ一度令降候儀ハ、端々末々迄モ服従致、万事ノ制度易簡ニシテ、上下信義ヲ不失、義ヲ見テ利ニ陥ラス、礼義廉恥之風被行候ヘハ、博学多才ノ士少ク候テモ可相濟哉ノ事、

一儉素ヲ専ラニシテ国家ヲ富シ、武士タルモノ平常艱苦ヲ不忘、弓馬・刀槍・銃砲等ノ術研究ハ勿論、山川海ノ險難ニ身ヲ鍊リ、操鍊ノ組立ニハ銃砲ヲ専ラニシ、中ニ弓馬・刀槍其所長ヲ以、手話ニ相備、坐作進退ノ相凶モ、一度耳目ニ相触候時ハ、衆勇奮暫イタシ候様ノ品相用可然哉ノ事、

一海岸江相備ノ大砲并ニ野戰砲モ、西洋伝ヲ相用ノ内、坂元天山大人ノ百目・二百目ノ車台ハ、前後・左右・高下実地利用ノ益ニ付、野戰砲ヘ相交、且荻野・天山

両流ノ拾刃筒ヲ一隊ニ組、拾刃以下ノ小筒モ又ハ一隊

ニ組、当時流行ノ劍銃ハ又別隊ニイタシ、尤海軍ニハ

専ラ劍銃ヲ相用候ハ、第一火難ヲ相除可申哉ノ事、

一 国中海岸相拘候場所ハ、土着ノ士江地頭・領主指揮イ

タシ、互ニ援兵ト相成、容易城下不備繰出、軍艦ノ役

場而已差出、第一人馬ノ奔走ヲ省キ、却テ彼ヲ奔命ニ

劣シ候様ノ計策、肝要ニテハ有之間敷哉ノ事、

西洋伝ノ劍銃且騎・歩兵陣列等、利害得失何様相心得

可然哉之事、

当節流行ノ西洋銃陣ハ、専平場之備立ト相見得、山川

險阻ニ臨ミ候テハ、何様活法出来可申哉不審之事、

彼ハ連年戦争ニ馴試ノ銃隊ニテ、追々相開新工夫モ相

渡可申、夫ヲ其俣一向ニ修行イタシ、近年中彼ニ必勝

ノ利可有御座哉難晴候事、

当今ノ勢ニテハ、鉄砲袖一ツニテ甲冑モ不用ト申位砲

術開候処ヨリ、右通兵勢モ盛成様ニ候得共、実ノ利害

得失何様可有之哉不審難晴候事、

西洋法ノ銃陣ニテハ、頭ヨリ彼力のニ相成候様ニモ有

之、彼力砲勢ニ不取逢虚ヲ打鑿ニイタシ、妙策アラマ

ホシク、右等ノ利害得失更ニ難弁候事、

巳六月

鎌山水拜問

一八八 樺山資之日記鈔

嘉永四年

正月

六日

同席中下瀉へ立華ノ松伐り方トシテ、四人列吉利ノ様

差越一宿、夫ヨリ田布施マテ廻リ、伊作ノ湯治ニ一日

滞在、翌十二日帰候事、

十八日

玉里御茶屋拜見、夫レヨリ妙谷寺御造り替ノ由ニテ参

詣ス、

十九日

今日、華初御書院ノ間へ都テ飾リ相成候事、

今日、華初御書院ノ間へ都テ飾リ相成候事、
(二月十九日) 太守齊興公御隠居、少将齊彬公御家督被為在候段、

今日江戸飛脚着ス、江戸御邸内賑々敷事トモ申来ル、

万民御明君ト奉仰候故、一統奉恐歎候、

(二月) 二十一日

今日御隠居・御家督ノ御弘ニテ候事、

(二月)
二十二日

諸士於敷舞台御祝義申上、三ハカリ為有之由、近年ニ珍敷大勢ナリト承及候、

二月

(嘉永五年)
二十一日

今日吉野原ニテ御関狩有之、有村同道見物ニ登リ、御棧敷ノ様差越、

上様鹿御打留被遊候、後ニ惣勢御棧敷前ニ寄セ来リ折敷候テ後、御暇ニ相成候、

御帰殿被遊候故、御城下・諸郷・都城等ノ人数一万四千六百余人ト承候事、

三月

九日

堀八郎右衛門殿江戸詰ノ処、今日着ノ由ニテ、兄君同道水上マテ迎ニ差越、坂ノ下ニテ暫時休ミ、帰り又差越五時分ニ引取候事、

齊興公御隠居ノ前方、調所氏專權ヲ以テ諸士紛々ノ勢ニ候処、国乱ノ儀到来、余多ノ人タイツレモ志有ル人数ニ候処、陰謀トヤラ申処ニテ御咎ヲ蒙リ、サスカニ

口惜シク不便ナル次第、以前ニ秩父ノ一党後内乱甚敷、只悪ヘキハ奸賊ニテ候、諸役人抔被差免候テ無致方段

々有之、然ルニ

宰相公(新納嘉藤)ヘ兄君ハ御側近ク奉仕、近比ニ重富ノ方ニ御附

被仰付候処、御免ニテ無役トナリ被成候、無祿ノ事故、則ヨリ柄卷ノ職業ヲ被初、困窮ニ究ノ事年久シ、大牧

ヘ唐芋作りトモイタシ、飯料ノ補ヒ被成候事、

十一日

奈良原氏同道、吉野中村與兵衛殿所ヘ差越、取持ナト被致九ツ時分帰候事、

四月

三日

大山正殿(正門)・有村俊齋殿同道、藥丸氏ヘ稽古ニ出、三人迄ニテ夜入過帰候事、

五日

今日虎壽丸様御三歳ニ被為成候御弘ニ付、諸士御祝義申上候事、

六日

有村俊殿同道、城ヶ谷田中治右衛門殿ヘ字頼ニ差越候事、

〔嘉永五年〕
十三日

從弟清之丞久見崎へ藏役ニテ差越居候間、清次郎同道
ニテ差越シ、向田ヨリ舟ニテ下リ、五代へ泊リ、翌十
四日川下小倉ト云ヘル所ニ寄り、久見崎へ四ツ時分ニ

行着候事、

〔嘉永五年〕
十五日 晴

今日ハ高江馬追ヒ見物ニ差越シ、余多ノ人ニテ暮ニ帰
ル、

〔嘉永五年〕
十六日

今日ニハ近所ヨリ招キ候間、皆々差越シ、飯ノ馳走ニ

預リ候、

〔嘉永五年〕
十七日

舟ヨリ渡リ風呂ニ入り、琵琶借リテ帰ル、舟ニテシラ

へ慰候、夜入過ヨリ山寺へ行キ琵琶引キトモ有之、御

船頭杯モ来リ御舟歌杯聞、夜更テ帰候事、

〔嘉永五年〕
十八日

御船頭小野木ト申スモノ、古家ノ由ニテ差越、由緒ノ

書附等色々ノ言伝等承候事、

〔嘉永五年〕
十九日

打立舟ヨリ五代ノ様参リ、百姓ノ所へ一宿イタシ、翌

日早目ニ打立、清之丞同道、清次郎ニハ小倉トイヘル

所ニ昨日差越候テ、此所ヨリ別レ舟ヨリ被帰候、市來

港ニテ飯食、伊集院町横井杯へモ休候事、

五月

八日 雨

今日

太守齊彬公御初入部ニ付、早朝ニ致出勤候、

御殿ノ下へ出テ奉拜候、御馬ニ被為召、千石馬場筋其

外罷出候人々多キ由ニ候、出水ニテハ勢揃杯御覽ノ由

ニ候、

十六日

初テ御筆ノ仰出有之候、

仰出書ハ本書ニ記シタレトモ、写ニハ略ス、

十七日

昨十五日、五社へ御束帯ニテ御参詣、諸士惣御供被仰

付候事、

二十日

諏訪小路ノ研師緒方所へ、兼テ承居候

〔島津宗徳〕
慈徳院様被為帯候御腰物研方ニ下リ候テ、拜見イタシ

候、谷山ノ大和守安行、三尺一寸御拵モ其俣ノヨシニ

テ、縁頭無地ノ鉄金龜、表裏二十文字御紋ノ透ノ彫、
鞘ノ塗リハ大朱摺ハカシ、鞘尻鉄張、柄ハ黒糸ノ平巻、
誠ニ御質素ノ程モ奉忍候、大山後角右衛門殿ノ其時分、
女中御老寄ノ方被書置候覺書ノ内ニ、御容貌ノサヤ抔
委敷相見得、毎ノ御髪ノ毛ソラケテ被為人、又御馬被
成候ニ、御足ノ毛多ク、御身体モタクマシク、御方様
ニテ被為帯候御腰物、御馬ノハラヨリモ下ニ長ク出候
トテ、寸ナカラ奉見様ニ候ト曰外咄ニテ候、則御刀拜
見仕一入ニ奉感候、右ノ書書是非見度事ナリ、心ヲ寄
セ居候処、所持ノ人アル哉聞オヨヒタリ、
二十日

今日 太守様諸士初テ御目見、於敷舞台被仰付候都テ
ノ人数三千人余ト承及候事、

六月

十二日

御譲リ御道具御覽、御対面所へ御飾付ニ相成候ヲ拝見
仕候事、

二十日

二男家暫時ハ打絶、出入モ不致候処、先比ヨリ樺山五
郎兵衛殿被參、彼是ト被申候訳ニテ、今日被招候間、

皆々差越候処、馳走抔有之、夜七ツ時分迄モ嘶帰候事、

一八九 小松帯刀系圖

嘉永四年

五月

八日

太守齊彬公御家督御着城之御礼トシテ、徳川將軍家へ
御使者相勤ル、

一九〇 安田助左衛門日記鈔

嘉永四年

七月

廿八日

山川へ致着船候付、翌廿九日鹿兒島へ列越、西田町下
会所へ被召置候、萬次郎船ニ乗り測量ニ通シ居候間、
船雛形製作等被仰付候、左候テ田中清右衛門・田原直
助并御船手御船頭ナトニモ、掛被仰付日々罷出候、

安田助左衛門

岩元清藏

右へ相附

足輕式人

右ハ琉球へ漂着土佐国ノ者共、長崎へ被差送候ニ付キ、
為警固被遣候条、日限ノ儀ハ追テ可申渡候、

但

久見崎ヨリ乗船申付候、

八月

豊後

右之通り被仰付、九月十八日御当地出立、同晦日長
崎へ着船、翌十月初日御奉行所へ漂民御請取相済、

同十三日帰府、其後太平布式反致骨折候趣ニテ致拝
領候、

十一月

六日

内ノ浦沖へ異国船相見得候段、注進有之候折柄、

上様指宿二月田へ被為 召候付、相良彌兵衛同道、其
夜八半過出宅、翌日四ツ半時分指宿へ參着、御届申上
ケ同シ夜帰家、